# 大学入試センター年報

昭和62年度

平成3年3月

大学入試センター

# 大学入試センター年報

昭和62年度

# 昭和62年度大学入試センター年報目次


第１　総　　説

1　事業の概要 …… 1

2　定員及び予算 …… 3

3　機構 …… 4

4　規程等 …… 5

5　会議 …… 8

(1)　評議員会 …… 8

(2)　運営協議員会 …… 9

(3)　専門委員会等 …… 10

ア　教科専門委員会 …… 10

イ　試験問題特別委員会（運営協議員会） …… 11

ウ　試験問題特別専門委員会 …… 11

エ　実施方法専門委員会 …… 11

オ　資料公開等特別委員会（運営協議員会） …… 11

(4)　共通第１次学力試験等連絡協議会 …… 11

ア　総合部会 …… 11

イ　試験問題部会 …… 12

6　広報活動 …… 13

(1)　広報資料の刊行 …… 13

(2)　諸資料の発表等 …… 16

第２　昭和63年度共通第１次学力試験の実施状況

1　実施の概要 …… 17

2　実施要項の決定等 …… 18

(1)　実施要項及び受験案内の決定・発表 …… 18

(2)　実施日程 …… 20

(3) 説明協議会の開催 …… 21
(4) 実施担当者会議・情報処理連絡協議会の開催 …… 21
(5) 受験案内の配布 …… 21
3 出願の受理及び受験票の発行 …… 22
(1) 志願状況 …… 22
(2) 確認はがきの発送及び不備な出願書類の修正 …… 22
(3) 試験場の設定 …… 23
(4) 受験票等の発行 …… 23
(5) 検定料の収納 …… 24
4 試験実施 …… 25
(1) 実施体制等 …… 25
(2) 試験時間 …… 26
(3) 受験状況 …… 26
(4) 身体に障害のある志願者に対する措置 …… 27
(5) 追試験の実施 …… 29
(6) 正解の発表 …… 29
5 実施結果 …… 30
(1) 答案の読み取り及び採点 …… 30
(2) 答案のマークもれ等の状況 …… 30
(3) 平均点等 …… 30
(4) 成績の提供 …… 30
(5) 合格状況資料の提供 …… 31
(6) 出願状況資料の提供 …… 31
6 試験問題 …… 32
(1) 試験問題の作成 …… 32
(2) 科目の平均点等 …… 32
(3) 出題の誤り等について …… 33
(4) 試験問題に対する意見 …… 34

第3 大学入試の改革
「新テスト」(仮称)の検討・準備状況 …… 35

第4 調査研究
1 調査研究組織及び研究課題 …… 49
2 調査研究状況 …… 51
3 共同研究 …… 54
4 調査研究のための資料の提供 …… 55

第5 資 料
1 昭和62年度業務日誌 …… 57
2 昭和62年度大学入試センター役職員 …… 63
3 規程等 …… 65
(1) 大学入試センター研究部長候補者の選考の手続に関する規程の一部を改正する規程 …… 67
(2) 大学入試センター客員教授の選考手続等に関する規程の一部を改正する規程 …… 68
(3) 大学入試センター秘密文書等取扱規程の一部を改正する規程 …… 69
(4) 大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則 …… 70
(5) 大学入試センター共通第1次学力試験の答案等の保存等に関する規則の一部を改正する規則 …… 71
(6) 大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則 …… 72
(7) 国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第1次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則 …… 73
(8) 大学入試センター教官候補者の選考等の手続に関する細則の一部を改正する細則 …… 74
(9) 大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規 …… 75
(10) 大学入試センター研究部教官会議の運営等に関する内規の一部を改正する内規 …… 76
(11) 大学入試センター研究部の紀要に関する申合せの一部を改正する申合せ …… 77
(12) 大学入試センター研究部の紀要のうち部外秘扱いとするものに関する申合せの一部を改正する申合せ …… 78
(13) 情報資料のうち電子計算機に係るデータの使用及び研究成果の公表手続に関する申

合せ …… 79
⑭ 「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について』の一部改正について …… 80
⑮ 『大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について』の一部改正について …… 81
⑯ 大学入試に関する情報提供検討委員会の設置について …… 82
⑰ その他（掲載省略） …… 83
4 関係法令 …… 84
(1) 大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令 …… 85
(2) 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令 …… 86
5 実施要項等 …… 90
(1) 昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項 …… 91
(2) 昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験案内（抄） …… 98
(3) 昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験志願票 …… 161
(4) 昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験票 …… 162
(5) 昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験者心得 …… 164
(6) 昭和63年度共通第１次学力試験の試験場設定について …… 168
(7) 昭和63年度共通第１次学力試験における各地区の追試験実施大学の指定について …… 171
(8) 昭和63年度共通第１次学力試験志願者の試験場別割当について …… 175
(9) 昭和63年度共通第１次学力試験試験場一覧 …… 176
⑩ 大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項について …… 190
⑪ 昭和63年度の大学入学者選抜実施要項について（文部省） …… 193
6 国公立大学入学者選抜関係統計資料
(1) 昭和63年度国公（私）立大学の入学者選抜実施状況 …… 201
(2) 昭和63年度共通第１次学力試験都道府県別試験場・志願者・受験者 …… 205
(3) 昭和63年度共通第１次学力試験実施結果の概要 …… 206
ア 昭和63年度共通第１次学力試験（本試験）平等点等一覧 …… 206
イ 共通第１次学力試験受験者数・平均点の推移（本試験） …… 207
7 国会における大学入試に関する質疑 …… 269
8 大学入試における新聞論調等一覧 …… 270

# 第１ 総 説

## 1　事業の概要

大学入試センターは、「国立大学の入学者の選抜に関し、共通第１次学力試験の問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うとともに、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究を行うこと」を目的として、昭和52年５月に発足し、これまでに10回の共通第１次学力試験を実施した。

⑴　昭和63年度の共通第１次学力試験は、当センターと各国公立大学及び産業医科大学の緊密な連携のもとに、昭和63年１月23日（土）、24日（日）の両日、全国318会場で、396,575人の志願者について一斉に行われた。

本年度の大学入学者選抜試験において、各大学が共通第１次学力試験で課す教科・科目数は、原則として５教科５科目（大学・学部によっては４教科・４科目以下を課すことも可能）とし、各大学が実施する第２次試験は、受験機会の複数化により二つ以上の大学・学部に出願・受験することができ、前年度と同様の方法で行われた。ただし、同一日程グループでの二つの大学・学部等への出願は禁止された。

⑵　臨時教育審議会の「教育改革に関する第１次答申」において提言された大学入学者選抜制度の改革案を受けて、文部省は昭和60年７月に「大学入試改革協議会」を設置し、共通第１次学力試験に代わる新しいテストの構想について研究協議を重ねてきた。

大学入試改革協議会は、昭和61年７月にこのテストの基本的な構想について取りまとめ、公表するとともに、当センターが昭和61年９月に設置した『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会』における調査検討結果をも踏まえてさらに検討し、最終報告を昭和63年２月15日に「大学入試改革について（報告）」として発表した。

この報告に基づき、当センターにおいて、昭和65年度の大学入学者選抜からの「新テスト（仮称）」実施を目途に、関係各団体、機関等との緊密な連携協力を図りつつ、周到な実施準備が取り進められることとなった。

⑶　当センターは、各国立大学における入学者選抜方法の研究に資するため、共通第１次学力試験に係るデータの提供を積極的に進めるとともに、国立大学入学者選抜研究連絡協議会を中心に、各大学との研究と情報の交換を促進した。

なお、当センター研究開発部の調査研究の成果として、大学入試センター研究紀要第23号（通算）

を刊行した。また、大学入試の現状及び改善方法について広く周知を図るとともに、大学入試の改善に資するため、大学入試フォーラム第10号（通算）を刊行した。





## 2　定員及び予算

### (1)　定　員

昭和62年４月１日

| 所長 | 企画調整官（副所長） | 管理部・事業部 | 研究部 | | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事務官・技官等 | 教授 | 助教授 | 助手 | 小計 | |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 1 | 1 | 74 | 5 | 5 | 4 | 14 | 90 |

ア　研究部を研究開発部に名称変更するとともに、追跡研究部門、評価研究部門を評価・追跡研究部門に統合し、進学適性研究部門を新設した。

イ　事務部門の整備（管理部庶務課及び事業部事業課に事務官各１人増員）を行った。

### (2)　予　算

共通第１次学力試験の実施に要する経費及び臨時教育審議会の「教育改革に関する第一次答申」で提言された新テストの実施準備に要する経費等の予算が次のとおり計上された。

ア　共通第１次学力試験経費　　4,534,012千円

イ　新テスト実施準備経費　　429,807千円

合　計　　4,963,819千円

### (3)　決　算

| 事項 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| | 千円 | |
| （項）国立大学 | 4,862,295 | |
| ・人件費 | 454,607 | |
| ・管理運営費 | 1,434,720 | （新テスト実施準備経費を含む。） |
| ・共通第１次学力試験の実施に必要な経費 | 2,972,968 | |
| （うち各大学分経費） | (1,250,021) | |
| （項）施設整備費 | 13,778 | |
| 合計 | 4,876,073 | |

## 3　機構

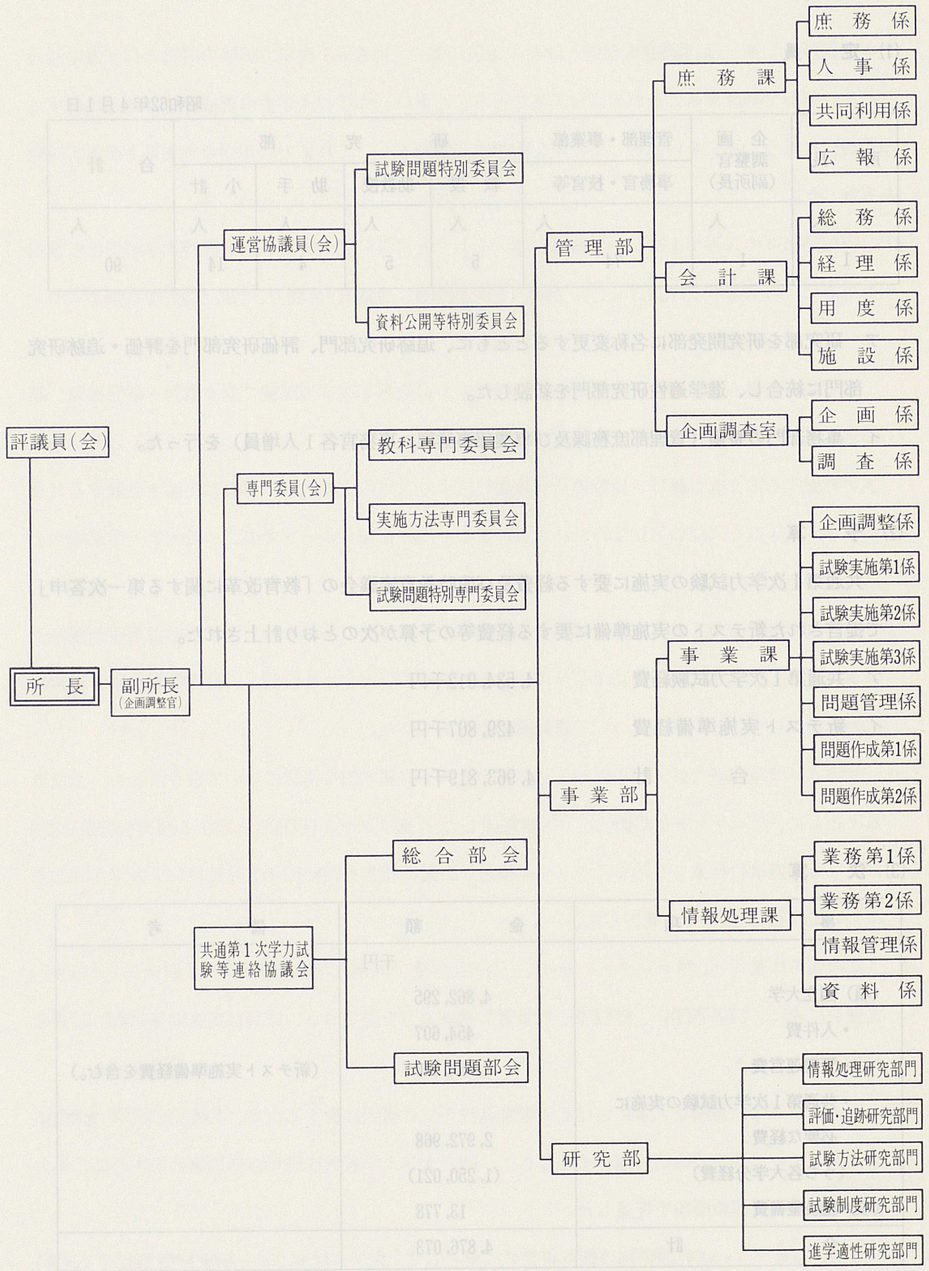






## 4　規程等

大学入試センターの事業の運営及び機構の充実等に必要な諸規程の制定（一部改正）を行ったが、その主なものは次のとおりである。

### (1)　規　　程

ア　大学入試センター研究部長候補者の選考の手続きに関する規程の一部を改正する規程（昭和62年５月21日規程第１号）

「大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令」（昭和62年５月21日文部省令第18号）の公布により、大学入試センターの「研究部」を「研究開発部」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

イ　大学入試センター客員教授の選考手続等に関する規程の一部を改正する規程（昭和62年５月21日規程第２号）

「研究部」を「研究開発部」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

ウ　大学入試センター秘密文書等取扱規程の一部を改正する規程（昭和62年５月21日規程第３号）

「研究部」を「研究開発部」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

### (2)　規　　則

ア　大学入試センター共通第１次学力試験試験問題等取扱規則の一部を改正する規則（昭和62年４月１日規則第１号）

試験問題に関する書類等の取扱いについて整備を行った。（掲載省略）

イ　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則（昭和62年５月21日規則第２号）

「研究部」を「研究開発部」に改め、事業課に「試験実施第３係」を設置したことに伴う条文の整備を行った。

ウ　大学入試センター共通第１次学力試験の答案等の保存等に関する規則の一部を改正する規則（昭和62年５月21日規則第３号）

「研究部」を「研究開発部」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

エ　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則（昭和62年５月21日規則第４号）

「研究部」を「研究開発部」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

オ　国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則（昭和62年７月20日規則第５号）

「国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令」の制定に伴う文部事務次官通達（昭和62年６月26日付け文高学第207号）に基づき、国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料の額を「10,000円」から「11,000円」に改正した。

### (3)　細　　則

ア　大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する細則の一部を改正する細則（昭和62年５月21日細則第１号）

「研究部」を「研究開発部」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

### (4)　内　　規

ア　大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規（昭和62年５月21日内規第１号）

「研究部」を「研究開発部」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

イ　大学入試センター研究部教官会議の運営等に関する内規の一部を改正する内規（昭和62年５月21日内規第２号）

「研究部」を「研究開発部」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

### (5)　申 合 せ

ア　大学入試センター研究部の紀要に関する申合せの一部を改正する申合せ（昭和62年５月21日申合せ第１号）

「研究部」を「研究開発部」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

イ　大学入試センター研究部の紀要のうち部外秘扱いとするものに関する申合せ（昭和62年５月21日申合せ第２号）

「研究部」を「研究開発部」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

ウ　情報資料のうち電子計算機に係るデータの使用及び研究成果の公表手続に関する申合せ（昭和62年５月21日申合せ第３号）





情報資料のうち電子計算機に係るデータの研究開発部における取扱いについて、大学入試センター内における使用手続き及び大学入試センター外に対する研究成果の公表手続について、必要な事項を定めた。

### (6)　所長裁定

ア　『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について』の一部改正

委員の構成のうち、大学入試センターの選出区分を「所長、副所長、研究部長」を「所長、副所長、研究開発部長」に改正した。

イ　『大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について』の一部改正

委員会の組織のうち、「大学入試センター研究部教員　若干名」を「大学入試センター研究開発部教員　若干名」に改正した。

ウ　大学入試に関する情報提供検討委員会の設置について（昭和62年７月31日所長裁定）

大学を志望する受験生や高等学校における進路指導の改善に必要な情報及び各大学の教育研究活動状況等の情報の具体的な内容等、その提供方法等を検討するために大学入試に関する情報提供検討委員会を設置し、その組織等について必要な事項を定めた。

## 5 会　　議

### (1) 評議員会

評議員会は、2回開催し共通第1次学力試験の実施に関する基本方針、「新テスト」(仮称) 及び大学入試に関する情報提供、概算要求の基本方針等大学入試センターの管理運営に係る重要な事項について審議を行った。

ア　評議員

| 氏　　名 | 現　(官)　職 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 有　江　幹　男 | 北海道大学長 | 昭62. 5. 1まで |
| 飯　島　宗　一 | 名古屋大学長 | 昭62. 8.31まで |
| 石　田　名香雄 | 東北大学長 | |
| 井　手　源四郎 | 千葉大学長 | |
| 岡　本　道　雄 | 科学技術会議議員 | |
| 木　村　　等 | 香川大学長 | 昭62. 9. 1から |
| 熊　谷　信　昭 | 大阪大学長 | 昭62. 9. 1から |
| 崎　山　耕　作 | 大阪市立大学長 | |
| 高　木　　篤 | 鳥取大学長 | 昭62. 8.31まで |
| 田　中　郁　三 | 東京工業大学長 | |
| 高　橋　良　平 | 九州大学長 | |
| 津　田　朱　粒 | 新潟大学長 | 昭62. 8.31まで |
| 新　野　幸次郎 | 神戸大学長 | |
| 西　島　安　則 | 京都大学長 | 昭62. 8.31まで |
| 早　川　幸　男 | 名古屋大学長 | 昭62. 9. 1から |
| 伴　　義　雄 | 北海道大学長 | 昭62. 6.10から |
| 北　條　舒　正 | 信州大学長 | 昭62. 9. 1から |
| 丸　井　文　男 | 愛知教育大学長 | |
| 向　坊　　隆 | 原子力委員会委員 | 昭62. 8.31まで |
| 森　　亘 | 東京大学長 | |

イ　審議の概要

| 回 (開催期日) | 議　　事 |
|---|---|
| 第29回<br>(昭和62年6月15日) | 報告事項<br>(1) 教官人事について<br>審議事項<br>(1) 昭和63年度共通第1次学力試験について<br>(2) 「新テスト」(仮称) について |





| | |
|---|---|
| 第30回<br>(昭和63年2月17日) | 報告事項<br>(1) 教官人事について<br>(2) 昭和63年度共通第1次学力試験の実施結果について<br>(3) 昭和63年度予算の概要について<br>審議事項<br>(1) 所長の任期について<br>(2) 昭和64年度共通第1次学力試験について<br>(3) 大学入試に関する情報提供について |

### (2) 運営協議員会

運営協議員会は、4回開催し、センター諸規程の一部改正、共通第1次学力試験の実施、臨時教育審議会答申のテスト、大学入試に関する情報提供及び教官人事等大学入試センターの管理運営に関する具体的な事項について協議を行った。

ア　運営協議員

| 氏　　名 | 現　(官)　職 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 堯　天　義　久 | 大学入試センター所長 | 議　長 |
| 石　川　　武 | 北海道大学　法学部　教授 | 昭63. 3.31まで |
| 浮　田　典　良 | 京都大学　教養部　教授 | 昭63. 3.31まで |
| 小　川　國　治 | 山口大学　教育学部　教授 | |
| 奥　田　眞　丈 | 横浜国立大学　教育学部　教授 | 昭63. 3.31まで |
| 河　原　一　男 | 長崎大学　薬学部　教授 | |
| 北　畠　　暁 | 大阪市立大学　医学部　教授 | 昭62. 9. 1から |
| 小　林　哲　也 | 京都大学　教育学部　教授 | |
| 小　林　啓　美 | 大学入試センター副所長 | |
| 坂　元　　昂 | 東京工業大学　工学部　教授 | |
| 佐　藤　正　次 | 大阪大学　教養部　教授 | |
| 佐　藤　泰　正 | 筑波大学　心身障害学系　教授 | |
| 清　水　留三郎 | 大学入試センター　研究開発部　教授 | |
| 中　島　直　忠 | 大学入試センター　研究開発部　教授 | |
| 中　山　和　彦 | 筑波大学　電子・情報工学系　教授 | |
| 野　村　祐次郎 | 大学入試センター　研究開発部　教授 | |
| 福　田　義　一 | 東北大学　教養部　教授 | |
| 丸　井　文　男 | 愛知教育大学長 | |
| 山　田　祥　一 | 東京都立大学　人文学部　教授 | 昭62. 8.31まで |
| 吉　井　　溥 | 横浜市立大学　商学部　教授 | |

イ　議会の概要

| 回（開催期日） | 議　　事 |
|---|---|
| 第72回<br>（昭和62年５月26日） | 報告事項<br>(1)　「新テスト」（仮称）について<br>審議事項<br>(1)　教官人事について<br>(2)　顧問について<br>(3)　昭和63年度共通第１次学力試験について<br>(4)　資料公開等特別委員会について |
| 第73回<br>（昭和62年12月２日） | 報告事項<br>(1)　昭和63年度共通第１次学力試験の出願状況について<br>(2)　大学入試に関する情報提供について<br>審議事項<br>(1)　教官人事について<br>(2)　昭和63年度共通第１次学力試験について<br>(3)　資料公開等特別委員会について |
| 第74回<br>（昭和63年２月16日） | 報告事項<br>(1)　昭和63年度共通第１次学力試験の実施結果について<br>(2)　昭和63年度予算の概要について<br>審議事項<br>(1)　所長の任期について<br>(2)　研究開発部長候補者について<br>(3)　教官人事について<br>(4)　昭和64年度共通第１次学力試験について<br>(5)　資料公開等特別委員会について<br>(6)　大学入試に関する情報提供について |
| 第75回<br>（昭和63年３月24日） | 報告事項<br>(1)　所長候補者について<br>(2)　教科専門委員会委員について<br>審議事項<br>(1)大学入試センター諸規程の一部改正について<br>(2)　教官人事について<br>(3)　臨時教育審議会答申のテストについて |

**(3)　専門委員会等**

ア　教科専門委員会

共通第１次学力試験の試験問題の作成に関する基本方針の策定及び試験問題の作成等に関する専門的事項を処理することを任務とする。

本年度の教科専門委員会は、17部会約230人の委員が試験問題の作成等に当たった。また、従来





どおり点字試験問題の作成等を任務とする特別問題作成部会（８人）を置いた。

これらの委員は、広く全国の国立大学教員の中から委嘱し、各部会とも年間平均12回36日以上にわたって会議を開催した。

イ　試験問題特別委員会（運営協議員会）

共通第１次学力試験の試験問題の文章表現、問題の構成、出題方法、解答方法等の一般的原則に関し、総合的に点検・照合を行うことを任務とする。大学入試センター運営協議員並びに用字・用語の専門家等計11人の委員が、年間２回会議を開催した。

ウ　試験問題特別専門委員会

共通第１次学力試験の各試験問題の作成に関し、その構成、内容、解答等について具体的に点検・照合を行い、正確・適正な試験問題の作成を確保することを主たる任務とする。教科専門委員会委員経験者から委嘱した委員58人が科目別の部会に分属し、各部会とも年間2回会議を開催した。

エ　実施方法専門委員会

共通第１次学力試験の実施方法の検討、情報処理システムの策定等を行うことを任務とする。国立大学から委嘱した15人の教員及び大学入試センター関係者５人の計20人の委員が、年間５回にわたって会議を開催した。

オ　資料公開等特別委員会（運営協議員会）

所長の諮問に応じ、大学入試センターの研究紀要の論文その他入試関係資料の公開範囲等について、調査審議を行うことを任務とする。運営協議員７人以内で構成し、年間３回にわたって会議を開催した。

**(4)　共通第１次学力試験等連絡協議会**

共通第１次学力試験の実施方法、試験問題等について、高等学校側等と連絡協議し、その結果を今後の試験に反映させることを目的とする。総合部会と試験問題部会からなる。

ア　総合部会

共通第１次学力試験に関する一般的、包括的な事項について連絡協議を行う。

全国高等学校長協会代表者、都道府県教育長協議会代表者、大学入試センターの代表者計19人が年間３回にわたって会議を開催し、次の事項等について協議を行った。

(ア)　共通第１次学力試験等連絡協議会試験問題部会委員について

(イ) 昭和63年度の共通第１次学力試験について

(ウ) 昭和64年度の共通第１次学力試験について

(エ) 臨時教育審議会答申のテストについて

(オ) 大学入試に関する情報提供について

イ 試験問題部会

共通第１次学力試験に出題された試験問題の内容、程度、出題方法等について協議検討を行う。各都道府県教育委員会から推薦された48人（１科目につき原則として３人、17科目合計51人以内）の高等学校教員と大学入試センター内の各試験問題作成責任者17人が各科目ごとの分科会に分かれて協議を行い、高等学校教員の委員は、試験問題の評価について報告を取りまとめた。

昭和63年度共通第１次学力試験試験問題に関して、試験問題部会から報告された意見・評価は、年報の別冊として刊行する「昭和63年度共通第１次学力試験の試験問題に関する意見・評価」の中に収録した。





## 6　広報活動

共通第１次学力試験を含めた入試制度の趣旨、実施結果等の概要、研究活動などについて、周知を図り、試験を円滑に実施するとともに、各方面からの意見や批判に対して、センターとしての基本的な考え方を、関係者はもとより、広く一般に周知させるために、広報活動のより一層の充実を図った。

広報資料としては、「共通１次試験」、「昭和62年度共通第１次学力試験の試験問題に関する意見・評価」、「大学入試センター年報」、「大学入試フォーラム No.10」、「大学入試センター票覧」を、また、国立大学協会及び公立大学協会との共同編集による「国公立大学ガイドブック」をそれぞれ刊行した。

### (1) 広報資料の刊行

ア 「共通１次試験」

共通第１次学力試験の実施方法、実施結果及び第２次試験の概要等について解説し、広く一般に普及徹底を図ることを目的とし、８万部作成し、高等学校関係などへ配布した。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

（掲載内容）

(ア) 共通第１次学力試験の歩み

(イ) 昭和63年度国公立大学入学者選抜のあらまし

(ウ) 大学入学者選抜改善資料

(エ) 大学入試センターのあらまし

(オ) 国公立大学入学者選抜実施状況等

（配布先）

各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各都道府県高等学校長協会、各教育関係団体、各在外公館、各報道関係機関など

イ 「昭和62年度共通第１次学力試験の試験問題に関する意見・評価」

昭和62年度共通第１次学力試験の試験問題に関する意見・評価及び問題作成部会の見解を各教科・科目ごとに取りまとめたもの。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

（掲載内容）

(ア) 高等学校教科担当教員の意見・評価

(イ) 教育研究団体の意見・評価

(ウ) 問題作成部会の見解

(配布先)

各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など

ウ 「大学入試センター年報（昭和61年度）」

昭和61年度における大学入試センターの事業を総括したもの。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

(掲載内容)

(ア) 事業の概要及び組織・運営

(イ) 昭和62年度共通第１次学力試験の実施状況

(ウ) 共通第１次学力試験の課題

(エ) 研究

(オ) 資料

規程、実施要項、受験案内（抄）、各種統計資料など

(配布先)

各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など

エ 「大学入試フォーラム No.10」

共通第１次学力試験の実施状況及び大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究活動を中心に、大学入試に係る事例紹介、研究報告、統計資料等を取りまとめたもの。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

(掲載内容)

(ア) 入試随想

(イ) 論説・展望

(ウ) 報告

(エ) 事例紹介

(オ) 研究ノート

(カ) 国公立大学入学者選抜関係統計資料

(配布先)

各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各都道府県高等学校長協会、各教育関係団体、各報道関係機関など





オ「国公立大学ガイドブック（昭和63年度版）」

入学志願者が志望する大学・学部の選択及び高等学校において進路指導を行うための参考として、各大学・学部の特色や、求める学生像、第２次試験の概要などの情報を取りまとめたもの。国立大学協会、公立大学協会との共同編集により作成した。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

(掲載内容)

(ア) 学部・学科等の系統別一覧

(イ) 免許・資格を必要とする主な職業

(ウ) 各大学・学部等の紹介

(エ) 昭和63年度国公立大学入学者選抜のあらまし

(オ) 昭和63年度第２次試験等各大学の入学者選抜の概要

(カ) 昭和62年度各大学・学部別入学志願状況

(キ) 国公立大学入学者選抜実施状況

(配布先)

各高等学校、各国公立大学、各都道府県教育委員会、同知事部局、各教育関係団体など

なお、国公立大学ガイドブックは、昭和62年10月20日から全国の書店で一斉に発売された。

カ 「大学入試センター要覧（昭和62年度版）」

大学入試センターの概要を取りまとめ紹介したもの。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

(掲載内容)

(ア) 沿革

(イ) 組織・運営

(ウ) 研究活動

(エ) 共通第１次学力試験のあらまし

(オ) 予算・施設

(配布先)

各国公立大学、各関係機関など

### (2) 諸資料の発表等

共通第１次学力試験等に関して、当センターが発表した期日・事項は、次のとおりである。

| 発表期日 | 発表事項 |
|---|---|
| 昭和62年 | |
| 5月19日（火） | 「国立大学入学者選抜研究連絡協議会第８回大会開催要項」について |
| 7月21日（火） | 昭和63年度共通第１次学力試験の「実施要項」等について |
| 10月20日（火） | 昭和63年度共通第１次学力試験の出願受付について |
| 10月26日（月） | 昭和63年度共通第１次学力試験の出願状況、出願受付状況について |
| 10月30日（金） | 昭和63年度共通第１次学力試験の出願状況について（中間発表） |
| 11月６日（金） | 昭和63年共通第１次学力試験の出願状況について（締切日） |
| 12月15日（火） | 昭和63年度共通第１次学力試験の志願者数（確定）について<br>・志願者数（確定）<br>・試験場一覧 |
| 昭和63年 | |
| １月13日（火） | 昭和63年度共通第１次学力試験の実施について |
| １月19日（火） | 昭和63年度共通第１次学力試験の準備状況について<br>・電話ファクス及び専用電話の送受信テスト |
| １月23日（土） | 昭和63年度共通第１次学力試験本試験の実施状況について（第１日目）<br>・天候状況、追試験申請状況<br>・国語、理科の試験問題及び正解<br>・国語、理科の受験者、受験率 |
| １月24日（日） | 昭和63年度共通第１次学力試験本試験の実施状況について（第２日目）<br>・天候状況<br>・数学、外国語、社会の試験問題及び正解<br>・数学、外国語、社会の受験者、受験率 |
| １月27日（水） | 昭和63年度共通第１次学力試験の追試験受験許可者について |
| １月30日（土）<br>１月31日（日） | 昭和63年度共通第１次学力試験追試験の実施について |
| ２月１日（月） | 昭和63年度共通第１次学力試験の追試験受験状況について<br>・試験問題及び正解 |
| ２月17日（水） | 昭和63年度共通第１次学力試験実施結果の概要について<br>・志願者・受験者・受験率・教科別受験者数及び受験率<br>・本試験平均点等一覧 |



# 第２　昭和63年度共通第１次学力試験の実施状況

## 1　実施の概要

昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験は、大学入試センターと国公立大学（私立産業医科大学を含む。）との協力のもとに、昭和63年１月23日（土）、24日（日）の両日、全国318試験場396,575人の志願者について行われた。（追試験は、１月30日（土）、31日（日）の両日、全国２試験場で実施）

本年度の大学入学者選抜試験では、前年度同様、各大学が共通第１次学力試験で課す教科・科目数は５教科５科目（大学・学部によっては４教科４科目以下を課すことも可能）とし、各大学が実施する第２次試験では、受験機会の複数化が実施され、二つ以上の大学・学部に出願、受験できることとされた。

試験は、全試験場において、雪害等の影響もなく、当初の計画のとおり実施され、無事終了することができた。

試験実施結果の状況は、次のとおりである。（　）内は前年度

(1)　参加大学　　国立大学95　公立大学35　私立大学１

(2)　志願者　　396,575人　（394,134人）

(3)　受験者数　　378,548人－１教科以上受験した者　（371,081人）

本試験　378,412人　（370,851人）　318試験場　（321試験場）

追試験　136人　（230人）　2試験場　（　2試験場）

(4)　受験率　　95.45％　（94.15％）

(5)　主な業務日程

| | |
|---|---|
| 昭和62年10月26日～11月６日 | 共通第１次学力試験の出願受付 |
| 昭和63年１月23日・24日 | 共通第１次学力試験の実施 |
| １月25日 | 正解等の発表 |
| １月30日・31日 | 追試験の実施 |
| ２月17日 | 試験実施結果の概要の発表 |

## 2　実施要項の決定等

### (1)　実施要項及び受験案内の決定・発表

昭和62年度の試験終了後、各国公立大学、高等学校等から寄せられた要望や意見及び前年度までの実績を踏まえ、国立大学協会、公立大学協会との協議、高等学校関係者との連絡協議を重ねた結果、昭和63年度共通第１次学力試験の実施は、ほぼ前年度と同様の方針によることとし、「昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項」を昭和62年６月29日に発表した。

また、この実施要項に基づき、出願手続き等について具体的に説明した「昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験案内」（出願に必要な志願票等折込み）を作成し、各国公立大学・高等学校等へ通知した。

実施要項及び受験案内の主な改正点は次のとおりである。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>改　　正　　点</th></tr>
<tr><td>1　選抜実施日程</td><td>
<table>
<tr><th>事　　項</th><th>昭和62年度</th><th>昭和63年度改正</th></tr>
<tr><td>○検定料納付</td><td>原則として<br>9月1日（月）から<br>11月1日（土）まで</td><td>原則として<br>９月１日（火）から<br>10月31日（土）まで</td></tr>
<tr><td>○出願受付</td><td>10月27日（月）から<br>11月7日（金）まで</td><td>10月26日（月）から<br>11月6日（金）まで</td></tr>
<tr><td>○共通1次試験の実施<br>・本試験</td><td>１月24日（土）<br>・25（日）</td><td>１月23日（土）<br>・24日（日）</td></tr>
<tr><td>・追試験</td><td>１月31日（土）<br>２月１日（日）</td><td>１月30日（土）<br>・31日（日）</td></tr>
<tr><td>○試験問題，正解等の発表</td><td>１月26日（月）</td><td>１月25日（月）</td></tr>
<tr><td>○第２次試験の出願受付</td><td>１月12日（月）から<br>19日（月）まで</td><td>２月１日（月）から<br>10日（水）まで</td></tr>
<tr><td>○第2次試験の実施</td><td>A日程グループ<br>３月１日（日）から<br>B日程グループ<br>３月５日（木）から<br>（特例，３月４日から）</td><td>A日程グループ<br>２月29日（月）から<br>又は<br>３月１日（火）から<br>（特例，２月28日から）<br>B日程グループ<br>３月５日（土）から<br>又は<br>３月６日（日）から<br>（特例，３月４日から）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>





| | |
|---|---|
| 2　出願資格 | 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定による「文部大臣の指定した者」として「運輸省組織令（昭和59年政令第175号）による海員学校の本科を昭和63年３月卒業見込みの者」が加えられたこと。 |
| 3　検定料の額 | 「国立学校における授業料その他の費用に関する省令」の一部改正に伴い検定料を11,000円（第２次試験の検定料を含まない。）に改めたこと。 |
| 4　試験場の指定 | 埼玉県川口市の志願者が受験する試験場を東京都に変更したこと。 |
| 5　受験票・写真票・成績請求票 | 第２次試験の同一グループ出願禁止に伴い、「成績請求票」の形態を変更したこと。 |
| 6　試験問題冊子の注意事項・解答用紙の様式 | 試験問題冊子の注意事項・解答用紙の見本をすべて掲載したこと。 |
| 7　受験に当たっての注意事項 | 新たに受験に当たっての注意事項を掲載したこと。 |
| 8　再試験・追試験 | 第１日目の教科を受験した後に生じた疾病・負傷のため第２日目の教科を受験できなくなった場合には、第２日目の教科は追試験の対象とならない旨を明記したこと。 |
| 9　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置 | 新たに強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対して、審査の上、試験時間の延長（1.3倍程度）を認めること。 |
| 10　高等学校等コード表 | 高等学校等の新設等に伴う所要の整備を図ったこと。 |
| 11　国公（私）立大学所在地等一覧 | 新たに国公（私）立大学所在地等一覧を掲載したこと。 |

### (2) 実施日程

昭和63年度の国公立大学入学者選抜は、次の日程で行われた。(私立の産業医科大学は、A日程で行われた。

| 共通第1次学力試験 | 年　月　日 | 各大学が実施する第2次試験 |
|---|---|---|
| | 昭和62年7月末日まで | 実施要項発表 |
| 受験案内発表，配付開始 | 9月1日(火)から | |
| 検定料納付 | 原則として9月1日(火)から10月31日(土)まで | |
| 出願受付 | 10月26日(月)から11月6日(金)まで | |
| 確認はがき送付(出願内容確認) | 11月下旬まで | |
| | 12月15日(火)まで | 募集要項発表 |
| 受験票等の送付 | 12月下旬まで | |
| 試験実施 | 昭和63年1月23日(土)・24日(日) | |
| 正解等を発表 | 1月25日(月) | |
| 追試験実施 | 1月30日(土)・31日(日) | |
| | 1月31日(日)まで | 推薦入学（共通第1次学力試験を課さない場合）の結果発表（実施大学だけ） |
| | 2月1日(月)から10日(水)まで | 出願受付 |
| | 2月20日(土)まで | 2段階選抜と推薦入学（共通第1次学力試験を課す場合）の結果発表（実施大学だけ） |
| | 2月29日(月)又は3月1日(火)から（特例として2月28日(日)から） | 各国立大学及び公立大学が試験実施（A日程グループ） |
| | 3月5日(土)又は3月6日(日)から（特例として3月4日(金)から） | 各国立大学及び公立大学が試験実施（B日程グループ） |
| | 3月7日(月)以降 | 一部の公立大学が試験実施 |
| | 3月20日(日)まで | 各国立大学が合格者発表（各公立大学もこれに準ずる） |

（注） ①公立大学の実施日程は，一部の公立大学においては上表と異なる場合があるので注意すること。
②産業医科大学の実施日程は，国立大学とほぼ同じである。





### (3) 説明協議会の開催

共通第1次学力試験の実施方法等の周知と連絡協議を目的として、高等学校、教育委員会等の関係者を対象とする説明・協議会を全国7会場で開催した。この会議には2,784校、3,950人の関係者が出席した。

なお、前年度同様、国公立大学の受験機会の複数化が実施されることに伴い、国立大学協会から地区別に担当の学長等及び説明員が出席し、大学入試センターの説明協議終了後、国公立大学の受験機会の複数化に係る諸事項について説明が行われた。

昭和63年度共通第1次学力試験説明協議会における参加者数

| 地区 | 開催日 | 会場 | 人数（高校数） |
|---|---|---|---|
| 北海道 | 62年7月29日 | 北海道大学学術交流会館 | 207人（ 142校） |
| 東北 | 7月31日 | 勾当台会館 | 288人（ 206校） |
| 関東・甲信越 | 7月23日 | 国立教育会館虎の門ホール | 1,223人（ 875校） |
| 東海・北陸 | 8月3日 | 名古屋市公会堂 | 564人（ 406校） |
| 近畿 | 8月4日 | 西宮市民会館アミティーホール | 821人（ 548校） |
| 中国・四国 | 7月27日 | 中国新聞ビル大ホール | 397人（ 282校） |
| 九州・沖縄 | 7月29日 | 熊本市産業文化会館 | 450人（ 325校） |
| 計 | | | 3,950人（2,784校） |

### (4) 実施担当者会議・情報処理連絡協議会の開催

各国公立大学の実施担当者を対象とした、試験の実施、業務の処理日程及び実施上の処理方法等について説明・協議を目的とする実施担当者会議を、第1回は全国7会場で8月下旬から9月上旬に、第2回は東京において12月下旬にそれぞれ開催した。この会議には、第1回は347人、第2回は342人の関係者が出席した。

また、各国公立大学の情報処理業務担当者を対象とした、情報処理連絡協議会を第1回の実施担当者会議と同日程で開催した。この会議には380人の関係者が出席した。

### (5) 受験案内の配布

出願に必要な志願票等を折り込んだ「受験案内」を70万部作成し、9月1日から各国公立大学において、入学志願者に配布するとともに、各高等学校、各都道府県教育委員会・同知事部局、その他関係諸機関等にも参考として配布した。

## 3　出願の受理及び受験票の発行

### (1)　志願状況

出願受付は、昭和62年10月26日から11月６日までの間、高等学校卒業見込者は在学する高等学校を経由し、高等学校卒業者等については直接大学入試センターへ郵送する方法により行われた。志願者は、前年度を2,441人上回る396,575人に達し、総入学定員に対する志願倍率は3.7倍（昨年度3.7倍）となり、過去最高の志願者数となり、現役志願率（高等学校新規卒業見込者に占める志願者の割合）については、14.7%と前年度（14.9%）に比べ0.2%減少した。

志願状況は次の各表のとおりである。

(ｱ)　出願資格別

| 区分 | 昭和63年度 | |
|---|---|---|
| | 人 | % |
| 高等学校卒業見込者 | 242,346 | (61.1) |
| 高等学校卒業者 | 151,970 | (38.3) |
| 大学入試資格検定合格者 | 1,969 | |
| 高等専門学校第3学年修了者 | 175 | |
| 外国の学校（12年の課程修了者） | 52 | 2,259 |
| 在外教育施設修了者 | 33 | (0.6) |
| 国際バカロレア資格取得者 | 1 | |
| 文部大臣の指定した者 | 29 | |
| 合計 | 396,575 | (100.0) |

(ｲ)　男女別

| 区分 | 昭和63年度 | |
|---|---|---|
| | 人 | % |
| 男 | 294,818 | (74.3) |
| 女 | 101,757 | (25.7) |

(ｳ)　高校出身者の学科別

| 区分 | 昭和63年度 | |
|---|---|---|
| | 人 | % |
| 普通科 | 382,986 | (97.1) |
| 農業科 | 362 | (0.1) |
| 工業科 | 1,561 | (0.4) |
| 商業科 | 670 | (0.2) |
| 理数科 | 6,725 | (1.7) |
| その他 | 2,012 | (0.5) |
| 合計 | 394,316 | (100.0) |

(ｴ)　受験承認科目の申請者数

| 区分 | 昭和63年度 |
|---|---|
| 工業数理 | 89 |
| 簿記会計 | 439 |
| 現代社会 | 1,305 |
| 理科Ⅰ | 795 |

### (2)　確認はがきの発送及び不備な出願書類の修正

志願者から提出された志願票の記載事項は、電子計算機に入力して登録・管理しているが、志願票の記入誤り等の修正と登録の正確を期すために、登録内容を印字した「確認はがき」を高等学校卒業見込者は在学中の学校を経由し、高等学校卒業者は本人に直接送付して出願内容の確認を求めた。





出願書類の不備件数は943件（不備率0.2%）で前年度（1,243件・0.3%）より300件、率で0.1%減少した。

これらの不備書類については、電話・文書により照会し、修正の上、受理手続きを完了したが、これには出願受付締切後約２週間を要した。

出願書類の不備件数（延件数）943件（1,243件）

不備の内訳

| 事項 | 合計 | 高校経由出願分（卒業見込者） | 個人直接出願分（卒業者等） |
|---|---|---|---|
| 検定料領収証書未添付 | 64件（ 91件） | 10件（ 11件） | 54件（ 80件） |
| 卒業証書等未添付 | 272 （ 195 ） | 0 （ 0 ） | 272 （ 195 ） |
| その他（記入漏れ等） | 607 （ 957 ） | 28 （ 44 ） | 579 （ 913 ） |
| 合計 | 943 （1,243 ）<br>0.2%（ 0.3%） | 38 （ 55 ）<br>0.01%（0.02%） | 905 （1,188 ）<br>0.2%（ 0.8%） |

### (3)　試験場の設定

各国立大学は、公立大学の協力を得て、７月上旬に大学入試センターが算出した各都道府県別の志願者予測数に基づき、試験場設定準備を開始した。

大学入試センターは、志願者確定後、ただちに各国公立大学に対し当該試験場の収容力に応じた志願者数の割り当てを行い、次表のとおり318（前年度321）の試験場を確定した。

試験場には、国公立大学の施設を充てることを原則としたが、志願者数がそれら施設の収容能力を超える所では、高等学校等の施設を借用した。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 本試験場 | 318 | 一般試験場 | 313 | 大学内試験場　221<br>（国立大学178、公立大学33、私立大学１、大学附属高校９）<br>高校借用試験場84<br>（公立高校81、私立高校３）<br>その他の試験場　８（予備校） |
| | | 点字試験場 | 5 | 大学内試験場　5 |
| 追試験場 | 2 | 全国を２地区に分け1か所の国立大学試験場 | | |

### (4)　受験票等の発行

12月９日から17日までの間に、高等学校卒業見込者は在学中の学校を経由し、高等学校卒業者等

は本人に直接、受験票・写真票・成績請求票、受験者心得を発送した。これら受験票等が12月26日までに到着しなかった志願者については、その旨を大学入試センターに届け出ることとしており、149件（前年度113件）の不着申請が提出されたので、不着の事由等を調査の上、受験票等を再発行し送付した。

なお、その後、紛失、破損等による再発行申請が、試験日までに385件（前年度461件）、試験終了後1,038件（前年度979件）計1,423件（内訳は次表のとおり）提出され、申請事由を審査の上、再発行し本人に送付した。このほか受験票送付時に「あて所不明」として返送され、調査の上、再送したものが111件（前年度88件）あった。

昭和63年度受験票等再発行の状況

| 区分＼再発行申請事由 | 不着 | 紛失 | 汚損 | 記載変更 | 内訳 | | | 仮受験票関係 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 氏名 | 生年月日 | 性別 | | |
| 卒見者 | － | 614 | 23 | 18 | 14 | 3 | 1 | 127 | 782 |
| 既卒者等 | 149 | 396 | 19 | 12 | 10 | 2 | － | 65 | 641 |
| 計 | 149 | 1,010 | 42 | 30 | 24 | 5 | 1 | 192 | 1,423 |

### (5) 検定料の収納

共通第１次学力試験の検定料については、志願者が銀行等又は郵便局の窓口で納入し、その領収証書を志願票にはり付けて提出することとされている。この志願票にはり付けて提出された領収証書と別途銀行等から送付された領収済通知書とを照合し、納入の確認を行うとともに、二重納入などの点検を行った。

本年度の総納付件数は、銀行納入分101,169件、郵便局納入分295,914件の397,083件となったが、出願しなかったもの、二重納入等508件（前年度476件）については、検定料相当額を還付する手続きをとった。





## 4 試験実施

### (1) 実施体制等

ア 大学入試センター

所長を本部長とし、運営協議員及び実施方法専門委員会委員等13人で構成する共通第１次学力試験実施本部を設置し、電話ファクス等により各国公（私）立大学と密接な連携を図るとともに、試験実施全般に関する連絡調整及び重要事項の処理等に当たった。

また、実施本部には教科専門委員会各科目別試験問題作成部会長を含む委員で構成する試験問題部会を設け、試験問題及びその正解の点検や、試験問題に関する疑義の処理に当たった。

試験の実施に先立ち、試験問題の作成、印刷及び各大学の輸送は、すべて計画どおり実施された。

また、大学入試センター（実施本部）と各国（公）立大学（試験実施本部及び各試験場）との間において、１月19日及び20日に電話ファクス及び専用電話の「試験通信」を実施し、その結果すべて大学との間において、異常なく送受信が行われたことが確認された。

イ 国公（私）立大学

各国立大学では、公（私）立大学の協力の下に試験実施委員会（学長を委員長とし、10人程度の委員で構成）を設置し、当該大学が設置した試験場における試験の実施に当たった。

また、各試験場では、全国で約15,900人が試験監督（原則として受験者50人に２人）に当たり試験を実施した。

なお、一部の大学では、受験者数に対して当該大学の教職員が少ないため、他の国公立大学から応援（延176人）を求めたほか、公立高等学校、教育委員会の教職員（延625人）に監督補助を依頼する等の措置がとられた。

ウ 連絡体制

試験実施当日は、実施本部、各国公（私）立大学及び各試験場の緊密な連携を図るため、446台の電話ファクス及び150台の専用電話からなる連絡体制を組織した。

エ 再試験対策等

昭和60年度共通第１次学力試験から、試験実施期日を繰り下げたことに伴い、雪害等が強く懸念されたため、試験当日の交通機関の運行状況によって、受験者の出席状況等の把握に資する資料等を事前に準備する等の措置を講じ試験実施に備えた。

### (2) 試験時間

共通第１次学力試験の本試験は、昭和63年１月23日（土）、24日（日）に全国318試験場で次表の時間割により一斉に行われた。

また、本年度から強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対し、審査の上、試験時間の延長（1.3倍程度）の措置を講じたことから、次表のとおり３つの時間帯で実施された。

なお、追試験は、本試験の１週間後に試験時間を延長する試験を除き、本試験と同様の時間帯で実施された。

| 期　日 | 教　科 | 一般の試験時間 | 1.3倍の試験時間 | 1.5倍の試験時間 |
|---|---|---|---|---|
| 昭和63年<br>1月23日(土) | 国　語 | 13：00～14：40（100分） | 13：00～15：10（130分） | 13：00～15：30（150分） |
| | 理　科 | 15：30～16：30（ 60分） | 16：00～17：20（ 80分） | 16：00～17：30（ 90分） |
| 1月24日(日) | 数　学 | 10：00～11：40（100分） | 10：00～12：10（130分） | 10：00～12：30（150分） |
| | 外国語 | 13：00～14：40（100分） | 13：30～15：40（130分） | 13：30～16：00（150分） |
| | 社　会 | 15：30～16：30（ 60分） | 16：30～17：50（ 80分） | 16：30～18：00（ 90分） |

### (3) 受験状況

前年度共通第１次学力試験から、各大学が入学志願者に要求する共通第１次学力試験の受験教科の数を各大学の決定に委ねることとなり、大学・学部等によっては、４教科以下を課すことも可能となった。このため、受験者数には、１教科以上の受験者を全て含むこととした。

| | | 前年度 |
|---|---|---|
| ア　志願者数 | 396,575人 | (394,134人) |
| イ　受験者数 | 378,548人　（全教科、一部教科） | (371,081人) |
| 本試験 | 378,412人　（点字問題受験者を含む） | (370,851人) |
| 追試験 | 136人 | ( 230人) |
| ウ　受験率 | 95.45% | (94.15%) |

〔受験者数（全教科、一部教科）／志願者数×100〕

教科別受験者数及び受験率（追試験含む）

| 区　分 | 国　語 | 理　科 | 数　学 | 外国語 | 社　会 |
|---|---|---|---|---|---|
| 受験者数 | 377,600 人 | 364,392 人 | 364,489 人 | 376,397 人 | 371,896 人 |
| 受　験　率 | 95.2 % | 91.9 % | 91.9 % | 94.9 % | 93.8 % |

| | | 前年度 |
|---|---|---|
| エ　全教科欠席者数 | 18,027人 | (23,053人) |
| 本試験 | 18,018人 | (23,042人) |
| 追試験 | 9人 | (11人) |





### (4) 身体に障害のある志願者に対する措置

共通第１次学力試験においては、身体に障害のある志願者からの申請に基づき、その障害の種類・程度に応じた受験上の特別措置を行うこととしている。

本年度から、点字受験者以外の身体に障害のある受験者のうち、強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対し、審査の上、試験時間の延長をみとめることとした。

また、点字問題の作成に当たっては、通常の試験問題を基本とし、点訳に適さない問題については代替問題を出題するとともに、必要に応じて説明文を補促した。

なお、点字試験の試験時間は、通常の1.5倍、点字試験以外の試験時間を延長する試験は、1.3倍としている。

身体に障害のある者に対する受験の際の特別措置

| 区分 ＼ 年度 | | | 昭和63年度 志願者数 | 昭和63年度 受験者数 | 昭和62年度 志願者数 | 昭和62年度 受験者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 男 | | | 131人 | 126人 | 147人 | 137人 |
| 女 | | | 47 | 44 | 54 | 51 |
| 計 | | | 178 | 170 | 201 | 188 |
| 内訳1 障害の種類 | 視覚障害 | | 37 | 34 | 39 | 37 |
| | 聴覚障害 | | 55 | 52 | 63 | 57 |
| | 肢体不自由・病弱等 | | 86 | 84 | 99 | 94 |
| 内訳2 受験の際の措置（延数） | 視覚障害 | 点字問題を点字で解答 | 10 | 9 | 13 | 13 |
| | | 一般問題を文字で解答 | 21 | 19 | 15 | 13 |
| | | 試験時間の延長（1.3倍） | 16 | 14 | － | － |
| | | 拡大文字問題の準備 | 21 | 19 | 13 | 11 |
| | | 拡大鏡等の持参使用 | 17 | 15 | 21 | 19 |
| | | 窓側の明るい座席を指定 | 13 | 12 | 13 | 11 |
| | | 照明器具の準備 | 2 | 2 | 3 | 2 |
| | 聴覚障害 | 手話通訳者の付与 | － | － | － | － |
| | | 注意事項等の文書による伝達 | 39 | 37 | 35 | 33 |
| | | 座席を前列に指定 | 39 | 36 | 44 | 41 |
| | | 補聴器の持参使用 | 50 | 46 | 59 | 54 |
| | 肢体不自由・病弱等 | 一般問題をチェックで解答 | 16 | 15 | 24 | 23 |
| | | 試験時間の延長（1.3倍） | － | － | － | － |
| | | 介助者の付与 | － | － | 5 | 5 |
| | | 別室を設定 | 3 | 3 | 28 | 27 |
| | | 試験室を一階に設定 | 46 | 45 | 50 | 47 |
| | | 洋式トイレに近接する試験室に指定 | 36 | 34 | 35 | 33 |
| | | 特製机の持参使用又は準備 | 19 | 18 | 17 | 17 |
| | | 車椅子の持参使用 | 30 | 29 | 27 | 26 |
| | | 松葉杖の持参使用 | 26 | 25 | 33 | 31 |
| | その他 | | 68 | 66 | 58 | 58 |

（注）内訳２は、重複措置を含む延数である。

前表のほか、出願受付締切後の負傷等により、特別の受験措置を希望した志願者についても審査の上、次表のとおりの措置を講じた。

| 区分 | | 昭和63年度 | 昭和62年度 |
|---|---|---|---|
| 対象者合計（内女性数） | | 63人（14） | 65人（12） |
| 障害の種類 | 聴覚障害 | 1人 | －人 |
| | 聴覚障害 | 1 | 1 |
| | 肢体不自由等 | 61 ① | 64 ⑧ |

（内訳）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 受験の際に行った措置（延数） | 視覚障害 | 点字問題を点字で解答 | － | － |
| | | 一般問題を文字で解答 | － | － |
| | | 試験時間の延長（1.3倍） | － | － |
| | | 拡大文字問題の準備 | － | － |
| | | 拡大鏡等の持参使用 | 1 | － |
| | | 窓側の明るい座席を指定 | － | － |
| | | 照明器具の準備 | － | － |
| | 聴覚障害 | 手話通訳者の付与 | － | － |
| | | 注意事項等の文書による伝達 | － | － |
| | | 座席を前列に指定 | － | － |
| | | 補聴器の持参使用 | 1 | 1 |
| | 肢体不自由・病弱等 | 一般問題をチェックで解答 | 1 | 7 ① |
| | | 試験時間の延長（1.3倍） | － | － |
| | | 介助者の付与 | － | － |
| | | 別室を設定 | 19 | 21 ③ |
| | | 試験室を一階に設定 | 10 ① | 11 ① |
| | | 洋式トイレに近接する試験室に指定 | 10 | 5 ① |
| | | 特製机の持参使用又は準備 | 2 | － |
| | | 車椅子等の持参使用又は準備 | 5 | 6 ③ |
| | | 松葉杖の持参使用 | 25 ① | 20 |
| | その他 | | 33 ① | 35 ⑤ |

（注）1　内訳は、重複障害を含む延数である。

2　○の数字は、内数で追試験受験者を示す。





### (5)　追試験の実施

追試験は、本試験の１週間後の１月30日（土）、31日（日）に２試験場で実施された。

本年度の追試験対象者数は145人（昨年度241人）で、全国的な暖冬の影響等から、前年度より減少した。その内訳は次表のとおりである。

なお、「疾病・負傷等」は、主として感冒と腹痛であった。

追試験受験許可者数　145人　（241人）

（　）内は前年度

| 地区 | 追試験場名 | 追試験受験許可者数 | 性別 | | 事由 | | 卒業区分 | | | | 受験許可大学 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 卒業見込者 | | 既卒者等 | | |
| | | | 男 | 女 | 疾病・負傷 | 事故等 | 男 | 女 | 男 | 女 | |
| 東日本 | 東京医科歯科大学 | 人<br>75 | 人<br>64 | 人<br>11 | 人<br>74 | 人<br>1 | 人<br>13 | 人<br>5 | 人<br>51 | 人<br>6 | 大学<br>19 |
| 西日本 | 神戸商船大学 | 70 | 56 | 14 | 70 | 0 | 16 | 8 | 40 | 6 | 26 |
| 計 | | 145<br>（241） | 120<br>（185） | 25<br>（56） | 144<br>（238） | 1<br>（3） | 29<br>（75） | 13<br>（29） | 91<br>（110） | 12<br>（27） | 45<br>（63） |

（内訳）

| 区分 | 東日本 | 西日本 | 計 |
|---|---|---|---|
| 疾病・負傷 | 74人 | 70人 | 144人 |
| ア　感冒及び類似症 | 38 | 29 | 67 |
| イ　胃腸炎及び類似症 | 17 | 11 | 28 |
| ウ　その他の疾病 | 18 | 28 | 46 |
| エ　負傷 | 1 | 2 | 3 |
| 事故等 | 1 | 0 | 1 |
| 合計 | 75 | 70 | 145 |

### (6)　正解の発表

本試験の正解は、試験終了後、報道機関を通じて発表した。

また、追試験は正確は、大学入試センター及び追試験を実施した２国立大学において発表するとともに、正解表の入手を希望した68人の受験者には直接郵送した。

## 5　実施結果

### (1)　答案の読み取り及び採点

各大学から返送された受験者の答案約189万枚は、大学・試験場別、教科別に枚数等を確認し、1月25日から2月2日までの間に8台の光学式マーク読取装置（ＯＭＲ）で読み取りを行った。

読み取られた答案は、大学・試験場及び教科単位に受験番号等に誤りがないことを確認し、1月25日から2月8日までの間に電子計算機処理により採点を行った。

### (2)　答案のマークもれ等の状況

本試験における受験番号及び解答科目のマーク誤り等の発生件数は54件（延受験者数に対する発生率0.003%）で前年度（531件、0.029%）より477件減少した。

この発生件数を教科別に分けると次のとおりである。

| | | |
|---|---|---|
| 国語 | 0件 | （0　%） |
| 数学 | 0件 | （0　%） |
| 外国語 | 0件 | （0　%） |
| 社会 | 35件 | （64.8%） |
| 理科 | 19件 | （35.2%） |

### (3)　平均点等

本試験を受験した378,412人についての科目別平均点等の最終結果を、2月17日に発表した。総得点及び各教科の平均点については、前年度から大学・学部によっては4教科以下でもよいこととなったため、受験者全員が5教科全てを受験することは限らなくなったこと等により発表していないが、本年度も同様とした。

### (4)　成績の提供

本年度の共通第1次学力試験の成績提供は、2月12から4月8日までの間に各国公（私）立大学からの成績請求に基づき行った。

各大学への第2次試験及び第2次募集に係る成績提供件数は、次のとおりである。





第2次試験：約311,000人　（前年度　約358,400人）

第2次募集：約 14,000人　（前年度　約 19,400人）

### (5)　合格状況資料の提供

前年度から当該大学の大学入学者選抜業務に使用するために必要な場合、大学からの請求に基づいて、合格状況資料を提供しているが、本年度も同様に行った。

各大学への提供状況は、次のとおりである。

推薦入学合格状況資料：3月5日から10日まで　111大学

第2次試験（一般入試）合格状況資料：3月24日から25日まで　131大学

推薦入学入学手続者一覧：3月26日から4月8日まで　2大学

### (6)　出願状況資料の提供

本年度から新たに、当該大学の大学入学者選抜業務に使用するために必要な場合、大学からの請求に基づいて、他大学の併願状況を記載した出願状況資料を提供した。

各大学への提供状況は、次のとおりである。

3月5日から10日まで　130大学

## 6　試験問題

### (1)　試験問題の作成

共通第１次学力試験の試験問題は、高等学校学習指導要領に準拠するとともに、教科書を基礎とし、高等学校における教育の実情をも考慮しながら、「高等学校における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度」を判定するという目的に沿って作成している。

また、入学者選抜の資料としての有効性を維持するため、試験問題の内容・程度を工夫するほか配点の方法にも配慮し、高等学校においてまじめに学習に努めた受験者の平均得点率は、60％を上回る程度になることを目標としている。

出題に当たる教科専門委員会の委員は、全国の国立大学の教員約230人に委嘱し、これらの委員は、科目別等の部会に分属し、年間約12回36日以上にわたって会議を開催し、試験問題の作成に当たっている。

試験問題の作成過程においては、各部会で十分討議を尽くして試験問題の原案の作成に当たるほか、各教科・科目間の調整会議の開催及び相互点検等を行い、試験問題の内容・量、難易度が均衡のとれるものとなるように、また重複による相互推測がおきないように留意している。

また、教科専門委員会とは別に設置している試験問題特別専門委員会等において、文章表現、問題の構成、解答方法の妥当性及び出題の内容の適否等について、具体的に点検・照合を行い、より適正な出題に努めたことは、従前と同様である。

### (2)　科目の平均点等

昭和62年度共通第１次学力試験から、大学・学部によっては４教科以下を課してもよいこととなったこと等もあり、総得点の平均点は公表しなかったが、結果的には、高等学校段階における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度を判定し、併せて入学者選抜の資料としての有効性を維持するため、全体として平均得点率は60％を上回るようにするという目標に沿うことができた。

今回、社会・理科の選択科目間に10点程度の平均点差を生じたが、その内容を分析した結果、この要因としては、出題に当たって当該科目の全体の流れ、理解力、思考力や計算能力等を要求したため受験者集団の学力差がそこに表れたものと考えられる。しかしながら、過去10回にわたる試験問題の各教科・科目の設問毎の解答率や選択肢ごとの解答率を算出し、これらの間の相関関係を分





析し、また高等学校の学習内容に留意し、科目間において平均点差が可能な限り少なくなるよう一層努力を重ねる必要があると考えている。

なお、各大学に共通第１次学力試験の成績を提供する際、各大学の最終判定に当たり、共通第１次学力試験の成績をより細かく分析し、利用することが可能となるように、受験者各人の得点のほかに、各科目の全受験者の得点についての資料を本年度も提供した。

### (3)　出題の誤り等について

本年度、試験問題印刷後に行った試験問題の訂正は、次のとおりである。

（本試験）

ア　国語（５ページ　後から８行目）

問題訂正

（誤）（ｆ）　（正）㋕

イ　国語（31ページ　前から５行目及び６行目）

問題訂正

（誤）欧陽修　（正）欧陽脩

ウ　社会「日本史」（35ページ　上から７行目）

問題訂正

（誤）ａ…薩摩藩主の一行　（正）ａ…島津久光の一行

エ　社会「現代社会」（12ページ　上から８行目）

問題訂正

（誤）家計が保有する衣類は、…　（正）一般家庭が保有する食料品は、…

（追試験）

ア　国語（12ページ　前から10行目）

問題訂正

（誤）葡萄酒（ぶどうしゅ）　（正）葡萄酒（ぶどうしゅ）

イ　社会「世界史」（49ページ　下から４行目）

問題訂正

（誤）下線⑨に関して、…　（正）下線部⑨に関して、…

ウ　理科「化学」（23ページ　上から７行目）

問題訂正

（誤）アルカンＢに対して…　（正）アルカンＢの分子式に対して…

以上のとおりであるが、今後とも問題訂正等を皆無とするため、一層の努力が必要であると考えている。

### (4) 試験問題に対する意見

共通第１次学力試験の実施後、各方面から寄せられた試験問題についての意見では、全般的にはこれまでの試験結果を踏まえ、試験問題に工夫、改善が加えられ、全体として高等学校における正常な学習の成果を判定するのにふさわしい出題であったという評価が多かった。

その他いくつかの科目の出題内容についての意見、照会が寄せられたが、これらの意見については、今後の試験問題の作成に反映させるため、各試験問題作成部会で検討するとともに、当センターとしては、これまでと同様、組織的に高等学校側の意見・評価を得るため共通第１次学力試験等連絡協議会試験問題部会を開催して意見交換を行い、その結果を取りまとめた。また、教科・科目に関する19の全国的な教育研究団体にも意見・評価を求めているところであり、これらについては、教科専門委員会試験問題作成部会の見解を付して、「昭和63年度共通第１次学力試験の試験問題に関する意見・評価」（年報別冊）として刊行している。



# 第３　大学入試の改革

## 「新テスト」（仮称）の検討・準備状況

文部省に設置された大学入試改革協議会は、臨時教育審議会第１次答申における大学入試改革に関する提言の具体化を図るため、昭和60年７月以来、共通第１次学力試験に代わる「新しいテスト」の構想について研究協議を重ね、昭和61年７月にこのテストの基本的な構想について取りまとめ、公表した。

大学入試センターは、文部省から、このまとめにおける「新しいテスト」の実施準備を進めるに当たっての具体的な諸問題についての調査検討の依頼を受けて、昭和61年９月、『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会』を設置し、国公私立大学関係者、高等学校関係者等の協力の下に、関係団体等の意見を求めながら、調査検討を重ね、昭和62年３月『「新テスト」（仮称）に関する当面の具体的実施案』を取りまとめた。また、この実施案の具体化を図るため、昭和62年３月『「新テスト」（仮称）に関する専門委員会』を設置し、必要となる専門的事項について、調査検討を行った。

一方、文部省の大学入試改革協議会は、この『当面の具体的実施案』を踏まえてさらに検討し、昭和63年２月15日に最終まとめ「大学入試改革について（報告）」を発表した。また、文部省は、この報告を受けて、同協議会に新たに当該実施準備業務を行う上での重要事項について協議する国公私立大学の代表者から成る「準備協議会」を設置した。この「準備協議会」は、昭和63年３月18日の初会合において、緊要な事項について協議し、①「新テスト」（仮称）の試行テストを昭和63年12月下旬に実施すること、②「新テスト」の実施初年度である昭和65年度の試験問題及び試行テストの試験問題の作成については、当面、現在の大学入試センターに置かれている国立大学の教員で構成される教科専門委員会が当たることについて合意了承した。

これらを受けて大学入試センターは、昭和65年度の大学入学者選抜から実施される新テスト（仮称）の具体的な実施準備を取り進めた。

**「新テスト」（仮称）の検討・準備状況**

昭和59年９月　　臨時教育審議会が発足

昭和60年６月　　臨時教育審議会が「第１次答申」を提出

（共通１次試験に代わる新しい共通テストの構想を提言）

７月　　文部省に大学入試改革協議会を設置

10月　教育改革推進閣僚会議において、新テストは昭和64年度入学者選抜からの実施を目指すことを了承

昭和61年４月　大学入試改革協議会が「大学入試改革について」（中間まとめ）を発表

７月　大学入試改革協議会が「大学入試改革について」（まとめ）を発表

９月　大学入試センターが「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会（所長裁定）を設置

10月　「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会（第１回）開催以後、合宿による集中審議を含め10回にわたる会議を開催

11月　大学入試改革協議会が、新テストの実施時期を１年延期することを決定

12月　教育改革推進閣僚会議において、新テストの実施時期を１年延期することを了承

昭和62年１月　「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会が、『「新テスト」（仮称）に関する当面の具体的実施案』を中間的にまとめた

３月　「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会が、『「新テスト」（仮称）に関する当面の具体的実施案』を取りまとめた

４月　大学入試センターにおいて、試行テスト専門委員会（第１回）開催以後、３回にわたる会議を開催し、昭和62年度試行テストの在り方について検討

昭和63年２月　大学入試改革協議会が、大学入試センターにおける調査検討結果をも踏まえ、「大学入試改革について」（報告）を発表

３月　大学入試改革協議会「準備協議会」において、次の事項について合意了承

①　昭和65年度試験問題及び試行テスト試験問題の作成は、国立大学の教員が当たる

②　昭和63年度試行テストは、昭和63年12月下旬に実施する





# 大学入試改革について

## —大学入試改革協議会最終報告—

昭和63年２月15日

大学入試改革について（報告）

大学入試改革協議会

大学入試改革協議会は，臨時教育審議会第１次答申における大学入試改革に関する提言の具体化を図るため，昭和60年７月以来共通第１次学力試験に代わるテストの構想を中心に研究協議を重ねてきた。

この間，昭和61年７月にこのテストの基本的な構想について取りまとめ，公表するとともに，大学入試センターにおける調査検討結果をも踏まえてさらに検討し，この度，別紙の報告を行うこととした。

学歴偏重や受験競争の過熱が教育全体に及ぼす悪影響を是正するため，大学入試改革を推進することは教育改革の重要な課題のひとつであるが，このためには国公私立の大学・高等学校関係者をはじめとする社会全体の幅広い努力と協力が不可欠である。

今後，本報告に基づき，昭和65年度の大学入学者選抜からの実施を目途に，関係各団体，機関等との緊密な連携協力を図りつつ，周到な実施準備が取り進められる必要があるが，この場合，当面現在の大学入試センターにおいて諸般の準備のための業務を行うことが適当と考える。

別紙

## 大学入試改革について（報告）

### 大学入試改革の基本方針

大学入試は，受験生の将来の進路や学部・学科の専門分野等に応じて，その個性・能力・適性を多面的に判断するように努め，受験生の幅広い人間形成に対する十分な配慮のもとに行われるようにすることが必要である。

臨時教育審議会第１次答申が提言するテストは，国公私立大学を通じてこのような大学入試の在り方に積極的に寄与するものとして構想され，活用されうるものでなければならない。

このため各大学においては，このテストの適切な利活用を図ることにより，できる限り学力検査の重複を避け，かつ瑣末な知識の暗記や受験技術の習得を強いるような試験を行わないようにするとともに，面接・小論文，又はスポーツ・文化等の各種分野における諸活動の適切な評価などを積極的に導入するなどの創意工夫を行うことが強く期待される。

### １．テストの目的

① 関係者の協力により高等学校教育を尊重した良質の問題による試験を行い，各大学における特色ある多様な入学者選抜のための基礎資料を提供する。

② 各大学がこの基礎資料を活用しつつそれぞれ特色ある選抜を実施することにより，受験生個々の個性，適性を活かした進学を容易にする。

③ 各大学の特色に基づく多様な活用により，いわゆる輪切り，序列化を助長しないことが期待される。

### ２．テストの内容等

① テストの内容については，共通１次学力試験の経験や研究の成果を十分に活かし，高等学校教育を尊重し，高等学校における基礎的，基本的な内容に関する学習の達成度を評価することを基本とし，難問・奇問を排除した良質な試験問題を用意することとする。

② 出題教科・科目については，国公私立大学を通ずる多様な利活用を容易にすること及び高等学校教育へ及ぼす影響を考慮して，できる限り多く用意することを目指す。

当面は，これまでの実績を活かしつつ用意できる教科・科目の範囲から出題する。（別掲１　当面の出題教科・科目等）

なお，今後用意する科目の増等を図るについては，大学側の希望等の把握及び検討をすみやかに進めることが必要である。

③ テストの水準については，当面は，現在の共通第１次学力試験の水準を超えないようにし，高等学校教育における基礎的・基本的な内容の学習の達成の判定に必要な限度において行うこととする。

将来は同一教科・科目について内容の異なる複数のものを用意することも考慮する。

④ 試験方法については，マークシート方式によるが，これまでの成果を更に発展させて深い思考力，思考過程，総合的な理解力・判断力をよりよく評価することができるように，なお一層の改善を図る。

また，大学入試センターのデータ・ベースの整備を図りつつ良質の問題の再利用についても積極的に検討を進めることが適当である。

⑤ テストの実施時期は12月下旬とし，大学及び受験生の便宜，高等学校教育の実情等を考慮する。（別掲２　実施時期・日程等）

⑥ なお，このような学力テストとは異なった観点から，受験生の将来の進路に応じた能力・適性を評価できるものとして信頼できる適性検査が別に開発されることは，大学入試改革にとって重要な寄与をなすものと考えられる。

現在直ちに信頼できる適性検査を実施するに足る経験や研究は不足しているが，特定の専門分野のためのものも含め今後優れた適性検査の可能性についての研究を進める。

⑦ また，テストの年間複数回の実施については，受験機会の拡大や多様な利活用を容易にするうえで重要な課題であり，今後その在り方について，十分専門的・技術的検討を行う。

### ３．テストの利活用

① このテストは，各大学における特色ある多様な入学者選抜を容易にする優れた資料を提供することにより，各大学の積極的な利用を期待する。

② このテストの具体的な利活用は，各大学が個別に行う試験等との種々の組み合わせの工夫とあいまって，各大学の判断と創意工夫により自由に行われるべきものである。（別掲３　テストの利活用例）

③ 高等学校の専門教育を主とする学科の修了者，帰国子女，社会人の受験及び推薦入学に関し，テストの内容，利用方法等について適切な配慮を加えることが望ましい。

④ テストの結果は大学入試センターから各大学には，原則として，素点を通知するものとし，各大学の創意工夫により適切な活用を期待することとする。

この場合，テストに係る統計数値がいわゆる輪切りや大学の序列化等に利用されないよう，大学入試センターは，例えば最高点，最低点，平均点，標準偏差等の統計数値の公表は一定期間経過後に行う等の適切な配慮を払うこととする。

なお，各大学からの請求があった場合においては，当該大学に対し統計数値の提供を行うこととする。

また，当面受験生個人への試験結果の通知は行わないこととする。

### ４．テストの実施体制

① 入学者選抜は，各大学の主体的責任において行われるものであり，このテストは各利用大学の選抜の資料の一部である。その意味では，このテストは各大学が共同して実施をする性格のものである。（別掲４　大学入試センターと各大学の業務分担）

このような考え方を踏まえつつ利用各大学と大学入試センターとが協力し，それぞれの分担・責任を明確にして実施する必要がある。

② このような考えの下に，国公私立大学を通じて会場確保・試験実施の際の人的協力を含めた入試業務の円滑な実施を確保するための責任ある実施体制と，問題作成委員会の設置等を通じて問題作成が各大学関係者の共同により適正・円滑に

行われるような仕組みの確立が必要である。

また，秘密保持について十分な配慮が必要である。

③　テストの実施・利用に伴う経費等の問題については，国公私立大学それぞれの事情を踏まえつつ大学や受験生の負担ができる限り増大しないよう適切な配慮が必要である。（別掲５　実施・利用に伴う経費）

④　テストの利用についての大学入試センターとの連絡体制を含め，各大学における入学者選抜の責任・実施体制の強化，各大学における特色ある多様な入学者選抜の実現のため入学者選抜に関する専門的な事務及び高等学校や受験生に対する大学の情報の提供業務を適切に行う各大学のアドミッション・オフィスの整備等を図ることが必要である。

**５．大学入試センターの在り方**

①　大学入試センターの設置形態

大学入試センターは，このテストの実施及びその他の諸任務を果たす国公私立大学の共同利用機関としての性格を明らかにするため国立学校設置法等の関係規定の改正を行う。

②　大学入試センターの任務

大学入試センターは，テストの問題作成・実施・結果の大学への通知，大学入試制度及び入試問題に関する総合的な研究及び各大学の教育活動の状況等大学，高等学校，受験生に必要な情報提供等を主な任務とする。

なお，大学入試センターは，個々の大学より要請を受けた場合には各大学が独自に行う試験について問題の作成に協力できるよう，十分配慮する必要がある。

③　大学入試センターの運営

このテストの在り方及び大学入試センターの運営に関しては，国公私立大学，高等学校等の関係者の意見が十分反映される運営体制が必要である。

この観点から大学入試センターに，大学関係者等から成る最高審議機関（評議会：仮称），大学入試センターと大学関係者等から成る大学入試センターの事業の運営実施に関する重要事項を協議する機関（運営委員会：仮称），テストの内容，方向等について大学・高等学校関係者等から成る評価組織（評価委員会：仮称）を確立する。

**６．テストの名称**

テストの名称は，このテストの在り方を適切に表示したものとする。

**７．高等学校における進学指導の改善**

高等学校における進学指導が偏差値偏重，業者テストの利用等に陥らず，各大学の学部等の教育の目的・内容等に関する十分な知識・情報に基づき，各人の個性，適性進路に応じたものとなるよう改善充実を図るべきである。各大学及び大学入試センターは，このような改善に資するため，高等学校との連携協力を深め，高等学校や受験生などに適切な情報を提供することが必要である。





（別　掲１）

## 当　面　の　出　題　教　科　・　科　目　等

**１．出題教科・科目**

| 教　科 | 出　題　科　目 |
|---|---|
| 国　語 | 「国語Ⅰ・国語Ⅱ」 |
| 社　会 | 「倫理，政治・経済」，日本史，世界史，地理，現代社会 |
| 数　学 | 数学Ⅰ，数学Ⅱ，工業数理，「簿記会計Ⅰ・簿記会計Ⅱ」 |
| 理　科 | 物理，化学，生物，地学，理科Ⅰ |
| 外国語 | 「英語Ⅰ・英語Ⅱ」，ドイツ語，フランス語 |

（注１）数学Ⅱについては，数学Ⅱを履修した者並びに代数・幾何，基礎解析及び確率・統計のうち２科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。
（注２）簿記会計Ⅱについては，前半の内容を出題範囲とする。

**２．出題教科・科目等**

| 教　科 | グループ | 試験時間 | 出　題　科　目 | 科　目　選　択　の　方　法 |
|---|---|---|---|---|
| 国　語 | | 80分 | 『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』 | |
| 社　会 | | 60分 | 『「倫理」・「政治・経済」』<br>「日本史」<br>「世界史」<br>「地理」<br>「現代社会」 | 左記出題科目の５科目のうちから１科目を選択し，解答する。 |
| 数　学 | A | 60分 | 「数学Ⅰ」 | |
| | B | 60分 | 「数学Ⅱ」<br>「工業数理」<br>『「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』 | 左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し，解答する。 |
| 理　科 | A | 60分 | 「物理」<br>「地学」 | 左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し，解答する。 |
| | B | 60分 | 「化学」<br>「理科Ⅰ」 | 左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し，解答する。 |
| | C | 60分 | 「生物」 | |
| 外国語 | | 80分 | 『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』<br>「ドイツ語」<br>「フランス語」 | 『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』とこれに準じた「ドイツ語」及び「フランス語」のうちから１科目を選択し，解答する。 |

### 3．試験時間割表

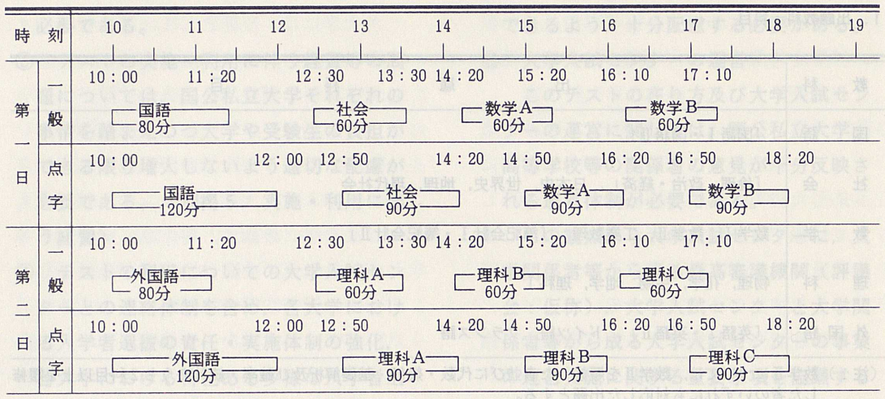






（別掲２）

## 実施時期・日程等

1．各大学は，テストを課すことについての大綱の予告……実施年の前年の７月（２年前）
2．各大学は，テストを課すことについての具体的内容を発表……実施年の７月
3．テストの出願……実施年の10月
（各大学への出願……各大学の定める日）
4．テスト（本試験）の実施……12月下旬
5．テスト（追試験）の実施……翌年の１月上旬
6．各大学に対する成績の提供……翌年の１月下旬以降
（各大学の個別試験……翌年の２～３月）

（注１）災害その他の事情により，所定の期日に試験を実施できなかった場合は，できるだけ速やかに「再試験」を実施するものとする。

（注２）テストの実施初年度の詳細な日程は，別に定める。

（別掲３）

## テストの利活用例

1．**総合的な利活用**
基礎的・基本的な学力を幅広く評価するため，例えば５教科・５科目程度を総合的に利用することが考えられる。

2．**特定の教科・科目のみの利活用**
特定の教科・科目のみ利用することが考えられる。

3．**教科・科目内の特定の分野のみの利活用**
特定教科・科目の特定分野のみの結果を利用することが考えられる。

4．**面接，小論文等の前段階としての利活用**
面接，小論文等を時間をかけて丁寧に実施するための前段階としての判定にこのテストを利用する方法も考えられる。

5．**推薦入学等の資料としての利活用**
推薦入学やスポーツ・文化活動等の評価による判定に際しての参考資料として用いることも可能である。

6．**入学定員の一部についての利活用**
複数の試験場を用意する場合その他有意義と認められる時に，入学定員の一部について，このテストを利用し，あるいは利用しない枠を設定する方法も考えられる。

7．**成績の多様な利活用**
このテストの利用教科・科目間の配点比重を学部・学科の特質，専門性等によって自由に設定するいわゆる傾斜配点方式や結果の素点を得点段階別にグループ化して位置付けて利用する，いわゆる段階別評価方式とすることも考えられる。
また，高得点を得た設問結果のみを利用することも考えられる。

※　以上はあくまでも利活用の例であって，これ以外にも各大学が利活用につき種々創意工夫をこらすことが望まれる。

（別掲４）

## 大学入試センターと各大学の業務分担

**１．大学入試センターと各大学の業務分担等**

①　大学入試センターと各大学の業務分担は，現行の共通第１次学力試験を参考として設定するが，国公私立大学を通じた実施・協力体制の在り方及び地域内の試験場の設定等試験実施上の具体的な取り扱いについては，各大学は，大学入試センターと連携しながら，地域毎の国公私立大学の入試責任者による連絡会議等を設けるなど，各大学の円滑な連携協力が図れるよう調整するものとする。

なお，当分の間，試験の実施に当たり，特定の大学が世話大学となって他の大学が協力することが適当である。

②　大学入試センター及び国公私立大学の業務を列記すると，次のとおりとなる。

ア．大学入試センターは，試験の実施に当たり，試験問題等の作成・印刷及び輸送，受験案内等の作成，出願の受付，受験票の交付，監督要領等の作成，答案の採点・集計，試験成績その他資料の各大学への提供，その他関連する業務

イ．各国公私立大学は，試験の実施に当たり，試験場の設定，試験監督者等の選出，受験案内の配付，試験の実施，答案の整理・発送，その他関連する業務

**２．試験問題の作成等**

現行の共通第１次学力試験を参考として，試験問題の作成体制を整えるものとするが，試験問題作成委員については，大学入試センターからの委嘱によって国公私立大学の教員が当たるものとし，必要に応じ，高等学校関係者を加えることも考慮するものとする。

なお，精選された良質の試験問題を作成するためには，当該大学がテストを利用するしないにかかわらず，適切な人材を選出することに十分配慮することが必要である。

**３．試　験　場**

現行の共通第１次学力試験に準ずるが，大学の立地条件と志願者分布の地域的特性等に応じ適切に対処することが必要である。このため，試験場設定の区分について，当該地域での十分な調整を行い，例えば広域化することも検討する必要がある。

**４．その他実施体制全般**

①　試験場の確保や試験監督者について，必要に応じ，高等学校や都道府県教育委員会に協力を求める必要がある。

②　試験問題作成や試験実施等実施体制全般に関する秘密保持については，適切な措置を講ずる必要がある。

（別掲５）

## 実施・利用に伴う経費

**１．テストの検定料**

①　テストの検定料は，当該テストの出願時に，個々の志願者が大学入試センターに納入する。

②　テストの検定料は，受験する科目数により２段階に区分し，受験料目数の多い方は現行の共通第１次学力試験の検定料程度とし，他方については一定の差を設ける方向で検討することが適当である。

（各大学の出願時に納入する検定料（受験料）は，国・公立大学については，現行程度とし，私立大学については各大学が定めるものとし，それぞれ受験生が各大学に納入する。）

**２．テストの利用料**

各大学がテストを利用することに伴って大学入試センターに納入する利用料については，今後検討する必要がある。

**３．テストの実施経費**

テストの実施に伴う人的協力に対しては，一定額の謝金等の予算措置について，一層の配慮を払うものとする。





## 大学入試改革協議会について

（60.　7．9.　文部大臣裁定）

1　目　的

臨時教育審議会第１次答申に掲げる大学入試の改革の実施等に関して研究協議する。

2　研究協議事項

(1)　第１次答申で提案された新しいテストに関すること。

(2)　新しいテストを軸とした大学における入学者選抜方法の改善に関すること。

(3)　大学入試センターのあり方に関すること。

3　実施方法

(1)　別紙の協力者により、研究協議を行う。

(2)　協議会には、専門的事項を調査審議するため、必要に応じてワーキング・グループを設けることができる。

(3)　協議会は、必要がある場合には、関係者の出席を求め、その意見等を聞くことができる。

4　その他

この協議会の庶務は、関係各課の協力を得て、高等教育局大学課で処理する。

## 大学入試改革協議会協力者名簿

| | |
|---|---|
| 朝倉孝吉 | 成蹊大学長 |
| 天野郁夫 | 東京大学教授 |
| 飯島宗一 | 臨時教育審議会第４部会長・名古屋大学長 |
| 池嶋和雄 | 栃木県教育委員会教育長 |
| 石川忠雄 | 慶應義塾塾長・慶應義塾大学学長 |
| 内田健三 | 元共同通信社論説委員長 |
| 小野清子 | ㈶日本スポーツクラブ協会常務理事 |
| 加藤道理 | 東京都立小石川高等学校長 |
| 橘高重義 | 東京物理学園理事長 |
| 堯天義久 | 大学入試センター所長 |
| 黒羽亮一 | 日本経済新聞社編集委員兼論説委員 |
| 斎藤克 | 東京都立芝商業高等学校長 |
| 下山瑛二 | 東京都立大学長 |
| 谷田閲次 | 群馬県立女子大学長 |
| 橋口倫介 | 上智大学長 |
| 堀越克明 | 堀越高等学校長 |
| 松田武彦 | 東京工業大学長 |
| 森亘 | 東京大学長 |





昭和63年３月18日開催の大学入試改革協議会「準備協議会」において合意された事項

1　臨時教育審議会答申に基づくテストの昭和65年度試験問題及び昭和63年度試行テスト試験問題の作成

⑴　試験問題の作成は、２年間を要する。

⑵　現在大学入試センターに置かれている国立大学の教員で構成する教科専門委員会において問題の作成に当たる。

⑶　ただし、試行テストについて63年４月から対応できない科目については、新たな委員を委嘱する必要があることから問題作成が困難となる可能性がある。

⑷　公私立大学の教員は、国立学校設置法の改正後推薦依頼を開始し、64年４月から65年度の試験問題の作成に参加する。

⑸　試験問題の作成要領は、63年２月15日の大学入試改革協議会報告を踏まえ、とりあえず、現在の大学入試センターにおいて検討、決定する。

2　昭和63年度試行テストの実施

昭和63年12月下旬に試行ステトを実施する。

大学入試改革協議会「準備協議会」協力者名簿

石　川　忠　雄　　慶應義塾長・慶應義塾大学学長

橘　高　重　義　　東京物理学園理事長

堯　天　義　久　　大学入試センター所長

熊　谷　信　昭　　大阪大学長

山　下　暎　二　　東京都立大学長

西　島　安　則　　京都大学長

森　　亘　　東京大学長



# 第 4　調査研究

昭和62年５月21日付で、従前の研究部は研究開発部に名称変更され、追跡研究部門と評価研究部門を統合して評価・追跡研究部門が設置され、また、進学適性研究部門が新設された。

研究開発部においては、その設立の趣旨に沿って、大学入学者選抜方法の改善等に関する調査研究を進めている。本年度の活動状況は、次のとおりである。

## 1　調査研究組織及び研究課題

### (1)　調査研究組織

| | | |
|---|---|---|
| 研究開発部長（併） | | 野村祐次郎 |
| 情報処理研究部門 | 教授 | 清水留三郎 |
| | 助教授 | 岩坪　秀一 |
| | 助手 | 鈴木　規夫 |
| 評価・追跡研究部門 | 客員教授 | 池田　央 |
| | 非常勤講師 | 荒井　克弘 |
| | 助手 | 岩田　弘三 |
| 試験方法研究部門 | 教授 | 野村祐次郎 |
| | 助教授 | 石塚　智一 |
| | 助手 | 山田　文康 |
| | （研究開発部長付）助手 | 藤芳　衛 |
| 試験制度研究部門 | 教授 | 中島　直忠 |
| | 助手 | 池田　輝政 |
| 進学適性研究部門 | 教授 | 柳井　晴夫 |
| | 助手 | 前川　眞一 |

### (2)　研究課題

ア　情報処理研究部門

○　大学入試の改善に係わる情報処理の方策

○　共通第１次学力試験の改善に係わるデータの統計解析及び解析手法の開発

イ　評価・追跡研究部門

○　共通第１次学力試験の成績と第２次試験成績等関連データとの相関に関する研究及びその研究方法の開発・改善に関する研究

○　大学入試の成績、入学後の成績及び大学卒業後の活動の相関に関する追跡研究

○　大学受験者の行動、教育環境及び社会環境に関する研究

○　教育システムにおける共通第１次学力試験の役割に関する研究

○　受験生の大学選択における地理的流動性に関する分析

○　受験生の学力特性と志願行動に関する研究

ウ　試験方法研究部門

○　共通第１次学力試験問題の内容的妥当性に関する研究

○　共通第１次学力試験の科目数の適正化に関する研究

○　共通第１次学力試験「化学」の問題の評価と項目特性の分析

○　大問形式の作題に整合したテスト理論の検討

○　学力型と選抜方法に関するシミュレーション研究

○　身障者に対する共通第１次学力試験データ解析

○　視覚障害者に対する共通第１次学力試験方法の基礎的研究

○　視覚障害者に対する共通第１次学力試験点字試験問題作成方法の標準化に関する研究

エ　試験制度研究部門

○　中学校・高等学校生徒の進学準備と人間形成の関係についての調査研究

○　学力の等質性に関する研究

○　大学入学者選抜に関する学内組織の在り方に関する調査検討

○　世界の大学入試に関する比較研究

○　アメリカのテスト機関の実態調査

○　受験機会の複数化に伴う受験行動の分析

○　大学入試の目的・目標の原理的研究のための教育目的研究

オ　進学適性研究部門

○　大学教育一般及び各専門分野において必要とされる学生の適性の評価・測定に関する基礎・方法論及び応用的研究

○　共通第１次学力試験の評価に関する研究





## 2　調査研究状況

### (1)　調査研究事項

研究開発部では、上記の研究課題を踏まえ、調査研究を行ったが、本年度における具体的な調査研究事項は、次のとおりである。

ア　情報処理研究部門

○　各大学・学部による入学者選抜の共通第１次学力試験の成績に基づく分析

○　共通第１次学力試験の「社会」と「理科」の選択科目の平均点間の差異の分析

○　共通第１次学力試験「数学」問題の内容分析

○　入試データ分析のための統計的方法論の基礎的研究

○　学力の等質性の研究

○　受験機会複数化による地理的流動性の研究

○　諸外国の大学入試等に関するシラバス及び試験問題の国際比較研究

○　昭和62年度共通第１次学力試験「理科」の各科目に関するテスト特性の比較研究

○　項目反応理論に基づくテストの等化法の研究

○　受験機会複数化に伴う受験行動の一貫性に関する研究

イ　評価・追跡研究部門

○　国立大学の志願者・合格者にみる高校からの供給構造の分析

○　国公立大学２次試験出願者の地理的選択の範囲に関する分析

○　受験機会の複数化に伴う地理的流動性

○　共通第１次学力試験受験生の学力特性と学力型に関する分析

○　共通第１次学力試験と第２次試験に関する大学生の意識構造の分析について

○　昭和54年度から59年度までの共通第１次学力試験（国語、数学Ⅰ、英語Ｂ）に関する多変量解析的研究

○　高校の進学ポリシーと生徒タイプに関する調査

○　高校教育需要の将来変化に対応する大学立地政策の総合的研究

○　学歴主義にかわる社会的選抜システムの探索

○　中等教育と中等後教育との接続関係の実態・動向に関する総合的実証的研究

○　大学入学者選抜に関する学内組織に関する調査

○　戦後科学技術の社会史

○　中学生・高校生の自己概念と学習時間に関する分析

ウ　試験方法研究部門

○　学力型と選抜方式に関するシミュレーション研究

○　共通第１次学力試験における情報量最大の試験科目の組合せ

○　国公立大学における受験機会複数化のもとでの受験者の行動

○　共通第１次学力試験の試験問題の分析

○　身体に障害のある志願者の国公立大学受験状況の解析

○　視覚系及び触覚系情報処理過程の比較分析による視覚障害者に対する共通第１次学力試験の試験方法の改善に関する研究

○　視覚障害者に対する共通第１次学力試験点字試験問題作成方法の標準化と作成作業支援システムの研究・開発

○　視覚障害学生のための日本語文書処理システムの研究・開発

エ　試験制度研究部門

○　進学準備と人間形成の関係―大学生調査

○　私立中学校・高等学校入試問題の検討調査

○　受験機会複数化に伴う受験行動の一貫性に関する研究

○　大学入試の目的・目標の原理的研究のための教育目的研究

○　諸外国の大学入試等に関するシラバス及び試験問題の国際比較研究

○　大学の入学方針と受験生の学力のマッチングに関する研究

オ　進学適性研究部門

○　共通第１次学力試験と第２次試験に関する大学生の意識構造の分析について

○　昭和54年度から59年度までの共通第１次学力試験（国語、数学Ⅰ、英語Ｂ）に関する多変量解析的研究

○　因子分析の理論に関する研究法

○　性格検査の作成に関する研究

○　項目反応理論に基づくテストの等化法の研究

○　昭和62年度共通第１次学力試験「理科」の各科目に関するテスト特性の比較研究





○　受験機会複数化に伴う受験行動の一貫性に関する研究

カ　共同研究

○　共通第１次学力試験問題のモニター調査に基づく分析

○　進学先選択・進学指導のための通信網を利用する大学情報の提供システムの企画・設計

### (2)　研究成果等

これらの研究事項の成果は、研究紀要の発行、６回にわたる研究セミナーの開催及び国立大学入学者選抜研究連絡協議会第８回大会における研究会で発表するとともに、共通第１次学力試験の実施に反映させている。

本年度に刊行した研究紀要は、次のとおりである。

研究紀要 No.17

◦　国公立大学における受験機会複数化のもとでの受験者の行動

（試験方法研究部門助手　山田　文康、同部門助教授　石塚　智一）

◦　受験機会の複数化にともなう地理的流動性

－昭和61年度以前の地理的志願動向との比較をとおして－

（評価・追跡研究部門助手　岩田　弘三、情報処理研究部門助教授　岩坪　秀一）

◦　大学が重視する入試教科と受験生の学力特性

－共通第１次学力試験の５教科得点を基礎にして－

（情報処理研究部門助教授　岩坪　秀一、試験制度研究部門助手　池田　輝政、評価・追跡研究部門助手　岩田　弘三）

◦　共通第１次学力試験と第２次試験に関する大学生の意識構造の分析

（進学適性研究部門教授　柳井　晴夫、評価・追跡研究部門局員教授　池田　央、進学適性研究部門助教授　前川　眞一）

◦　共通第１次学力試験における情報量最大の試験科目の組合せ

－総分散に締める科目分散の寄与率からの考察－

（試験方法研究部門助教授　石塚　智一、同部門助手　山田　文康）

◦　昭和62年度共通第１次学力試験「理科」の各科目に関する項目反応理論に基づくテスト特性の比較

（情報処理研究部門助手　鈴木　規夫、進学適性研究部門助教授　前川　眞一）

◦　独立に推定されたテスト項目パラメータの共通尺度上での等化法

－共通第１次学力試験の選択科目の差異の分析への適用－

（進学適性研究部門助教授　前川　眞一、情報処理研究部門助手　鈴木　規夫）

◦　昭和54年度から59年度までの共通第１次学力試験(国語・数学Ⅰ・英語Ｂ)に関する比較研究

－多変量解析の手法を用いて－

（進学適性研究部門助教授　前川　眞一、同部門教授　柳井　晴夫、放送教育開発センター研究開発部　助教授　大塚　雄作、評価・追跡研究部門客員教授　池田　央）

このほか、「大学入試フォーラム」№10に、研究ノートとして研究状況の紹介を行った。

## 3　共同研究

### (1)　国立大学入学者選抜研究連絡協議会

国立大学における入学者選抜に関する研究の交流及び協力を行い、もって入学者選抜方法の改善に寄与することを目的として、各国立大学の入学者選抜に関する研究委員会と当センター研究開発部で組織する国立大学入学者選抜研究連絡協議会は、６月４日～５日に第８回大会を開催するとともに、「研究報告書」を刊行し、研究の交流を図り、また、大学関係者、高校関係者及び報道関係者等の外部に対し、大学入試に関する研究の動向について広く周知をはかることを目的とした「大学入試研究の動向」を発行した。

（国立大学入学者選抜研究連絡協議会研究報告書第８号及び大学入試研究の動向第６号　参照）

### (2)　外部との共同研究

次の二つの研究を行った。

ア　文部省科学研究費補助金（一般研究（Ｂ））

学力型と選抜方式に関するシミュレーション研究

研究代表者：野村祐次郎　参加者：２機関、８人

イ　文部省科学研究費補助金（特定研究（１））

諸外国の大学入試等に関するシラバス及び試験問題の国際比較研究

研究代表者：中島　直忠　参加者：７機関、22人





## 4　調査研究のための資料の提供

入学者選抜方法の工夫・改善については、共通第１次学力試験の利用方法を含め、各大学において、種々検討されているが、この調査研究には、各大学のデータと併せて、共通第１次学力試験の諸データが不可欠である。

このため、当センターでは、共通第１次学力試験に係る諸データをできるだけ各大学に提供する方向で現時点で提供できる資料として、昭和62年度共通第１次学力試験受験者のうち、５教科５科目のすべてを受験した者について、共通第１次学力試験成績の①総得点による得点別受験者数分布資料及び②教科・科目別の平均点・標準偏差等に関する資料を作成し提供した。

これらのほか、それぞれの大学の研究課題に沿った資料の提供依頼があった場合には、国立大学協会の「国立大学入学者選抜に係る資料の交流に関する申合せ」により、各大学の希望にできるだけ沿う方向で提供を進めていきたいと考えている。

# 第5　資　　料

# 1　昭和62年度業務日誌

昭和62年

4月1日　教科専門委員会新委員を委嘱

4月2日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

4月3日　教官選考特別委員会

4月6日　教科専門委員会（全体会議、部会長会議、各部会）

～8日　(1)　共通第1次学力試験問題の作成等について

(2)　部会長及び副部会長の選出について

(3)　委員長の委嘱等について

(4)　試験問題の作成方針の検討について

(5)　その他

4月16日　（国立大学協会第2常置委員会）

4月21日　試行テスト専門委員会（第1回）

4月22日　実施方法専門委員会（第42回）

(1)　昭和63年度共通第1次学力試験の実施について

(2)　その他

4月28日　（文部省大学入試改革協議会（第10回））

4月30日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

5月11日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

（国公立大学入試問題連絡協議委員会）

5月13日　教官選考特別委員会

試行テスト専門委員会（第2回）

5月14日　（国立大学協会第2常置委員会）

5月15日　（公立大学協会総会（第44回））

5月19日　実施方法専門委員会（第43回）

(1)　昭和63年度共通第1次学力試験の実施について

(2) その他

5月21日　試行テスト専門委員会（第３回）

5月25日　（文部省大学入試改革協議会（第11回））

5月26日　教官選考特別委員会

5月26日　資料公開等特別委員会（第20回）

運営協議員会（第72回）

(1) 「新テスト」（仮称）について

(2) その他

5月27日　日本教職員組合との懇談

（国立大学協会理事会）

5月29日　開設10周年記念式・祝賀会

5月29日　（全国高等学校長協会総会・研究協議会）

・30日

6月４日　国立大学入学者選抜研究連絡協議会第８回大会

・５日

6月15日　評議員会（第29回）

(1) 昭和63年度共通第１次学力試験について

(2) 「新テスト」（仮称）について

(3) その他

6月16日　（国立大学協会総会）

・17日

6月17日　（国立大学協会第２常置委員会）

6月18日　（国立大学長議会）

6月19日　（国立大学協会事務連絡会議）

6月22日　運営協議員会試験問題特別委員会

・23日

6月24日　日本教職員組合との懇談

6月29日　（文部省入試改善会議）

6月30日　共通第１次学力試験等連絡協議会総合部会（第28回）





(1) 昭和63年度共通第１次学力試験について

(2) 共通第１次学力試験等連絡協議会試験問題部会委員について

(3) その他

7月８日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

7月９日　（国立大学協会第２常置委員会）

7月23日　共通第１次学力試験説明協議会（全国７地区）

～８月４日

8月17日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

8月21日　共通第１次学力試験実施担当者会議（第１回）・情報処理連絡協議会（全国７地区）

～９月１日

9月３日　（国立大学協会第２常置委員会）

9月16日　大学入試に関する情報提供検討委員会（第１回）

9月22日　日本教職員組合との懇談

9月25日　教官選考特別委員会

10月２日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

10月５日　大学入試に関する情報提供検討委員会（第２回）

10月15日　教官選考特別委員会

（国立大学協会第２常置委員会）

10月16日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

10月19日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

（国立大学協会理事会）

10月20日　新ＯＭＲ稼働披露式

10月22日　大学入試に関する情報提供検討委員会（第３回）

10月26日　昭和63年度共通第１次学力試験出願受付開始（11月６日まで）

10月29日　教科専門委員会部会長会議

10月30日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

11月２日　大学入試に関する情報提供検討委員会（第４回）

11月10日　（国立大学協会第２常置委員会）

11月11日　（国立大学協会総会）

・12日

11月11日　運営協議員会試験問題特別委員会

～13日

11月12日　（全国普通科高等学校長会総会・研究協議会）

・13日

11月13日　教官選考特別委員会

11月13日　（国立大学協会事務連絡会議）

11月16日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

11月18日　日本教職員組合との懇談

11月24日　実施方法専門委員会（第44回）

(1)　昭和63年度共通第１次学力試験の実施について

(2)　その他

11月26日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

12月１日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

12月２日　教官選考特別委員会

資料公開等特別委員会（第21回）

運営協議員会（第73回）

(1)　昭和63年度共通第１次学力試験について

(2)　その他

12月10日　共通第１次学力試験等連絡協議会総合部会（第29回）

(1)　大学入試に関する情報提供について

(2)　その他

12月17日　顧問会議

12月23日　共通第１次学力試験実施担当者会議（第２回）

昭和63年

１月22日　（文部省大学入試改革協議会（第12回））

１月23日　昭和63年度共通第１次学力試験本試験

・24日

１月28日　（国立大学協会入試改善特別委員会）





１月30日　昭和63年度共通第１次学力試験追試験

・31日

２月５日　（国立大学協会第２常置委員会）

２月８日　大学入試に関する情報提供検討委員会（第５回）

２月12日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

２月15日　（文部省大学入試改革協議会（第13回））

２月16日　資料公開等特別委員会（第22回）

運営協議員会（第74回）

(1)　所長の任期について

(2)　研究開発部長候補者について

(3)　教官人事について

(4)　昭和64年度共通第１次学力試験について

(5)　資料公開等特別委員会について

(6)　大学入試に関する情報提供について

(7)　その他

２月17日　評議員会（第30回）

(1)　所長の任期について

(2)　昭和64年度共通第１次学力試験について

(3)　大学入試に関する情報提供について

(4)　その他

２月18日　（国立大学協会臨時総会・理事会）

（国公立大学入試問題連絡協議委員会）

２月18日　共通第１次学力試験等連絡協議会試験問題部会

・19日

２月22日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

２月25日　実施方法専門委員会（第45回）

(1)　昭和64年度共通第１次学力試験の実施について

(2)　その他

２月26日　教科専門委員会部会長会議

3月8日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

3月14日　新テスト（仮称）に係る説明会

～16日

3月16日　顧問会議

3月18日　（文部省大学入試改革協議会「準備協議会」）

3月22日　運営協議員会試験問題特別委員会

3月23日　日本教職員組合との懇談

実施方法専門委員会（第46回）

(1)　昭和64年度共通第１次学力試験の実施について

(2)　電子計算機新機種選定会議の設置について

3月24日　共通第１次学力試験等連絡協議会総合部会（第30回）

(1)　昭和64年度共通第１次学力試験について

(2)　臨時教育審議会答申のテストについて

(3)　大学入試に関する情報提供について

(4)　その他

教官選考特別委員会

運営協議員会（第75回）

(1)　大学入試センター諸規程の一部改正について

(2)　教官人事について

(3)　臨時教育審議会答申のテストについて

(4)　その他

3月29日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

3月30日　教科専門委員会部会長会議





# 2　昭和62年度大学入試センター役職員

| | | |
|---|---|---|
| 所長 | | 堯　天　義　久（63. 3.31まで） |
| 副所長 | | 小　林　啓　美 |
| 管理部 | | |
| 部長 | | 加　藤　義　行（63. 3.31まで） |
| 庶務課 | | |
| 課長 | | 田　崎　　智 |
| 課長補佐 | | 佐　藤　　稔 |
| 庶務係長 | | 堀　越　幸　雄 |
| 人事係長 | | 宮　田　　弘（62. 4. 1から） |
| 共同利用係長 | | 上　野　喜代人（62. 4. 1から） |
| 広報係長 | | 佐々木　　充（62. 5.20まで） |
| | | 佐　藤　　稔（併任62. 5.21から63. 3.31まで） |
| 会計課 | | |
| 課長 | | 菊　池　　誠（63. 3.31まで） |
| 課長補佐 | | 廣　田　　豊（62. 9.30まで） |
| | | 鈴　木　宏　治（62.10.16から） |
| 総務係長 | | 日　野　静　雄 |
| 経理係長 | | 佐々木　義　人 |
| 用度係長 | | 原　　英　毅 |
| 施設係長 | | 小　松　武　志 |
| 企画調査室 | | |
| 室長 | | 金　田　正　男 |
| 企画係長 | | 後　野　周　二 |
| 調査係長 | | 諸　田　　清 |

**事　務　部**

| | | |
|---|---|---|
| 部長 | 今田　收 | (63. 3.31まで) |
| 事業課 | | |
| 課長 | 佐竹良夫 | (63. 3.31まで) |
| 課長補佐 | | |
| (実施・問作担当) | 伊藤征男 | (62. 5.20まで) |
| (実施担当) | 武田一夫 | (62. 5.21から) |
| (問作担当) | 伊藤征男 | (62. 5.21から62.10.31まで) |
| | 片山隆二 | (62.11.16から) |
| 企画調整係長 | 武田一夫 | (62. 5.20まで) |
| | 野田優明 | (62. 5.21から) |
| 試験実施第1係長 | 野田優明 | (62. 5.20まで) |
| | 佐々木充 | (62. 5.21から) |
| 試験実施第2係長 | 山本茂行 | (63. 3.31まで) |
| 試験実施第3係長 | 小松俊夫 | (62. 7.1から) |
| 問題管理係長 | 針貝俊彦 | |
| 問題作成第1係長 | 片山隆二 | (62.11.15まで、併任62.11.16から63. 3.31まで) |
| 問題作成第2係長 | 小野渉 | |
| 情報処理課 | | |
| 課長 | 両角節爾 | |
| 課長補佐 | 小杉雄二 | |
| 業務第1係長 | 渕上光明 | |
| 業務第2係長 | 小貫浩 | |
| 情報管理係長 | 丹波政義 | |
| 資料係長 | 岡山均 | (62. 6.30まで) |
| | 服部武雄 | (62. 8. 1から) |

**研究開発部**

| | | |
|---|---|---|
| 部長 | 野村祐次郎 | |





# 3　規　程　等

(1) 大学入試センター研究部長候補者の選考の手続に関する規程の一部を改正する規程
（昭和62年5月21日　規程第1号）

(2) 大学入試センター客員教授の選考手続等に関する規程の一部を改正する規程
（昭和62年5月21日　規程第2号）

(3) 大学入試センター秘密文書等取扱規程の一部を改正する規程
（昭和62年5月21日　規程第3号）

(4) 大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則　（昭和62年5月21日　規則第2号）

(5) 大学入試センター共通第1次学力試験の答案等の保存等に関する規則の一部を改正する規則
（昭和62年5月21日　規則第3号）

(6) 大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則　（昭和62年5月21日　規則第4号）

(7) 国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第1次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則　（昭和62年7月20日　規則第5号）

(8) 大学入試センター教官候補者の選考等の手続に関する細則の一部を改正する細則
（昭和62年5月21日　細則第1号）

(9) 大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規
（昭和62年5月21日　内規第1号）

(10) 大学入試センター研究部教官会議の運営等に関する内規の一部を改正する内規
（昭和62年5月21日　内規第2号）

(11) 大学入試センター研究部の紀要に関する申合せの一部を改正する申合せ
（昭和62年5月21日　申合せ第1号）

(12) 大学入試センター研究部の紀要のうち部外秘扱いとするものに関する申合せの一部を改正する申合せ　（昭和62年5月21日　申合せ第2号）

(13) 情報資料のうち電子計算機に係るデータの使用及び研究成果の公表手続に関する申合せ
（昭和62年5月21日　申合せ第3号）

(14) 『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について』の一部改正について

⑮ 『大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について』の一部改正について

⑯ 大学入試に関する情報提供検討委員会の設置について　（昭和62年７月31日　　所長裁定）

⑰ その他（掲載省略）





## (1) 大学入試センター研究部長候補者の選考の手続に関する規程の一部を改正する規程

〔昭和62年５月21日 規程第１号〕

大学入試センター研究部長候補者選考の手続に関する規程（昭和55年規程第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「研究部長」を「研究開発部長」に改める。

第１条、第４条及び第５条中「研究部長」を「研究開発部長」に改める。

第２条中「研究部長」を「研究開発部長」に、「研究部」を「研究開発部」に改める。

附　則

この規程は、昭和62年５月21日から施行する。

## (2) 大学入試センター客員教授の選考手続等に関する規程の一部を改正する規程

〔昭和62年５月21日
規　程　第　２　号〕

大学入試センター客員教授の選考手続等に関する規程（昭和53年規程第10号）の一部を次のように改正する。

別紙洋式中

「

| | |
|---|---|
| （氏名） | （現官職）<br>講　　師<br>（大学入試センター研究部） |

」を

「

| | |
|---|---|
| （氏名） | （現官職）<br>講　　師<br>（大学入試センター研究開発部） |

」に

改める。

附　則

この規程は、昭和62年５月21日から施行する。





## (3) 大学入試センター秘密文書等取扱規程の一部を改正する規程

〔昭和62年５月21日
規　程　第　３　号〕

大学入試センター秘密文書等取扱規程（昭和56年規程第３号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「研究部」を「研究開発部」に改め、同条第１項及び第２項中「研究部」を「研究開発部」に改める。

附　則

この規程は、昭和62年５月21日から施行する。

## (4)　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則

〔昭和62年５月21日
規　則　第　２　号〕

大学入試センター事務分掌規則（昭和57年規則第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項第３号、第４号及び第４条第３項第３号中「研究部」を「研究開発部」に改める。

第５条第１項中「６係」を「７係」に改め、同条第１項第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

(4)　試験実施第３係

第５条第７項を第８項とし、第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　試験実施第３係においては、次の事務をつかさどる。

(1)　私立大学における試験の実施に関し、連絡調整すること。

(2)　私立大学における試験の試験場の設定等に関し、連絡調整すること。

(3)　私立大学の第２次試験の実施に協力すること。

附　則

この規則は、昭和62年５月21日から施行する。





## (5)　大学入試センター共通第１次学力試験の答案等の保存等に関する規則の一部を改正する規則

〔昭和62年５月21日
規　則　第　３　号〕

大学入試センター共通第１次学力試験の答案等の保存等に関する規則（昭和57年規則第９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項、同項第１号、同条第２項及び第３項中「研究部長」を「研究開発部長」に改め、同条第２項中「研究部」を「研究開発部」に改める。

附　則

この規則は、昭和62年５月21日から施行する。

## (6) 大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則

〔昭和62年５月21日 規則第４号〕

大学入試センター文書管理規則（昭和56年規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表第２の事項の項及び専決者の項中「研究部長」を「研究開発部長」に改める。

附　則

この規則は、昭和62年５月21日から施行する。





## (7) 国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則

〔昭和62年７月20日 規則第５号〕

国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料等に関する規則（昭和53年12月26日規程第11号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「第11条第２項」を「第９条」に改め、同条第２項中「10,000円」を「11,000円」に改める。

附　則

この規則は、昭和62年７月20日から施行し、昭和62年６月26日から適用する。

## (8) 大学入試センター教官候補者の選考等の手続に関する細則の一部を改正する細則

〔昭和62年５月21日 細 則 第 １ 号〕

大学入試センター教官候補者の選考等の手続に関する細則（昭和53年細則第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項及び第４条中「研究部」を「研究開発部」に改める。

附　則

この細則は、昭和62年５月21日から施行する。





## (9) 大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規

〔昭和62年５月21日 内 規 第 １ 号〕

大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規（昭和52年内規第２号）の一部を次のように改正する。

第３項第１号イ中「研究部長」を「研究開発部長」に改め、同号ウ中「研究部」を「研究開発部」に改める。

附　則

この内規は、昭和62年５月21日から施行する。

## ⑽　大学入試センター研究部教官会議の運営等に関する内規の一部を改正する内規

〔昭和62年５月21日 内規第２号〕

大学入試センター研究部教官会議の運営等に関する内規（昭和55年内規第９号）の一部を次のように改正する。

題名中「研究部」を「研究開発部」に改める。

第１条及び第２条中「研究部」を「研究開発部」に改める。

第３条第１項第１号中「研究部」を「研究開発部」に改め、同項第４号、第５号及び同条第２項中「研究部長」を「研究開発部長」に改める。

第４条及び第５条中「研究部長」を「研究開発部長」に改める。

附　則

この内規は、昭和62年５月21日から施行する。





## ⑾　大学入試センター研究部の紀要に関する申合せの一部を改正する申合せ

〔昭和62年５月21日 申合せ第１号〕

大学入試センター研究部の紀要に関する申合せ（昭和55年申合せ第6号）の一部を次のように改正する。

題名中「研究部」を「研究開発部」に改める。

第１項及び第11項中「研究部」を「研究開発部」に改める。

第３項第１号及び第２号中「研究部長」を「研究開発部長」に改める。

附　則

この申合せは、昭和62年５月21日から施行する。

## ⑿ 大学入試センター研究部の紀要のうち部外秘扱いとするものに関する申合せの一部を改正する申合せ

〔昭和62年５月21日 申合せ第２号〕

大学入試センター研究部の紀要のうち部外秘扱いとするものに関する申合せ（昭和55年申合せ第７号）の一部を次のように改正する。

題名中「研究部」を「研究開発部」に改める。

附　則

この申合せは、昭和62年５月21日から施行する。





## ⑿ 情報資料のうち電子計算機に係るデータの使用及び研究成果の公表手続に関する申合せ

〔昭和62年７月31日 申合せ第３号〕

1　趣旨

大学入試センター秘密文書等取扱規程（昭和56年規程第３号）に定める情報資料のうち電子計算機に係るデータ（以下「データ」という。）の研究開発部における取扱いについて、大学入試センター（以下「センター」という。）内における使用手続及びセンター外に対する研究成果の公表手続については、大学入試センター秘密文書等取扱規程の規定によるほか、この申合せによるものとする。

2　データ使用者

データを使用することのできる者は、次のとおりとする。

⑴　センター教官（客員教授及び非常勤講師を含む。）

⑵　センター教官と共同研究する者

3　データ使用の申請・承認

データを使用しようとする者は、あらかじめ所定の申請書を所長あて提出し、承認を受けるものとする。

ただし、センター教官の申請に係る承認は、省略することができる。

4　データ使用による研究成果の公表

⑴　データを使用して行った研究成果を公表しようとするときは、事前に研究開発部長にその要旨を提出し、その取扱いについて指示を受けるものとする。

⑵　研究開発部長は、公表しようとする内容に応じ必要ある場合には、所長の承認を得るものとする。

5　庶務

この申合せに定めるデータ使用に関する事務は、事業部情報処理課において処理する。

6　その他

センターに処理を委任され、センターが保管しているデータの使用については、当該団体等と協議の上、別途処置する。

附　則

この申合せは、昭和62年７月31日から実施する。

## ⑭ 『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について』の一部改正について

〔昭和62年５月21日 所長裁定〕

「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について（昭和61年９月26日所長裁定）の一部を次のように改正する。

第２項中「研究部長」を「研究開発部長」に改める。

附　則

この所長裁定は、昭和62年５月21日から実施する。





## ⑮ 「大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について」の一部改正について

〔昭和62年５月21日 所長裁定〕

大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について（昭和60年７月１日所長裁定）の一部を次のように改正する。

第３項第２号中「研究部」を「研究開発部」に改める。

附　則

この所長裁定は、昭和62年５月21日から実施する。

## ⑯　大学入試に関する情報提供検討委員会の設置について

〔昭和62年７月31日
所　長　裁　定〕

1　目的

臨時教育審議会においても提言がなされ、かつ、社会的にも要請が強い、大学を志望する受験生や高等学校における進路指導の改善に必要な情報及び各大学の教育研究活動状況等の情報の具体的な内容並びにその提供方法等を検討するため、大学入試センター（以下「センター」という。）に「大学入試に関する情報提供検討委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員長

委員会に委員長を置き、センターの副所長をもって充てる。

3　委員

委員会は、センターの所長が委嘱する10人以内の委員で構成し、その選出区分は次のとおりとする。

国立大学関係者

公立大学関係者

高等学校関係者

大学入試センター関係者

4　定足数

会議の定足数は、委員の過半数とする。

5　庶務

委員会の庶務は、管理部庶務課において処理する。

附　則

この所長裁定は、昭和62年７月31日から実施する。





## ⑰　その他（掲載省略）

大学入試センター共通第１次学力試験試験問題等取扱規則の一部を改正する規則

（昭和62年４月１日　規則第１号）

# 4　関　係　法　令

(1)　大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令　（昭和62年５月21日　文部省令第18号）

(2)　国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

（昭和62年６月26日　文部省令第23号）





## (1)　大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令

〔昭和62年５月21日
文部省令第18号〕

大学入試センター組織運営規則（昭和52年文部省令第20号）の一部を次のように改正する。

第２条中「研究部」を「研究開発部」に改める。

第４条の見出しを「(研究開発部)」に改め、同条第１項中「研究部」を「研究開発部」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　研究開発部に、次の５研究部門を置く。

(1)　情報処理研究部門

(2)　評価・追跡研究部門

(3)　試験方法研究部門

(4)　試験制度研究部門

(5)　進学適性研究部門

第４条第３項中「研究部」を「研究開発部」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

## (2) 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

〔文高学第207号
昭和62年6月26日〕

各国立大学長
大学入試センター所長　殿

文部事務次官
佐野文一郎

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の
一部を改正する省令の制定等について（通達）

昭和62年6月26日文部省令第23号をもって、別紙のとおり、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令が公布され、即日施行されました。その内容等は下記のとおりです。

また、国立の大学等（高等専門学校を含む。以下同じ。）における研究生、聴講生等に係る入学料及び検定料並びに大学入試センターにおける国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第1次学力試験検定料に関する改正後の国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号。以下「新省令」という。）第13条の規定に基づく文部大臣の承認については、昭和62年度以降は下記3により取り扱うこととしますので、事務処理上遺漏のないよう願います。

なお、昭和63年度の大学の学部及び附属学校の入学者に係る検定料については、二段階選抜等に対する取扱い等に関して現在検討中であり、その内容が確定した場合は、おって省令改正を行う予定としておりますので、念のため申し添えます。

記





1. 国立の学校（大学入試センターを含む。）において徴収する入学料及び検定料の額を改定したこと。（第2条）

2. 入学料及び検定料の額は、昭和63年度以降に入学、転学、編入学又は再入学する者について適用することとし、昭和62年度以内に入学、転学、編入学又は再入学した者に係るものについては、従前の額としたこと。（附則第2項及び第3項）

3. 国立の大学等における研究生、聴講生等に係る入学料及び検定料並びに大学入試センターにおける国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第一次学力試験検定料について、国立の大学等又は大学入試センターの長が、学則その他の規則で次のとおり定めるときは、新省令第13条の規定に基づく文部大臣の承認があったものとして取り扱うこととすること。

(1) 国立の大学等の研究生、聴講生等に係る入学料及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

ただし、昭和62年度内の入学に係る入学料及び検定料の額は、従前のとおりとする。

| 区　分 | 入学料 | 検定料 |
|---|---|---|
| 大学の研究生・専攻生 | 54,000円 | 6,800円 |
| 大学の選科生・聴講生 | 18,000円 | 6,800円 |
| 臨時教員養成課程 | 10,000円 | 2,300円 |
| 高等専門学校の研究生 | 16,000円 | 3,400円 |
| 高等専門学校の聴講生 | 6,000円 | 3,400円 |

(2) 大学入試センターにおいて、国立大学以外の大学の入学志願者から共通第一次学力試験の出願を受理するときに徴収する検定料の額は、11,000円とする。

別　紙

○　文部省令第23号

国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第13条の規定に基づき、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和62年６月26日

文部大臣　塩　川　正十郎

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項を表の次のように改める。

| 区　　分 | | 授　業　料 | 入　学　料 | 検　定　料 |
|---|---|---|---|---|
| 学部（夜間において授業を行う学部を除く。） | | 年額　　円<br>300,000 | 円<br>180,000 | 円<br>共通第一次学力試験<br>11,000<br>第二次の学力検査等<br>12,000 |
| 夜間において授業を行う学部 | | 150,000 | 90,000 | 共通第一次学力試験<br>11,000<br>第二次の学力検査等<br>7,000 |
| 大学院の研究科 | | 300,000 | 180,000 | 20,000 |
| 大学の専攻科 | 特殊教育特別専攻科 | 156,000 | 38,000 | 11,500 |
| | その他の専攻科（乗船実習科を含む。） | 300,000 | 108,000 | 13,000 |
| 大学の別科 | 音楽別科 | 300,000 | 54,000 | 6,800 |
| | 養護教諭特別別科 | 156,000 | 38,000 | 5,800 |
| | その他の別科 | 219,600 | 54,000 | 6,800 |
| 筑波大学理療科教員養成施設 | | 36,000 | 12,000 | 5,000 |
| 短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。） | | 219,600 | 108,000 | 13,000 |
| 短期大学の夜間において授業を行う学科（専攻科を含む。） | | 150,000 | 90,000 | 13,000 |
| 高等専門学校 | | 133,200 | 54,000 | 11,500 |
| 高等学校（専攻科を含む。） | | 82,800 | 36,000 | 6,800 |
| 盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部 | | 4,800 | 2,000 | 2,500 |
| 聾学校、盲学校及び養護学校の幼稚部 | | 3,600 | 1,200 | － |
| 幼稚園 | | 52,800 | 21,000 | 1,100 |





第２条第２項の表小学校の項中「2,100」を「2,300」に改め、同表中学校の項中「3,200」を「3,500」に改め、同表第４項中「１万８千円」を「２万円」に、「１万２千円」を「１万３千円」に改める。

第９条ただし書を次のように改める。

ただし、大学の学部の入学に係る検定料（第11条に規定する場合の検定料を除く。）は、共通第１次学力試験に係るものは当該試験の出願を受理するときに大学入試センターにおいて、第２次の学力検査等に係るものは当該学力検査等の出願を受理するときに当該各大学において、それぞれ徴収するものとする。

第11条を次のように改める。

（第２次募集等の場合における検定料の額）

第11条　第２次募集の場合又は共通第一次学力試験を免除された場合における大学の学部の入学に係る検定料の額は、第２条第１項に規定する第２次の学力検査等の額とする。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　昭和62年度の入学者に係る入学料の額は、改正後の第２条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　昭和62年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、改正後の第２条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 5 実 施 要 項 等


⑴ 昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項

⑵ 昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験案内（抄）

⑶ 昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験志願票

⑷ 昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験票

⑸ 昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験者心得

⑹ 昭和63年度共通第１次学力試験の試験場設定について

⑺ 昭和63年度共通第１次学力試験における各地区の追試験実施大学の指定について

⑻ 昭和63年度共通第１次学力試験志願者の試験場別割当てについて

⑼ 昭和63年度共通第１次学力試験場一覧

⑽ 大学入学者選抜共通第１次試験実施要項について

⑾ 昭和63年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）






⑴ 昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項

# 昭和63年度大学入学者選抜 共通第１次学力試験実施要項

［昭和62年６月29日入試セ事第100号 大学入試センター所長通知］

### 第１ 国立大学の共通第１次学力試験の実施

昭和63年度大学入学者選抜実施要項（昭和62年６月29日付け文高大第 208 号文部省高等教育局長通知）の第10に定める国立大学の共通第１次学力試験の実施については、次に定めるところによるものとする。

### １ 目 的

⑴ 共通第１次学力試験は、国立大学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）について、主として、高等学校の段階における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的とする。

⑵ 共通第１次学力試験は、各国立大学が大学入試センターと協力して、同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施する。

### ２ 実施に当たっての業務分担

共通第１次学力試験の実施に当たっての業務は、大学入試センターと各国立大学が、次のとおり分担する。

⑴ 大学入試センター

共通第１次学力試験の実施に当たり、試験問題等の作成・印刷及び輸送、受験案内等の作成、出願の受付、受験票の交付、監督要領等の作成、答案の採点・集計、試験成績その他資料の各大学への提供、その他関連する業務

⑵ 各国立大学

共通第１次学力試験の実施に当たり、試験場の設定、試験監督者等の選出、受験案内の配付、試験の実施、答案の整理・発送、その他関連する業務

### ３ 出願資格

共通第１次学力試験に出願することができる者は、入学志願者で次のいずれかに該当するものとする。

(1)　高等学校を卒業した者及び昭和63年３月卒業見込みの者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び昭和63年３月修了見込みの者

(3)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び昭和63年３月31日までにこれに該当する見込みの者

**4　出題教科・科目等**

(1)　共通第１次学力試験の出題は、高等学校学習指導要領の内容に準拠して行う。

(2)　共通第１次学力試験の出題教科・科目等は、別表のとおりとする。

(3)　共通第１次学力試験は、主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し、解答はマーク方式によるものとする。

**5　受験案内の配付**

大学入試センターは、共通第１次学力試験の実施に関する細目、出願の具体的手続等を記載した受験案内を作成し、各国立大学は、これを希望者に昭和62年９月１日（火）から配付する。

**6　出　　願**

共通第１次学力試験の出願は、次によるものとする。

(1)　出願の期間は、昭和62年10月26日（月）から11月６日（金）までとする。

(2)　出願の方法は、次のとおりとする。

ア　高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）を昭和63年３月卒業見込みの者は、出願に必要な書類を取りそろえ、検定料(11,000円)を受験案内に定める手続により納付し、その納付書・領収証書を添えて、在学する高等学校長を経由して大学入試センターに郵送により提出する。

イ　高等学校を昭和63年３月卒業見込みの者以外の者（高等学校を卒業した者、大学入学資格検定合格者等）は、出願に必要な書類（出願資格を証明する書類を含む。）を取りそろえ、検定料（11,000円）を受験案内に定める手続により納付し、その納付書・領収証書を添えて、直接大学入試センターに郵送により提出する。





**7　受験票等の交付**

大学入試センターは、出願を受理した入学志願者に対し、受験番号、試験場等を記載した受験票及び志願大学に提出するための共通第１次学力試験成績請求票等を、昭和62年12月下旬までに交付する。

**8　試験場の指定等**

(1)　大学入試センターは、入学志願者に対し、次により試験場を指定する。

ア　高等学校を昭和63年３月卒業見込みの者(通信制の課程によるものを除く。)については、在学する高等学校が所在する試験地区(原則として都道府県を単位として受験案内で定める地区をいう。以下同じ。）内の国立大学が設定する試験場

イ　高等学校を卒業した者、高等学校の通信制の課程を卒業見込みの者、大学入学資格検定合格者等については居住する試験地区内の国立大学が設定する試験場

(2)　大学入試センターは、各国立大学に対し、当該大学が所在する試験地区内の入学志願者数の割当てを行い、各国立大学は、その割当てに応じた試験場を設定する。

**9　実施期日等**

(1)　共通第１次学力試験は、昭和63年１月23日（土）、24日（日）の２日間にわたり実施する。

(2)　実施する各教科の試験時間は、国語、数学及び外国語については各100分とし、理科及び社会については各60分とする。

**10　再試験の実施**

雪・地震等による災害その他の事情により、９の(1)に定める期日に共通第１次学力試験を実施できなかった場合には、再試験を実施する。

実施期日は、昭和63年１月30日（土）、31日（日）とし、当日の実施が不可能な場合は、この期日より後にできるだけ速やかに実施する。

**11　追試験の実施**

(1)　疾病・負傷及び交通事故又は災害等により、９の(1)に定める期日に共通第１次学力試験を受験できない者を対象として、追試験を実施する。

実施期日は、昭和63年１月30日（土）、31日（日）とする。ただし、10の再試験をこの期日より後に実施する必要が生じた場合は、再試験と同一の期日に実施する。

追試験の試験場は、全国を２地区に分け、地区ごとに１か所設定する。

⑵　各国立大学は、追試験の受験申請を受け付け、大学入試センターが定める基準により審査の上、受験の可否を決定するものとする。

**12　資料の発表**

大学入試センターは、共通第１次学力試験に係る試験問題、正解・配点を試験実施後速やかに発表する。

ただし、共通第１次学力試験の個人別成績は、発表しないものとする。

**13　成績の請求及び提供**

⑴　各国立大学は、当該大学の入学志願者から提出された共通第１次学力試験成績請求票に基づき、入学志願者の共通第１次学力試験の成績を大学入試センターに請求するものとする。ただし、４月１日以降に出願受付する第２次募集については、共通第１次学力試験成績請求票を要しないものとする。

⑵　大学入試センターは、各国立大学の請求に基づき、共通第１次学力試験の成績を速やかに提供するものとする。

**14　身体に障害のある入学志願者に対する試験実施上の配慮**

⑴　共通第１次学力試験の実施に当たっては、身体に障害のある入学志願者に対し、障害の種類・程度に応じ、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別の配慮を行う。

この場合、盲者の入学志願者に対しては、点字による出題、試験時間の延長、特定試験場の設定等の措置をとることとし、その他の身体に障害のある入学志願者に対しては、必要に応じ拡大文字による出題、試験時間の延長、マーク方式によらない文字又はチェックによる解答、手話通訳者、介助者の付与、特定試験場の設定等の措置をとることとする。

⑵　身体に障害があり、志望の大学・学部等における修学上特別な配慮を必要とする入学志願者は、あらかじめ当該大学と協議を行った上（協議中を含む。）、出願するものとする。この場合、当該大学は、協議の結果又は協議中である旨の文





書を入学志願者に交付するものとする。

**15　そ　の　他**

前各項に定めるもののほか、共通第１次学力試験の実施に関する細目のうち、一括して処理することが適当と認められるものについては、大学入試センターが別に定める。

## 第２　公立大学における共通第１次学力試験の利用

昭和63年度大学入学者選抜実施要項の第11に定める公立大学における共通第１次学力試験の利用に関しては、次に定めるところによる。

**1　利用の手続等**

⑴　各公立大学は、共通第１次学力試験の利用に関し、大学入試センターとの間で所要の取決めを行うものとする。

⑵　各公立大学は、共通第１次学力試験の実施に関し、試験場の設定、試験監督者等の選出、受験案内の配付、試験の実施、答案の整理等について、最寄りの国立大学に協力するものとする。

⑶　各公立大学は、当該大学の募集要項に、共通第１次学力試験を当該大学の第１次の学力検査として利用する旨を明記するものとする。

**2　公立大学に入学を志願する者の受験申込み**

公立大学に入学を志願する者は、前記第１の６に定めるところに準じ、共通第１次学力試験の受験申込みを行うものとする。

**3　成績の請求及び提供**

⑴　公立大学に係る成績の請求及び提供は、前記第１の13に準じて実施するものとする。

⑵　大学入試センターは、公立大学に成績を提供するときは、入学を志願する者１人１回につき240円の成績提供手数料を当該大学から徴収するものとする。

**4　そ　の　他**

その他については、前記第１に準ずるものとする。

## 第３　私立大学における共通第１次学力試験の利用

私立大学で共通第１次学力試験を利用するものにおける当該利用に関しては、前記第２に準ずるものとする。

〔備　　考〕

「私立大学で共通第１次学力試験を利用するもの」は、産業医科大学である。





別　表

昭和63年度共通第１次学力試験出題教科・科目等

| 教科 | 試験時間（配点） | 出題科目 | 出題方法等 | 科目選抜の方法 |
|---|---|---|---|---|
| 国語 | 100分（200点） | 『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』 | | |
| 社会 | 60分（100点） | 『「倫理」・「政治・経済」』<br>「日本史」<br>「世界史」<br>「地理」<br>「現代社会」 | | 左記出題科目の５科目のうちから１科目を試験室で選択し，解答する。<br>この場合，「現代社会」を選択解答することができる者は，高等学校の普通科・理数科の卒業（見込み）者以外の者で，かつ，共通第１次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し，承認された者に限る。 |
| 数学 | 100分（200点） | 『「数学Ⅰ」・「数学Ⅱ」』<br>『「数学Ⅰ」・「工業数理」』<br>『「数学Ⅰ」・「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』 | 「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は，出題範囲から除く。<br>「数学Ⅱ」については，「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」、「基礎解析」及び「確率・統計」のうち２科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。<br>「簿記会計Ⅱ」は，前半の内容（①特殊な取引の記帳，②帳簿組織，③株式会社の記帳）を出題範囲とする。 | 左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し，解答する。<br>この場合、『「数学Ⅰ」・「工業数理」』又は『「数学Ⅰ」・「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』を選択解答することができる者は，高等学校において「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」を履修した者及び文部大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科の修了（見込み）者で，かつ，共通第１次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し，承認された者に限る。 |
| 理科 | 60分（100点） | 「物理」<br>「化学」<br>「生物」<br>「地学」<br>「理科Ⅰ」 | 「物理」，「化学」，「生物」，「地学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの科目の関連内容を含む。 | 左記出題科目の５科目のうちから１科目を試験室で選択し，解答する。<br>この場合，「理科Ⅰ」を選択解答することができる者は，高等学校の普通科・理数科の卒業（見込み）者以外の者で，かつ，共通第１次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し，承認された者に限る。 |
| 外国語 | 100分（200点） | 『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』<br>「ドイツ語」<br>「フランス語」 | | 『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』とこれに準じた「ドイツ語」及び「フランス語」のうちから１科目を試験室で選択し，解答する。 |

# 昭和63年度大学入学者選抜
# 共通第１次学力試験

# 受　験　案　内

出願期間　　昭和62年10月26日(月)～11月６日(金)

試験期日　　昭和63年１月23日(土)・24日(日)

## 大学入試センター

この「受験案内」は共通第１次学力試験が終了した後も必要となることがあるので，第２次試験が終了するまで保管しておくこと。





## まえがき

共通第１次学力試験と第２次試験の組み合わせによる，国公立大学の入学者選抜制度は10回目を迎えることになりました。

この入試制度は，高等学校における教育を尊重しながら，志願者の能力・適性をいろいろな角度から総合的に評価しようとする考え方を基本にしています。まず，すべての国公立大学と大学入試センターが協力して行う共通第１次学力試験で，「大学教育に必要な基礎学力を備えているかどうかを高等学校の段階における一般的・基礎的な学習の達成の程度」を見ることにより判定し、次いで各大学が行う第２次試験で，「それぞれの学部･学科等の専攻に応じて重視される能力･適性」を見ようとしています。大学･学部においては，共通第１次学力試験の成績について，例えば，教科･科目間の配点（比率）に軽重をつける等，それぞれの大学・学部の特性に応じて利用されております。すなわち，共通第１次学力試験は，各大学・学部の入学試験の一部であり，第２次試験と高等学校調査書など種々の組み合わせにより総合され，初めてそれぞれの大学の入学試験となるものです。

大学入試センターでは，上に述べた共通第１次学力試験の目的に沿って，国立大学の協力の下に，より適正な試験問題の作成に当たるとともに，公正・正確かつ円滑に試験を行うため国公立大学と共同して，共通第１次学力試験の実施に当たっております。

共通第１次学力試験においては，５教科を出題してこれを課しますが，大学・学部等によっては，４教科以下を課す場合がありますので，共通第１次学力試験の受験に当たっては，志望する大学の学生募集要項等をよく読んで受験することが望まれます。

この受験案内は，共通第１次学力試験の仕組みと，この試験を受験しようとするときの諸手続き等具体的事項について取りまとめたものです。また，出願に必要な書類（志願票等）も折り込まれております。

共通第１次学力試験の出願に当たっては，この「受験案内」をよく読み，注意事項などを十分理解の上，誤りのないよう所定の手続きをしてください。

# 昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験

## 受　験　案　内

この受験案内は，国立大学，公立大学及び産業医科大学に入学を志願する者が受験しなければならない共通第１次学力試験の諸手続き等具体的事項について取りまとめたものである。

ただし，次の場合には共通第１次学力試験の受験を免除されることがあるので，各大学の実施要項及び募集要項により確認すること。

① 国公立大学の推薦入学の場合
② 帰国子女，社会人などの入学志願者について特別な方法により選抜を実施する場合

目　　次


1 昭和63年度国公立大学入学者選抜実施日程……2
2 出願資格……3
3 出願手続の概要……5
4 検定料の納付方法……7
5 出願方法……8
6 志願票の記入方法……12
7 確認はがきの送付……16
8 試験場の指定……17
9 受験票・写真票・成績請求票……19
10 試験期日・試験時間……23
11 出題教科・科目等……23
12 試験問題冊子の注意事項・解答用紙の様式……26
13 受験に当たっての注意事項……37
14 資料の発表……37
15 再試験・追試験……38
16 身体に障害のある入学志願者及び不慮の事故等による負傷者等に対する試験実施の際の受験特別措置及び志望大学との協議……39
高等学校等コード表……44
〔参考〕 国公(私)立大学所在地等一覧……63


（注） この受験案内には，**志願票，検定料の納付書**（３枚１組），**封筒**（個人直接出願者用）を**折り込んであるので，確認する**こと。





## 1　昭和63年度国公立大学入学者選抜実施日程

| 共通第１次学力試験 | 年　月　日 | 各大学が実施する第２次試験 |
|---|---|---|
| | 昭和62年７月末日まで | 実施要項発表 |
| 受験案内発表，配付開始 | ９月１日(火)から | |
| 検定料納付 | 原則として９月１日(火)から10月31日(土)まで | |
| 出願受付 | 10月26日(月)から11月６日(金)まで | |
| 確認はがき送付(出願内容確認) | 11月下旬まで | |
| | 12月15日(火)まで | 募集要項発表 |
| 受験票等の送付 | 12月下旬まで | |
| 試験実施 | 昭和63年１月23日(土)・24日(日) | |
| 正解等を発表 | １月25日(月) | |
| 追試験実施 | １月30日(土)・31日(日) | |
| | １月31日(日)まで | 推薦入学（共通第１次学力試験を課さない場合）の結果発表（実施大学だけ） |
| | ２月１日(月)から10日(水)まで | 出願受付 |
| | ２月20日(土)まで | ２段階選抜と推薦入学（共通第１次学力試験を課す場合）の結果発表（実施大学だけ） |
| | ２月29日(月)又は３月１日(火)から（特例として２月28日(日)から） | 各国立大学及び公立大学が試験実施（Ａ日程グループ） |
| | ３月５日(土)又は３月６日(日)から（特例として３月４日(金)から） | 各国立大学及び公立大学が試験実施（Ｂ日程グループ） |
| | ３月７日(月)以降 | 一部の公立大学が試験実施 |
| | ３月20日(日)まで | 各国立大学が合格者発表（各公立大学もこれに準ずる） |

（注） ①公立大学の実施日程は，一部の公立大学においては上表と異なる場合があるので注意すること。
②産業医科大学の実施日程は，国立大学とほぼ同じである。

## 2　出　願　資　格

**【注意】**　出願資格について**疑問がある場合**は，出願する前になるべく早く大学入試センターに照会すること。

（照会先６ページ参照）

昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験に出願できる者は，次のいずれかに該当する者である。

(1)　高等学校を卒業した者及び昭和63年３月卒業見込みの者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び昭和63年３月修了見込みの者

(3)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び昭和63年３月31日までにこれに該当する見込みの者

これらの者は，次のとおりである。

ア　外国において，学校教育における12年の課程を修了した者及び昭和63年３月31日までに修了見込みの者，又はこれらに準ずる者で文部大臣の指定したもの（注１参照）

イ　文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び昭和63年３月31日までに修了見込みの者

ウ　文部大臣の指定した者（注２参照）

エ　大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣が行う大学入学資格検定に合格した者及び昭和63年３月31日までに合格見込みの者

オ　その他大学において，相当の年齢に達し，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（注１）「文部大臣の指定したもの」は，次のとおりである。（昭和56年文部省告示第153号による。）

○　外国において，学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で，昭和63年３月31日までに18歳に達するもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」等がこれに該当する。）





○　外国において，高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者を含む。）で，「東京外国語大学外国語学部附属日本語学校」，「国際学友会日本語学校」，「関西国際学友会日本語学校」又は「赴日留学生予備学校」において，我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了し，昭和63年３月31日までに18歳に達するもの

（注２）「文部大臣の指定した者」の主なものは，次のとおりである。（昭和23年文部省告示第47号による。）

○　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による小学校，中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）によりこれらの免許状を有するものとみなされた者（旧教員免許令（明治33年勅令第134号）に基づく旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第４号）による実習科目に関する限りの実業学校教員免許状を有する者を除く。）

○　スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で昭和63年３月31日までに18歳に達するもの

○　専修学校の高等課程の修業年限３年以上の課程で文部大臣が別に指定したものを文部大臣が定める日以後に修了した者及び昭和63年３月修了見込みの者

○　運輸省組織令（昭和59年政令第175号）による海員学校の本科を昭和63年３月卒業見込みの者

その他旧制の教育機関の出身者の資格については，できるだけ早く大学入試センターに照会すること。

## 3　出願手続の概要

【注意】　この受験案内の中では，**入学志願者を次のように区分して記載**してあるので，注意すること。

- **「高等学校等卒業見込者」**→昭和63年３月高等学校（盲・聾・養護学校の高等部を含む。）を卒業見込みの者
- **「高等学校卒業者等」**――→10ページの出願資格区分Ａ～Ｆに該当する者

**検定料払い込み**
原則として
９月１日から10月31日まで

受験案内に折り込んである検定料「納付書」（３枚１組）により納付し，「納付書・領収証書」を志願票の裏面にのり付けする。（７ページ参照）

↓

**出願資格を証明する書類の入手**

・高等学校等卒業見込者
　「志願票総括表」にて高等学校長が一括証明する。（８ページ参照）
・高等学校卒業者等
　出願資格を証明する書類を出身高等学校等から，なるべく早く入手しておくこと。
　特に，外国の教育機関の出身者は，出願する以前に資格等について大学入試センターに照会すること。

↓

**志願票の作成・出願書類の提出**
10月26日から11月６日まで

志願票は記入例に従って正確に記入すること。（12ページ参照）
出願書類の提出は次によること。
・高等学校等卒業見込者
　高等学校等を経由して提出する。
・高等学校卒業者等
　直接大学入試センターに提出する。

↓

**大学入試センターから確認はがきを送付**
11月下旬まで

志願票の記入事項の登録内容について入学志願者に照合確認を求める。（16ページ参照）
送付方法は次による。
・高等学校等卒業見込者
　高等学校等を経由して本人に送付する。
・高等学校卒業者等
　本人に直接送付する。

↓

**大学入試センターから受験票等を送付**
12月下旬まで

試験場，受験番号等を記載した受験票とともに，写真票，成績請求票及び受験者心得を送付する。
送付方法は確認はがきの送付方法に準ずる。（19ページ参照）





## 入学志願者側からの届出等

連絡先　大学入試センター事業課
〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23
電話　03（465）8600
平日９時30分から17時，土曜日９時30分から12時

【注意】　郵便の場合は，表面に「……届出」等と朱書し，また，届出等の内容のほかに現住所（フリガナ），氏名（フリガナ），高等学校等コード，連絡電話番号，その他参考になる事項を必ず記入すること。

届出，問い合わせの方法

| 事由 | | 届出，問い合わせ方法 | 参照ページ |
|---|---|---|---|
| ① 出願書類記入方法の問い合わせ | | 電話 | |
| ② 検定料「納付書・領収証書」 | 紛失 | 電話 | 志願票の次ページ |
| | 誤記入・未記入 | 速達郵便はがき | |
| ③ 出願後の氏名，現住所，連絡電話番号の変更届出 | | 速達郵便はがき | 9 |
| ④ 確認はがき不着届出 | | 電話 | 16 |
| ⑤ 受験票等不着届出 | | 速達郵便はがき | 21 |
| ⑥ 受験票等再発行願い出 | | 速達郵便（封筒） | 21 |

## 4　検定料の納付方法

【注意】　1　検定料を納付せずに出願しても，**受理しない。**
2　検定料は，出願を受理した後は，いかなる理由があっても返還しない。

**出願する前に，まず共通第１次学力試験の検定料を納付**しなければならない。

| | |
|---|---|
| ①　共通第１次学力試験の検定料の額 | 11,000円（第２次試験の検定料を含まない。） |
| ②　検定料「納付書」の記入方法 | 現住所，入学志願者の氏名（漢字，フリガナ），高等学校等コード（44～62ページ参照）を黒又は青のボールペンで正確に記入すること。<br>検定料「納付書」の用紙（３枚１組）は，この受験案内に折り込んであるものを丁寧に取りはずして使用すること。 |
| ③　納付先 | ●銀行等<br>（銀行又は信用金庫の本店，支店）<br>●郵便局（簡易郵便局は除く。（注）参照） |
| ④　納付期限 | ９月１日（火）から10月31日（土）まで<br>（銀行等及び郵便局の窓口締切時刻まで）<br>やむを得ない場合は11月６日（金）まで |
| ⑤　「納付書・領収証書」の提出 | **志願票裏面の所定欄にはり付けて提出**すること。 |

（注）　簡易郵便局とは，地方公共団体等が郵便局の窓口業務を代行しているものであるが，ここでは検定料の払い込み業務は取り扱っていない。





## 5　出　願　方　法

【注意】　出願方法について**疑問がある場合**は，なるべく早く大学入試センターに照会すること。
（照会先６ページ参照）

**出願期間**

昭和62年10月26日（月）～ 11月６日（金）　　（11月６日　消印有効）

**期限厳守 —— 出願期間を過ぎた後に提出された出願書類は，**いかなる理由があっても受理しない。

**出願書類，提出方法**

| 区　分 | 出願書類，提出方法 |
|---|---|
| 高等学校等卒業見込者（通信制の課程を含む。）<br>‖<br>**高等学校等経由出願** | 入学志願者は，志願票（検定料「納付書・領収証書」がはり付けてあること。）を在学中の学校に提出する。<br>学校長は，出願書類を取りまとめ，**「志願票総括表」**を作成し，志願票に添付して書留扱いで郵送する。<br>「志願票総括表」は，卒業見込み及び単位修得の証明をするもので，昭和62年８月25日付け入試セ事第150号で別途高等学校長あてに送付した**「昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験の出願書類の取りまとめ，提出について（依頼）」**の中に折り込まれているのでそれを使用すること。 |
| 高等学校卒業者等<br>‖<br>**個人直接出願** | 入学志願者は次の書類を取りそろえて，この受験案内に折り込んである封筒を使って必ず書留扱いで郵送すること。<br>①　**志願票**（裏面に検定料「納付書・領収証書」を必ずのり付けすること。）<br>②　**出願資格を証明する書類**（卒業証明書等の書類が出身高等学校等の封筒に入れられている場合は，できる限り封筒から出して添付することが望ましい。）（11ページ参照）<br>③　**単位修得証明書**<br>この証明書は，「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の受験を申請する者のみが提出する。<br>「現代社会」，「理科Ⅰ」の受験を申請する者については提出する必要はない。 |

（注）　1　**出願書類に次のような不備があるものは，受理しない。**

| |
|---|
| ①　志願票の記入もれ，誤記<br>②　検定料納付済の「納付書・領収証書」がはり付けられていないもの<br>③　必要な証明書等が添付されていないもの |

2　志願票を大学入試センターに提出した後は，いかなる理由があっても**その記入事項を変更することはできない。**

3　志願票を提出した後，氏名，現住所(志願票に現住所を記入した者だけ)，連絡電話番号に変更があった場合は，次の事項を「郵便はがき」に書いて届け出ること。

（届出先 6 ページ参照）

この届出は，昭和63年 1 月22日（金）（共通第 1 次学力試験前日）までとする。

| |
|---|
| ①　変更内容（新・旧がわかるように明示する）<br>②　氏名，現住所，連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名，高等学校出身者以外は出願資格<br>（氏名，現住所にはフリガナを付けること）<br>③　その他参考となる事項 |

**現住所変更による試験場の変更は認めないので注意すること。**

また，受験票到着後の氏名の変更の場合は，受験票等を再発行し送付する。

（再発行 21ページ参照）





## 「高等学校卒業者等」の出願資格区分

**【注意】** 出願資格について**疑問がある場合**は，出願する前になるべく早く大学入試センターに照会すること。

（照会先 6 ページ参照）

| 区分 | 出願資格 |
|---|---|
| A | 高等学校卒業者（盲学校，聾(ろう)学校，養護学校の高等部を含む。） |
| B | 高等専門学校第 3 学年修了者及び昭和63年 3 月修了見込者 |
| C | 外国において，学校教育における12年の課程を修了した者及び昭和63年 3 月31日までに修了見込みの者，又はこれらに準ずる者で文部大臣の指定したもの（昭和56年文部省告示第 153 号） |
| D | 文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び昭和63年 3 月31日までに修了見込みの者（立教英国学院，英国四天王寺学園及びアルザス成城学園の各高等部がこれに該当する。） |
| E | 文部大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第 47 号） |
| F | 大学入学資格検定に合格した者及び昭和63年 3 月31日までに合格見込みの者で，昭和63年 3 月31日までに18歳に達するもの<br>(1)　大学入学資格検定合格者<br>(2)　昭和62年度大学入学資格検定に合格見込みの者<br>(3)　科目合格者の単位修得による昭和62年度大学入学資格検定に合格見込みの者<br>（大学入学資格検定で既に一部の科目に合格し，残りの受験科目に相当する科目について，在学している高等学校の定時制の課程又は通信制の課程で，昭和63年 3 月31日までに修得する見込みの者がこれに該当する。） |

## 出願資格を証明する書類の種類

**【注意】** 左表の**出願資格に該当する証明書類**を出願書類に添えて提出すること。

| 提出する証明書類の種類 |
|---|
| 卒業証明書（出身高等学校長が発行するもの。発行期日は問わない。） |
| 高等専門学校第３学年を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（高等専門学校長が発行するもの。） |
| 外国において学校教育の12年の課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（出身学校長が発行するもの。Diploma を複写したもの（コピー）でも可。）<br>文部大臣の指定した者に該当するものは，検定に合格したことを証明する書類又は我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（当該教育機関又は検定試験実施機関の長が発行するもの。） |
| 在外教育施設の高等学校の課程に相当する課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（立教英国学院，英国四天王寺学園及びアルザス成城学園の各高等部の長が発行するもの。） |
| 出身学校等を卒業又は修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類又はこれに準ずるもの（出身学校長が発行するもの。）<br>国際バカロレア資格を取得した者は，国際バカロレア事務局から授与された国際バカロレア資格証書（International Baccalaureate Diploma）を複写したもの（コピー） |
| 大学入学資格検定合格証書を複写したもの（コピー）又は合格証明書<br>（注） 合格証明書は，文部省初等中等教育局高等学校課に請求し入手すること。<br>共通第１次学力試験志願用昭和62年度大学入学資格検定受検出席票（受検の際に配付される。）<br>大学入学資格検定科目合格通知書<br>（注） 科目合格通知書は，文部省初等中等教育局高等学校課に請求し入手すること。<br>受検科目に相当する科目を，在学する高等学校の定時制の課程又は通信制の課程で履修していることを証明する書類（高等学校長が発行するもの。） |





## 6 志願票の記入方法

### (1) 記入上の注意

ア 入学志願者は，志願票の記入例を参照し，**まず「志願票控」に記入**してみて，その記入内容に誤りがないことを確認した後に，**「志願票」（提出用）**に記入すること。

「志願票」（提出用）の用紙は，この受験案内に折り込んであるものを，丁寧に取りはずして使用すること。

イ 黒又は青のボールペンで丁寧に記入すること。

ウ 誤って記入した場合は，誤記部分を二重線で消し，訂正すること。

エ **「現住所」の記入について**

① 高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）は，**「現住所」の欄は記入しないこと。**

② 高等学校卒業者等（通信制課程卒業見込者を含む。）は次の事項に注意し，**志願票に「現住所」を必ず記入すること。**

a 「現住所」は，住民登録の有無は問わないが，確認はがき，受験票等の送付先となるので，郵便物を確実に受領できるように正しく記入すること。

（志願票の内容を登録する際には「カタカナ・数字等記入」欄により行うので，正しく記入すること。その他出願上の照会等は，すべて「現住所」あてに行うので注意すること。）

b 団地・アパート等に居住している者は，棟番号，戸番まで必ず記入すること。

下宿等の場合は，「○○○○方」などの肩書きを必ず記入すること。

c **試験場は，この「現住所」に基づいて指定するので注意し，記入すること。**

オ **「学科」欄**

高等学校卒業者及び卒業見込者は必ず該当する文字を○で囲むこと。

特に高等学校の「普通科」及び「理数科」の卒業（見込み）者以外の者で「現代社会」又は「理科Ⅰ」を受験申請する者は，この欄に○印がない場合には承認されないので注意すること。

カ　**「高等学校卒業者以外」欄**

専修学校の高等課程の修了（見込み）者及び海員学校の本科の卒業見込み者は，「文部大臣の指定した者」の文字を○で囲むこと。

キ　**「受験申請科目」欄**

① 「現代社会」，「理科Ⅰ」を申請できる者は，**高等学校の「普通科」及び「理数科」の卒業（見込み）者以外の者**だけである。高等学校の「普通科」及び「理数科」の卒業（見込み）者は，これらの科目は申請できないので注意すること。

② 「工業数理」，「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」を申請できる者は，高等学校において**これらの科目を履修した者及び専修学校の高等課程の修了（見込み）者**だけである。

これらの科目を申請する場合高等学校卒業者は，該当する科目の「単位修得証明書」が必要である。なお，高等学校等卒業見込者は在学する高等学校長等が「志願票総括表」により証明するので提出する必要はない。





(2)　志願票の記入例

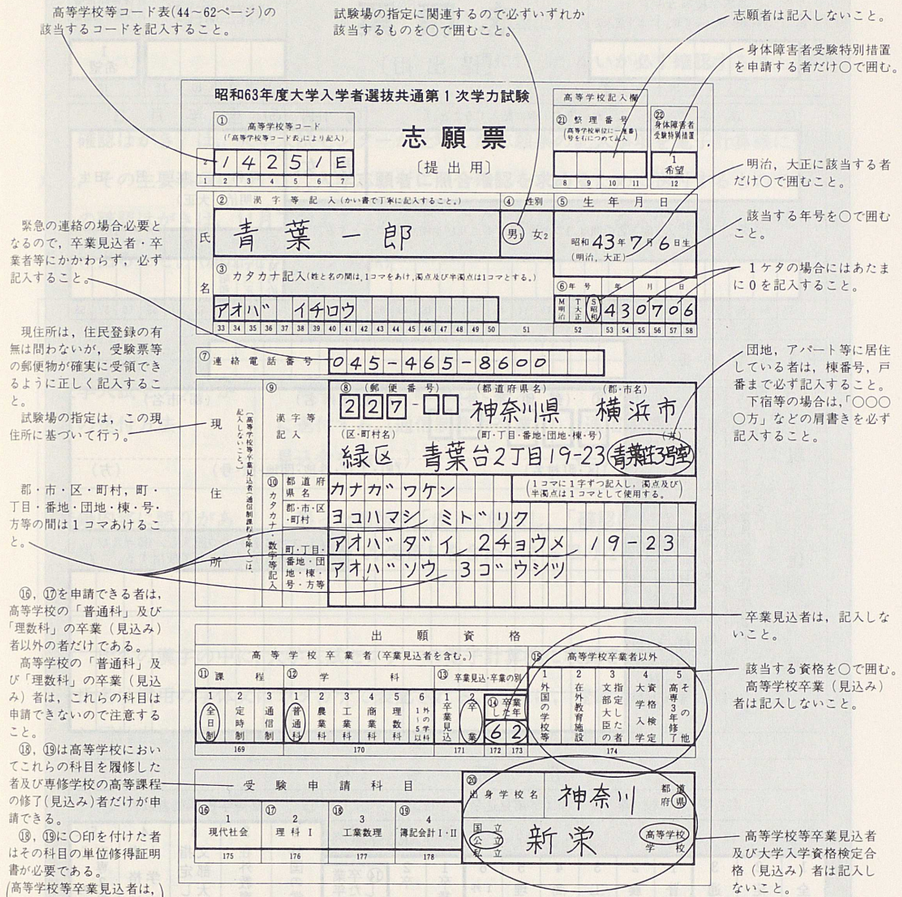

昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験

# 志願票

〔提出用〕

高等学校記入欄

①高等学校等コード（「高等学校等コード表」により記入）　2 1 2 3 4 5 6 7

㉑整理番号（高等学校単位に一連番号を右につめて記入）　8 9 10 11

㉒身体障害者受験特別措置　12　1 希望

氏名

②漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）　51

④性別　男1 女2

⑤生年月日　昭和　年　月　日生（明治，大正）　52

③カタカナ記入（姓と名の間は，1コマをあけ，濁点及び半濁点は1コマとする。）　33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

⑥年号　M明治 T大正 S昭和　年　月　日　53 54 55 56 57 58

⑦連絡電話番号

現住所〔高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）は，記入しないこと。〕

⑨漢字等記入

⑧（郵便番号）　□□□－□□

（都道府県名）　（郡・市名）　（区・町村名）　（町・丁目・番地・団地・棟・号）　（方）

⑩カタカナ・数字等記入

都道府県名　郡・市・区・町村　町・丁目・番地・棟・号・方等

（1コマに1字ずつ記入し，濁点及び半濁点は1コマとして使用する。）

## 出願資格

高等学校卒業者（卒業見込者を含む。）

⑪課程　1 全日制　2 定時制　3 通信制　169

⑫学科　1 普通科　2 農業科　3 工業科　4 商業科　5 理数科　6 外の学科1～5以外　170

⑬卒業見込・卒業の別　1 卒業見込　2 卒業　171

⑭卒業した年　172 173

⑮高等学校卒業者以外　1 外国の学校等　2 在外教育施設　3 指定した者の文部大臣の　4 大学入学資格検定　5 その他高専3年修了　174

## 受験申請科目

⑯1 現代社会　175

⑰2 理科Ⅰ　176

⑱3 工業数理　177

⑲4 簿記会計Ⅰ・Ⅱ　178

⑳出身学校名　都道府県

国立 公立 私立　高等学校 学校

（注）記入に当たっては，12，13ページの記入上の注意，14ページの志願票の記入例を参照すること。





## 7　確認はがきの送付

**【注意】**　確認はがきが到着したら，**直ちに登録事項に誤りがないか必ず確認**すること。

「確認はがき」は，大学入試センターが受理した志願票の記入事項を電子計算機に登録した後，その主要事項について，**入学志願者に照合確認を求める**ために送付するものである。

この確認はがきは，**11月下旬まで**に送付するので，12月上旬になっても着かない場合は必ず届け出ること。（届出先６ページ参照）

| 区　分 | 高等学校等卒業見込者 | 高等学校卒業者等 |
|---|---|---|
| 大学入試センターからの送付方法 | 高等学校等を経由して本人に送付する。（通信制課程卒業見込者を除く。） | 本人に直接送付する。（通信制課程卒業見込者を含む。） |
| 登録内容に誤りがある場合 | 誤った箇所を「赤」で修正し，「確認はがき」を封筒にいれて速達郵便で，受領日を含めできる限り２日以内に返送すること。（返送先６ページ参照） | |

（注）　氏名の漢字の中に，大学入試センターの電子計算機に収録されていない漢字があると，氏名は慣用の字体又はカタカナで表記される。これは，登録の誤りではないので，訂正し届け出る必要はない。

## 8　試験場の指定

各入学志願者の試験場は，原則として都道府県を単位とする次ページの「試験地区」区分に基づき各国立大学が設定した試験場の中から大学入試センターが出願資格別に次表により指定し，受験票に記載して通知する。**指定された試験場以外での受験は認めない。**

**出願後の現住所変更による，試験場の変更は認めない。**

| 出　願　資　格 | 指定する試験場 | 備　考 |
|---|---|---|
| ①　高等学校等卒業見込者<br>（通信制課程を除く。） | 在学する高等学校等が所在する試験地区内の試験場 | 「試験地区」は原則として都道府県を単位とする。<br>ただし，<br>北海道<br>埼玉県<br>神奈川県<br>大阪府<br>兵庫県<br>長崎県<br>鹿児島県<br>及び<br>沖縄県<br>にあっては次ページの「試験地区区分表」で定めるとおりとする。 |
| ②●高等学校卒業者<br>●高等学校通信制課程卒業見込者<br>●高等専門学校第３学年修了（見込み）者<br>●大学入学資格検定合格（見込み）者<br>●文部大臣の指定した者等 | 志願票に記入された現住所の試験地区内の試験場 | |





## 試験地区区分表

（試　験　地　区　名）

北海道
- 石狩支庁地区
- 〃　空知支庁地区
- 〃　上川・宗谷・留萌支庁地区
- 〃　後志支庁地区
- 〃　檜山・渡島支庁地区
- 〃　胆振・日高支庁地区
- 〃　十勝支庁地区
- 〃　根室・釧路支庁地区
- 〃　網走支庁地区

青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県（川口市，所沢市，入間市，狭山市，飯能市，秩父市，秩父郡，富士見市，上福岡市，坂戸市，東松山市，比企郡，入間郡を除く。）
千葉県
東京都（**埼玉県**川口市，所沢市，入間市，狭山市，飯能市，秩父市，秩父郡，富士見市，上福岡市，坂戸市，東松山市，比企郡，入間郡及び**神奈川県**川崎市，横浜市緑区・港北区を含む。）

神奈川県（川崎市，横浜市緑区・港北区を除く。）
新潟県
富山県
石川県
福井県
山梨県
長野県
岐阜県
静岡県
愛知県
三重県
滋賀県
京都府（**大阪府**枚方市，寝屋川市，交野市を含む。）
大阪府（枚方市，寝屋川市，交野市を除く。）
兵庫県（美方郡村岡町・浜坂町・美方町・温泉町，城崎郡香住町を除く。）
奈良県
和歌山県
鳥取県（**兵庫県**美方郡村岡町・浜坂町・美方町・温泉町，城崎郡香住町を含む。）
島根県
岡山県
広島県
山口県

徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県（**長崎県**壱岐郡，対馬支庁を含む。）
佐賀県
長崎県（壱岐郡，対馬支庁を除く。）
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県（大島郡与論町・知名町・和泊町を除く。）
沖縄県　那覇地区（注１）（**鹿児島県**大島郡与論町・知名町・和泊町を含む。）
〃　宮古地区（注２）
〃　石垣地区（注３）

（注）　1　沖縄県「那覇地区」は，石川市，糸満市，浦添市，沖縄市，宜野湾市，具志川市，那覇市，名護市，国頭郡，島尻郡，中頭郡をいい，鹿児島県大島郡与論町・知名町・和泊町を含む。

2　沖縄県「宮古地区」は，平良市，宮古郡をいう。

3　沖縄県「石垣地区」は，石垣市，八重山郡をいう。

## 9　受験票・写真票・成績請求票

(1)　受験票等の送付

受験票，写真票及び成績請求票は，受験者心得とともに**12月下旬まで**に送付する。

○　大学入試センターからの送付方法

| 区　　分 | 送　付　方　法 |
|---|---|
| 高等学校等卒業見込者<br>（通信制課程を除く。） | **高等学校等を経由**して本人に送付する。 |
| 高等学校卒業者等<br>（通信制課程卒業見込者を含む。） | 本人に**直接送付**する。 |

○　**受験票，写真票の受領後の取り扱い**

| 区　分 | 受　験　票 | 写　真　票 |
|---|---|---|
| ① 試験当日の持参 | 必ず持参すること。 | 必ず持参して，試験室で提出すること。 |
| ② 注意事項の熟読 | 裏面に記載されている注意事項をよく読んでおくこと。 | ――――― |
| ③ 写真のはり付け | 受験票及び写真票の写真欄には，**同一の写真**を全面にのり付けをして，丁寧にはり付けておくこと。<br>（写真の大きさは，縦4cm・横3cm，試験日前3か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用する者は，眼鏡を着用して撮影したもの。） | |
| ④ 氏名の記入 | 自署欄に，受験者本人が，氏名を黒又は青のボールペンであらかじめ自署しておくこと。<br>（この署名は，答案の署名と照合することがある。） | |
| ⑤ 第2次試験受験時の持参，入学手続き時の提出 | 第2次試験受験時及び入学手続きの際にも必ず持参すること。 | ――――― |

(2)　**第2次試験等における共通第1次学力試験受験票の取り扱い**

**第2次試験受験の際**，当該大学の受験票の他，共通第1次学力試験の受験票を提示しなければならない。また，**入学手続きの際**にも当該大学の定める所定の書類の他に共通第1次学力試験受験票を提出し，当該大学はこれに入学手続きが完了したことを示す印を押すこととなるので**紛失，汚損等のないよう特に注意すること。**





(3)　**成績請求票の第2次試験出願大学への提出について**

成績請求票は，第2次試験に出願する際，出願書類にはり付けて各大学に提出するものである。

成績請求票は，4種類計4枚あり，それぞれの使用区分は下表のとおりである。

各大学への出願は，この枚数の範囲に限られる。

| 成績請求票の種類 | 枚　数 | 使用区分（出願する大学） |
|---|---|---|
| A　63　共通第1次成績請求票<br>A日程大学提出用 | 1枚 | A日程グループで試験を実施する大学・学部 |
| B　63　共通第1次成績請求票<br>B日程大学提出用 | 1枚 | B日程グループで試験を実施する大学・学部 |
| C　63　共通第1次成績請求票<br>C日程群大学提出用 | 1枚 | C日程群グループで試験を実施する大学・学部 |
| D　63　共通第1次成績請求票<br>第2次募集用 | 1枚 | 定員一部留保第2次募集<br>又は<br>欠員補充第2次募集<br>を実施する大学・学部 |

①　「A日程大学提出用」，「B日程大学提出用」，「C日程群大学提出用」は，それぞれA・B・C日程（群）で試験を実施する大学・学部に出願する際に使用する。

**各大学の出願書類に成績請求票をはるに当たっては，当該大学・学部の試験がいずれの試験実施日程（群）グループに属しているかを各大学の募集要項等により十分確認し，誤りのないように使用すること。**

**同一日程（群）グループの2つの大学・学部に出願することはできないので注意すること。**

②　「D第2次募集用」は，第2次募集を実施する大学・学部に出願する際に使用する。

第2次募集には「定員一部留保第2次募集」と「欠員補充第2次募集」があり，このうちどちらか一方に1回しか出願できない。

成績請求票の形態は，次のとおりである。

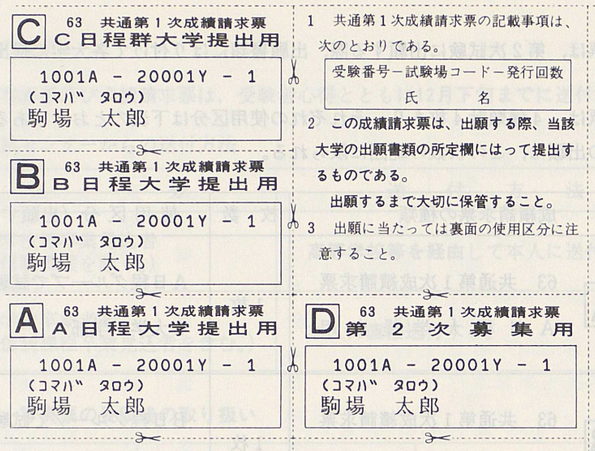


(4) 受験票，写真票，成績請求票及び受験者心得が不着の場合の届出

受験票，写真票，成績請求票及び受験者心得が，**昭和62年12月26日（土）までに到着しなかった場合**は，至急，次の事項を明記し「速達郵便はがき」により届け出ること。

（届出先６ページ参照）

① 受験票等が不着であること。
② 氏名（フリガナ），現住所（フリガナ），連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名（高等学校出身者以外の者は出願資格），その他参考となる事項

（注） 大学入試センターは，この届出を受けた場合には，不着の事由等を調査の上，受験票等を改めて送付する。

(5) 受験票・写真票・成績請求票の再発行

**再発行は原則として行わない。**

ただし，次の事由がある場合だけ再発行を行う。

① 氏名に変更があった場合
② 氏名，性別，生年月日に誤記があった場合
③ 受験票，写真票，成績請求票を紛失したり，汚損したりした場合





（注） ア 再発行した受験票等は，当初発行したものと用紙の色が異なるので注意すること。
イ 再発行を受けた場合には，当初発行の受験票，写真票，成績請求票は無効となるので絶対に使用してはならない。

(6) 再発行申請の方法

ア 共通第１次学力試験受験前

「再発行申請書」（様式は問わない）に次の事項を明記し，610円切手をはった書留の返信用封筒（長形３号：縦23.5cm・横12cm，表面に現住所・氏名を記入したもの）を同封の上，速達郵便で至急提出すること。（提出先６ページ）

この場合，封筒の表面に「受験票等再発行願」と朱書すること。

① 必要とする受験票，写真票，成績請求票の種別
② 再発行申請事由（氏名変更，紛失，汚損等）
③ 氏名（フリガナ），現住所（フリガナ），連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名（高等学校出身者以外の者は出願資格），その他参考となる事項

イ 共通第１次学力試験受験後

受験票の再発行を共通第１次学力試験受験後に申請する場合は，アの書類のほか次のものを同封すること。

① **写真**（写真の大きさは，縦４cm，横３cm，申請日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用した者は，眼鏡を着用して撮影したもの。当初の受験票に使用した写真と同一のものが望ましい。）
――――――――１枚
② **署名**（縦１cm，横4.5cmの白紙に，氏名を黒又は青のボールペンで自署したもの。）
――――――――１枚

ウ 大学入試センターは，申請事由を審査の上再発行し，本人に送付する。

## 10　試験期日・試験時間

昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験は，昭和63年１月23日（土）・24日（日）の２日間にわたり実施する。

| 期　日 | 試験教科 | 試　験　時　間 |
|---|---|---|
| 昭和63年<br>１月23日（土） | 国　語 | 13:00 — 14:40 |
| | 理　科 | 15:30 — 16:30 |
| １月24日（日） | 数　学 | 10:00 — 11:40 |
| | 外国語 | 13:00 — 14:40 |
| | 社　会 | 15:30 — 16:30 |

## 11　出題教科・科目等

(1)　共通第１次学力試験の出題は，高等学校学習指導要領に準拠して行う。
出題教科・科目等は次ページの表のとおりである。

(2)　共通第１次学力試験においては，５教科を出題し，これを課すが，大学・学部等によっては，４教科以下を課す場合があるので，共通第１次学力試験の受験に当たっては，志望する大学の実施要項及び募集要項をよく読んで受験すること。

(3)　共通第１次学力試験は，主として多肢選択による客観式の検査方法により出題し，解答はマークシート方式による。





(4)　出題教科・科目等

| 教科 | 試験時間（配点） | 出題科目 | 出題方法等 | 科目選抜の方法 |
|---|---|---|---|---|
| 国語 | 100分（200点） | 『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』 | | |
| 社会 | 60分（100点） | 『「倫理」・「政治・経済」』<br>「日本史」<br>「世界史」<br>「地理」<br>「現代社会」 | | 左記出題科目の５科目のうちから１科目を試験室で選択し，解答する。<br>この場合，「現代社会」を選択解答することができる者は，高等学校の普通科・理数科の卒業（見込み）者以外の者で，かつ，共通第１次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し，承認された者に限る。 |
| 数学 | 100分（200点） | 『「数学Ⅰ」・「数学Ⅱ」』<br>『「数学Ⅰ」・「工業数理」』<br>『「数学Ⅰ」・「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』 | 「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は，出題範囲から除く。<br>「数学Ⅱ」については，「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」，「基礎解析」及び「確率・統計」のうち２科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。<br>「簿記会計Ⅱ」は，前半の内容（①特殊な取引の記帳，②帳簿組織，③株式会社の記帳）を出題範囲とする。 | 左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し，解答する。<br>この場合、『「数学Ⅰ」・「工業数理」』又は『「数学Ⅰ」・「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』を選択解答することができる者は，高等学校において「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」を履修した者及び文部大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科の修了（見込み）者で，かつ，共通第１次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し，承認された者に限る。 |
| 理科 | 60分（100点） | 「物理」<br>「化学」<br>「生物」<br>「地学」<br>「理科Ⅰ」 | 「物理」，「化学」，「生物」，「地学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの科目の関連内容を含む。 | 左記出題科目の５科目のうちから１科目を試験室で選択し，解答する。<br>この場合，「理科Ⅰ」を選択解答することができる者は，高等学校の普通科・理数科の卒業（見込み）者以外の者で，かつ，共通第１次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し，承認された者に限る。 |
| 外国語 | 100分（200点） | 『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』<br>「ドイツ語」<br>「フランス語」 | | 『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』とこれに準じた「ドイツ語」及び「フランス語」のうちから１科目を試験室で選択し，解答する。 |

（注） 1 「社会」及び「理科」の各出題科目の配点は，いずれも100点とするが，「数学」については，「数学Ⅰ」120点，「数学Ⅱ」80点（「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」も同じ）とする。

2 「工業数理」の使用単位系は，国際単位系（ＳⅠ）に統一する。

3 「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は「数学」の試験時間中に選択解答するものとして試験が行われるので，他の科目と同様に，電子式卓上計算機，そろばん，グラフ用紙，定規等の補助具の使用を認めない。

4 ① 「現代社会」「理科Ⅰ」「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」を選択しようとする者は，出願の際に志願票で受験申請すること。

② 「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」を受験申請する者は，単位修得証明書を提出しなければならない。（8ページ参照）

③ ①に掲げる科目を受験することが認められた者（受験票に表示する。）は，試験当日他の科目に変更して解答することはできない。





## 12 試験問題冊子の注意事項・解答用紙の様式

(1) 試験当日受験者に配付される問題冊子は次のとおりとなっている。

| 教科 | 国語 | 理科 | 数学 | 外国語 | 社会 |
|---|---|---|---|---|---|
| 問題冊子の種類 | 〔国語〕<br>一冊 | 〔物理<br>化学<br>生物<br>地学〕<br>の4科目あわせて一冊 | 〔数学Ⅰ・数学Ⅱ〕<br>一冊 | 〔英語<br>ドイツ語<br>フランス語〕<br>の3科目あわせて一冊 | 〔倫理，政治・経済<br>日本史<br>世界史<br>地理〕<br>の4科目あわせて一冊 |
| | | 〔理科Ⅰ〕<br>一冊 | 〔数学Ⅰ・工業数理〕<br>一冊<br>〔数学Ⅰ・簿記会計Ⅰ・Ⅱ〕<br>一冊 | | 〔現代社会〕<br>一冊 |

（注） 「理科Ⅰ」「数学Ⅰ・工業数理」「数学Ⅰ・簿記会計Ⅰ・Ⅱ」及び「現代社会」の問題冊子は，その科目の受験を承認された者のみ配付される。

(2) 各教科の問題冊子の表紙には，注意事項が書かれているので，あらかじめ十分理解しておくこと。

(3) 共通第1次学力試験の解答はマークシート方式により行われる。

解答用紙は，各教科それぞれ1枚が配付される。

解答科目のマーク，受験番号のマークを間違えないよう，あらかじめ解答用紙の様式（見本）により十分理解しておくこと。

国　語

① 問題冊子の注意事項（見本）

# 国　　語（200点　100分）

## 注　意　事　項

1 試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2 この問題冊子は　　ページある。

試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

3 監督者の指示に従って，解答用紙の下記の該当欄にそれぞれ正しく記入し，マークせよ。

① **受験番号欄**

**受験番号**(数字及び英字)を**記入**し，さらにその下のマーク欄に**マーク**すること。

② **氏名欄，試験場コード欄**

**氏名**(フリガナ)及び**試験場コード**(数字及び英字)を**記入**すること。

4 受験番号が**正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。**

5 解答は，解答用紙の解答欄にマークせよ。例えば 20 と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように**解答番号** 20 の**解答欄**の③に**マーク**せよ。

（例）

| 解答番号 | 解　　答　　欄 |
|---|---|
| 20 | ① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⓪ |

6 問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

7 試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。





② 解答用紙の様式（見本）

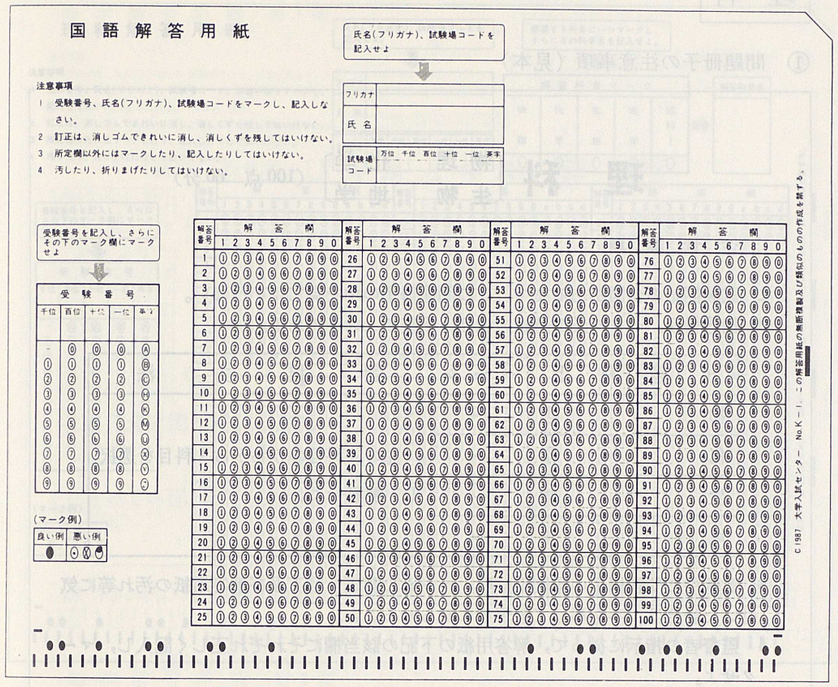

## 理　科

### ①　問題冊子の注意事項（見本）

# 理　科 〔物理　化学 / 生物　地学〕 （100点　60分）

**注　意　事　項**

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2　出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりである。

| 出　題　科　目 | ページ | 選　択　方　法 |
|---|---|---|
| 物　　理 | ～ | 左の4科目のうちから1科目を選択し，解答せよ。 |
| 化　　学 | ～ | |
| 生　　物 | ～ | |
| 地　　学 | ～ | |

3　試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

4　監督者の指示に従って，解答用紙の下記の該当欄にそれぞれ正しく記入し，マークせよ。

①　**受験番号欄**

**受験番号**（数字及び英字）を**記入**し，さらにその下のマーク欄に**マーク**すること。

②　**氏名欄，試験場コード欄**

**氏名**（フリガナ）及び**試験場コード**（数字及び英字）を**記入**すること。

③　**解答科目マーク欄・解答科目名欄**

解答する科目に一つ**マーク**し，さらにその科目名を**記入**すること。

5　受験番号及び解答する科目が**正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。**

6　解答は，解答用紙の解答欄にマークせよ。例えば，［20］と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように**解答番号20の解答欄の③にマーク**せよ。

（例）

| 解答番号 | 解　答　欄 |
|---|---|
| 20 | ① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⓐ ⓑ ⓒ ⓓ |

7　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

8　試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。



### ②　解答用紙の様式（見本）

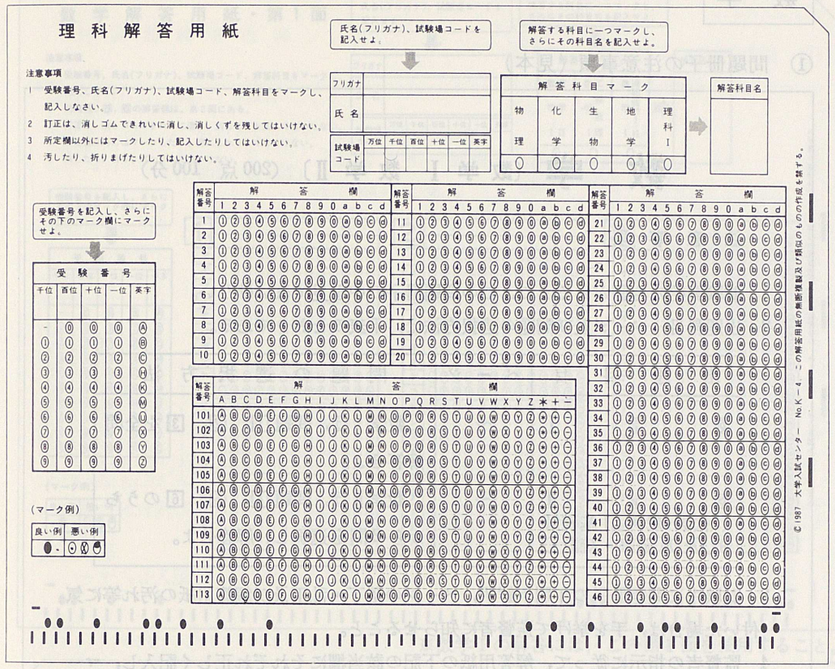

数　学

① 問題冊子の注意事項（見本）

# 数　学〔数学Ⅰ　数学Ⅱ〕（200点　100分）

**注　意　事　項**

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2　出題科目，ページ及び問題の選択方法は，下表のとおりである。

| 出　題　科　目 | ページ | 問　題　の　選　択　方　法 |
|---|---|---|
| 数　学　Ⅰ | ～ | 数学Ⅰは，問題 1，2，3 を全問解答せよ。 |
| 数　学　Ⅱ（「代数・幾何」，「基礎解析」及び「確率・統計」） | ～ | 数学Ⅱは，問題 4，5，6 のうちから2問を選択し，解答せよ。 |

3　試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

4　監督者の指示に従って，解答用紙の下記の該当欄にそれぞれ正しく記入し，マークせよ。

①　**受験番号欄**

**受験番号**（数字及び英字）を**記入**し，さらにその下のマーク欄に**マーク**すること。

②　**氏名欄，試験場コード欄**

**氏名**（フリガナ）及び**試験場コード**（数字及び英字）を**記入**すること。

③　**解答科目マーク欄・解答科目名欄，選択問題番号マーク欄**

第1面には，**解答する科目**（数学Ⅰ　数学Ⅱ）に**マーク**し，さらにその科目名（数学Ⅰ　数学Ⅱ）を**記入**すること。

第2面の**選択問題番号**には，試験開始後，解答する問題を決めたあとで**マーク**すること。

5　受験番号，解答する科目及び選択問題番号が**正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。**

6　試験開始後，2ページ及び3ページの「**解答上の注意**」をよく読むこと。

7　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

8　試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。



② 解答用紙の様式（見本）

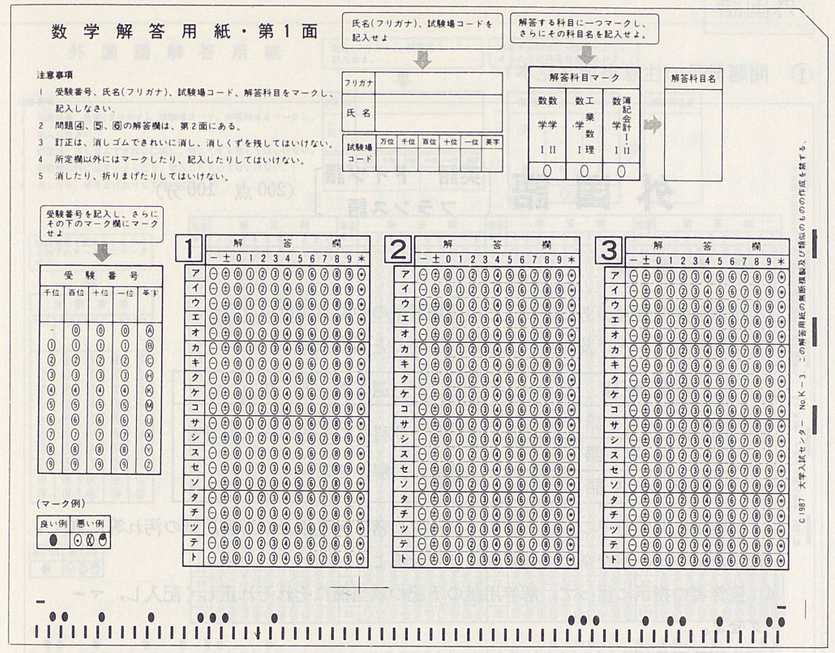


※数学Ⅰの解答には，この第1面を使用すること。

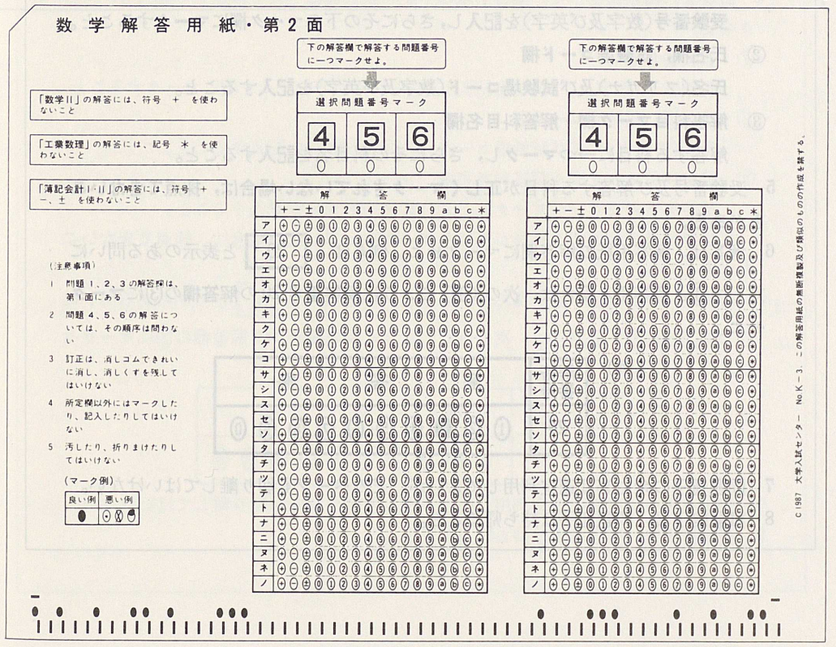


※数学Ⅱ，工業数理，簿記会計Ⅰ・Ⅱの解答には，この第2面を使用すること。

外国語

① 問題冊子の注意事項（見本）

# 外国語〔英語 ドイツ語 フランス語〕（200点 100分）

## 注意事項

1 試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2 出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりである。

| 出題科目 | ページ | 選択方法 |
|---|---|---|
| 英語 | ～ | 左の3科目のうちから1科目を選択し，解答せよ。 |
| ドイツ語 | ～ | |
| フランス語 | ～ | |

3 試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

4 監督者の指示に従って，解答用紙の下記の該当欄にそれぞれ正しく記入し，マークせよ。

① **受験番号欄**

**受験番号**（数字及び英字）を**記入**し，さらにその下のマーク欄に**マーク**すること。

② **氏名欄，試験場コード欄**

**氏名**（フリガナ）及び**試験場コード**（数字及び英字）を**記入**すること。

③ **解答科目マーク欄・解答科目名欄**

解答する科目に一つ**マーク**し，さらにその科目名を**記入**すること。

5 受験番号及び解答する科目が**正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。**

6 解答は，解答用紙の解答欄にマークせよ。例えば，［20］と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように**解答番号20の解答欄の③にマーク**せよ。

（例）

| 解答番号 | 解答欄 |
|---|---|
| 20 | ① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ |

7 問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

8 試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。





② 解答用紙の様式（見本）

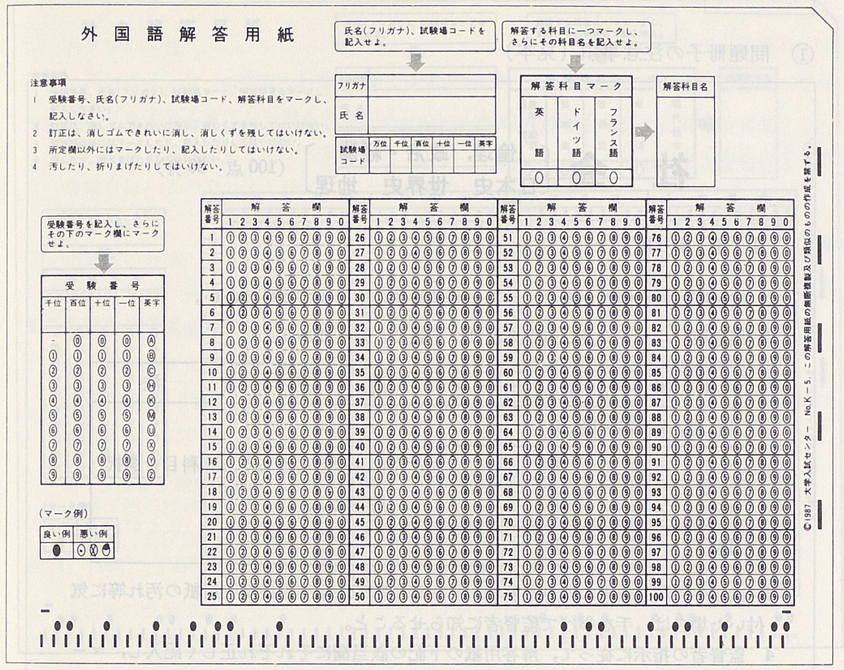

社　会

① 問題冊子の注意事項（見本）

# 社　会 〔倫理，政治・経済 / 日本史　世界史　地理〕（100点　60分）

**注　意　事　項**

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2　出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりである。

| 出題科目 | ページ | 選択方法 |
|---|---|---|
| 倫理，政治・経済 | ～ | 左の4科目のうちから1科目を選択し，解答せよ。 |
| 日本史 | ～ | |
| 世界史 | ～ | |
| 地理 | ～ | |

3　試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

4　監督者の指示に従って，解答用紙の下記の該当欄にそれぞれ正しく記入し，マークせよ。

①　**受験番号欄**
　**受験番号**（数字及び英字）を**記入**し，さらにその下のマーク欄に**マーク**すること。

②　**氏名欄，試験場コード欄**
　**氏名**（フリガナ）及び**試験場コード**（数字及び英字）を**記入**すること。

③　**解答科目マーク欄・解答科目名欄**
　解答する科目に一つ**マーク**し，さらにその科目名を**記入**すること。

5　受験番号及び解答する科目が**正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。**

6　解答は，解答用紙の解答欄にマークせよ。例えば，［20］と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように**解答番号**20の**解答欄**の③に**マーク**せよ。

（例）

| 解答番号 | 解答欄 |
|---|---|
| 20 | ① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ |

7　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

8　試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。





② 解答用紙の様式（見本）

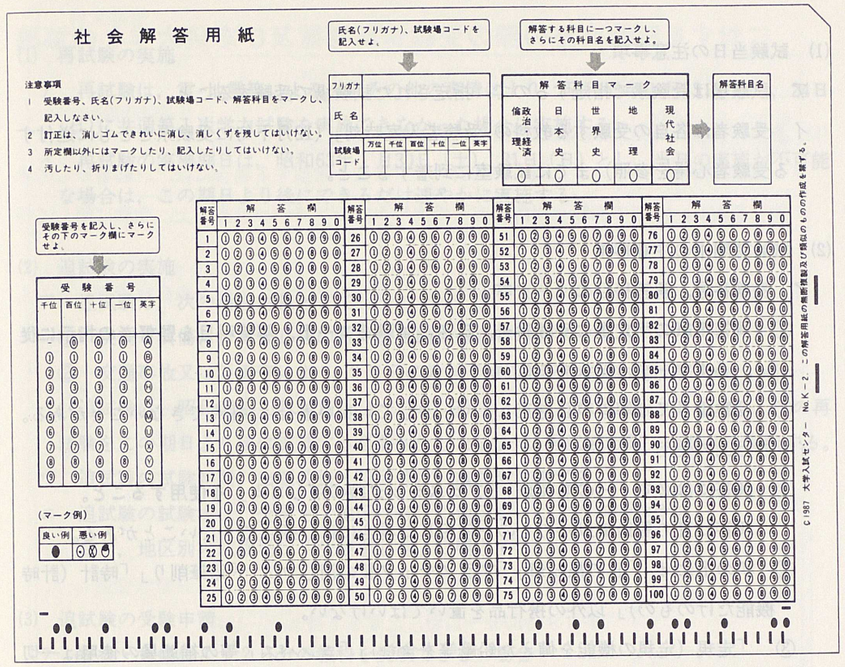

## 13　受験に当たっての注意事項

(1)　試験当日の注意事項

ア　試験場は受験票で指定するので，指定された試験場で受験すること。

イ　受験者は各自の受験する教科の「受験者入室時刻」（12月下旬に受験票とともに送付する受験者心得を参照）までに試験室に到着すること。

(2)　試験時間中の注意事項

ア　受験番号，解答科目のマーク等

①　**解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目を監督者の指示に従い，必ずマーク，記入すること。**

②　受験番号又は解答科目を正しくマークしていない場合は，採点できないことがある。

イ　携行品の使用

①　**解答には必ず「Hの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」を使用すること。**

解答にHの黒鉛筆以外のものを使用した場合には，採点できないことがある。

②　机の上には，「Hの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」以外の携行品を置いてはいけない。

③　「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）」「コンパス」等の補助具の使用は一切認めない。

(3)　試験終了時の注意

ア　**「解答をやめなさい。鉛筆を置きなさい。」と指示があった際は，直ちに解答をやめること。**この指示に従わなかった場合には，不正行為とみなされる。監督者が解答用紙を回収し終わるまで，静かに待つこと。

イ　「解答をやめなさい。鉛筆を置きなさい。」と指示があった後は，**受験番号あるいは解答科目のマーク忘れ等のいかなる理由があっても，解答用紙の修正，加筆等は認められないので十分承知しておくこと。**

## 14　資料の発表

大学入試センターは，昭和63年度共通第１次学力試験に係る試験問題，正解等を昭和63年１月25日（月）に，報道機関を通じて発表する。

ただし，試験の個人別成績は発表しない。





## 15　再試験・追試験

(1)　再試験の実施

ア　再試験は，雪・地震等による災害その他の事情により，昭和63年１月23日（土），24日（日）に共通第１次学力試験を実施できなかった場合に実施する。

イ　再試験の実施期日は，昭和63年１月30日（土），31日（日）とし，当日の実施が不可能な場合は，この期日より後にできるだけ速やかに実施する。

(2)　追試験の実施

ア　追試験は，次の者を対象として行う。

①　疾病・負傷により２日分の教科を受験できない者。

②　交通事故又は災害等により，２日分の教科又は１日分の教科を受験できない者。

イ　追試験は，昭和63年１月30日（土），31日（日）の２日間にわたり行う。ただし，(1)の再試験をこの期日より後に実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施する。

ウ　追試験の試験時間，出題教科・科目等は，本試験に準ずる。

エ　追試験の試験場は，全国を２地区に分け，地区ごとに１か所設定する。

なお，地区別の試験場は「受験者心得」に明示する。

(3)　追試験の受験申請

ア　**疾病・負傷により**２日分の教科を受験できない場合

①　本人又は代理人が「受験票」及び「医師の診断書」を持参の上，受験票の「問い合わせ大学」に行き申請すること。

②　申請の受付は，昭和63年１月22日（金）午前９時から午後５時（それより後の発病等によりやむを得ない場合は，１月23日（土）午前10時から正午）までとする。

（注）　第１日目の教科を受験した後に生じた疾病・負傷のため第２日目の教科が受験できなくなった場合には，第２日目の教科は追試験の対象とならないので十分注意すること。

イ　**交通事故又は災害等により**２日分の教科又は１日分の教科を受験できない場合

①　本人又は代理人が事故の状況等を，直ちに，受験票の「試験当日の電話」により，試験場に連絡すること。

②　試験場の係員の指示により，受験票の「問い合わせ大学」に行き申請すること。

③　この申請の受付は，事故又は災害等があった日の試験終了時までとする。

この場合，可能な限り受験票を持参の上申請すること。

(4)　追試験の受験許可等

受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学は，申請に基づき審査の上，追試験受験の可否を速やかに決定し，申請者に対し必要な事項を通知する。

## 16　身体に障害のある入学志願者及び不慮の事故等による負傷者等に対する試験実施の際の受験特別措置及び志望大学との協議

### (1)　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置

ア　身体に障害のある入学志願者が特別の受験措置を希望する場合には，志願者からの申請に基づき，障害の種類・程度に応じて大学入試センターが審査の上，受験に際して特別の措置を行う。

イ　受験特別措置を希望する入学志願者は，この「受験案内」のほか身体に障害のある入学志願者用として，**別途「受験案内（別冊）」**が用意されているので，**できるだけ早く**下表により大学入試センターに請求すること。

| | |
|---|---|
| 請　求　方　法 | 郵便はがき（表面に「受験案内（別冊）請求」と朱書）又は電話 |
| 請　　求　　先 | 〒１５３　東京都目黒区駒場２丁目１９－２３<br>大学入試センター事業課<br>問い合わせ専用電話　03(465)8600<br>（平日９時30分～17時，土曜日９時30分～12時） |
| 記載を要する事項 | 氏名（フリガナ），現住所，連絡電話番号，在学（又は出身）学校名等 |

ウ　受験特別措置の内容について質問がある場合は，出願受付前に大学入試センター事業課まで問い合わせること。

### (2)　出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置

ア　出願受付締切後の不慮の事故等のため特別の受験措置を希望する場合には，審査の上，身体に障害のある入学志願者に準じた受験特別措置を行う。

イ　本人又は代理人が「受験票」及び「医師の診断書」を持参の上，受験票の「問い合わせ大学」に行き申請すること。





(3)　受験特別措置事項

ア　視覚障害

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査の上認められる事項） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 解答方法 | 試験時間 | 試験室 | 試験室で用意されるもの | 志願者からの希望により特別に措置する事項の例 |
| ・点字による教育を受けている者(注1) | 点字による解答 | ＊<br>1.5倍 | ＊<br>別室 | ＊点字問題冊子<br>＊点字用解答用紙<br>・下書き用紙<br>＊レーズライター | ＊点字器等の持参使用<br>＊試験場への付添者の入構<br>・試験場への乗用車での入構 |
| ・強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 | 文字による解答<br>(注2) | 1.3倍 | ◎<br>別室 | ◎文字解答用紙<br>◎下書き用紙<br>（理科，数学のみ） | ・拡大文字問題冊子　(注3)<br>（一般問題冊子と併用）<br>・拡大鏡等の持参使用<br>・窓側の明るい座席の指定<br>・照明器具の準備 |
| ・上記以外の視覚障害者 | 文字による解答 | 一般志願者と同じ | ◎<br>別室 | ◎文字解答用紙<br>◎下書き用紙<br>（理科，数学のみ） | |
| | 一般志願者と同じ | 一般志願者と同じ | 一般志願者と同じ | | |

（注１）　出題形式は，点字による出題とする。
　　点字による解答を認められた者には，該当欄の＊を付した特別措置がとられる。

（注２）　「文字による解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，文字解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法である。
　　文字による解答を認められた者には，該当欄の◎を付した特別措置がとられる。

（注３）　「拡大文字問題冊子」とは，文字の拡大率が一般試験問題の1.4倍（面積倍率２倍）の大きさの冊子である。

イ　聴覚障害

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査の上認められる事項） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 解答方法 | 試験時間 | 試 験 室 | 試験室で用意されるもの | 志願者からの希望により特別に措置する事項の例 |
| ・両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者 | 一般志願者と同じ | | | | ・手話通訳者の付与<br>・注意事項等の文書による伝達<br>・座席を前列に指定<br>・補聴器の持参使用 |
| ・上記以外の聴覚障害者 | | | | | ・注意事項等の文書による伝達<br>・座席を前列に指定<br>・補聴器の持参使用 |

（注）　「手話通訳者」とは，国公立の養護学校の教諭等で，試験室において志願者に手話通訳を行う者のことである。

ウ　肢体不自由

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査の上認められる事項） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 解答方法 | 試験時間 | 試 験 室 | 試験室で用意されるもの | 志願者からの希望により特別に措置する事項の例 |
| ・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者<br>・両上肢の機能障害が著しい者 | チェックによる解答（注1） | 1.3倍 | ＊別　室 | ＊チェック解答用紙<br>＊下書き用紙（理科，数学のみ） | ・介助者の付与（注2）<br>・試験室を１階に設定<br>・洋式トイレに近接する試験室<br>・特製机の持参使用又は準備<br>・車椅子の持参使用<br>・杖の持参使用 |
| ・上記以外の肢体不自由者 | チェックによる解答 | 一般志願者と同じ | ＊別　室 | ＊チェック解答用紙<br>＊下書き用紙（理科，数学のみ） | |
| | 一般志願者と同じ | 一般志願者と同じ | 一般志願者と同じ | | |

（注１）「チェックによる解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，チェック解答用紙に正解とする数字等をチェックすることにより解答する方法である。





チェックによる解答を認められた者には，該当欄の＊を付した特別措置がとられる。

（注２）「介助者」とは，国公立の養護学校の教諭等で，試験室において志願者の介助を行う者のことである。

エ　病弱

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査の上認められる事項） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 解答方法 | 試験時間 | 試 験 室 | 試験室で用意されるもの | 志願者からの希望により特別に措置する事項の例 |
| ・慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者 | 一般志願者と同じ | | | | ・別室の設定<br>・試験室を１階に設定<br>・杖の持参使用 |

オ　障害を併せもつ場合

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査の上認められる事項） |
|---|---|
| ・障害を併せもつ者 | ・ア～エのそれぞれの該当の欄を参照し，措置を申請すること。 |

(4) 志望大学との協議及び協議書の提出

ア　下表に該当する者は，大学・学部等において**修学上特別な措置を必要とすることが起こり得る**ので，**あらかじめ出願しようとする大学と協議を行い**，その協議結果（協議中を含む。）の文書（大学から交付されたもの）を**出願書類に添付して提出**すること。

志望大学との協議を必要とする者の身体障害の程度

（学校教育法施行令第22条の2の規定に準拠した。）

| 区　分 | 身　体　障　害　の　程　度 |
|---|---|
| 盲　者<br>（強度の弱視者を含む。） | 1　両眼の矯正視力が0.1未満のもの<br>2　両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの |
| 聾（ろう）者<br>（強度の難聴者を含む。） | 1　両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの<br>2　両耳の聴力損失が90デシベル未満50デシベル以上のもののうち，補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 肢体不自由者 | 1　体幹の機能障害が，体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの<br>2　上肢の機能の障害が，筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの<br>3　下肢の機能の障害が，歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの<br>4　前3号に掲げるもののほか，肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの<br>5　肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち，6月以上の医学的観察指導を必要とするもの |
| 病弱者<br>（身体虚弱者を含む。） | 1　慢性の胸部疾患，心臓疾患，腎臓疾患等の状態が6月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの<br>2　身体虚弱の状態が6月以上の生活規制を必要とする程度のもの |

イ　出願しようとする大学との協議については，大学での手続き等に日数を要する場合があるので，**遅くとも昭和62年10月15日（木）までに当該大学へ連絡する**ことが望ましい。

ウ　アにより**あらかじめ協議した以外の大学**へも出願をする可能性がある者は，当該大学に対しても早めに協議しておくことが望ましい。

エ　高等学校等を卒業した者は，協議に当たって出身学校長と相談することが望ましい。





# 昭和63年度大学入学者選抜
# 共通第1次学力試験

## 受験案内
## （別冊）

大学入試センター

# 昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験
# 受 験 案 内（別 冊）

この「受験案内（別冊）」は、身体に障害のある入学志願者が共通第１次学力試験の受験に際して特別の措置を希望する場合の諸手続等について、取りまとめたものである。

目　次


1　志願者の出願等日程……2

2　志望大学との協議及び協議書の提出……3

3　受験に当たっての特別措置及び出願書類……4

4　「身体障害者受験特別措置申請書」作成上の注意……8

5　受験特別措置の決定通知……11

〔参　考〕

文字解答受験者の解答用紙への記入上の注意……12

チェック解答受験者の解答用紙への記入上の注意……14


（注）この「受験案内（別冊）」には、**「身体障害者受験特別措置申請書」及び「診断・意見書」**が折り込んであるので、確認すること。





## 1　志願者の出願等日程

| 事　　項 | 日　　程 | 手　　続　　等 |
|---|---|---|
| 「受験案内（別冊）」を大学入試センターへ請求 | ９月１日（火）から | 請求<br>志願者←→大学入試センター<br>配付 |
| 受験特別措置について疑問がある場合の問合せ<br>（４ページ参照） | 出願期間前<br>10月24日（土）まで | 問合せ<br>志願者→大学入試センター |
| 必要に応じて志望大学との協議<br>（３ページ参照） | 遅くとも<br>10月15日（木）まで | 協議<br>志願者←→志望大学<br>文書交付 |
| 出願書類提出<br>（４ページ参照） | 出願期間<br>10月26日（月）から<br>11月６日（金）まで | 郵送<br>志願者→大学入試センター |
| 「身体障害者受験特別措置決定通知書」、「受験者心得」（身体に障害のある者用）送付 | 12月下旬まで | 志願者←大学入試センター<br>郵送 |

## 2　志望大学との協議及び協議書の提出

(1)　下表に該当する者は、大学・学部等において**修学上特別な配慮を必要とすることが起こり得る**ので、**あらかじめ出願しようとする大学と協議を行い**、その協議結果（協議中を含む。）の文書（大学から交付されたもの）を出願書類に添付して提出すること。

志望大学との協議を必要とする者の身体障害の程度

（学校教育法施行令第22条の２の規定に準拠した。）

| 区　分 | 身　体　障　害　の　程　度 |
|---|---|
| 盲　者<br>（強度の弱視者を含む。） | 1　両眼の矯正視力が0.1未満のもの<br>2　両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの |
| 聾（ろう）　者<br>（強度の難聴者を含む。） | 1　両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの<br>2　両耳の聴力損失が90デシベル未満50デシベル以上のもののうち、補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 肢体不自由者 | 1　体幹の機能の障害が、体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの<br>2　上肢の機能の障害が、筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの<br>3　下肢の機能の障害が、歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの<br>4　前３号に掲げるもののほか、肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの<br>5　肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち、６月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの |
| 病弱者<br>（身体虚弱者を含む。） | 1　慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が６月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの<br>2　身体虚弱の状態が６月以上の生活規制を必要とする程度のもの |

(2)　出願しようとする大学との協議については、大学での手続等に日数を要する場合があるので、**遅くとも昭和62年10月15日㈭までに当該大学へ連絡すること**が望ましい。

(3)　(1)によりあらかじめ協議した以外の大学へも出願をする可能性がある者は、当該大学に対しても早めに協議しておくことが望ましい。

(4)　高等学校等を卒業した者は、協議に当たって出身学校長と相談することが望ましい。





## 3　受験に当たっての特別措置及び出願書類

(1)　受験に当たっての特別措置

志願者からの申請に基づき、障害の種類・程度に応じて大学入試センターが審査のうえ、受験に際して５～７ページの表に掲げる事項等の特別の措置を行う。

特別措置等について質問がある場合は、出願受付前に大学入試センター事業課まで問い合わせること。

（問い合わせ専用電話　03（465）8600
平日9時30分から17時まで、土曜日9時30分から12時まで）

(2)　出願書類

受験案内本冊にある**志願票等の所定の書類のほか、次の書類を提出すること。**

①　**「身体障害者受験特別措置申請書」**（この冊子に折り込んである。）

②　**医師の診断書**

ただし、強度の弱視者及び肢体不自由で試験時間の延長(1.3倍)を希望する者は、医師の診断書に代えてこの冊子に折り込んである「診断・意見書」を提出すること。

なお、点字による解答を希望する者は、医師の診断書又は「身体障害者手帳の写」のいずれかを提出すること。

③　**志望する大学との協議書**

３ページの「志望大学との協議を必要とする者の身体障害の程度」の表に該当する者は、「志望する大学との協議書（協議中を含む。）」を提出すること。

# 受験特別措置事項

**受験特別措置は**、志願者から提出された「身体障害者受験特別措置申請書」、「医師の診断書」等をもとに、**大学入試センターが審査のうえ決定する。**

① 視覚障害

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査のうえ認められる事項） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 解答方法 | 試験時間 | 試験室 | 試験室で用意されるもの | 志願者からの希望により特別に措置する事項の例 |
| ・点字による教育を受けている者（注1） | 点字による解答 | ＊1.5倍 | ＊別室 | ＊点字問題冊子<br>＊点字用解答用紙・下書き用紙<br>＊レーズライター | ＊点字器等の持参使用<br>＊試験場への付添者の入構<br>・試験場への乗用車での入構 |
| ・強度の弱視者で、良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 | 文字による解答（注2） | 1.3倍 | ◎別室 | ◎文字解答用紙<br>◎下書き用紙（理科、数学のみ） | ・拡大文字問題冊子（注3）（一般問題冊子と併用） |
| ・上記以外の視覚障害者 | 文字による解答 | 一般志願者と同じ | ◎別室 | ◎文字解答用紙<br>◎下書き用紙（理科、数学のみ） | ・拡大鏡等の持参使用<br>・窓側の明るい座席の指定<br>・照明器具の準備 |
| | 一般志願者と同じ | 一般志願者と同じ | 一般志願者と同じ | | |

（注１） 出題形式は、点字による出題とする。
点字による解答を認められた者には、該当欄の＊を付した特別措置がとられる。

（注２） 「文字による解答」とは、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて、文字解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法である（12ページ参照）。
文字による解答を認められた者には、該当欄の◎を付した特別措置がとられる。

（注３） 「拡大文字問題冊子」とは、文字の拡大率が一般試験問題の1.4倍（面積倍率２倍）の大きさの冊子である。





② 聴覚障害

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査のうえ認められる事項） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 解答方法 | 試験時間 | 試験室 | 試験室で用意されるもの | 志願者からの希望により特別に措置する事項の例 |
| ・両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者 | 一般志願者と同じ | | | | ・手話通訳者の付与<br>・注意事項等の文書による伝達<br>・座席を前列に指定<br>・補聴器の持参使用 |
| ・上記以外の聴覚障害者 | | | | | ・注意事項等の文書による伝達<br>・座席を前列に指定<br>・補聴器の持参使用 |

（注） 「手話通訳者」とは、国公立の養護学校の教諭等で、試験室において志願者に手話通訳を行う者のことである。

③ 肢体不自由

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査のうえ認められる事項） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 解答方法 | 試験時間 | 試験室 | 試験室で用意されるもの | 志願者からの希望により特別に措置する事項の例 |
| ・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者<br>・両上肢の機能障害が著しい者 | チェックによる解答（注1） | 1.3倍 | ＊別室 | ＊チェック解答用紙<br>＊下書き用紙（理科、数学のみ） | ・介助者の付与（注2）<br>・試験室を１階に設定<br>・洋式トイレに近接する試験室<br>・特製机の持参使用又は準備<br>・車椅子の持参使用<br>・杖の持参使用 |
| ・上記以外の肢体不自由者 | チェックによる解答 | 一般志願者と同じ | ＊別室 | ＊チェック解答用紙<br>＊下書き用紙（理科、数学のみ） | |
| | 一般志願者と同じ | 一般志願者と同じ | 一般志願者と同じ | | |

（注１） 「チェックによる解答」とは、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて、チェック解答用紙に正解とする数字等をチェックすることにより解答する方法である（14ページ参照）。
チェックによる解答を認められた者には、該当欄の＊を付した特別措置がとられる。

（注２） 「介助者」とは、国公立の養護学校の教諭等で、試験室において志願者の介助を行う者のことである。

④　病　　弱

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査のうえ認められる事項） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 解答方法 | 試験時間 | 試 験 室 | 試験室で用意されるもの | 志願者からの希望により特別に措置する事項の例 |
| ・慢性の胸部、心臓、腎臓疾患等の状態が６月以上の医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者 | 一般志願者と同じ | | | | ・別室の設定<br>・試験室を１階に設定<br>・杖の持参使用 |

⑤　障害を併せもつ場合

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査のうえ認められる事項） |
|---|---|
| ・障害を併せもつ者 | ・①～④のそれぞれの該当の欄を参照し、措置を申請すること。 |

（参　考）試験期日・試験時間

昭和63年度共通第１次学力試験は、昭和63年１月23日（土）・24日（日）の２日間にわたり実施する。

| | 試験教科 | 1.3倍の試験時間 | 1.5倍の試験時間 | 一般の試験時間 |
|---|---|---|---|---|
| 第一日目 | 国　語 | 13:00～15:10(130分) | 13:00～15:30(150分) | 13:00～14:40(100分) |
| | 理　科 | 16:00～17:20（80分） | 16:00～17:30（90分） | 15:30～16:30（60分） |
| 第二日目 | 数　学 | 10:00～12:10(130分) | 10:00～12:30(150分) | 10:00～11:40(100分) |
| | 外国語 | 13:30～15:40(130分) | 13:30～16:00(150分) | 13:00～14:40(100分) |
| | 社　会 | 16:30～17:50（80分） | 16:30～18:00（90分） | 15:30～16:30（60分） |





## 4　「身体障害者受験特別措置申請書」作成上の注意

(1)　「身体障害者受験特別措置申請書」の用紙は、この冊子に折り込んであるものを使用すること。

(2)　この申請書は、高等学校等卒業見込者については、在学する学校の長が志願者と相談のうえ、記入すること。

高等学校等卒業見込者以外の者（高等学校等を卒業した者、大学入学資格検定合格者等）については、父母等が志願者と相談のうえ、記入すること。

ただし、志願者が成年に達している場合（点字による解答を希望する者は除く。）は、本人が記入すること。

(3)　９、１０ページの「(6)各欄の記入方法」を参照し、**黒又は青のボールペン**で丁寧に記入すること。

(4)　誤って記入した場合は、誤記部分を二重線で消し、訂正すること。

(5)　「身体障害の程度」欄の記入例

①　申請書の裏面に医師の診断書をはり付けること（記入方法参照）。

②　３ページの表に該当する者は、大学との協議書を添付すること。

| 身体障害の程度 | ⑤視覚障害 | | | ⑥聴覚障害 | | ⑦肢体不自由 | | | | ⑧病弱 | ⑨ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 点字による教育を受けている者 | 強度の弱視者で、良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 | 左記以外の視覚障害者 | 両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者 | 左記以外の聴覚障害者 | 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 | 上肢の機能の障害が筆記をすることができない者又は困難な者 | 下肢の機能の障害が歩行をすることができない者又は困難な者 | 左記以外の肢体不自由者 | 慢性の胸部、心臓、腎臓疾患等の状態が6月以上の医療生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者 | その他 |
| | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する（○） | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する |
| | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 |

⑩ この欄に、症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入するとともに、裏面に医師の診断書等をはり付けること。（身体障害者手帳交付番号：○○○○○　、交付年月日：○○○○○○　障害名：○○○○○　、等級：○○）

○右耳は補聴器をつけてもほとんど聞こえない。左耳だけに補聴器をつけている。
○授業などについては，本人も支障を感じていないようで，特別な措置はしていない。

(6) 各欄の記入方法

| 区　　分 | | 記　入　方　法　等 |
|---|---|---|
| ①～④欄 | ①「大学入試センター記入」欄 | 記入しないこと。 |
| | ②「高等学校等コード」欄 | 「高等学校等コード表」(受験案内本冊44～62ページ参照)により記入すること。 |
| | ③「整理番号」欄 | 高等学校等卒業見込者についてのみ高等学校等が記入すること。<br>整理番号は高等学校等で取りまとめる志願票と同じ整理番号を記入すること。 |
| | ④「氏名」欄 | カタカナで記入すること。 |
| ⑤～⑩欄 | 「身体障害の程度」欄 | 該当する事項の「該当する」の文字を○で囲むとともに、⑩に症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入すること。<br>身体障害者手帳の交付を受けている者は、手帳交付番号及び交付年月日等についても記入すること。 |
| ⑪～⑮欄 | 「受験に際して希望する措置」欄 | 該当する事項の「希望する」の文字を○で囲むこと。<br>⑪～⑬に該当する希望事項がない場合には、⑭「その他」欄の「希望する」の文字を○で囲み、⑮にどのような措置を希望するか詳しく記入すること。 |
| ⑯欄 | 「点字による解答を希望する者の受験科目」欄 | 点字による解答を希望する者は、あらかじめ受験しようとする科目の数字を○で囲むこと。(受験科目選択の方法については、受験案内本冊23～25ページ参照)<br>〔注〕 点字による解答を希望する者の試験場は、試験地区区分表にある試験地区内に1か所設定する。<br>(受験案内本冊17、18ページ参照) |





| 区　　分 | | 記　入　方　法　等 |
|---|---|---|
| ⑰欄 | 「現住所・連絡電話番号」欄 | 緊急の連絡の場合必要となるので、高等学校等卒業見込者・卒業者等にかかわらず、必ず記入すること。<br>団地、アパート等に居住している者は、棟番号、戸番まで記入すること。<br>〔注〕現住所・連絡電話番号に変更があった場合の届出方法<br>1．この届出は、昭和63年1月22日(金)(共通第1次学力試験前日）までとする。これ以後は届け出る必要はない。<br>2．届出先等<br>〒153　東京都目黒区駒場2丁目19—23<br>大学入試センター事業課<br>速達郵便はがき（表面に「現住所変更届出」等と朱書）を使用<br>3．記載事項<br>①　新・旧の現住所・連絡電話番号<br>②　氏名（フリガナ）、高等学校等コード、高等学校等名（高等学校出身者以外の者は出願資格）<br>③　その他参考となる事項 |
| ⑱欄 | 「記入者名」欄 | 1．学校長が記入した場合は、学校長名を記入し、職印を押印すること。<br>2．父母等（点字による解答を希望する者以外の者で、成年に達している場合は志願者）が記入した場合は、当該記入者が署名、押印すること。 |
| 裏　　面 | | 「医師の診断書」をはり付けること。<br>ただし、強度の弱視者及び肢体不自由者で試験時間の延長(1.3倍)を希望する者は、医師の診断書に代えてこの冊子に折り込んである「診断・意見書」を提出すること。<br>なお、点字による解答を希望する者は、医師の診断書又は「身体障害者手帳の写」のいずれかを提出すること。 |

## 5　受験特別措置の決定通知

「身体障害者受験特別措置申請書」を提出した志願者については、大学入試センターが審査のうえ、受験上の特別措置を決定し、**12月下旬までに本人**（高等学校等卒業見込者は在学する学校を経由して）**に通知する。**

その際「受験者心得」（身体に障害のある者用）を同封するのでよく読んでおくこと。

なお、この特別措置の決定通知は、受験票とは別に送付する。





〔参　考〕

### 文字解答受験者の解答用紙への記入上の注意

文字解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法については、次の記入上の注意をよく読んで十分理解しておくこと。

① 文字解答用紙の１枚目

受験番号、試験場コード、氏名、解答科目欄は、すべて解答用紙の１枚目にあるので、次により記入すること。　（原寸222.25㎜×279.40㎜以下同型）

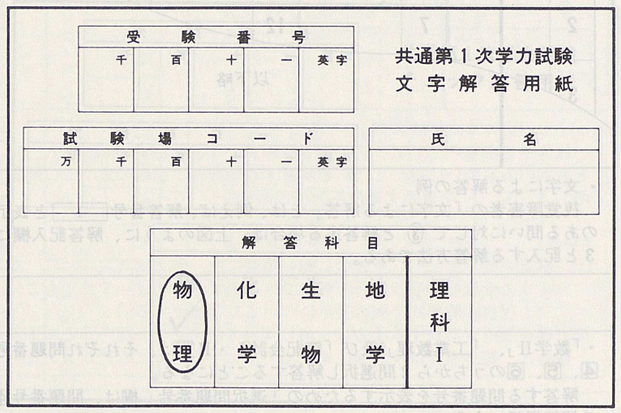


ア　受験番号、試験場コード欄

監督者の指示に従って、数字と英字で正しく記入すること。

イ　氏名欄

漢字、ひらがな、カタカナのいずれでもよい。

ウ　解答科目欄

解答する科目を上の例示のように○で囲むこと。（各教科とも同様に行うこと。ただし、国語については、あらかじめ解答科目欄に「国語」と印刷してあるので、科目名を○で囲む必要はない。）

なお、次の科目については、受験を申請し、承認された者以外は、選択できないので注意すること。

理科 ――― 「理科Ⅰ」

数学 ――― 「工業数理」、「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」

社会 ――― 「現代社会」

② 文字解答用紙の２枚目以降

解答記入欄はすべて解答用紙の２枚目以降にあるので、次の例示のように記入すること。

（理科の文字解答用紙）

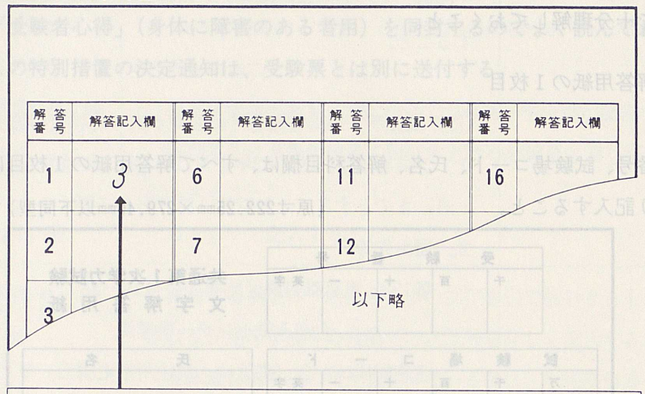


・文字による解答の例
　視覚障害者の「文字による解答」とは、例えば、解答番号 1 と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は、上図のように、解答記入欄に３と記入する解答方法である。

・「数学Ⅱ」、「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は、それぞれ問題番号 4、5、6のうちから２問選択し解答することになる。
　解答する問題番号を表示するための「選択問題番号」欄は、問題番号4の解答用紙にある。

・試験開始後に解答する問題を決めて、解答する問題番号の解答用紙に解答すること。

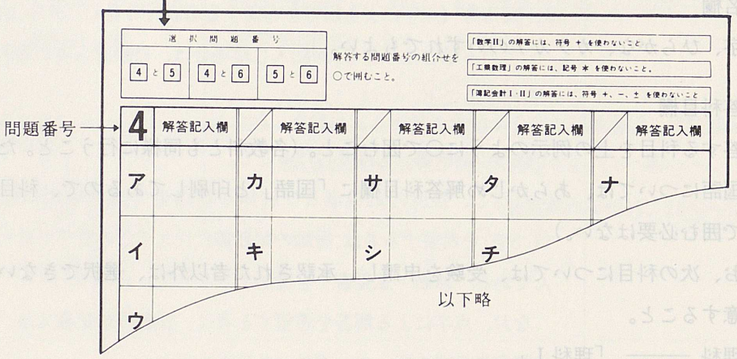






〔参　考〕

チェック解答受験者の解答用紙への記入上の注意

チェック解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法、チェック方法については、次の記入上の注意をよく読んで十分理解しておくこと。

① チェック解答用紙の１枚目

受験番号、試験場コード、氏名、解答科目欄は、すべて解答用紙の１枚目にあるので、次により記入、チェックすること。　（原寸222.25㎜×279.40㎜以下同型）

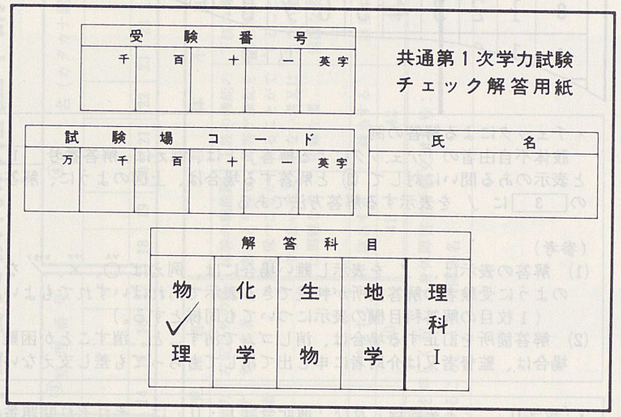


ア　受験番号、試験場コード欄

監督者の指示に従って、数字と英字で正しく記入すること。

イ　氏名欄

漢字、ひらがな、カタカナのいずれでもよい。

ウ　解答科目欄

解答する科目を上の例示のようにチェックすること。（各教科とも同様に行うこと。ただし、国語については、あらかじめ解答科目欄に「国語」と印刷してあるので、科目名をチェックする必要はない。）

なお、次の科目については、受験を申請し、承認された者以外は、選択できないので注意すること。

理科 ――― 「理科Ⅰ」
数学 ――― 「工業数理」、「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」
社会 ――― 「現代社会」

② チェック解答用紙の２枚目以降

解答欄はすべて解答用紙の２枚目以降にあるので、次の例示のようにチェックすること。

（理科のチェック解答用紙）

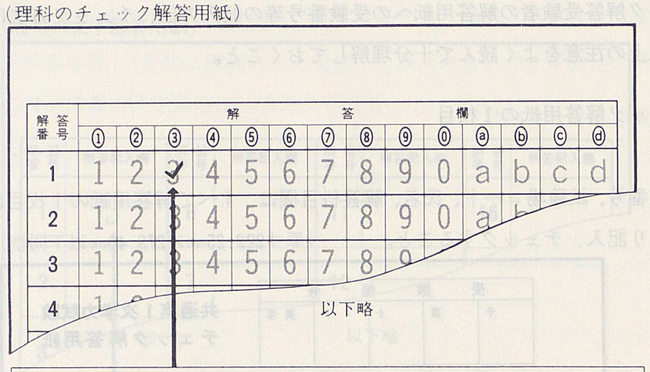


・チェックによる解答の例
肢体不自由者の「チェックによる解答」とは、例えば、解答番号 1 と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は、上図のように、解答欄の 3 に ／ を表示する解答方法である。

（参考）
(1) 解答の表示は、 ／ を表示し難い場合には、例えば ○（マル）、×（バツ）、／（ナナメ） などのように受験者の解答箇所が判読できる表示であればいずれでもよい。
（１枚目の解答科目欄の表示についても同様とする。）
(2) 解答箇所を訂正する場合は、消しゴムで消すこと。消すことが困難な場合は、監督者又は介助者に申し出て消してもらっても差し支えない。

・「数学II」、「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・II」は、それぞれ問題番号 4、5、6のうちから２問選択し解答することになる。
解答する問題番号を表示するための「選択問題番号」欄は、問題番号4の解答用紙の１枚目にある。

・試験開始後に解答する問題を決めて、解答する問題番号の解答用紙に解答すること。

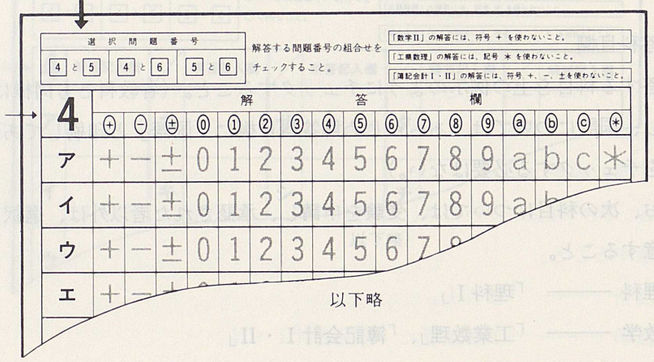






昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験

# 身体障害者受験特別措置申請書

| ①大学入試センター記入 | | | | | | | ②高等学校等コード | | | | | | | ③整理番号 | | | | | | | ④氏名（カタカナ記入）（姓と名の間は、１コマをあけ、濁点及び半濁点は１コマとして使用する。） | | | | | | |

試験時間の延長(1.3倍)を希望する者は、必ず所定の「診断・意見書」を、この申請書の裏面にはり付けること。

| 受験に際して希望する措置 | ⑪視覚 | | | | | ⑫聴覚障害 | | | | ⑬肢体不自由・病弱 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 解答の方法 | | 試験時間の延長(1.3倍) | 拡大文字問題冊子 | 拡大鏡等の持参使用 | 窓側の明るい座席を指定 | 照明器具の準備 | 手話通訳者の付与等の文書による伝達 | 注意事項等の文書による伝達 | 座席を前列に指定 | 補聴器の持参使用 | チェックによる解答 | 試験時間の延長(1.3倍) | 試験室における介助者の付与 | 試験室を設定 | 別室を設定 | 試験室を一階に設定 |
| | 点字による解答 | 文字による解答 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 希望する1 | 希望する2 | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する1 | 希望する2 | 希望する1 | 希望する2 | 希望する2 | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する |
| | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | | |

（肢体不自由・病弱）

| 洋式トイレに近接する試験室に指定 | 特製机の持参使用又は準備 | 車椅子の持参使用 | 杖の持参使用 | その他 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1 | 2 | |
| 希望する | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する | | |
| 65 | 66 | 67 | 68 | 69 | | |

⑭に該当する者は、この欄にその希望する措置事項を記入すること。）

※大学入試センター記入欄

※

⑱記入者名 ㊞

⑰現住所・連絡先 郵便番号 連絡電話番号

点字による解答を希望する者だけ記入

| 国語 | 理科 | | | | 数学 | | | | 外国語 | | | | 社会 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 理科 | 物理 | 化学 | 生物 | 地学 | 数学 I | 数学 II | 数学 III | 数学 I 理 | 数学 II 理 | 簿記会計 I・II | 英語 | ドイツ語 | フランス語 | 現代社会 | 倫理政治・経済 | 日本史 | 世界史 | 地理 |
| I | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 65 | 66 | | | | | 67 | | | | | | 68 | | | 69 | | | | |

※受験科目選択の方法については、受験案内23～25ページを参照し、誤りのないように記入すること。





## (3) 昭和63年度大学入学者選抜共通第1次学力試験志願票

昭和63年度大学入学者選抜共通第1次学力試験

# 志願票

〔提出用〕

高等学校記入欄

①高等学校等コード（「高等学校等コード表」により記入）

㉑整理番号（高等学校単位に一連番号を右につめて記入）

㉒身体障害者受験特別措置 1 希望

②漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）

④性別 男1 女2

⑤生年月日 昭和 年 月 日生（明治，大正）

③カタカナ記入（姓と名の間は，1コマをあけ，濁点及び半濁点は1コマとする。）

⑥年号 M明治 T大正 S昭和 年 月 日

⑦連絡電話番号

⑧（郵便番号）（都道府県名）（郡・市名）（区・町村名）（町・丁目・番地・団地・棟・号）（方）

⑨漢字等記入（高等学校等卒業見込者，通信制課程を除く。）は、記入しないこと。

⑩カタカナ・数字等記入 都道府県名 郡・市・区・町村 町・丁目・番地・団地・棟・号・方等

（1コマに1字ずつ記入し，濁点及び半濁点は1コマとして使用する。）

### 出願資格

高等学校卒業者（卒業見込者を含む。）

⑪課程 1 全日制 2 定時制 3 通信制

⑫学科 1 普通科 2 農業科 3 工業科 4 商業科 5 理数科 6 外の学科 1～5以

⑬卒業見込・卒業の別 1 卒業見込 2 卒業

⑭卒業した年

⑮高等学校卒業者以外 1 外国の学校等 2 在外教育施設 3 指定した者 文部大臣の 4 資格検定 大学入学 5 その他 高専3年修了

### 受験申請科目

⑯1 現代社会 ⑰2 理科 I ⑱3 工業数理 ⑲4 簿記会計 I・II

⑳出身学校名 都道府県 国立 公立 私立 高等学校 学校

（注）記入に当たっては，12，13ページの記入上の注意，14ページの志願票の記入例を参照すること。

## (4)　昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験票

| 試験場 | | |
|---|---|---|
| 試 | 試験場名 | 東西大学　第１試験場 |
| 験 | 所在地 | 東京都目黒区駒場　２－１９－２３<br>試験当日の電話　03-465-8600 |
| 場 | 道順 | 京王帝都電鉄　井ノ頭線「駒場東大前」駅西口下車、徒歩５分。 |

| 受験番号 | 試験場コード |
|---|---|
| 1001A | 20001Y |

発行回数　1

新栄高等学校

見本

（コマバ　タロウ）
駒場　太郎　殿

（14251E-010001）

写真
（４cm×３cm）
（あらかじめはっておくこと。）

自署欄（氏名）
（黒又は青のボールペンで記入すること。）

性別　男

昭和44年10月02日生

問い合わせ大学　東西大学　　電話　03-465-8600

裏面の「受験上の注意」をよく読むこと。

大学入試センター　〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23　電話　03（465）8600

C　63　共通第１次成績請求票
C日程群大学提出用
1001A - 20001Y - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

B　63　共通第１次成績請求票
B日程大学提出用
1001A - 20001Y - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

A　63　共通第１次成績請求票
A日程大学提出用
1001A - 20001Y - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

1　共通第１次成績請求票の記載事項は、次のとおりである。
受験番号－試験場コード－発行回数
氏名

2　この成績請求票は、出願する際、当該大学の出願書類の所定欄にはって提出するものである。
出願するまで大切に保管すること。

3　出願に当たっては裏面の使用区分に注意すること。

D　63　共通第１次成績請求票
第２次募集用
1001A - 20001Y - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

63　共通第１次学力試験写真票　センター整理番号（0001）

1001A - 20001Y - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

写真
（４cm×３cm）
（あらかじめはっておくこと。）

自署欄（氏名）
（黒又は青のボールペンで記入すること。）

性別　男

1　この写真票は、受験票とともに必ず持参すること。

2　この写真票は、試験時間内に回収するので、受験票と切り離して、机の上の受験番号票の上に置くこと。





### 受験上の注意（下記以外は監督者の指示に従うこと。）

1　**この受験票及び写真票は、試験当日必ず持参すること。**
2　受験者は各自の受験する教科の「受験者入室」時刻までに試験室に到着すること。
3　試験開始時刻に遅刻した場合は、係員の指示に従うこと。試験開始時刻後30分以内の遅刻に限り、受験を認める。
4　試験室では、机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認の上、着席すること。受験票は常に机の上に置くこと。
5　机の上には、「Ｈの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」以外の携行品を置いてはいけない。
6　試験室で配付する写真用シールは、受験票の写真欄及び自署欄の上から丁寧にはること。
7　解答用紙の所定欄に、受験番号、氏名、試験場コード、解答科目を監督者の指示に従い、必ず記入及びマークすること。
受験番号又は解答科目を正しくマークしていない場合は、採点できないことがある。
8　試験室に入室してから試験終了まで退室は認めない。各教科の試験終了後に退室する際には、受験票を携帯すること。
9　「現代社会」「理科Ⅰ」「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は、受験票に「受験承認科目」名が記載されている者に限り解答できる。
これらの者は、試験室で他の科目に変更して解答することはできない。
10　**この受験票は、各大学の第２次試験及び入学手続の際にも必要となるので、絶対に紛失しないこと。**
11　受験票で「上履き持参」と表示してある試験場については、上履きを持参すること。この場合、下履きを入れるビニール袋等を持参すること。

**試験日程**

| 事項 | 1月23日（土） | | 1月24日（日） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 国語 | 理科 | 数学 | 外国語 | 社会 |
| 受験者入室 | 12：35まで | 15：15まで | 9：40まで | 12：45まで | 15：15まで |
| 試験開始 | 13：00 | 15：30 | 10：00 | 13：00 | 15：30 |
| 試験終了 | 14：40 | 16：30 | 11：40 | 14：40 | 16：30 |

（注）「試験時間の延長を許可された受験者」の試験開始時刻等は、左表と異なるので該当する受験者心得を参照すること。

成績請求票使用区分

| 成績請求票 | 出願する大学 |
|---|---|
| A　A日程大学提出用 | A日程グループで試験を実施する大学・学部 |
| B　B日程大学提出用 | B日程グループで試験を実施する大学・学部 |
| C　C日程群大学提出用 | C日程群グループで試験を実施する大学・学部 |
| D　第２次募集用 | 定員一部留保第２次募集又は欠員補充第２次募集を実施する大学・学部 |

同日程グループに２つ出願することはできない。

C
（全面にのり付けをして、第２次試験の出願書類の所定欄に、丁寧にはること。）

B
（全面にのり付けをして、第２次試験の出願書類の所定欄に、丁寧にはること。）

D
（全面にのり付けをして、第２次募集の出願書類の所定欄に、丁寧にはること。）

A
（全面にのり付けをして、第２次試験の出願書類の所定欄に、丁寧にはること。）

## (5)　昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験者心得

### 昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験

# 受　験　者　心　得

**1　試験日程**……昭和63年１月23日（土），１月24日（日）

| 事　　項 | １月23日（土） | | １月24日（日） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 国　　語 | 理　　科 | 数　　学 | 外 国 語 | 社　　会 |
| **受験者入室** | 12：35まで | 15：15まで | 9 ：40まで | 12：45まで | 15：15まで |
| **試 験 開 始** | 13：00 | 15：30 | 10：00 | 13：00 | 15：30 |
| **試 験 終 了** | 14：40 | 16：30 | 11：40 | 14：40 | 16：30 |

受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われる。

**2　出題教科・科目等**

(1)　共通第１次学力試験の出題教科・科目等については，受験案内23～25ページ「11　出題教科・科目等」を参照すること。

(2)　共通第１次学力試験においては，５教科を出題し，これを課すが，大学・学部等によっては，４教科以下を課す場合があるので，共通第１次学力試験の受験に当たっては，志望する大学の実施要項及び募集要項をよく読んで受験すること。

**3　受験票・成績請求票**

(1)　**受験票は，各大学の第２次試験及び入学手続の際にも必要となるので，絶対に紛失しないこと。**

(2)　成績請求票は，各大学の第２次試験の出願の際に，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出すること。（共通第１次学力試験を課さない推薦入学等を除く。）（受験案内20ページ参照）

**4　試験前日までの注意事項**

(1)　**受験票裏面の「受験上の注意」をよく読んでおくこと。**





(2)　受験票及び写真票の写真欄には，同一の写真を丁寧にのり付けしておくこと。
（写真の大きさは，縦４cm・横３cm，試験日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用する者は，眼鏡を着用して撮影したもの。）

(3)　受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ**受験者本人**が氏名を自署すること。
この署名は答案の署名と照合することがある。

(4)　**試験前日までに試験場を確認しておくこと。**ただし，試験室の下見は，原則として許さない。
（試験場名，所在地，道順は受験票に記載してある。）

(5)　「Ｈの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」「受験票」等，試験当日持参するものを**あらかじめ確認**しておくこと。

**5　試験当日の注意事項**

(1)　受験票及び写真票は，**試験当日必ず持参すること。**

(2)　受験票で指定した試験場で受験すること。指定した試験場以外での受験はできない。

(3)　各自が受験すべき試験室の位置，受験上の注意等については，掲示又は印刷物により指示するので，**早めに試験場に到着し**，確認すること。
①　試験場が大学内にある場合は，大学の入口で掲示又は印刷物により指示する。
②　試験場が高等学校等である場合は，高等学校等の入口で掲示又は印刷物により指示する。

(4)　試験場の入口で受験票の提示を求めることがある。なお，受験者の付添者は，試験場構内に入構できないことがある。

(5)　受験者は各自の受験する教科の「受験者入室」時刻までに試験室に到着すること。

(6)　受験票で**「上履き持参」**と表示してある試験場については，上履きを持参すること。この場合，下履きを入れる**ビニール袋等を持参**すること。

(7)　試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認の上，着席すること。

(8)　昼食は各自用意すること。

(9)　自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止する。

**6　試験時間中の注意事項**

(1)　受験票等
試験中は，受験票を常に机の上に置くこと。写真票は試験時間内に回収する。

(2) 受験番号，解答科目のマーク等

① **解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目を監督者の指示に従い，必ずマーク，記入すること。**

② 受験番号又は解答科目を正しくマークしていない場合は，採点できないことがある。

(3) 携行品の使用

① **解答には必ず「Hの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」を使用すること。**解答にHの黒鉛筆以外のものを使用した場合には，採点できないことがある。

② 机の上には，「Hの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」以外の携行品を置いてはいけない。

③ 「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）」「コンパス」等の補助具の使用は一切認めない。

④ 試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけない。

⑤ 試験室内で，コート類を着用しても差し支えない。

⑥ その他の携行品の措置は，監督者の指示に従うこと。なお，貴重品は身につけるなど，各自の責任で保管すること。

(4) 試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めない。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従うこと。

(5) 試験終了時の注意

① **「解答をやめなさい。鉛筆を置きなさい。」と指示があった際は，直ちに解答をやめること。**この指示に従わなかった場合には，不正行為とみなされる。監督者が解答用紙を回収し終わるまで，静かに待つこと。

② 「解答をやめなさい。鉛筆を置きなさい。」と指示があった後は，**受験番号あるいは解答科目のマーク忘れ等のいかなる理由があっても，解答用紙の修正，加筆等は認められないので十分承知しておくこと。**

## 7 事故等

(1) 試験開始時刻に遅刻した者は，係員の指示に従うこと。

試験開始時刻後30分以内の遅刻に限り，受験を認める。

なお，試験当日，定期運行している交通機関の事故又は災害等が発生した場合，その状況によっては，試験時間が繰り下げられることもあるので留意すること。

(2) 試験当日，受験票・写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き，**係員の指示を受けること。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してある。）





## 8 追試験の実施

(1) 実施期日　　昭和63年１月30日（土），１月31日（日）とする。

ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施する。そのときは，追試験の受験者には別途通知する。

(2) 追試験場

| 地区 | 試験場名 | 所在地 | 道順 |
|---|---|---|---|
| 東日本<br>北海道，東北，<br>関東甲信越，静岡県 | 東京医科歯科大学<br>湯島地区<br>試験場 | 東京都文京区湯島<br>１－５－45<br>電話　03－813－6111 | JR中央線「御茶ノ水駅」下車，地下鉄丸の内線「御茶ノ水駅」下車，又は地下鉄千代田線「新御茶ノ水駅」下車 |
| 西日本<br>東海（静岡県を除く。）<br>北陸，近畿，中国，<br>四国，九州，沖縄 | 神戸商船大学<br>試験場 | 神戸市東灘区深江南町<br>５－１－１<br>電話　078－453－2332 | 阪神電鉄「深江駅」〔深江駅までは阪神三ノ宮駅から約20分，梅田（大阪）駅からは約30分〕下車，南西へ徒歩10分 |

(3) 追試験の申請，その他詳細については，受験案内38ページ「15　再試験・追試験」を参照すること。

〔備　考〕

受験に際して特別の措置を希望する旨の申請をした受験者については，次の書類を後日別途送付する。

①「身体障害者受験特別措置決定通知書」又は「負傷者等受験特別措置決定通知書」

②「受験者心得（点字問題受験者用及びその他の身体に障害のある受験者用）」

この受験者心得についての照会先

大学入試センター事業課

〒153　東京都目黒区駒場２丁目19—23

電話　03—465—8600

（試験場における諸事項の照会は，受験票に示された「問い合わせ大学」に行うこと。）

## (6) 昭和63年度共通第１次学力試験の試験場設定について

入試セ事第92号
昭和62年６月29日

各国立大学長　　殿

大学入試センター所長
堯　天　義　久

昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験の試験場
設定について（依頼）

大学入学者選抜共通第１次学力試験の実施に関してましては，日頃より，種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

共通第１次学力試験の試験場設定については，いわゆる居住地（県）受験の原則がとられ，各都道府県内の入学志願者数に応じた試験場を各国立大学において設定するものとされております。

このため，当センターでは，当該年度の入学志願者予測数（都道府県別）を各国立大学長に御連絡し，それに対応した試験場設定の準備をお願いしておりますが，昭和63年度の入学志願者予測数については，さきに昭和62年１月８日付け入試セ事第261号「昭和63年度大学入学者選抜共通第１学力試験の試験場設定準備に係る試験場の確保等について（依頼）」でお知らせしました予測数（別紙「昭和63年度大学入学者選抜共通第１学力試験場設定準備のための入学志願者予測数」参照）により取り進めたいと存じます。

ついては，貴学の所在する都道府県内（北海道，埼玉県，神奈川県，大阪府，兵庫県，長崎県，鹿児島県及び沖縄県にあっては，受験案内で定める地区）の入学志願者予測数を収容するために必要な試験場を設定願うとともに，その設定（準備）について，同封の「昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験試験場設定（準備）票」にお取りまとめのうえ，８月15日（土）までに当センター事業課まで御提出ください。

また，貴学での御検討の結果，学外試験場の設定（準備）が必要となる場合には，入学志願者数が確





定した時点で調整ができるよう関係教育委員会及び高等学校等との対応（試験場及び試験監督補助者等）について，あらかじめ御配慮願います。

なお，各公立大学長及び産業医科大学長には，別途本件の写とともに，試験場設定について主管国立大学と協議されるよう依頼しておりますので，申し添えます。

おって，本年９月中旬に貴学あて送付する予定の実施提要，監督要領，その他関係資料の送付部数については，「昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験試験場設定準備のための入学志願者予測数」をもとに算出し，送付する予定ですので念のため申し添えます。

入試セ事第92－２号

昭和62年６月29日

各公立大学長
産業医科大学長　　殿

大学入試センター所長
堯　天　義　久

昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験の試験場
設定について（依頼）

このことについて，別添「写」のとおり各国立大学長あて依頼しましたので，お知らせします。

ついては，貴学における共通第１次学力試験の試験場設定について，主管国立大学と協議されるようよろしくお願いします。





## (7) 昭和63年度共通第１次学力試験における各地区の追試験実施大学の指定について

入試セ事第72号

昭和62年６月８日

各国立大学長　　殿

大学入試センター所長
堯　天　義　久

昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験における
各地区の追試験実施大学の指定について（通知）

昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験における各地区の追試験実施大学については，国立大学協会の決定に基づき，東日本地区にあっては東京医科歯科大学、西日本地区にあっては神戸商船大学を指定し，追試験実施大学に係る地区別大学を別紙のとおりとしましたので，お知らせします。

なお，公立大学と協力関係にある国立大学においては，当該公立大学にもこの旨お知らせください。

入試セ事第72号

昭和62年６月８日

東京医科歯科大学長　　殿

大学入試センター所長

堯　天　義　久

昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験における

各地区の追試験実施大学の指定について（通知）

昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験追試験実施大学について，国立大学協会に協議したところ，東日本地区にあっては東京医科歯科大学，西日本地区にあっては神戸商船大学と決定された旨，同協会から通知がありました。

ついては，貴学を追試験実施大学として指定し，貴学に係る地区別大学を別紙のとおりとしましたので，よろしくお願いします。

なお，これに伴い，追試験場の設定・準備について，別添「昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験追試験場調べ」により，折り返し御回答くださるようお願いします。





入試セ事第72号

昭和62年６月８日

神戸商船大学長　　殿

大学入試センター所長

堯　天　義　久

昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験における

各地区の追試験実施大学の指定について（通知）

昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験追試験実施大学について，国立大学協会に協議したところ，東日本地区にあっては東京医科歯科大学，西日本地区にあっては神戸商船大学と決定された旨，同協会から通知がありました。

ついては，貴学を追試験実施大学として指定し，貴学に係る地区別大学を別紙のとおりとしましたので，よろしくお願いします。

また，貴学と協力関係にある神戸市外国語大学にもこの旨お知らせください。

なお，これに伴い，追試験場の設定・準備について，別添「昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験追試験場調べ」により，折り返し御回答くださるようお願いします。

昭和63年度　大学入学者選抜共通第１次学力試験追試験地区別大学表

| 東日本地区 | 西日本地区 |
|---|---|
| 北海道大学 | 富山大学 |
| 北海道教育大学 | 富山医科薬科大学 |
| 室蘭工業大学 | 金沢大学 |
| 小樽商科大学 | 福井大学 |
| 帯広畜産大学 | 福井医科大学 |
| 旭川医科大学 | 岐阜大学 |
| 北見工業大学 | 名古屋大学 |
| 弘前大学 | 愛知教育大学 |
| 岩手大学 | 名古屋工業大学 |
| 東北大学 | 豊橋技術科学大学 |
| 宮城教育大学 | 三重大学 |
| 秋田大学 | 滋賀大学 |
| 山形大学 | 滋賀医科大学 |
| 福島大学 | 京都大学 |
| 茨城大学 | 京都教育大学 |
| 図書館情報大学 | 京都工芸繊維大学 |
| 筑波大学 | 大阪大学 |
| 宇都宮大学 | 大阪外国語大学 |
| 群馬大学 | 大阪教育大学 |
| 埼玉大学 | 兵庫教育大学 |
| 千葉大学 | 神戸大学 |
| 東京大学 | 神戸商船大学 |
| 東京医科歯科大学 | 奈良教育大学 |
| 東京外国語大学 | 奈良女子大学 |
| 東京学芸大学 | 和歌山大学 |
| 東京農工大学 | 鳥取大学 |
| 東京芸術大学 | 島根大学 |
| 東京工業大学 | 島根医科大学 |
| 東京商船大学 | 岡山大学 |
| 東京水産大学 | 広島大学 |
| お茶の水女子大学 | 山口大学 |
| 電気通信大学 | 徳島大学 |
| 一橋大学 | 鳴門教育大学 |
| 横浜国立大学 | 香川大学 |
| 新潟大学 | 香川医科大学 |
| 長岡技術科学大学 | 愛媛大学 |
| 上越教育大学 | 高知大学 |
| 山梨大学 | 高知医科大学 |
| 山梨医科大学 | 福岡教育大学 |
| 信州大学 | 九州大学 |
| 静岡大学 | 九州芸術工科大学 |
| 浜松医科大学 | 九州工業大学 |
| | 佐賀大学 |
| | 佐賀医科大学 |
| | 長崎大学 |
| | 熊本大学 |
| | 大分大学 |
| | 大分医科大学 |
| | 宮崎大学 |
| | 宮崎医科大学 |
| | 鹿児島大学 |
| | 鹿屋体育大学 |
| | 琉球大学 |





## (8)　昭和63年度共通第１次学力試験志願者の試験場別割当について

入試セ情第15号

昭和62年12月２日

各国立大学長　　殿

大学入試センター所長

堯　天　義　久

昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験志願者の

試験場別割当について（通知）

このことについて，貴学関係の志願者割当数を，先に貴学から提出された試験場設定準備票に基づき，下記のとおり割り当てましたのでお知らせします。

なお，この割当についての支障の有無を，12月３日（木）午後５時までに電話ファックスにより当センターまで御回答くださるようお願いいたします。

おって，協力関係にある公（私）立大学をもつ大学におかれましては，貴学から当該公（私）立大学へこのことをお知らせ願います。

## (9) 昭和63年度共通第１次学力試験試験場一覧

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 北海道大学 | 北海道大学農学部試験場 | 10101A | 830 | 札幌市北区北９条西９丁目<br>地下鉄南北線「北１２条駅」下車、徒歩１２分 | 011−716−2111 | |
| | | 北海道大学文・法学部試験場 | 10102Y | 810 | 札幌市北区北１０条西７丁目<br>地下鉄南北線「北１２条駅」下車、徒歩１０分 | 011−716−2111 | |
| | | 北海道大学理学部試験場 | 10103U | 530 | 札幌市北区北１０条西８丁目<br>地下鉄南北線「北１２条駅」下車、徒歩１０分 | 011−716−2111 | |
| | | 北海道大学工学部試験場 | 10104K | 875 | 札幌市北区北１３条西８丁目<br>地下鉄南北線「北１２条駅」下車、徒歩８分 | 011−716−2111 | |
| | | 北海道大学教養部Ｓ試験場 | 10105C | 700 | 札幌市北区北１７条西８丁目<br>地下鉄南北線「北１８条駅」下車、徒歩８分 | 011−716−2111 | |
| | | 北海道大学教養部Ａ試験場 | 10106A | 1,450 | 札幌市北区北１７条西８丁目<br>地下鉄南北線「北１８条駅」下車、徒歩８分 | 011−716−2111 | |
| | | 北海道大学教養部Ｂ試験場 | 10107Z | 1,060 | 札幌市北区北１７条西８丁目<br>地下鉄南北線「北１８条駅」下車、徒歩８分 | 011−716−2111 | |
| | | 北海道大学水産学部試験場 | 10108X | 500 | 函館市港町３丁目１−１<br>ＪＲ函館駅前から函館バス七重浜行又は上磯方面行「港中学校前」下車、徒歩２分 | 0138−41−0131 | |
| | | 代々木ゼミナール札幌校Ｂ試験場 | 10109M | 1,377 | 札幌市北区北７条西２丁目<br>ＪＲ「札幌駅」北口下車、東へ徒歩３分 | 011−716−2111 | |
| | | 代々木ゼミナール札幌校Ａ試験場 | 30101Z | 500 | 札幌市北区北７条西２丁目<br>ＪＲ「札幌駅」北口下車、東へ徒歩３分 | 011−717−9429 | |
| | 北海道教育大学 | 札幌予備学院１号館試験場 | 10201U | 1,050 | 札幌市中央区北８条西１２丁目<br>「札幌駅」南口から西へ徒歩１５分 | 011−281−9115 | |
| | | 札幌予備学院２号館試験場 | 10202K | 650 | 札幌市中央区北６条西１３丁目<br>「札幌駅」南口から西へ徒歩１５分 | 011−281−9116 | |
| | | 北海道教育大学函館分校試験場 | 10203C | 604 | 函館市八幡町１−２<br>函館駅前から市電「宮前町」下車、徒歩７分 | 0138−41−1121 | |
| | | 北海道教育大学旭川分校試験場 | 10204A | 800 | 旭川市北門町９丁目<br>旭川駅前から旭川電気軌道バス（５番）「旭町２条１０丁目」下車、徒歩５分 | 0166−51−6151 | |
| | | 北海道教育大学釧路分校試験場 | 10205Z | 461 | 釧路市城山１丁目１５−５５<br>釧路駅前から東邦交通バス「城山十字路」下車、徒歩２分 | 0154−41−6161 | |
| | | 北海道教育大学岩見沢分校試験場 | 10206X | 834 | 岩見沢市緑が丘２丁目３４−１<br>岩見沢駅前から中央バスＡコース「教大前」下車 | 0126−22−1470 | |
| | 室蘭工業大学 | 室蘭工業大学試験場 | 10701Y | 965 | 室蘭市水元町２７−１<br>東室蘭駅東口下車、東町バスターミナルからバス（系統番号４・６・１３・１４・４２〜４４・７７）「工大前」下車 | 0143−45−1085 | |
| | 小樽商科大学 | 小樽商科大学試験場 | 10801K | 763 | 小樽市緑３丁目５−２１<br>小樽駅前からバス７番（最上町行）「朝日通り」下車、坂道を徒歩１０分程度 | 0134−23−1101 | |
| | 帯広畜産大学 | 帯広畜産大学試験場 | 10901A | 483 | 帯広市稲田町西２線１１<br>根室本線帯広駅からＪＲバス又は十勝バス畜大農場前行「畜大正門前」下車 | 0155−48−5111 | |
| | 旭川医科大学 | 旭川医科大学試験場 | 11001Z | 612 | 旭川市西神楽４線５号３−１１<br>旭川駅前から旭川電気軌道バス緑が丘線（緑東大橋経由）「医大前（終点）」下車、徒歩１０分 | 0166−65−2111 | ○ |
| | 北見工業大学 | 北見工業大学試験場 | 11101M | 544 | 北見市公園町１６５<br>ＪＲ石北線北見駅前から市内バス柏陽高校行「工大入口」下車、徒歩５分 | 0157−23−6720 | |
| 青森県 | 弘前大学 | 弘前大学試験場 | 11201B | 2,460 | 弘前市文京町１<br>奥羽本線弘前駅前からバス松原線「弘前大学前」下車 | 0172−36−2111 | |
| | | 私立八戸工業大学第一高等学校試験場 | 11202A | 1,030 | 八戸市白銀町右岩淵通７の１０<br>八戸線「陸奥湊駅」又は「白銀駅」下車、いずれも徒歩１０分 | 0172−36−2111 | ○ |



| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 岩手県 | 岩手大学 | 岩手大学（農・工・教育・人文社会科学部）試験場 | 11301Y | 3,382 | 盛岡市上田３丁目１８−８<br>盛岡駅前から岩手県交通バス松園営業所（県立博物館か松園東二丁目経由）行「岩手大学前」下車 | 0196−23−5171 | |
| 宮城県 | 東北大学 | 東北大学教養部試験場 | 11401K | 3,715 | 仙台市川内<br>仙台駅前から市営バス工学部又は宮教大行「扇坂」下車又は交通公園行（青葉通・広瀬通経由）「川内郵便局前」下車、徒歩２分 | 022−268−9768 | |
| | | 県立仙台第二高等学校試験場 | 11402C | 990 | 仙台市川内錦橋通１<br>仙台駅前から市営バス交通公園行（青葉通・広瀬通経由）「二高・仙商・宮城県美術館前」下車、徒歩１分 | 022−268−9785 | ○ |
| | | 県立第一女子高等学校試験場 | 11403A | 945 | 仙台市八幡１丁目６−２<br>仙台駅前から市営バス交通公園行（大学病院経由）「八幡一丁目」下車、徒歩５分 | 022−268−9780 | ○ |
| | | 県立仙台南高等学校試験場 | 11404Z | 945 | 仙台市根岸１５−１<br>仙台駅前から市営バス西ノ平行（門前経由）又は羽黒台行「仙台南高前」下車、徒歩１分又は地下鉄「長町一丁目」下車、徒歩１０分 | 022−247−7200 | ○ |
| | 宮城教育大学 | 宮城教育大学試験場 | 11501A | 1,159 | 仙台市荒巻字青葉<br>仙台駅前から市営バス宮教大行又は青葉台行「宮教大前」下車 | 022−222−1021 | |
| 秋田県 | 秋田大学 | 秋田大学試験場 | 11601X | 2,752 | 秋田市手形学園町１−１<br>秋田駅前から秋田市営バス手形山団地線（大学病院行）「秋田大学前」下車、徒歩１分 | 0188−33−5261 | |
| 山形県 | 山形大学 | 山形大学小白川地区試験場 | 11701H | 1,875 | 山形市小白川町１丁目４−１２<br>山形駅前からバス千歳公園（東原経由）行「山大前」下車 | 0236−31−1421 | |
| | | 山形大学工学部試験場 | 11702B | 533 | 米沢市城南４丁目３−１６<br>米沢駅からバス白布温泉行「山大前」下車、徒歩５分 | 0238−22−5181 | |
| | | 県立鶴岡南高等学校試験場 | 11703A | 629 | 鶴岡市若葉町２６−３１<br>「鶴岡駅」下車、南西へ徒歩２５分、鶴岡公園北側 | 0235−23−9955 | ○ |
| 福島県 | 福島大学 | 福島大学試験場 | 11801A | 1,471 | 福島市松川町浅川字直道２<br>ＪＲ「金谷川駅」下車、徒歩１０分 | 0245−48−5151 | |
| | | 県立福島高等学校試験場 | 11802Y | 1,058 | 福島市森合町５−７２<br>ＪＲ福島駅東口前から福島交通バス市内循環線「福高前」下車、徒歩１分 | 0245−35−8831 | ○ |
| | | 県立福島北高等学校試験場 | 11803U | 744 | 福島市飯坂町字後畑１<br>ＪＲ福島駅から福島交通飯坂線「医王寺前駅」下車、北東へ徒歩１０分 | 0245−42−1500 | ○ |
| | | 福島県立医科大学試験場 | 30201M | 226 | 福島市杉妻町５−７５<br>ＪＲ「福島駅」東口下車、平和通り東へ徒歩１５分 | 0245−48−2111 | |
| | | 県立福島女子高等学校試験場 | 30202H | 609 | 福島市宮下町７−４１<br>ＪＲ福島駅東口前から福島交通バス市内循環線「体育館前」下車、南西へ徒歩３分 | 0245−35−8833 | ○ |
| 茨城県 | 茨城大学 | 茨城大学本部試験場 | 11901U | 2,734 | 水戸市文京２丁目１−１<br>水戸駅前又は赤塚駅前から茨城交通バス茨大行「茨大前」下車 | 0292−21−8834 | |
| | | 茨城大学工学部試験場 | 11902K | 883 | 日立市中成沢町４丁目１２−１<br>日立駅前又は常陸多賀駅前から日立電鉄バス中央線「茨大前」下車 | 0294−35−5042 | |
| | 図書館情報大学 | 図書館情報大学試験場 | 12001K | 176 | つくば市春日１丁目２<br>常磐線土浦駅前から関東鉄道バス（筑波大学方面行）「図書館情報大学」下車、徒歩２分 | 0298−52−0511 | |
| | 筑波大学 | 筑波大学第一学群試験場 | 12101A | 1,025 | つくば市天王台１丁目１−１<br>ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行又は高エネルギー研究所行「筑波大学中央」下車、徒歩５分 | 0298−53−2208 | |
| | | 筑波大学第二学群試験場 | 12102Z | 1,000 | つくば市天王台１丁目１−１<br>ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行又は高エネルギー研究所行「筑波大学中央」下車、徒歩５分 | 0298−53−2208 | |
| | | 筑波大学第三学群試験場 | 12103X | 1,000 | つくば市天王台１丁目１−１<br>ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行又は高エネルギー研究所行「筑波大学中央」下車、徒歩５分 | 0298−53−2208 | |
| 栃木県 | 宇都宮大学 | 宇都宮大学峰地区試験場 | 12201X | 3,400 | 宇都宮市峰町３５０<br>ＪＲ東日本宇都宮駅からＪＲ東日本バス又は東武宇都宮駅から東野バス「宇大前」下車 | 0286−36−1515 | |
| | | 宇都宮大学石井地区試験場 | 12202M | 900 | 宇都宮市石井町２７５３<br>ＪＲ東日本宇都宮駅からＪＲ東日本バス「工学部前」又は東武宇都宮駅から東野バス「シンガー日鋼入口」下車 | 0286−61−3401 | ○ |
| 群馬県 | 群馬大学 | 群馬大学教育学部試験場 | 12301H | 1,147 | 前橋市荒牧町４丁目２<br>前橋駅前から東武バス渋川行・溝呂木行「前橋自動車教習所前」下車、西へ徒歩１０分又は渋川行「荒牧群大」下車 | 0272−32−1611 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 群馬県 | 群馬大学 | 群馬大学教養部試験場 | 12302B | 602 | 前橋市荒牧町４丁目２<br>前橋駅前から東武バス渋川行・沼呂木行「前橋自動車教習所前」下車、西へ徒歩１０分又は渋川行「荒牧群大」下車 | 0272－32～1611 | |
| | | 県立前橋女子高等学校試験場 | 12303A | 855 | 前橋市紅雲町２丁目１９－１<br>「前橋駅」下車、西へ徒歩１０分 | 0272－23－2904 | ○ |
| | | 群馬大学工学部試験場 | 12304Y | 1,411 | 桐生市天神町１丁目５－１<br>桐生駅前から東武バス天神町行又は梅田行「群大前」下車 | 0277－22－3181 | |
| | | 群馬県立女子大学試験場 | 30301B | 644 | 佐波郡玉村町上之手１３９５－１<br>前橋駅前から東武バス玉村行又は高崎駅前から群馬中央バス伊勢崎駅行・上信バス五料行「女子大入口」下車、徒歩南へ１０分 | 0270－65－8511 | |
| | | 高崎経済大学試験場 | 30401Y | 1,421 | 高崎市上並榎町１３００<br>高崎駅前から群馬バス室田（本郷経由）行又は箕郷（沖経由）行「経済大学前」下車 | 0273－43－5417 | |
| 埼玉県 | 埼玉大学 | 埼玉大学試験場 | 12401A | 1,326 | 浦和市下大久保２５５<br>埼京線「南与野駅」下車、西へ徒歩２５分又は京浜東北線北浦和駅西口からバス埼玉大学行「埼玉大学（終点）」下車 | 0488－52－2111 | |
| | | 県立浦和高等学校試験場 | 12402Y | 1,305 | 浦和市領家５丁目３－３<br>京浜東北線「北浦和駅」東口下車、北東へ徒歩１０分 | 0488－52－2111 | ○ |
| | | 県立浦和西高等学校試験場 | 12403U | 1,260 | 浦和市木崎３丁目１－１<br>京浜東北線「与野駅」東口下車、東へ徒歩２０分 | 0488－52－2111 | ○ |
| | | 県立浦和第一女子高等学校試験場 | 12404K | 1,305 | 浦和市岸町３丁目８－４５<br>ＪＲ「浦和駅」西口下車、南へ徒歩１０分 | 0488－52－2111 | ○ |
| | | 県立大宮高等学校試験場 | 12405C | 1,305 | 大宮市天沼町２－３２３<br>「大宮駅」東口下車、南東へ徒歩２０分 | 0488－52－2111 | ○ |
| | | 県立蕨高等学校試験場 | 12406A | 855 | 蕨市北町５丁目３－８<br>京浜東北線「蕨駅」西口下車、西へ徒歩２０分 | 0488－52－2111 | ○ |
| | | 浦和市立高等学校試験場 | 12407Z | 1,170 | 浦和市元町１丁目２８－１７<br>京浜東北線「北浦和駅」東口下車、東へ徒歩１５分 | 0488－52－2111 | ○ |
| | | 浦和市立南高等学校試験場 | 12408X | 1,170 | 浦和市辻６丁目５－３１<br>埼京線「北戸田駅」下車、北西へ徒歩８分 | 0488－52－2111 | ○ |
| | | 私立小松原女子高等学校試験場 | 12409M | 698 | 浦和市東岸町１０－３６<br>ＪＲ「浦和駅」東口下車、南へ徒歩１０分 | 0488－52－2111 | ○ |
| 千葉県 | 千葉大学 | 千葉大学第１（文学部・法経学部）試験場 | 12501U | 918 | 千葉市弥生町１－３３<br>ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩６分 | 0472－51－1111 | |
| | | 千葉大学第２（薬学部）試験場 | 12502K | 500 | 千葉市弥生町１－３３<br>ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩７分 | 0472－51－1111 | |
| | | 千葉大学第３（工学部）試験場 | 12503C | 1,500 | 千葉市弥生町１－３３<br>ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩５分 | 0472－51－1111 | |
| | | 千葉大学第４（教養部Ｄ・Ｆ・Ｇ）試験場 | 12504A | 2,115 | 千葉市弥生町１－３３<br>ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩７分 | 0472－51－1111 | |
| | | 千葉大学第５（教養部Ａ・Ｂ・Ｃ）試験場 | 12505Z | 980 | 千葉市弥生町１－３３<br>ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩７分 | 0472－51－1111 | |
| | | 千葉大学第６（教育学部）試験場 | 12506X | 860 | 千葉市弥生町１－３３<br>ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩７分 | 0472－51－1111 | |
| | | 県立千葉高等学校試験場 | 12507M | 1,125 | 千葉市葛城１丁目５－２<br>ＪＲ内房線「本千葉駅」下車、東へ徒歩１０分 | 0472－22－1466 | ○ |
| | | 県立千葉東高等学校試験場 | 12508H | 1,170 | 千葉市轟町１丁目１８－５２<br>ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、東へ徒歩１０分 | 0472－84－2447 | ○ |
| | | 県立千葉女子高等学校試験場 | 12509B | 1,170 | 千葉市小中台町８２４<br>ＪＲ総武線「稲毛駅」東口下車、東へ徒歩１０分 | 0472－84－2448 | ○ |
| | | 県立幕張東・西・北高等学校試験場 | 12510M | 2,237 | 千葉市若葉３丁目２<br>ＪＲ総武線「幕張駅」南口下車、西へ徒歩２０分 | 0472－75－0059 | ○ |



| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千葉県 | 千葉大学 | 県立検見川高等学校試験場 | 12511H | 1,170 | 千葉市真砂４丁目１７－１<br>ＪＲ京葉線「検見川浜駅」下車、北へ徒歩５分（ＪＲ総武線「新検見川駅」南口から「検見川浜駅」まで海浜交通バスで約１０分） | 0472－79－6403 | ○ |
| | | 県立松戸馬橋高等学校試験場 | 12512B | 1,317 | 松戸市旭町１丁目７－１<br>ＪＲ「馬橋駅」西口下車、西へ徒歩２０分 | 0473－45－9945 | ○ |
| 東京都 | 東京大学 | 東京大学本郷試験場 | 12601C | 4,588 | 文京区本郷７丁目３－１<br>地下鉄丸の内線「本郷三丁目駅」下車、徒歩１０分又は千代田線「根津駅」下車、徒歩１０分 | 03－812－2111 | |
| | | 東京大学教養学部試験場 | 12602A | 3,387 | 目黒区駒場３丁目８－１<br>京王帝都電鉄井の頭線「駒場東大前駅」東大口下車 | 03－812－2111 | |
| | | 東京大学教育学部附属高等学校試験場 | 12603Z | 680 | 中野区南台１丁目１５－１<br>新宿駅西口から京王帝都バス永福町行又は中野車庫行「東大附属前」下車 | 03－812－2111 | ○ |
| | | 都立永福高等学校試験場 | 12604X | 1,080 | 杉並区永福１丁目７－２８<br>京王帝都電鉄井の頭線「永福町駅」下車、徒歩１０分又は京王帝都電鉄京王線「明大前駅」・「下高井戸駅」下車、徒歩１０分 | 03－812－2111 | ○ |
| | | 都立小岩高等学校試験場 | 12605M | 1,350 | 江戸川区本一色町３丁目１０－１<br>ＪＲ総武線「新小岩駅」下車、徒歩１５分又は同駅下車７１系統京成バス「本一色」下車、徒歩３分 | 03－812－2111 | ○ |
| | | 都立石神井高等学校試験場 | 12606H | 1,215 | 練馬区関町北４丁目３２－４８<br>西武鉄道新宿線「武蔵関駅」下車、徒歩８分 | 03－812－2111 | ○ |
| | | 都立城東高等学校試験場 | 12607B | 1,125 | 江東区大島３丁目２２－１<br>ＪＲ総武線「亀戸駅」東口下車、徒歩６分又は都営地下鉄新宿線「西大島駅」下車、徒歩６分 | 03－812－2111 | ○ |
| | | 都立新宿高等学校試験場 | 12608A | 1,080 | 渋谷区千駄ヶ谷６丁目２－１<br>ＪＲ山手線「新宿駅」南口下車、徒歩７分又は営団地下鉄丸の内線「新宿３丁目駅」下車、徒歩５分 | 03－812－2111 | ○ |
| | | 都立竹台高等学校試験場 | 12609Y | 810 | 荒川区東日暮里５丁目１４－１<br>ＪＲ山手線「鶯谷駅」下車、徒歩６分 | 03－812－2111 | ○ |
| | | 都立日比谷高等学校試験場 | 12610B | 1,125 | 千代田区永田町２丁目１６－１<br>営団地下鉄丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」下車、徒歩５分又は営団地下鉄有楽町線・半蔵門線「永田町駅」下車、徒歩５分 | 03－812－2111 | |
| | | 都立向丘高等学校試験場 | 12611A | 1,080 | 文京区向丘１丁目１１－１８<br>都営地下鉄三田線「白山駅」下車、徒歩５分 | 03－812－2111 | ○ |
| | | 都立目黒高等学校試験場 | 12612Y | 1,080 | 目黒区祐天寺２丁目７－１５<br>東京急行電鉄東横線「祐天寺駅」下車、徒歩５分 | 03－812－2111 | ○ |
| | 東京医科歯科大学 | 代々木ゼミナール代々木校舎試験場 | 12701Z | 1,260 | 渋谷区代々木１丁目２７－１６<br>ＪＲ山手線「代々木駅」西口下車、徒歩５分 | 03－379－5221 | |
| | 東京外国語大学 | 東京外国語大学試験場 | 12801M | 2,210 | 北区西ヶ原４丁目５１－２１<br>ＪＲ山手線大塚駅前から都電荒川線三の輪橋方面行「西ヶ原４丁目」下車、徒歩３分 | 03－917－6111 | |
| | 東京学芸大学 | 東京学芸大学試験場 | 12901B | 3,230 | 小金井市貫井北町４丁目１－１<br>ＪＲ中央線武蔵小金井駅北口から京王帝都バス小平団地行「学芸大学正門前」下車、徒歩２分 | 0423－25－2111 | |
| | 東京農工大学 | 東京農工大学農学部試験場 | 13001A | 1,770 | 府中市幸町３丁目５－８<br>中央線国分寺駅南口から京王バス府中駅行「晴見町」下車又は京王線府中駅北口から京王バス国分寺駅行「晴見町」下車 | 0423－64－3311 | |
| | | 東京農工大学工学部試験場 | 13002Y | 1,300 | 小金井市中町２丁目２４－１６<br>中央線「東小金井駅」南口下車、南西へ徒歩８分 | 0423－81－4221 | |
| | 東京芸術大学 | 東京芸術大学試験場 | 13101U | 940 | 台東区上野公園１２－８<br>ＪＲ「上野駅」公園口下車、徒歩約１０分 | 03－828－6111 | |
| | 東京工業大学 | 東京工業大学試験場 | 13201C | 2,622 | 目黒区大岡山２丁目１２－１<br>東急目蒲線又は大井町線「大岡山駅」南口下車、徒歩１分 | 03－727－1441 | |
| | | 東京工業大学工学部附属工業高等学校試験場 | 13202A | 788 | 港区芝浦３丁目３－６<br>ＪＲ「田町駅」芝浦口下車、徒歩１分 | 03－727－1441 | |
| | | 都立大崎高等学校試験場 | 13203Z | 1,080 | 品川区豊町２丁目１－７<br>東急大井町線「戸越公園駅」下車、徒歩５分 | 03－727－1441 | ○ |
| | | 都立雪谷高等学校試験場 | 13204X | 1,080 | 大田区久が原１丁目１４－１<br>東急池上線「雪谷大塚駅」下車、徒歩８分又は「久が原駅」下車、徒歩１０分 | 03－727－1441 | ○ |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京都 | 東京工業大学 | 東京都立大学附属高等学校試験場 | 30501K | 810 | 目黒区八雲1丁目1－2<br>東急東横線「都立大学駅」下車、徒歩5分 | 03－717－0125 | ○ |
| | | 東京都立大学目黒校舎試験場 | 30502C | 1,980 | 目黒区八雲1丁目1－1<br>東急東横線「都立大学駅」下車、徒歩5分 | 03－717－0125 | |
| | 東京商船大学 | 東京商船大学試験場 | 13301Z | 1,160 | 江東区越中島2丁目1－6<br>地下鉄東西線「門前仲町駅」下車、徒歩10分 | 03－641－1171 | |
| | 東京水産大学 | 東京水産大学試験場 | 13401M | 1,520 | 港区港南4丁目5－7<br>JR線・京浜急行線「品川駅」東口（港南口）から東へ徒歩10分 | 03－471－1251 | |
| | お茶の水女子大学 | お茶の水女子大学第1試験場 | 13501B | 1,554 | 文京区大塚2丁目1－1<br>地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩5分又は<br>地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩5分 | 03－943－3151 | |
| | | お茶の水女子大学第2試験場 | 13502A | 990 | 文京区大塚2丁目1－1<br>地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩5分又は<br>地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩5分 | 03－943－3151 | ○ |
| | 電気通信大学 | 電気通信大学試験場 | 13601Y | 3,070 | 調布市調布ケ丘1丁目5－1<br>京王帝都京王線「調布駅」北口下車、徒歩7分 | 0424－83－2161 | |
| | 一橋大学 | 一橋大学国立本校試験場 | 13701K | 2,215 | 国立市中2丁目1<br>JR中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩10分 | 0425－73－4365 | |
| | | 一橋大学小平分校試験場 | 13702C | 2,212 | 小平市学園西町1丁目29－1<br>西武多摩湖線「一橋学園駅」南口下車、西へ徒歩10分 | 0423－45－9861 | |
| | | 東京都立科学技術大学試験場 | 30601A | 430 | 日野市旭が丘6丁目6<br>JR中央線豊田駅北口からバス平山工業団地行「上野原住宅前」下車、徒歩5分 | 0425－83－5111 | |
| 神奈川県 | 横浜国立大学 | 横浜国立大学教育学部試験場 | 13801A | 1,817 | 横浜市保土ケ谷区常盤台156<br>相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩20分又は<br>市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩15分 | 045－335－1451 | |
| | | 横浜国立大学経済学部・経営学部試験場 | 13802Z | 1,533 | 横浜市保土ケ谷区常盤台156<br>相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩20分又は<br>市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩15分 | 045－335－1451 | |
| | | 横浜国立大学工学部試験場 | 13803X | 2,423 | 横浜市保土ケ谷区常盤台156<br>相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩20分又は<br>市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩15分 | 045－335－1451 | |
| | | 県立上矢部高等学校試験場 | 13804M | 1,530 | 横浜市戸塚区上矢部町3230<br>東海道線又は横須賀線「戸塚駅」西口下車、北へ徒歩25分 | 045－881－9301 | ○ |
| | | 県立上郷高等学校試験場 | 13805H | 1,530 | 横浜市栄区上郷町555<br>根岸線港南台駅から市バス（111系統）上大岡行又は<br>（107系統）金沢文庫行いずれも「櫻戸」下車、徒歩3分 | 045－892－4422 | ○ |
| | | 県立藤沢西高等学校試験場 | 13806B | 1,170 | 藤沢市大庭3608－2<br>東海道線辻堂駅北口から神奈中バス厚道経由湘南ライフタウン行<br>又はライフタウン中央行いずれも「西高校前」下車 | 0466－87－6988 | ○ |
| | | 県立多摩高等学校試験場 | 13807A | 1,125 | 川崎市多摩区宿河原2305－1<br>南武線「宿河原駅」下車、東へ徒歩7分 | 044－932－8013 | ○ |
| | | 県立大和高等学校試験場 | 13808Y | 1,080 | 大和市つきみ野3丁目4<br>東急田園都市線「つきみ野駅」下車、南西へ徒歩7分 | 0462－76－3831 | ○ |
| | | 横浜市立桜丘高等学校試験場 | 13809U | 945 | 横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘312<br>横須賀線保土ヶ谷駅西口から（25系統）「桜丘高校前」下車 | 045－331－9061 | ○ |
| | | 横浜市立大学試験場 | 30701X | 2,000 | 横浜市金沢区瀬戸22－2<br>京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩5分 | 045－787－2311 | |
| | | 横浜市立金沢高等学校試験場 | 30702M | 1,000 | 横浜市金沢区瀬戸22－1<br>京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩5分 | 045－784－2834 | ○ |
| 新潟県 | 新潟大学 | 新潟大学教育学部試験場 | 13901X | 900 | 新潟市五十嵐2の町8050<br>新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩6分 | 025－262－6247 | |
| | | 新潟大学教養部試験場 | 13902M | 2,700 | 新潟市五十嵐2の町8050<br>新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩6分 | 025－262－6247 | |
| | | 新潟大学人文・法・経済学部試験場 | 13903H | 708 | 新潟市五十嵐2の町8050<br>新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩6分 | 025－262－6247 | |



| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 新潟県 | 長岡技術科学大学 | 長岡技術科学大学試験場 | 14001M | 1,253 | 長岡市上富岡町1603－1<br>JR長岡駅大手口（西口）からバス（2番線）才津経由親沢・塚山・来迎寺・小国行「富岡」下車、西へ徒歩10分 | 0258－46－6000 | |
| | 上越教育大学 | 上越教育大学試験場 | 14101B | 623 | 上越市山屋敷町1<br>信越本線高田駅下車、本町5丁目停留所から<br>教育大学線のバス（約20分）「教育大学」下車 | 0255－22－2411 | |
| 富山県 | 富山大学 | 富山大学試験場 | 14201Y | 4,249 | 富山市五福3190<br>富山駅前からバス高岡行「大学前」下車又は市内電車大学前行<br>「大学前」（終点）下車 | 0764－41－1271 | |
| | 富山医科薬科大学 | 県立富山中部高等学校試験場 | 14301K | 990 | 富山市芝園町3丁目1－26<br>「富山駅」前から南西へ徒歩15分又は市内電車富山大学前行<br>「安野屋」下車、徒歩5分 | 0764－42－4267 | ○ |
| 石川県 | 金沢大学 | 金沢大学丸の内試験場 | 14401A | 2,689 | 金沢市丸の内1－1<br>金沢駅前から北鉄バス錦町行・湯涌温泉行・橋場町経由東部車庫行<br>「兼六園下」下車、徒歩5分 | 0762－62－4281 | |
| | | 金沢大学工学部試験場 | 14402Z | 950 | 金沢市小立野2丁目40－20<br>金沢駅前から北鉄バス錦町行・湯涌温泉行・橋場町経由東部車庫行<br>「工学部前」下車 | 0762－61－2101 | |
| 福井県 | 福井大学 | 福井大学試験場 | 14501X | 2,393 | 福井市文京3丁目9－1<br>福井駅前から市内バス（8番、北部循環線）福井大学行又は<br>経田町行「福井大学前」下車 | 0776－22－4920 | |
| | 福井医科大学 | 福井医科大学試験場 | 14601H | 243 | 吉田郡松岡町下合月23－3<br>福井市内バス福井医大線（11番乗場）「福井医大」下車又は<br>京福電鉄越前本線「松岡駅」から京福バスで約7分 | 0776－61－3111 | ○ |
| 山梨県 | 山梨大学 | 山梨大学試験場 | 14701A | 1,651 | 甲府市武田4丁目4－37<br>JR線「甲府駅」下車、北へ徒歩20分又はバス武田神社行、<br>積翠寺行「山梨大学前」下車 | 0552－52－1111 | |
| | | 都留文科大学試験場 | 30901A | 397 | 都留市田原3丁目8－1<br>富士急行線「谷村町」下車、南西へ徒歩20分 | 0554－43－4341 | |
| | 山梨医科大学 | 山梨医科大学試験場 | 14801U | 158 | 中巨摩郡玉穂町下河東1110<br>JR身延線「常永駅」下車、南へ徒歩20分 | 0552－73－6733 | |
| 長野県 | 信州大学 | 信州大学人文学部試験場 | 14901C | 240 | 松本市旭3丁目1－1<br>松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行<br>「信州大学前」下車 | 0263－35－4600 | |
| | | 信州大学経済学部試験場 | 14902A | 240 | 松本市旭3丁目1－1<br>松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行<br>「信州大学前」下車 | 0263－35－4600 | |
| | | 信州大学理学部試験場 | 14903Z | 360 | 松本市旭3丁目1－1<br>松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行<br>「信州大学前」下車 | 0263－35－4600 | |
| | | 信州大学教養部試験場 | 14904X | 1,237 | 松本市旭3丁目1－1<br>松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行<br>「信州大学前」下車 | 0263－35－4600 | |
| | | 信州大学教育学部試験場 | 14905M | 866 | 長野市西長野6のロ<br>長野駅中央口前から川中島バス善光寺行「善光寺大門（終点）」<br>下車、西へ徒歩5分 | 0262－32－8106 | |
| | | 信州大学工学部試験場 | 14906H | 1,058 | 長野市若里500<br>「長野駅」東口下車、南へ徒歩20分 | 0262－26－4101 | |
| | | 信州大学農学部試験場 | 14907B | 644 | 上伊那郡南箕輪村8304<br>JR飯田線「伊那市駅」下車、伊那バス伊那営業所から西箕輪線<br>「大学前」下車 | 0265－72－1106 | |
| | | 信州大学繊維学部試験場 | 14908A | 979 | 上田市常田3丁目15－1<br>「上田駅」下車、東へ徒歩20分 | 0268－22－1215 | ○ |
| 岐阜県 | 岐阜大学 | 岐阜大学（柳戸地区）試験場 | 15001A | 4,042 | 岐阜市柳戸1－1<br>岐阜駅前又は新岐阜駅前から岐阜バス岐阜大学行「終点」下車 | 0582－30－1111 | |
| | | 県立岐阜北高等学校試験場 | 15002Z | 1,250 | 岐阜市則武字清水1841－11<br>岐阜駅前又は新岐阜駅前から岐阜市営バス（1番）<br>忠節さぎ山まわり「北高校前」下車 | 0582－94－6136 | ○ |
| | | 県立加納高等学校試験場 | 15003X | 1,150 | 岐阜市加納南陽町3－17<br>岐阜駅前又は新岐阜駅前から市営バス県庁行又は茜部車庫行<br>「加納高校前」下車、徒歩3分 | 0582－74－7355 | ○ |
| | | 岐阜薬科大学試験場 | 31001Y | 700 | 岐阜市三田洞東5丁目6－1<br>岐阜駅前又は新岐阜駅前から岐阜バス又は市営バス三田洞行<br>約35分「薬大前」下車 | 0582－37－3931 | ○ |
| 静岡県 | 静岡大学 | 静岡大学教養部試験場 | 15101X | 2,445 | 静岡市大谷836<br>新静岡センターからバス小鹿大谷線静大前行「静大前（終点）」<br>下車 | 0542－37－1111 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 静岡県 | 静岡大学 | 静岡大学教育学部試験場 | 15102M | 1,000 | 静岡市大谷836<br>新静岡センターからバス小鹿大谷線静大前行「静大前（終点）」下車 | 0542−37−1111 | |
| | | 静岡市立高等学校試験場 | 15103H | 1,000 | 静岡市千代田3丁目1−1<br>新静岡センターからバス水落廻り唐瀬線唐瀬行「市立高校前」下車 | 0542−47−4698 | ○ |
| | | 静岡大学工学部試験場 | 15104B | 600 | 浜松市城北3丁目5−1<br>ＪＲ東海・浜松駅北口バスターミナルから<br>遠鉄バス15・16のりば（全路線）で「工学部前」下車 | 0534−74−3350 | ○ |
| | | 県立浜松北高等学校試験場 | 15105A | 754 | 浜松市広沢1丁目30−1<br>ＪＲ東海・浜松駅前北口バスターミナルから<br>遠鉄バス1・15・16のりば（全路線）で「浜松北高」下車 | 0534−56−9426 | ○ |
| | | 静岡県立大学谷田キャンパス試験場 | 31101K | 800 | 静岡市谷田395<br>ＪＲ東海「草薙駅」又は静岡鉄道「草薙駅」下車，南へ徒歩15分 | 0542−64−5007 | |
| | | 静岡県立大学薬学部小鹿キャンパス（静岡薬科大学）試験場 | 31102C | 700 | 静岡市小鹿2丁目2−1<br>新静岡センターからバス小鹿線競輪場行「薬大前」下車 | 0542−85−6186 | |
| | 浜松医科大学 | 浜松医科大学試験場 | 15201H | 500 | 浜松市半田町3600<br>ＪＲ浜松駅北口バスターミナルから遠州鉄道バス磐田山の手線又は医大雄踏いずれも「医科大学」下車 | 0534−35−2200 | |
| | | 私立浜松日体高等学校試験場 | 15202B | 654 | 浜松市半田町3660<br>ＪＲ浜松駅北口バスターミナルから遠州鉄道バス磐田山の手線又は医大雄踏いずれも「日体高前」下車 | 0534−35−2200 | ○ |
| 愛知県 | 名古屋大学 | 名古屋大学東山地区試験場 | 15301A | 6,283 | 名古屋市千種区不老町<br>地下鉄東山線本山駅から市バス八事方面行「名古屋大学前」下車 | 052−781−5111 | |
| | | 名古屋市立菊里高等学校試験場 | 15302Y | 1,350 | 名古屋市千種区田代町瓶杁1−8<br>地下鉄東山線「星ヶ丘駅」下車，南へ徒歩3分 | 052−781−0445 | ○ |
| | | 県立明和高等学校試験場 | 15303U | 855 | 名古屋市東区白壁2丁目32−6<br>地下鉄名城線「市役所駅」下車，東へ徒歩3分 | 052−961−2551 | ○ |
| | | 県立名古屋西高等学校試験場 | 15304K | 900 | 名古屋市西区天神山町4−7<br>地下鉄鶴舞線「浄心」下車，西へ800m | 052−522−2451 | ○ |
| | | 県立昭和高等学校試験場 | 15305C | 1,350 | 名古屋市瑞穂区玉水町1−18<br>地下鉄4号線新瑞橋駅から市バス島田住宅・平針住宅行「中根」下車，北へ100m | 052−831−6326 | ○ |
| | | 県立天白高等学校試験場 | 15306A | 1,350 | 名古屋市天白区天白町植田三七川原8−102<br>地下鉄鶴舞線「植田駅」下車，北東へ1200m | 052−801−1145 | ○ |
| | | 名古屋市立名東高等学校試験場 | 15307Z | 1,350 | 名古屋市名東区大針1丁目130<br>地下鉄東山線本郷駅から市バス猪高緑地行「極楽」下車，徒歩3分 | 052−703−3313 | ○ |
| | | 県立千種高等学校試験場 | 31301X | 1,000 | 名古屋市名東区社台2丁目206<br>地下鉄東山線「一社駅」下車，北東へ徒歩約5分 | 052−771−2121 | ○ |
| | | 名古屋市立大学山の畑試験場 | 31401H | 1,500 | 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1<br>金山橋から市バス幹線4号中根又は池下行，34号神宮東門行，85号博物館又は名古屋大学前行約25分「滝子」下車，徒歩5分 | 052−871−1336 | |
| | | 名古屋市立大学田辺通試験場 | 31402B | 560 | 名古屋市瑞穂区田辺通3の1<br>金山橋から市バス幹線4号山下通又は中根行，約30分「市大薬学部」下車 | 052−831−3059 | |
| | 愛知教育大学 | 愛知教育大学試験場 | 15401U | 3,515 | 刈谷市井ケ谷町広沢1<br>名鉄名古屋本線知立駅前から名鉄バス日進駅・三好・愛知教育大学行「愛知教育大学前」下車 | 0566−36−3111 | |
| | | 愛知教育大学教育学部附属高等学校試験場 | 15402K | 810 | 刈谷市井ケ谷町広沢1<br>名鉄名古屋本線知立駅前から名鉄バス日進駅・三好・愛知教育大学行「愛知教育大学前」下車，徒歩5分 | 0566−36−3111 | ○ |
| | | 県立刈谷高等学校試験場 | 15403C | 863 | 刈谷市寿町5の101<br>ＪＲ東海東海道本線「刈谷駅」下車，南へ徒歩15分又は名鉄三河線「刈谷市駅」下車，東へ徒歩5分 | 0566−36−3111 | ○ |
| | 名古屋工業大学 | 名古屋工業大学試験場 | 15501C | 3,900 | 名古屋市昭和区御器所町<br>ＪＲ東海中央本線・地下鉄鶴舞線とも「鶴舞駅」下車，東へ徒歩10分又は市バス（50番系統）「名大病院」下車，東へ徒歩3分 | 052−732−2111 | |
| | | 愛知県立大学試験場 | 31201A | 1,400 | 名古屋市瑞穂区高田町3丁目28<br>市バス「滝子」からは南へ，「雁道」からは東へ，「博物館」からは西へ，「大喜」からは北へ，いずれも徒歩10分 | 052−851−2191 | |
| | 豊橋技術科学大学 | 豊橋技術科学大学試験場 | 15601Z | 1,102 | 豊橋市天伯町字雲雀ヶ丘1−1<br>ＪＲ豊橋駅前バス停3番乗場から豊鉄バス細谷線「技科大前」下車 | 0532−47−0111 | |



| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 愛知県 | 豊橋技術科学大学 | 県立時習館高等学校試験場 | 15602X | 1,190 | 豊橋市富本町<br>豊鉄渥美線「南栄駅」下車，北へ徒歩5分 | 0532−45−3171 | ○ |
| 三重県 | 三重大学 | 三重大学試験場 | 15701M | 4,705 | 津市上浜町1515<br>近鉄名古屋線「江戸橋駅」下車，北へ徒歩15分又は津駅東口からバス（4番のりば）「大学前」下車，徒歩5分 | 0592−32−1211 | |
| 滋賀県 | 滋賀大学 | 滋賀大学経済学部試験場 | 15801B | 1,367 | 彦根市馬場1丁目1−1<br>彦根駅前バスターミナル（2番のりば）から南彦根駅行又は長浜駅行「栄町」下車，徒歩5分 | 0749−22−5600 | |
| | | 滋賀大学教育学部試験場 | 15802A | 1,126 | 大津市平津2丁目5−1<br>石山駅前から京阪バス大石行又は外畑行「滋賀大学前」下車，徒歩5分 | 0775−37−0081 | |
| | 滋賀医科大学 | 滋賀医科大学試験場 | 15901Y | 727 | 大津市瀬田月輪町<br>ＪＲ東海道本線瀬田駅前からバス滋賀医大行「滋賀医大西門前」下車 | 0775−48−2071 | ○ |
| 京都府 | 京都大学 | 京都大学北部構内試験場 | 16001U | 1,570 | 京都市左京区北白川追分町<br>市バス「百万遍」下車，東へ徒歩5分又は「農学部前」下車，西へ徒歩2分，北部構内 | 075−761−6694 | |
| | | 京都大学教養部構内試験場 | 16002K | 2,738 | 京都市左京区吉田二本松町<br>市バス「東一条」下車，東へ徒歩3分，教養部構内 | 075−761−6694 | |
| | | 京都大学本部構内試験場 | 16003C | 3,241 | 京都市左京区吉田本町<br>市バス「東一条」下車，東へ徒歩3分 | 075−761−6694 | |
| | | 京都大学南部構内（医学部・薬学部構内）試験場 | 16004A | 774 | 京都市左京区吉田近衛町<br>市バス「近衛通」下車，西へ徒歩5分，医学部構内・薬学部構内 | 075−761−6694 | |
| | | 京都府立医科大学試験場 | 31701C | 372 | 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465<br>市バス「府立医大病院前」下車，徒歩1分 | 075−251−5227 | |
| | 京都教育大学 | 京都教育大学試験場 | 16101C | 1,294 | 京都市伏見区深草藤森町1<br>京阪電鉄「墨染駅」下車，東へ徒歩10分<br>（近鉄の場合は「丹波橋駅」で京阪電鉄に乗り換える） | 075−641−9281 | |
| | | 京都府立大学試験場 | 31601U | 623 | 京都市左京区下鴨半木町1<br>地下鉄「北大路駅」下車，東へ徒歩15分：市バス「府立大学前」下車，徒歩5分：京都バス「北園町」下車，徒歩1分 | 075−721−4672 | |
| | 京都工芸繊維大学 | 京都工芸繊維大学試験場 | 16201Z | 1,726 | 京都市左京区松ケ崎橋上町<br>ＪＲ京都駅前から市バス（14号系統）「工芸繊維大学前」下車 | 075−791−3211 | |
| | | 京都市立芸術大学試験場 | 31501A | 378 | 京都市西京区大枝沓掛町13−6<br>京都交通バス嵐山から園部行（急行）又は京都駅から亀岡行（普通）「芸大前」下車，徒歩1分 | 075−332−0701 | |
| 大阪府 | 大阪大学 | 大阪大学文・法・経済学部試験場 | 16301M | 1,000 | 豊中市待兼山町1−1<br>阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分 | 06−844−1151 | |
| | | 大阪大学理学部試験場 | 16302H | 1,000 | 豊中市待兼山町1−1<br>阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分 | 06−844−1151 | |
| | | 大阪大学基礎工学部試験場 | 16303B | 1,200 | 豊中市待兼山町1−1<br>阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分 | 06−844−1151 | |
| | | 大阪大学教養部試験場 | 16304A | 1,200 | 豊中市待兼山町1−1<br>阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分 | 06−844−1151 | |
| | | 大阪大学人間科学部試験場 | 16305Y | 450 | 吹田市山田丘1−2<br>阪急千里線「北千里駅」下車，南東へ徒歩30分 | 06−877−5111 | |
| | | 大阪大学薬学部試験場 | 16306U | 350 | 吹田市山田丘1−6<br>阪急千里線「北千里駅」下車，南東へ徒歩25分 | 06−877−5111 | |
| | | 大阪大学工学部試験場 | 16307K | 1,395 | 吹田市山田丘2−1<br>阪急千里線「北千里駅」下車，北東へ徒歩15分 | 06−877−5111 | |
| | | 府立豊中高等学校試験場 | 16308C | 990 | 豊中市上野西2丁目5−12<br>阪急宝塚線「豊中駅」下車，北東へ徒歩15分 | 06−854−1209 | ○ |
| | | 府立東豊中高等学校試験場 | 16309A | 990 | 豊中市新千里南町1丁目5−1<br>北大阪急行「千里中央駅」下車，南西へ徒歩15分 | 06−831−3046 | ○ |
| | | 大阪市立東高等学校試験場 | 16310K | 990 | 大阪市都島区東野田町4丁目15−14<br>ＪＲ環状線・京阪とも「京橋駅」下車，北西へ徒歩10分 | 06−354−1253 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大阪府 | 大阪大学 | 府立箕面高等学校試験場 | 16311C | 990 | 箕面市牧落４丁目８－６６<br>阪急箕面線「牧落駅」下車，南東へ徒歩１０分 | 0727－21－7092 | ○ |
| | | 府立北千里高等学校試験場 | 16312A | 990 | 吹田市藤白台５丁目６－１<br>阪急千里線「北千里駅」下車，北へ徒歩１０分 | 06－872－0536 | ○ |
| | | 大阪市立大学１号館試験場 | 31901M | 1,120 | 大阪市住吉区杉本３丁目３－１３８<br>ＪＲ阪和線「杉本町駅」下車，東へ徒歩５分 | 06－605－2131 | |
| | | 大阪市立大学２号館試験場 | 31902H | 1,120 | 大阪市住吉区杉本３丁目３－１３８<br>ＪＲ阪和線「杉本町駅」下車，東へ徒歩１０分 | 06－605－2131 | |
| | | 大阪市立大学３号館試験場 | 31903B | 1,120 | 大阪市住吉区杉本３丁目３－１３８<br>ＪＲ阪和線「杉本町駅」下車，東へ徒歩１０分 | 06－605－2131 | |
| | | 府立東住吉高等学校試験場 | 31904A | 990 | 大阪市平野区平野西２丁目３－７７<br>近鉄南大阪線「針中野駅」下車，東へ徒歩１２分 | 06－702－3838 | ○ |
| | | 府立夕陽丘高等学校試験場 | 31905Y | 800 | 大阪市天王寺区北山町１０－１０<br>ＪＲ環状線「桃谷駅」下車，西へ徒歩９分 | 06－771－0665 | |
| | | 府立阿倍野高等学校試験場 | 31906U | 915 | 大阪市阿倍野区阪南町１丁目３０－３４<br>地下鉄御堂筋線「昭和町駅」下車，西へ徒歩６分 | 06－628－1461 | ○ |
| | 大阪外国語大学 | 大阪外国語大学試験場 | 16401B | 1,013 | 箕面市粟生間谷東８丁目１－１<br>北大阪急行千里中央駅又は阪急北千里駅から阪急バス大阪外大前行「大阪外大前」（終点）下車又は間谷住宅行「間谷住宅４」下車 | 0727－28－3111 | |
| | | 府立茨木高等学校試験場 | 16402A | 919 | 茨木市新庄町１２－１<br>ＪＲ東海道本線「茨木駅」下車，東へ徒歩６分又は<br>阪急京都線「茨木市駅」下車，南西へ徒歩５分 | 0727－28－3111 | |
| | | 大阪府立大学試験場 | 32001H | 4,180 | 堺市百舌鳥梅町４丁８０４<br>南海電鉄高野線「白鷺駅」下車，南西へ徒歩１０分又は<br>大阪市営地下鉄御堂筋線「なかもず駅」下車，南へ徒歩１５分 | 0722－52－1161 | |
| | 大阪教育大学 | 大阪教育大学天王寺分校試験場 | 16501Y | 1,070 | 大阪市天王寺区南河堀町４－８８<br>ＪＲ大阪環状線「寺田町駅」下車，西へ徒歩約５分又は<br>「天王寺駅」下車，東へ徒歩約１０分 | 06－772－0065 | |
| | | 大阪教育大学池田分校試験場 | 16502U | 1,550 | 池田市城南３丁目１－１<br>阪急宝塚線「池田駅」下車，東へ徒歩約１０分 | 06－772－0065 | |
| | | 大阪教育大学平野分校試験場 | 16503K | 680 | 大阪市平野区流町１丁目６－７<br>地下鉄谷町線「平野駅」下車，東へ徒歩約４分 | 06－772－0065 | |
| | | 大阪教育大学附属高等学校池田校舎試験場 | 16504C | 540 | 池田市緑丘１丁目５－１<br>阪急宝塚線「池田駅」下車，北東へ徒歩約１５分又は<br>阪急バス「池田市民病院前」下車，北東へ徒歩約５分 | 06－772－0065 | ○ |
| | | 大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎試験場 | 16505A | 470 | 大阪市天王寺区南河堀町４－８８<br>ＪＲ大阪環状線「寺田町駅」下車，西へ徒歩約３分又は<br>「天王寺駅」下車，東へ徒歩１２分 | 06－772－0065 | ○ |
| | | 大阪女子大学試験場 | 31801Z | 668 | 堺市大仙町２－１<br>ＪＲ阪和線「百舌鳥駅」下車，西へ徒歩約１５分 | 0722－22－4811 | |
| 兵庫県 | 兵庫教育大学 | 兵庫教育大学試験場 | 16601K | 912 | 加東郡社町下久米９４２－１<br>社町駅前又は社営業所から神姫バス生涯教育センター行「兵庫教育大学前」下車 | 0795－44－1126 | |
| | | 県立姫路西高等学校試験場 | 16602C | 1,381 | 姫路市北八代２丁目１－３３<br>ＪＲ姫路駅前から神姫バス西高行「西高前」下車，徒歩２分 | 0792－81－6621 | ○ |
| | | 姫路工業大学試験場 | 32301C | 1,560 | 姫路市書写２１６７<br>ＪＲ姫路駅前から神姫バス書写住宅行「姫路工大前」下車，徒歩５分 | 0792－66－1661 | |
| | 神戸大学 | 神戸大学文・理学部試験場 | 16701A | 880 | 神戸市灘区六甲台町１－１<br>ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（３６系統）<br>「神大文理農学部前」下車 | 078－881－1212 | |
| | | 神戸大学教育学部試験場 | 16702Z | 900 | 神戸市灘区鶴甲３丁目１１<br>ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（３６系統）<br>「神大教育学部前」下車 | 078－881－1212 | |
| | | 神戸大学法学部試験場 | 16703X | 399 | 神戸市灘区六甲台町２－１<br>ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（３６系統）<br>「神大正門前」下車 | 078－881－1212 | |
| | | 神戸大学経営学部試験場 | 16704M | 350 | 神戸市灘区六甲台町２－１<br>ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（３６系統）<br>「神大正門前」下車 | 078－881－1212 | |



| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 兵庫県 | 神戸大学 | 神戸大学工学部試験場 | 16705H | 940 | 神戸市灘区六甲台町１－１<br>ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（３６系統）<br>「神大本部工学部前」下車 | 078－881－1212 | |
| | | 神戸大学教養部試験場 | 16706B | 1,491 | 神戸市灘区鶴甲１丁目２－１<br>ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（１６系統）<br>「神大教養部前」下車 | 078－881－1212 | |
| | | 県立神戸高等学校試験場 | 16707A | 765 | 神戸市灘区城の下通１丁目５－１<br>阪急六甲駅前又は三宮駅前から市バス（２系統）「神戸高校前」下車 | 078－881－1212 | |
| | | 神戸市立葺合高等学校試験場 | 16708Y | 1,125 | 神戸市中央区野崎通１丁目１－１<br>ＪＲ「灘駅」又は阪急「王子公園駅」下車，北西へ徒歩１５分 | 078－881－1212 | |
| | | 県立兵庫高等学校試験場 | 16709U | 1,170 | 神戸市長田区寺池町１丁目４－１<br>ＪＲ「兵庫駅」から北西へ徒歩２５分，神戸高速鉄道「長田駅」から北東へ徒歩１５分，市営地下鉄「上沢駅」から北へ徒歩１０分 | 078－881－1212 | |
| | | 県立御影高等学校試験場 | 16710A | 1,080 | 神戸市東灘区御影石町４丁目１－１<br>阪神「石屋川駅」下車，北へ徒歩５分 | 078－881－1212 | |
| | | 神戸商科大学試験場 | 32201U | 1,609 | 神戸市垂水区星陵台４丁目３－３<br>ＪＲ垂水駅前又は山陽電鉄垂水駅前から山陽電鉄バス「商大前」下車 | 078－707－6161 | |
| | 神戸商船大学 | 神戸商船大学試験場 | 16801X | 1,269 | 神戸市東灘区深江南町５丁目１－１<br>阪神電鉄「深江駅」下車，南西へ徒歩１０分 | 078－431－3711 | |
| | | 神戸市外国語大学試験場 | 32101A | 1,712 | 神戸市西区学園東町９丁目１<br>神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車，徒歩５分 | 078－794－8121 | |
| 奈良県 | 奈良教育大学 | 奈良教育大学教育学部試験場 | 16901H | 1,450 | 奈良市高畑町<br>ＪＲ・近鉄とも奈良駅前から市内循環バス「高畑町」下車 | 0742－26－6140 | |
| | | 奈良県立医科大学試験場 | 32401Z | 510 | 橿原市四条町８４０<br>近鉄橿原線「八木西口駅」下車，南へ徒歩８分又は<br>ＪＲ桜井線「畝傍駅」下車，南へ徒歩１０分 | 07442－2－1943 | |
| | 奈良女子大学 | 奈良女子大学第１試験場 | 17001B | 1,045 | 奈良市北魚屋西町<br>近鉄「奈良駅」下車，北へ徒歩１０分 | 0742－23－1131 | |
| | | 奈良女子大学第２試験場 | 17002A | 1,477 | 奈良市北魚屋西町<br>近鉄「奈良駅」下車，北へ徒歩１０分 | 0742－23－1131 | |
| 和歌山県 | 和歌山大学 | 和歌山大学試験場 | 17101Y | 970 | 和歌山市栄谷９３０<br>南海和歌山市駅から和歌山バス「和歌山大学」下車 | 0734－54－0361 | |
| | | 県立向陽高等学校試験場 | 17102U | 1,080 | 和歌山市大田１２７<br>ＪＲ和歌山駅より南海貴志川線「日前宮」下車，徒歩３分<br>又はＪＲ「和歌山駅」より南東へ徒歩約２０分 | 0734－54－0361 | |
| | | 県立星林高等学校試験場 | 32501M | 720 | 和歌山市西浜２丁目９－９<br>和歌山バス「秋葉山」下車，西へ徒歩１０分 | 0734－31－2151 | |
| 鳥取県 | 鳥取大学 | 鳥取大学教養部試験場 | 17201K | 1,659 | 鳥取市湖山町南４丁目１０１<br>ＪＲ鳥取駅北口バスターミナルからバス鳥大附属校行「大学前」下車 | 0857－28－0321 | |
| | | 鳥取大学医学部試験場 | 17202C | 455 | 米子市西町８６<br>ＪＲ「米子駅」下車，駅前通りを北西へ徒歩１５分 | 0859－33－1111 | |
| | | 鳥取大学医療技術短期大学部試験場 | 17203A | 264 | 米子市西町１３３－２<br>ＪＲ「米子駅」下車，駅前通りを北西へ徒歩２０分 | 0859－33－1111 | |
| 島根県 | 島根大学 | 島根大学試験場 | 17301A | 2,032 | 松江市西川津町１０６０<br>ＪＲ「松江駅」前から市営バス大学・川津行「大学前」下車 | 0852－21－7106 | |
| | 島根医科大学 | 島根医科大学試験場 | 17401X | 499 | 出雲市塩冶町８９－１<br>出雲市駅前から一畑バス島根医大行「医大病院前」下車又は<br>出雲須佐方面行「医大入口」下車 | 0853－23－2111 | |
| 岡山県 | 岡山大学 | 岡山大学津島地区試験場 | 17501H | 7,654 | 岡山市津島中３丁目１－１<br>岡山駅前から岡電バス岡山大学・鯉養寺行「岡大東門」下車<br>又はＪＲ津山線「法界院駅」下車，北西へ徒歩１０分 | 0862－52－1111 | |
| | | 県立岡山操山高等学校試験場 | 17502B | 900 | 岡山市浜４１２<br>岡山駅前から岡電バス竹田行「操山高前」下車又は<br>鉄工団地行「東署前」下車 | 0862－73－4705 | ○ |
| 広島県 | 広島大学 | 広島大学総合科学部試験場 | 17601A | 1,750 | 広島市中区東千田町１丁目１－８９<br>広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又は<br>バス広島港（宇品）行，いずれも「広大前」下車 | 082－241－1226 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 広島県 | 広島大学 | 広島大学文学部試験場 | 17602Y | 700 | 広島市中区東千田町１丁目１－８９<br>広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又は<br>バス広島港（宇品）行，いずれも「広大前」下車 | ０８２－２４１－０４６７ | |
| | | 広島大学教育学部試験場 | 17603U | 700 | 広島市中区東千田町１丁目１－８９<br>広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又は<br>バス広島港（宇品）行，いずれも「広大前」下車 | ０８２－２４１－４５０２ | |
| | | 広島大学理学部試験場 | 17604K | 1,190 | 広島市中区東千田町１丁目１－８９<br>広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又は<br>バス広島港（宇品）行，いずれも「広大前」下車 | ０８２－２４１－５４７１ | |
| | | 広島大学（学校教育学部）試験場 | 17605C | 790 | 広島市南区東雲３丁目１－３３<br>広島駅前からバス仁保車庫行又は渕崎行「東本浦」下車，徒歩５分 | ０８２－２８１－３１４１ | |
| | | 広島大学附属中・高等学校試験場 | 17606A | 988 | 広島市南区翠１丁目１－１<br>広島駅前から市内電車宇品行「広大附属前」下車又は<br>バス広島港（宇品）行「広大附属高校前」下車 | ０８２－２５１－０１９２ | |
| | | 広島情報専門学校（７階～８階）試験場 | 17607Z | 1,400 | 広島市西区福島町２丁目１－１<br>広島駅前から市内電車已斐行「西観音町」・バス空港（平和公園経由）行「西観音」下車，徒歩２分又は西広島駅前から徒歩約５分 | ０８２－２９５－５１１１ | |
| | | 広島大学工学部試験場 | 17608X | 1,130 | 東広島市西条町大字下見<br>西条駅前又は八本松駅前からバス大学会館前行「広大東口」下車，徒歩２分 | ０８２４－２２－７１１１ | |
| | | 広島大学教育学部福山分校試験場 | 17609M | 670 | 福山市緑町２－１７<br>福山駅前から中国バス川口行・車庫行・笠岡行（田中橋経由）「御門町」下車，徒歩３分 | ０８４９－２４－６２１２ | |
| | | 広島大学附属福山中・高等学校試験場 | 17610Z | 778 | 福山市春日町吉田<br>山陽本線「東福山駅」北口下車，北東へ徒歩１５分 | ０８４９－４１－８３５０ | ○ |
| | | 広島女子大学試験場 | 32601B | 720 | 広島市南区宇品東１丁目１－７１<br>広島駅前から市内電車宇品行「県病院前」下車，東へ徒歩６分 | ０８２－２５１－５１７８ | |
| 山口県 | 山口大学 | 山口大学本部試験場 | 17701U | 2,601 | 山口市大字吉田１６７７－１<br>山口線「湯田温泉駅」下車，南へ徒歩２０分 | ０８３９－２２－６１３９ | |
| | | 山口大学医学部試験場 | 17702K | 312 | 宇部市大字小串１１４４<br>宇部線「宇部新川駅」下車，徒歩１０分 | ０８３６－２２－２０００ | |
| | | 山口大学工学部試験場 | 17703C | 703 | 宇部市常盤台２５５７<br>宇部線宇部新川駅前から市営バス嵐呂ケ迫行・ひらき台行・休暇センター行（いずれも琴芝経由又は窯宮通り経由）「工学部前」下車 | ０８３６－３１－５１００ | |
| | | 下関市立大学試験場 | 32701Y | 1,201 | 下関市大学町２丁目１－１<br>下関駅からバス北浦線「山の田」下車，徒歩５分 | ０８３２－５２－０２８８ | |
| | | 山口女子大学試験場 | 32801K | 550 | 山口市桜畠３丁目２－１<br>山口線「宮野駅」下車，徒歩５分 | ０８３９－２８－０２１１ | ○ |
| 徳島県 | 徳島大学 | 徳島大学常三島地区試験場 | 17801C | 2,554 | 徳島市南常三島町１丁目１<br>徳島駅前から市バス吉野川橋行「助任橋」下車，徒歩５分 | ０８８６－２３－２３１９ | |
| | 鳴門教育大学 | 鳴門教育大学試験場 | 17901Z | 619 | 鳴門市鳴門町高島<br>鳴門駅前から市バス高島行「鳴門教育大学前」下車，徒歩２分 | ０８８６－８７－１３１１ | |
| 香川県 | 香川大学 | 香川大学教育学部試験場 | 18001X | 1,850 | 高松市幸町１－１<br>高松市内バス宮脇線（西廻り）「幸町」下車，徒歩２分 | ０８７８－６１－４１４１ | |
| | | 香川大学法学部・経済学部試験場 | 18002M | 1,015 | 高松市幸町２－１<br>高松市内バス宮脇線（西廻り）「幸町」下車，徒歩３分 | ０８７８－６１－４１４１ | |
| | | 香川大学農学部試験場 | 18003H | 625 | 木田郡三木町池戸２３９３<br>琴電琴尾線「農学部前」下車，徒歩３分 | ０８７８－９８－１４１１ | |
| | 香川医科大学 | 香川医科大学試験場 | 18101H | 466 | 木田郡三木町大字池戸１７５０－１<br>琴平電鉄長尾線高田駅よりバス医大病院行「医大病院」下車（バスで４分） | ０８７８－９８－５１１１ | |
| 愛媛県 | 愛媛大学 | 愛媛大学城北試験場 | 18201A | 4,562 | 松山市文京町<br>市内電車環状線「赤十字病院前」下車，北へ徒歩３分 | ０８９９－２４－７１１１ | |
| | | 愛媛大学農学部試験場 | 18202Y | 600 | 松山市樽味３丁目<br>市内バス８番線（堀野経由）「農学部前」下車 | ０８９９－４１－４１７１ | |
| 高知県 | 高知大学 | 高知大学試験場 | 18301U | 1,764 | 高知市曙町２丁目５－１<br>ＪＲ土讃本線「朝倉駅」下車，南東へ徒歩５分 | ０８８８－４４－０１１３ | |



| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 高知県 | 高知医科大学 | 高知医科大学試験場 | 18401C | 390 | 南国市岡豊町小蓮<br>高知駅前から高知県交通バス領石行・奈路行・田井行「蒲原分岐」下車，徒歩３分又は医大蒲原行「医大西門」下車 | ０８８８－６６－５８１５ | |
| 福岡県 | 福岡教育大学 | 福岡教育大学試験場 | 18501Z | 2,757 | 宗像市大字赤間７２９<br>鹿児島本線赤間駅前より西鉄バス（赤間方面行）「西鉄赤間営業所」下車，徒歩７分 | ０９４０－３２－２３８１ | |
| | 九州大学 | 九州大学文科系学部試験場 | 18601M | 936 | 福岡市東区箱崎６丁目１９－１<br>博多駅前又は天神から西鉄バス貝塚駅行「九大北門」下車 | ０９２－６４１－１１０１ | |
| | | 九州大学理学部試験場 | 18602H | 601 | 福岡市東区箱崎６丁目１０－１<br>博多駅前又は天神から西鉄バス貝塚駅行「九大北門」下車 | ０９２－６４１－１１０１ | |
| | | 九州大学工学部試験場 | 18603B | 1,780 | 福岡市東区箱崎６丁目１０－１<br>博多駅前又は天神から西鉄バス九大前行「九大前」下車 | ０９２－６４１－１１０１ | |
| | | 九州大学農学部試験場 | 18604A | 579 | 福岡市東区箱崎６丁目１０－１<br>博多駅前又は天神から西鉄バス貝塚駅行「九大北門」又は「貝塚駅」下車 | ０９２－６４１－１１０１ | |
| | | 九州大学病院地区試験場 | 18605Y | 782 | 福岡市東区馬出３丁目１－１<br>博多駅前又は天神から西鉄バス九大前行「県庁・九大病院前」又は「警察本部前」下車 | ０９２－６４１－１１０１ | |
| | | 九州大学教養部試験場 | 18606U | 1,525 | 福岡市中央区六本松４丁目２－１<br>博多駅前から西鉄バス（１０・１５・１６・１７・１８・１９・２０１・２０２・２０３・２０４系統）「六本松」下車 | ０９２－６４１－１１０１ | |
| | | 水城学園試験場 | 18607K | 2,126 | 福岡市中央区長浜１丁目３－１<br>博多駅前から西鉄バス福浜行（６８番）「英数学館前」下車 | ０９２－６４１－１１０１ | |
| | | 県立福岡高等学校試験場 | 18608C | 1,000 | 福岡市博多区堅粕１丁目２９－１<br>博多駅前から西鉄バス貝塚駅行（１５・８５番）「福高前」下車 | ０９２－６４１－１１０１ | |
| | | 県立香椎高等学校試験場 | 18609A | 1,000 | 福岡市東区香椎２丁目９－１<br>ＪＲ九州「香椎駅」下車，東へ徒歩５分又は西鉄バス（２１・２３・２６・２９系統）「香椎」下車，東へ徒歩１０分 | ０９２－６４１－１１０１ | ○ |
| | | 福岡女子大学試験場 | 33201B | 500 | 福岡市東区香住ケ丘１丁目１－１<br>ＪＲ九州「香椎駅」下車，北へ徒歩１５分又は西鉄バス（２１・２３・２６・２９系統）「女子大前」下車 | ０９２－６６１－２４１５ | |
| | 九州芸術工科大学 | 九州芸術工科大学試験場 | 18701B | 1,030 | 福岡市中央区舞鶴１丁目５－３０<br>西鉄大牟田線「福岡駅」下車，北西へ徒歩１０分 | ０９２－７４１－４１６６ | |
| | 九州工業大学 | 九州工業大学試験場 | 18801Y | 2,736 | 北九州市戸畑区仙水町１－１<br>ＪＲ「新中原駅」下車，南へ徒歩１０分 | ０９３－８７１－１９３１ | |
| | | 北九州大学試験場 | 33001Z | 2,358 | 北九州市小倉南区北方４丁目２－１<br>小倉駅前からモノレール「競馬場前」下車又は小倉駅前からバス（６・３０・３１・３４～３７系統）「北方」下車 | ０９３－９６２－４４３６ | |
| | | 九州歯科大学試験場 | 33101M | 660 | 北九州市小倉北区真鶴２丁目６－１<br>ＪＲ「南小倉駅」下車西へ徒歩１５分又はＪＲ小倉駅より西鉄バス（２２・４３番）「歯大前」下車又は西鉄電車「歯科大学前」下車 | ０９３－５９１－９５０５ | ○ |
| | | 産業医科大学試験場 | 40101H | 755 | 北九州市八幡西区医生ケ丘１－１<br>ＪＲ折尾駅下車，市営バス「折尾駅前」から，本城西団地行で「産業医科大学前」下車。 | ０９３－６０３－１６１１ | |
| 佐賀県 | 佐賀大学 | 佐賀大学試験場 | 18901K | 2,407 | 佐賀市本庄町１<br>佐賀駅バスセンターから市営バス東与賀行・相応行又は佐大前行「佐大前」下車，徒歩５分 | ０９５２－２４－５１９１ | |
| | 佐賀医科大学 | 佐賀医科大学試験場 | 19001C | 442 | 佐賀市鍋島町大字鍋島三本杉<br>佐賀駅バスセンターから市営バス医大行（神野公園・鍋島小学校経由）「医大」下車 | ０９５２－３１－６５１１ | |
| 長崎県 | 長崎大学 | 長崎大学文教地区試験場 | 19101Z | 4,501 | 長崎市文教町１－１４<br>長崎駅前から市内電車赤迫行又は昇竜バス住吉方面行いずれも「長崎大学前」下車，徒歩２分 | ０９５８－４７－１１１１ | |
| | | 県立佐世保北高等学校試験場 | 19102X | 831 | 佐世保市八幡町６－３１<br>佐世保駅前からバス大野行又は矢峰行「市役所前」下車，徒歩３分 | ０９５６－２２－５３６１ | ○ |
| | | 長崎県立国際経済大学試験場 | 33301Y | 600 | 佐世保市川下町１２３<br>佐世保駅前からバス相浦（日野経由）行「国際経済大学前」下車，徒歩２分 | ０９５６－４７－２１９３ | |
| 熊本県 | 熊本大学 | 熊本大学黒髪地区試験場 | 19201M | 5,558 | 熊本市黒髪２丁目４０－１<br>熊本駅から市営バス楠団地行又は産交バス大津行いずれも「熊大前」下車 | ０９６－３４４－２１１１ | |
| | | 熊本女子大学試験場 | 33401K | 513 | 熊本市健軍町水洗２４３２－１<br>熊本交通センターから市営バス長嶺団地行「日赤前」下車，徒歩１分 | ０９６－３８３－２９２９ | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大分県 | 大分大学 | 大分大学試験場 | 19301B | 4,078 | 大分市大字旦野原700<br>大分市中央通りトキハデパート前から大分バス旦野原行「大分大学」下車 | 0975-69-3311 | |
| | 大分医科大学 | 大分医科大学試験場 | 19401Y | 474 | 大分郡挾間町医大ケ丘1丁目1506<br>トキハデパート前又は大分駅前から大分医大行又は医大経由緑が丘行「医大病院」下車，徒歩1分 | 0975-49-4411 | |
| 宮崎県 | 宮崎大学 | 宮崎大学教育学部試験場 | 19501K | 1,395 | 宮崎市船塚1丁目1<br>宮崎交通バス平和台線（8番）「花殿町」下車，東へ徒歩5分 | 0985-24-3171 | |
| | | 宮崎大学農学部試験場 | 19502C | 987 | 宮崎市大字熊野7710<br>宮崎交通バス宮崎大学行（大学病院経由，650・651）又は大学病院行（宮崎大学経由，652）「宮崎大学」下車 | 0985-58-2811 | |
| | | 宮崎大学工学部試験場 | 19503A | 592 | 宮崎市大字熊野7710<br>宮崎交通バス宮崎大学行（大学病院経由，650・651）又は大学病院行（宮崎大学経由，652）「宮崎大学」下車 | 0985-58-2811 | |
| | | 県立宮崎南高等学校試験場 | 19504Z | 1,112 | 宮崎市月見ケ丘5丁目2-1<br>宮崎交通バス青島線「宮崎農業高校」下車，北へ徒歩10分 | 0985-58-2811 | ○ |
| | 宮崎医科大学 | 宮崎医科大学試験場 | 19601A | 580 | 宮崎郡清武町大字木原5200<br>南宮崎駅前宮交シティからバス大学病院行又は大学病院・宮崎大学行いずれも「大学病院」下車 | 0985-85-1510 | |
| 鹿児島県 | 鹿児島大学 | 鹿児島大学教養部試験場 | 19701X | 1,270 | 鹿児島市郡元1丁目21-30<br>西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車，徒歩1分 | 0992-54-7141 | |
| | | 鹿児島大学法文学部試験場 | 19702M | 550 | 鹿児島市郡元1丁目21-30<br>西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車，徒歩2分 | 0992-54-7141 | |
| | | 鹿児島大学教育学部試験場 | 19703H | 640 | 鹿児島市郡元1丁目20-6<br>西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車，徒歩5分 | 0992-54-7141 | |
| | | 鹿児島大学理学部試験場 | 19704B | 450 | 鹿児島市郡元1丁目21-35<br>西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車，徒歩3分 | 0992-54-7141 | |
| | | 鹿児島大学工学部試験場 | 19705A | 800 | 鹿児島市郡元1丁目21-40<br>西鹿児島駅前から市電郡元行「工学部前」下車，徒歩2分 | 0992-54-7141 | |
| | | 鹿児島大学農学部試験場 | 19706Y | 900 | 鹿児島市郡元1丁目21-24<br>西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「農学部前」下車，徒歩1分 | 0992-54-7141 | |
| | | 鹿児島大学水産学部試験場 | 19707U | 450 | 鹿児島市下荒田4丁目50-20<br>西鹿児島駅前から市営バス三和町行（11番）・大学病院行（18番）「体育館前」下車，徒歩5分 | 0992-54-2181 | |
| | | 鹿児島大学歯学部試験場 | 19708K | 350 | 鹿児島市宇宿町1208-1<br>西鹿児島駅前から市営バス大学病院行（18番）「歯学部病院前」下車，徒歩約3分 | 0992-64-2211 | |
| | | 鹿児島大学医学部試験場 | 19709C | 300 | 鹿児島市宇宿町1208-1<br>西鹿児島駅前から市営バス大学病院行（18番）「大学病院前」下車，徒歩1分 | 0992-64-2211 | |
| | | 県立大島高等学校試験場 | 19710U | 192 | 名瀬市安勝町7-1<br>名瀬港から市営バス平田町行「大島高校前」下車，徒歩約5分 | 0992-54-7141 | |
| | 鹿屋体育大学 | 鹿屋体育大学第1試験場 | 19801H | 448 | 鹿屋市白水町1<br>鹿屋バスセンターからバス垂水行又は垂水港からバス鹿屋・志布志・高山行いずれも「白水町体育大学前」下車，徒歩3分 | 0994-46-4304 | |
| 沖縄県 | 琉球大学 | 琉球大学教養部試験場 | 19901A | 1,018 | 中頭郡西原町字千原1<br>バス24・97・98・102番「琉球大学前」下車，徒歩15分<br>26・27・90番「中部商業高校前」下車，徒歩30分 | 09889-5-2221 | |
| | | 琉球大学法文学部試験場 | 19902Y | 500 | 中頭郡西原町字千原1<br>バス24・97・98・102番「琉球大学前」下車，徒歩15分<br>26・27・90番「中部商業高校前」下車，徒歩30分 | 09889-5-2221 | |
| | | 県立首里高等学校試験場 | 19903U | 1,250 | 那覇市首里真和志町2丁目43<br>バス12・13・14・17（金城巡りを除く）・18・25・26・46・97番「山川」下車，徒歩3分 | 0988-84-1442 | |
| | | 県立那覇高等学校試験場 | 19904K | 1,300 | 那覇市松尾1丁目21-44<br>バス1・2・3・5・17（以上開南巡り）・32から35・37から45・50から54番「那覇高校前」下車，徒歩1分 | 0988-64-2087 | |
| | | 県立普天間高等学校試験場 | 19905C | 1,200 | 宜野湾市字普天間585<br>バス23から27・59・61・90番「普天間」下車，徒歩3分 | 09889-3-2674 | ○ |
| | | 県立宮古高等学校試験場 | 19906A | 87 | 平良市字西里718<br>バス城辺線・上野線・下地線「終点」下車，徒歩10分 | 09807-3-3062 | ○ |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 沖縄県 | 琉球大学 | 県立八重山高等学校試験場 | 19907Z | 38 | 石垣市字登野城275<br>バス川平線・西廻り一周線「登野城小学校前」下車，徒歩2分 | 09808-3-4885 | |
| | | 県立首里東高等学校試験場 | 33501A | 450 | 那覇市首里石嶺町3-178<br>銀バス市内線（9・11・17番），市外線（25・26・46・97・102番）「実務学園前」下車，徒歩4分 | 0988-84-1443 | |

（点字問題受験者用試験場）

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 宮城県 | 宮城教育大学 | 宮城教育大学試験場 | 11550Z | 1 | 仙台市荒巻字青葉<br>仙台駅前から市営バス宮教大行又は青葉台行「宮教大前」下車 | 022-222-1021 | |
| 東京都 | お茶の水女子大学 | お茶の水女子大学第3試験場 | 13550A | 6 | 文京区大塚2丁目1-1<br>地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車，徒歩5分又は<br>地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車，徒歩5分 | 03-943-3151 | ○ |
| 京都府 | 京都大学 | 京都大学本部構内試験場 | 16050K | 1 | 京都市左京区吉田本町<br>市バス「東一条」下車，東へ徒歩3分 | 075-761-6694 | |
| 兵庫県 | 神戸大学 | 神戸大学法学部試験場 | 16750Z | 1 | 神戸市灘区六甲台町2-1<br>ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大正門前」下車 | 078-881-1212 | |
| 福岡県 | 九州大学 | 九州大学実施本部試験場 | 18650H | 1 | 福岡市東区箱崎6丁目10-1<br>博多駅前又は天神から西鉄バス九大前行「九大前」下車 | 092-641~1101 | |

（追試験場）

| 地区 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） |
|---|---|---|---|---|
| 東日本 | 東京医科歯科大学 | 東京医科歯科大学湯島地区試験場 | 文京区湯島1-5-45<br>ＪＲ中央線「御茶ノ水駅」下車，地下鉄丸の内線「御茶ノ水駅」下車，又は地下鉄千代田線「新御茶ノ水駅」下車 | 03-813-6111 |
| 西日本 | 神戸商船大学 | 神戸商船大学試験場 | 神戸市東灘区深江南町5-1-1<br>阪神電鉄「深江駅」（深江駅までは阪神三ノ宮駅から約20分，梅田（大阪）駅からは約30分）下車，南西へ徒歩10分 | 078-453-2332 |

## ⑽　大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項について

入試セ事第100号
昭和62年６月29日

国立大学協会長
公立大学協会長　　殿

大学入試センター所長
堯　天　義　久

昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項
について（通知）

「昭和63年度大学入学者選抜実施要項」（昭和62年６月29日文高大第208号高等教育局長通知）第10の２の⑴に基づき，標記の実施要項を別添のとおり定めましたので通知します。

なお，前年度の実施要項との主な改正点は，下記のとおりです。

おって，受験案内は昨年度と同様９月１日から配布することとしております。

記

1　出願

①　出願の受付期間を昭和62年10月26日（月）から11月６日（金）までとしたこと。

②　検定料を10,000円から11,000円としたこと。

2　実施期日

試験の実施期日を昭和63年１月23日（土）24日（日）としたこと。

3　再試験及び追試験の実施期日

再試験及び追試験の実施期日を昭和63年１月30日（土）31（日）としたこと。

4　身体に障害のある入学志願者に対する試験実施上の配慮

点字受験者以外の身体に障害のある受験者のうち，強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対し，審査の上，試験時間の延長を認めることとしたこと。



資料（実施要項等）

入試セ事第100号
昭和62年６月29日

各国公立大学長
産業医科大学長　　殿

大学入試センター所長
堯　天　義　久

昭和63年度大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項
について（通知）

「昭和63年度大学入学者選抜実施要項」（昭和62年度６月29日文高大第208号高等教育局長通知）第10の２の⑴に基づき，標記の実施要項を別添のとおり定めましたので通知します。

なお，前年度の実施要項との主な改正点は，下記のとおりです。

おって，受験案内は昨年度と同様９月１日から配布することとしております。

記

1　出願

①　出願の受付期間を昭和62年10月26日（月）から11月６日（金）までとしたこと。

②　検定料を10,000円から11,000円としたこと。

2　実施期日

試験の実施期日を昭和63年１月23日（土）24日（日）としたこと。

3　再試験及び追試験の実施期日

再試験及び追試験の実施期日を昭和63年１月30日（土）31（日）としたこと。

4　身体に障害のある入学志願者に対する試験実施上の配慮

点字受験者以外の身体に障害のある受験者のうち，強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対し，審査の上，試験時間の延長を認めることとしたこと。

入試セ事第100号

昭和62年6月29日

文部省高等教育長

阿　部　充　夫　　殿

大学入試センター所長

堯　天　義　久

昭和63年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施要項について（報告）

昭和63年度大学入学者選抜実施要項第10の2の(1)に基づき，標記の実施要項を別添のとおり定めましたので報告します。

なお，このことについては，各国公立大学長，産業医科大学長，各都道府県の知事及び教育委員会教育長，各指定都市教育委員会教育長等あて通知することとしております。





## (11)　昭和63年度の大学入学者選抜実施要項について（文部省）

文高大第208号

昭和62年6月29日

各国公私立大学長
大学入試センター所長　} 殿

文部省高等教育局長

阿　部　充　夫

# 昭和63年度の大学入学者選抜実施要項について（通知）

昭和63年度の大学入学者選抜実施要項を別紙のとおり改正のうえ、定めましたので通知します。

なお、前年度の大学入学者選抜実施要項との主な改正点及びその留意事項は下記のとおりであります。

大学入学者選抜方法の改善については、かねてから御努力を願ってきたところでありますが、なお一層の工夫・改善を進めることについて引き続き格別の御配慮をお願いします。

記

1.　主な改正点

(1)　学力検査等の実施全般にわたっての趣旨を前書きとして定めたこと。（第4の前書きの新設）

(2)　募集要項の発表の時期を改めるとともに、大学案内等により入学志願者の大学・学部等の選択の参考となる情報提供の必要性等について定めたこと。（第9の1関係の改正）

(3)　共通第１次学力試験の出題教科・科目等は、大学入試センターにおいて定めることとするとともに、第２次の学力検査等の出題に当たっての配慮事項等を定めたこと。（第10の１関係の改正）

(4)　上記(2)に関連して国立大学の入学者選抜に関する要項の発表に際しての配慮事項を定めるとともに選抜等の日程や各大学に対する出願上の注意事項等を改めたこと。（第10の２関係の改正）

(5)　国立大学の推薦入学の判定結果の発表期限を改めるとともに、２段階選抜に関する規定等を改めたこと。（第10の４関係の改正）

(6)　その他上記(2)に関連した配慮事項を定めたこと。（第12の７の新設）

**2.　留意事項**

(1)　各大学・学部は、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、入学者選抜の内容や在り方等の研究を更に進め、一層の工夫・改善に努めることが望ましいこと。

(2)　各大学・学部は当該大学・学部の教育、研究の内容等入学志願者の進路選択にとって参考となる情報を積極的に提供するよう配慮するとともに、必要に応じて各地区、大学等単位での大学説明会の開催など大学側の情報提供の積極的促進について配慮すること。

(3)　大学入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うことについては、大学入学者選抜実施要項の第５の２により慎重な配慮が求められているところであるが、色覚に障害のある入学志願者に対して入学制限等の規定を募集要項等に設けている例が見受けられる。これらの取扱いについては、当該障害を有する者の進学の機会を確保する観点から真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向で引き続きその見直しを行うことが適当であること。

(4)　私費外国人留学生の入学者選抜にあたっては、国際交流等の推進の観点から、当該諸外国における教育の実情等を適切に勘案して、特に当該選抜に係る学力検査等の実施に替えて（財）日本国際教育協会の実施する「私費外国人留学生統一試験」及び「外国人日本語能力試験（１級）」の積極的活用方についてより一層の配慮をすることが望ましいこと。

(5)　入学に要するすべての経費の納入手続等については、本要項の第９の１の(1)に定めているところであるが、入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限等に





ついては、受験生への配慮から可能な限りわかりやすく、かつ、十分注意を喚起できるよう募集要項の作成に当たり一層の改善を図ることが望ましいこと。

(6)　国立大学の入学者選抜においては、特に次の諸点について留意すること。

①　２段階選抜に係る実施倍率の大幅な緩和ないしその取り止めを図るため、試験実施から採点、合格者決定等の入試日程や業務内容等の適切な見直し、再検討を図るとともに全学的な連携協力を図りつつ円滑適正な処理についてより一層の努力を行うこと。

②　入学者選抜方法の多様化を推進する観点からは、推薦入学や帰国子女、社会人等の特別選抜の積極的導入を図るとともに、第２次の学力検査等においても面接、小論文、実技検査等を適切に組み合せて行うことが望ましい。

なお、第２次の学力検査の実施教科・科目数については、入学志願者の負担が過重なものとならないようその削減に引き続き努力すること。

③　各大学・学部の第２次学力検査等の試験期日の決定に当たっては、専門分野別・地域別のバランスに配慮し、受験生の選択の機会を拡充することが望ましいこと。

④　上記(2)による情報提供の積極的促進について一層の改善を行うとともに、特に出願期間中における各地域での志願者数、２段階選抜の状況、過去の入試データ等入学者選抜に係る情報の提供について配慮すること。

⑤　各大学・学部においては、入学定員の適切な充足を確保することとし、欠員の補充の方法等について事前に周到な準備をしておくこと。

⑥　各大学の募集要項の作成に当たっては、第２次の学力検査等、推薦入試、第２次募集等の出願手続、選抜方法、入学手続等の詳細や入学者選抜上の留意事項等を詳細かつ具体的に明示するよう格別の配慮をするものとすること。

(7)　共通第１次学力試験を利用する公立大学や私立大学についても上記(6)の趣旨を踏まえて適切に対処するものとすること。

（別　紙）

# 昭和63年度の大学入学者選抜実施要項について

昭和62年度大学入学者選抜実施要項（昭和61年５月27日付け文高大第208号高等教育局長通知）の一部を次のように改正し、改正後の同要項を昭和63年度大学入学者選抜実施要項とする。

1. 第１の２の(1)を次のように改める。

(1)　入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する方法（推薦入学）

（以下　略）

2. 第４の全般にわたる前書きを新たに次のように定める。

学力検査や小論文、面接、実技検査は、大学が入学志願者の能力、適性等を知る上で重要な選抜資料であるが、その実施に当たっては、次の諸点に留意しつつ、できる限り入学志願者の負担を軽減する観点から瑣末な知識の暗記や受験技術の習得を強いることなく、特色ある選抜を実施するようにし併せて入学志願者個々の個性、適性を活かした進学を助長するよう配慮することが望ましい。

3. 第９の１の(3)及び(4)を次のように改める。

(3)　大学は、前年度の12月15日までに募集要項を発表するものとする。

(4)　大学は、入学志願者に対し、大学案内、大学説明会等により、求める学生像、学部・学科等の組織、教育研究の内容及び特色、その他学生生活の概要、諸経費、卒業後の進路状況等大学・学部等の選択の参考となる情報を提供することが望ましいこと。

4. 第10の１の(3)及び(4)を次のように改める。

１　学力検査等

(3)　共通第１次学力試験の出題教科・科目等は、大学入試センターにおいて定めるところによるものとする。

（以下　削除）





(4)　第２次の学力検査等は、主として、入学志願者が、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性にふさわしい能力・適性等を有するか否かを判定することを目的とするものとし、その実施に当たっては、次の諸点に配慮するものとする。

ア　出題する教科・科目の数については、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、必要な最小限度とし、第４の２に掲げる小論文、面接及び実技検査を適切に組み合せて行うことが望ましい。

なお、この場合、出題教科・科目数は入学志願者の負担を軽減する方向で適切な見直しを不断に行うよう配慮すること。

イ　第２次の学力検査の実施に当たっては、高等学校の専門教育を主とする学科の卒業者のため、職業に関する基礎的、基本的科目を出題し、選択解答できるよう特に配慮することが望ましい。

ウ　第２次の学力検査の出題形式は、記述式及び論文式により、入学志願者の記述力、考察力、表現力等が検査できるようにすることが望ましい。共通第１次学力試験に出題された科目から出題する場合は、この出題形式によるよう特に配慮することが望ましい。

5. 第10の２の(4)を削除して従来の(5)及び(6)をそれぞれ(4)及び(5)とするとともに、(1)、(2)、(3)及び(4)を次のように改める。

(1)　共通第１次学力試験に関する要項の発表

大学入試センターは、共通第１次学力試験の実施期日、実施方法、出題教科・科目等、試験場、出願手続、検定料等に関する要項を定め、前年度の７月31日までに発表するものとする。

(2)　各大学の募集要項等については、第９の１によるものとするが、第９の１の(1)及び(3)による募集要項の発表については、次によるものとする。

ア　各大学の入学者選抜に関する要項の発表

各大学は、当該大学の学部・学科等の内容、入学定員、共通第１次学力試験で受験を要する教科等、第２次の学力検査その他の能力・適性等に関する検査の実施教科・科目等及びその実施期日・選抜方法等並びに４に掲げる特別の選抜方法による場合の実施方法・内容等の基本的な事項についての入学者選抜に関する要項を決定し、前年度の７月31日までに発表するものとする。

この場合、求める学生像、各大学・学部の組織、教育研究の内容及び特色、大

学説明会等の入学志願者の進路選択上の参考資料についても別途発表することが望ましい。

イ　各大学の入学者選抜に関する細目の発表

各大学は、上記アの事項を含め、募集人員、出願手続・期日、第２次の学力検査等の実施日程の詳細、試験場、検定料その他入学者選抜上の具体的必要事項及び留意点等を記載した細目を前年度の12月15日までに発表するものとする。

⑶　選抜等の日程

| 区　分 | 共通第１次学力試験の出願、試験実施等の日程 | 各大学に対する出願、第２次の学力検査等の日程 |
|---|---|---|
| 出願受付 | 前年度の10月26日から11月６日まで | 前年度の２月１日から２月10日まで |
| 試験期日 | 前年度の１月23日及び１月24日 | 各大学の第２次の学力検査等の日程は、それぞれ各大学が定める必要な期間次のＡ日程及びＢ日程の２つのグループに分けて実施するものとする。<br>Ａ日程グループは前年度の２月29日又は３月１日から、Ｂ日程グループは前年度の３月５日又は３月６日から、それぞれ実施するものとするが、特に必要がある場合には、Ａ日程グループについては前年度の２月28日から、Ｂ日程グループについては前年度の３月４日から、それぞれ実施することができるものとする。（別表参照） |
| 合格者の発表 | ―― | 前年度の３月20日まで |

（注）　各大学・学部の第２次の学力検査等の試験期日については、１大学内の異なる学部についてＡ日程及びＢ日程の各グループに分けることや１つの学部の入学定員を２つに分けて、それぞれＡ日程及びＢ日程の各グループに分けることができるものとする。





⑷　各大学に対する出願

入学志願者は、各大学が定める手続・方法等により、上記⑶による出願に当たっては２大学・学部等に出願することができるものとする。この場合、同一日程グループの２大学・学部等への出願はできないものとする。

**6.　第10の４の⑴のイ及び⑶を次のように改める。**

イ　この方式による出願の方法、受付期間等は、各大学が適宜定めるものとするが、その判定結果の発表は、２月20日（学力検査の全部を免除する場合は１月31日）までに行うものとし、入学手続の締切期限は２月25日までとする。

⑶　２段階選抜

ア　主として調査書の内容及び共通第１次学力試験の成績により第１段階の選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行って最終的な合格者を決定する方式については、入学志願者の数が入学定員を大幅に上回り、第２次の学力検査等を適切に実施することが極めて困難であるため特に必要がある場合以外には行わないものとする。

この方式をやむを得ず採用する場合にあっても、第１段階の選抜に合格させる者をできる限り多くするようにするものとする。

なお、この方式により選抜を行う大学は、あらかじめその実施方法・内容を上記２の⑵の各大学の募集要項に明示するものとする。

イ　この方式により選抜を行う大学は、第１段階の選抜の判定結果の発表を、２月20日までに行うものとする。

**7.　第12の７及び８をそれぞれ８及び９にするとともに、新たに７を次のように定める。**

７　各大学・学部の組織、教育研究の内容及び特色等の情報は積極的に発表するように配慮するとともに、必要に応じて各地区、大学単位で地元の高校生等を対象に大学説明会を開催するなど大学側の情報の積極的提供に配慮することが望ましいこと。

**8.　第13を次のように改める。**

この要項は、昭和63年度の大学入学者選抜に適用する。

# 6　国公立大学入学者選抜関係統計資料


(1)　昭和63年度国公（私）立大学の入学者選抜実施状況

(2)　昭和63年度共通第１次学力試験都道府県別試験場・志願者・受験者

(3)　昭和63年度共通第１次学力試験実施結果の概要

ア　昭和63年度共通第１次学力試験（本試験）平均点等一覧

イ　共通第１次学力試験受験者数・平均点の推移（本試験）






## (1)　昭和63年度国公（私）立大学入学者選抜実施状況

### ア　国公（私）立別の入学者選抜実施状況

| 区　分 | 入学定員 A | 入学志願者数 B | 志願倍率 B/A | 受験者数 | 合格者数 | 入学者数 C | 過△欠員 C－A |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人 | 人 | 倍 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | (95,266) | (579,345) | (6.1) | (458,582) | (140,245) | (98,445) | (3,179) |
| | 96,654 | 489,162 | 5.1 | 448,851 | 142,617 | 99,000 | 2,346 |
| 公立大学 | (11,319) | (139,512) | (12.3) | (89,289) | (21,850) | (12,437) | (1,118) |
| | 11,384 | 109,511 | 9.6 | 89,820 | 21,883 | 12,290 | 906 |
| 私立大学 | (100) | (470) | (4.7) | (446) | (126) | (102) | (2) |
| | 100 | 1,112 | 11.1 | 1,054 | 125 | 100 | 0 |
| 合計 | (106,685) | (719,327) | (6.7) | (548,317) | (162,221) | (110,984) | (4,299) |
| | 108,138 | 599,785 | 5.5 | 539,725 | 164,625 | 111,390 | 3,252 |

(注)　1．東京外国語大学外国語学部日本語学科（入学定員45名）のうち外国人留学生を対象とする30名に係るものを除く（以下，各表において同じ）。
2．私立大学は産業医科大学のみの数である（以下，各表において同じ）。
3．（　）書は前年度を示す。

| 区　分 | 共通1次試験を課す・免除の別 | 63年度 実施大学・学部数 | | 63年度 入学志願者数 | 63年度 合格者数 | 63年度 入学者数 | 62年度 実施大学・学部数 | | 62年度 入学志願者数 | 62年度 合格者数 | 62年度 入学者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | 課　す | 45 | 88 | 4,633 | 1,908 | 1,902 | 45 | 83 | 5,456 | 1,715 | 1,710 |
| | 免　除 | 48 | 81 | 11,923 | 2,665 | 2,655 | 42 | 74 | 9,021 | 2,413 | 2,397 |
| | 計 | 69 [重複24] | 158 [重複11] | 16,556 | 4,573 | 4,557 | 66 [重複21] | 147 [重複10] | 14,477 | 4,128 | 4,107 |
| 公立大学 | 課　す | 6 | 8 | 177 | 109 | 109 | 6 | 7 | 153 | 100 | 100 |
| | 免　除 | 15 | 23 | 2,653 | 790 | 789 | 16 | 23 | 2,687 | 788 | 788 |
| | 計 | 18 [重複3] | 28 [重複3] | 2,830 | 899 | 898 | 18 [重複4] | 28 [重複2] | 2,840 | 888 | 888 |
| 私立大学 | 免　除 | 1 | 1 | 64 | 20 | 20 | — | — | — | — | — |
| | 課　す | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 計 | 1 | 1 | 64 | 20 | 20 | — | — | — | — | — |
| 合計 | 課　す | 51 | 96 | 4,810 | 2,017 | 2,011 | 51 | 90 | 5,609 | 1,815 | 1,810 |
| | 免　除 | 64 | 105 | 14,640 | 3,475 | 3,464 | 58 | 97 | 11,708 | 3,201 | 3,185 |
| | | 88 [重複27] | 187 [重複14] | 19,450 | 5,492 | 5,475 | 84 [重複25] | 175 [重複12] | 17,317 | 5,016 | 4,995 |

(イ) 第２次募集

| 区　分 | | 実施大学・学部数 | | 募集人員 | 入学志願者数 | 受験者数 | 合格者数 | 入学者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | 定員留保 | (30)<br>29 | (46)<br>39 | (1,553)<br>1,373 | (14,161)<br>11,102 | (13,532)<br>10,604 | (2,839)<br>2,012 | (2,183)<br>1,475 |
| | 欠員補充 | ( 9)<br>5 | (12)<br>6 | (414)<br>238 | (4,686)<br>1,914 | (4,614)<br>1,914 | (593)<br>298 | (533)<br>266 |
| | 計 | (34)<br>[重複5]<br>32<br>[重複2] | (54)<br>[重複4]<br>45 | (1,967)<br>1,611 | (18,847)<br>13,016 | (18,146)<br>12,518 | (3,432)<br>2,310 | (2,716)<br>1,741 |
| 公立大学 | 定員留保 | (1)<br>1 | (1)<br>1 | (60)<br>60 | (693)<br>958 | (688)<br>953 | (61)<br>184 | (40)<br>126 |
| 合　計 | 定員留保 | (31)<br>30 | (47)<br>40 | (1,613)<br>1,433 | (14,854)<br>12,060 | (14,220)<br>11,557 | (2,900)<br>2,196 | (2,223)<br>1,601 |
| | 欠員補充 | ( 9)<br>5 | (12)<br>6 | ( 414)<br>238 | ( 4,686)<br>1,914 | ( 4,614)<br>1,914 | ( 593)<br>298 | ( 533)<br>266 |
| | 計 | (35)<br>[重複5]<br>33<br>[重複2] | (55)<br>[重複4]<br>46 | (2,027)<br>1,671 | (19,540)<br>13,974 | (18,834)<br>13,471 | (3,493)<br>2,494 | (2,756)<br>1,867 |

（注）　（　）書きは前年度を示す。

(ウ) 帰国子女の特別入試

| 区　分 | 実施大学・学部数 | | 入学志願者数 | 合格者数 | 入学者数 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | (39)<br>43 | (96)<br>104 | (546)<br>593 | (178)<br>172 | (131)<br>115 |
| 公立大学 | ( 8)<br>11 | (22)<br>26 | ( 50)<br>37 | ( 21)<br>18 | ( 11)<br>12 |
| 合　計 | (47)<br>54 | (118)<br>130 | (596)<br>630 | (199)<br>190 | (142)<br>127 |

（注）　（　）書きは前年度を示す。





(エ) 社会人特別入試

| 区　分 | 実施大学・学部数 | | 入学志願者数 | 合格者数 | 入学者数 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | (15)<br>17 | (18)<br>22 | (333)<br>352 | (201)<br>188 | (183)<br>176 |
| 公立大学 | ( 4)<br>7 | ( 4)<br>8 | (231)<br>226 | ( 62)<br>98 | ( 51)<br>90 |
| 合　計 | (19)<br>24 | (22)<br>30 | (564)<br>578 | (263)<br>286 | (234)<br>266 |

（注）　（　）書きは前年度を示す。

(オ) ２段階選抜

| 区　分 | 実施予告大学・学部数 | | 実施大学・学部数 | | 入学定員 | 入学志願者数 | 倍　率 | 第１段階選抜 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | A | B | B/A | 合格者数 | 不合格者数 |
| | 大学 | 学部 | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 倍 | 人 | 人 |
| 国立大学 | (58)<br>56 | (194)<br>186 | (43)<br>24 | (124)<br>49 | (30,965)<br>12,010 | (207,673)<br>63,814 | (6.7)<br>5.3 | (138,231)<br>53,313 | (69,442)<br>10,501 |
| 公立大学 | (21)<br>19 | (40)<br>54 | (16)<br>10 | (30)<br>17 | (3,898)<br>2,218 | ( 59,975)<br>22,346 | (15.4)<br>10.1 | (29,796)<br>17,432 | (30,179)<br>4,914 |
| 私立大学 | (1)<br>— | (1)<br>— | (—)<br>— | (—)<br>— | (—)<br>— | (—)<br>— | (—)<br>— | (—)<br>— | (—)<br>— |
| 合　計 | (80)<br>75 | (235)<br>240 | (59)<br>34 | (154)<br>66 | (34,863)<br>14,228 | (267,648)<br>86,160 | (7.7)<br>6.1 | (168,027)<br>70,745 | (99,621)<br>15,415 |

（注）　（　）書きは前年度を示す。

（参考）　出願校の全てが不合格となった者　4,486人

（内訳）
- １校不合格　3,787人
- ２校不合格　697人
- ３校不合格　2人

(カ)　入学手続等の状況

| 区分 | 63.3.20までの合格発表分（63.3.25現在） | | | | | 63.3.21以降の合格発表分 | | | 当初合格者計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 入学定員 A | 当初合格者数 B | Bのうち手続完了者数 C | 当初合格者手続後の過△欠員数 (C-A) | Cのうち辞退者等による増△減 D | 入学定員 E | 当初合格者数 F | Fのうち手続完了者数 G | 入学定員 (A+E) H | 当初合格者数 (B+F) I | Iのうち手続完了者数(C+D+G) J |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | 95,091 | 129,972 | 88,594 | △6,497 | △153 | 190 | 216 | 201 | 95,281 | 130,188 | 88,642 |
| 公立大学 | 10,589 | 17,469 | 10,124 | △465 | +1 | 735 | 1,951 | 598 | 11,324 | 19,420 | 10,723 |
| 私立大学 | 100 | 122 | 97 | △3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100 | 122 | 97 |
| 合計 | 105,780 | 147,563 | 98,815 | △6,965 | △152 | 925 | 2,167 | 799 | 106,705 | 149,730 | 99,462 |

| 追加合格者 | | 第2次募集 | | | 合計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 追加合格者数 K | Kのうち手続完了者数 L | 入学定員 M | 合格者数 N | Nのうち手続完了者数 O | 入学定員 (H+M) P | 合格者数 (I+K+N) Q | 手続完了者数 (J+L+O) R | 入学者の過△欠員数 (R-P) |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 10,119 | 8,617 | 1,373 | 2,310 | 1,741 | 96,654 | 142,617 | 99,000 | 2,346 |
| 2,279 | 1,441 | 60 | 184 | 126 | 11,384 | 21,883 | 12,290 | 906 |
| 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 100 | 125 | 100 | 0 |
| 12,401 | 10,061 | 1,433 | 2,494 | 1,867 | 108,138 | 164,625 | 111,390 | 3,252 |

（注）　D欄の＋増は文部省への報告後に大学が入学手続を受け付けた分であり，△減は入学手続後入学辞退があった分である。





## (2)　昭和63年度共通第1次学力試験都道府県別試験場・志願者・受験者

| 都道府県名 | 試験場数 | 志願者 合計 | 県内高校出身者 計 | 県内高校出身者 卒業見込者 | 県内高校出身者 卒業者 | 他県高校出身者等 | 受験者（全教科，一部教科） | 受験率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 会場 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | % |
| 合　計 | 318 | 396,575 | 359,911 | 242,346 | 117,565 | 36,664 | 378,548 | 95.45 |
| 北海道 | 21 | 16,398 | 14,019 | 9,904 | 4,115 | 2,379 | 15,637 | 95.36 |
| 青　森 | 2 | 3,490 | 3,438 | 2,846 | 592 | 52 | 3,314 | 94.96 |
| 岩　手 | 1 | 3,382 | 3,326 | 2,840 | 486 | 56 | 3,224 | 95.33 |
| 宮　城 | 6 | 7,755 | 5,814 | 3,294 | 2,520 | 1,941 | 7,426 | 95.76 |
| 秋　田 | 1 | 2,752 | 2,708 | 2,134 | 574 | 44 | 2,599 | 94.44 |
| 山　形 | 3 | 3,037 | 2,969 | 2,498 | 471 | 68 | 2,908 | 95.75 |
| 福　島 | 5 | 4,108 | 4,052 | 3,218 | 834 | 56 | 3,786 | 92.16 |
| 茨　城 | 6 | 6,818 | 6,494 | 4,473 | 2,021 | 324 | 6,455 | 94.68 |
| 栃　木 | 2 | 4,300 | 4,243 | 3,350 | 893 | 57 | 4,107 | 95.51 |
| 群　馬 | 6 | 6,080 | 5,875 | 3,633 | 2,242 | 205 | 5,763 | 94.79 |
| 埼　玉 | 9 | 10,394 | 8,835 | 5,176 | 3,659 | 1,559 | 9,842 | 94.69 |
| 千　葉 | 12 | 15,062 | 12,858 | 7,165 | 5,693 | 2,204 | 14,328 | 95.13 |
| 東　京 | 33 | 50,827 | 39,265 | 20,357 | 18,908 | 11,562 | 47,891 | 94.22 |
| 神奈川 | 11 | 16,153 | 14,605 | 7,690 | 6,915 | 1,548 | 15,338 | 94.95 |
| 新　潟 | 5 | 6,184 | 6,054 | 4,056 | 1,998 | 130 | 5,864 | 94.83 |
| 富　山 | 2 | 5,239 | 5,189 | 4,317 | 872 | 50 | 5,078 | 96.93 |
| 石　川 | 2 | 3,639 | 3,543 | 2,927 | 616 | 96 | 3,523 | 96.81 |
| 福　井 | 2 | 2,636 | 2,615 | 2,261 | 354 | 21 | 2,537 | 96.24 |
| 山　梨 | 3 | 2,206 | 2,130 | 1,602 | 528 | 76 | 2,071 | 93.88 |
| 長　野 | 8 | 5,624 | 5,532 | 3,735 | 1,797 | 92 | 5,216 | 92.75 |
| 岐　阜 | 4 | 7,142 | 6,986 | 5,562 | 1,424 | 156 | 6,886 | 96.42 |
| 静　岡 | 9 | 8,453 | 8,324 | 6,715 | 1,609 | 129 | 7,983 | 94.44 |
| 愛　知 | 17 | 29,278 | 27,323 | 18,982 | 8,341 | 1,955 | 28,378 | 96.93 |
| 三　重 | 1 | 4,705 | 4,607 | 3,461 | 1,146 | 98 | 4,424 | 94.03 |
| 滋　賀 | 3 | 3,220 | 3,027 | 2,060 | 967 | 193 | 3,085 | 95.81 |
| 京　都 | 10 | 12,717 | 10,235 | 5,912 | 4,323 | 2,482 | 12,155 | 95.58 |
| 大　阪 | 27 | 28,700 | 26,565 | 15,015 | 11,550 | 2,135 | 27,631 | 96.28 |
| 兵　庫 | 17 | 17,544 | 16,653 | 11,065 | 5,588 | 891 | 16,782 | 95.66 |
| 奈　良 | 4 | 4,482 | 3,737 | 2,476 | 1,261 | 745 | 4,320 | 96.39 |
| 和歌山 | 3 | 2,770 | 2,709 | 1,902 | 807 | 61 | 2,624 | 94.73 |
| 鳥　取 | 3 | 2,378 | 2,343 | 1,686 | 657 | 35 | 2,300 | 96.72 |
| 島　根 | 2 | 2,531 | 2,494 | 2,117 | 377 | 37 | 2,454 | 96.96 |
| 岡　山 | 2 | 8,554 | 8,345 | 6,953 | 1,392 | 209 | 8,225 | 96.15 |
| 広　島 | 11 | 10,816 | 9,880 | 6,903 | 2,977 | 936 | 10,261 | 94.87 |
| 山　口 | 5 | 5,367 | 5,250 | 4,076 | 1,174 | 117 | 5,102 | 95.06 |
| 徳　島 | 2 | 3,173 | 3,116 | 2,557 | 559 | 57 | 2,964 | 93.41 |
| 香　川 | 4 | 3,956 | 3,703 | 2,799 | 904 | 253 | 3,781 | 95.58 |
| 愛　媛 | 2 | 5,162 | 5,104 | 4,730 | 374 | 58 | 5,000 | 96.86 |
| 高　知 | 2 | 2,154 | 2,081 | 1,594 | 487 | 73 | 2,022 | 93.87 |
| 福　岡 | 17 | 21,126 | 18,393 | 11,558 | 6,835 | 2,733 | 20,362 | 96.38 |
| 佐　賀 | 2 | 2,849 | 2,767 | 2,179 | 588 | 82 | 2,685 | 94.24 |
| 長　崎 | 3 | 5,932 | 5,844 | 4,935 | 909 | 88 | 5,730 | 96.59 |
| 熊　本 | 2 | 6,071 | 5,910 | 3,892 | 2,018 | 161 | 5,834 | 96.10 |
| 大　分 | 2 | 4,552 | 4,480 | 3,867 | 613 | 72 | 4,401 | 96.68 |
| 宮　崎 | 5 | 4,666 | 4,625 | 4,011 | 614 | 41 | 4,540 | 97.30 |
| 鹿児島 | 11 | 6,350 | 6,223 | 5,039 | 1,184 | 127 | 6,076 | 95.69 |
| 沖　縄 | 8 | 5,843 | 5,623 | 2,824 | 2,799 | 220 | 5,636 | 96.46 |

（注）志願者は、試験地区別（受験地別）のものである。

## (3) 昭和63年度共通第１次学力試験実施結果の概要

### ア　昭和63年度共通第１次学力試験（本試験）平均点等一覧

| 教科名 | 科目名 | 受験者数 | 平均点 | 最高点 | 最低点 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国語（200点） | 国語 | 377,465人 | 119.12（59.56） | 200（100） | 0（0） |
| | 受験番号誤り等 | 0 | — | — | — |
| 社会（100点） | 倫理，政治・経済 | 36,815 | 61.84 | 100 | 0 |
| | 日本史 | 119,621 | 63.72 | 100 | 0 |
| | 世界史 | 94,300 | 70.09 | 100 | 0 |
| | 地理 | 119,897 | 69.08 | 100 | 0 |
| | 現代社会 | 1,100 | 56.18 | 89 | 16 |
| | 受験番号誤り等 | 35 | 0 | 0 | 0 |
| 数学（200点） | 数学Ⅰ，数学Ⅱ | 363,897 | 126.35（63.17） | 200（100） | 0（0） |
| | 数学Ⅰ，工業数理 | 79 | 59.24（29.62） | 143（71） | 21（10） |
| | 数学Ⅰ，簿記会計Ⅰ・Ⅱ | 388 | 92.49（46.24） | 183（91） | 21（10） |
| | 受験番号誤り等 | 0 | — | — | — |
| 理科（100点） | 物理 | 114,455 | 60.66 | 100 | 0 |
| | 化学 | 108,805 | 66.22 | 100 | 0 |
| | 生物 | 117,374 | 67.81 | 100 | 0 |
| | 地学 | 22,957 | 56.12 | 100 | 3 |
| | 理科Ⅰ | 655 | 35.32 | 77 | 0 |
| | 受験番号誤り等 | 19 | 0 | 0 | 0 |
| 外国語（200点） | 英語 | 375,897 | 130.25（65.12） | 200（100） | 0（0） |
| | ドイツ語 | 209 | 114.03（57.01） | 200（100） | 20（10） |
| | フランス語 | 161 | 121.78（60.89） | 197（98） | 25（12） |
| | 受験番号誤り等 | 0 | — | — | — |

（注）　1　平均点，最高点，最低点欄の（　）内は，１００点満点に換算した点数
　　2　受験番号誤り等は，受験番号欄のマークもれ・マーク誤りの場合，又は解答科目欄のマークもれ・マーク誤りの場合等をいい，いずれもその科目は０点とした。





### イ　共通第１次学力試験受験者数・平均点の推移（本試験）

| 教科・科目名 | 年度 | 昭和54年度 | | 昭和55年度 | | 昭和56年度 | | 昭和57年度 | | 昭和58年度 | | 昭和59年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 受験者数 | 平均点 | 受験者数 | 平均点 | 受験者数 | 平均点 | 受験者数 | 平均点 | 受験者数 | 平均点 | 受験者数 | 平均点 |
| 全教科（1,000点満点） | | 327,140人（%） | 636.07 | 333,026人（%） | 617.36 | 340,614人（%） | 607.12 | 324,118人（%） | 620.00 | 343,049人（%） | 636.10 | 341,288人（%） | 608.77 |
| 国語 | （国語） | 327,140 | 65.99 | 333,026 | 69.37 | 340,614 | 66.43 | 334,118 | 67.46 | 343,049 | 64.96 | 341,288 | 61.80 |
| | 国語 | 326,550（99.8） | 66.11 | 332,935（99.9） | 69.39 | 340,506（99.9） | 66.45 | 334,028（99.9） | 67.48 | 342,942（99.9） | 64.98 | 341,288（100） | 61.80 |
| | 受験番号誤り等 | 590（0.2） | 0 | 91（0.0） | 0 | 108（0.0） | 0 | 90（0.0） | 0 | 107（0.0） | 0 | 0（—） | — |
| 社会 | （社会） | 327,140 | 57.87 | 333,026 | 60.31 | 340,614 | 63.98 | 334,118 | 57.63 | 343,049 | 59.74 | 341,288 | 63.23 |
| | 倫理・社会 | 72,350（22.1） | 61.83 | 120,039（36.0） | 61.29 | 165,688（48.6） | 71.88 | 134,737（40.3） | 62.19 | 175,969（51.3） | 63.26 | 217,743（63.8） | 67.89 |
| | 政治・経済 | 142,710（43.6） | 58.09 | 178,394（53.6） | 73.42 | 242,053（71.1） | 60.64 | 171,761（51.4） | 50.20 | 137,586（40.1） | 52.19 | 88,662（25.8） | 55.30 |
| | 日本史 | 192,039（58.7） | 54.01 | 155,368（46.7） | 51.92 | 117,116（34.4） | 62.10 | 152,116（45.5） | 56.18 | 153,563（44.8） | 59.23 | 152,157（44.6） | 63.67 |
| | 世界史 | 159,531（48.8） | 57.21 | 128,729（38.7） | 53.73 | 88,633（26.0） | 61.04 | 98,654（29.5） | 62.83 | 102,679（29.9） | 61.75 | 105,658（31.0） | 59.48 |
| | 地理Ａ | 51,714（15.8） | 65.62 | 47,451（14.2） | 52.63 | 32,491（9.5） | 62.81 | 57,646（17.3） | 61.08 | 62,351（18.2） | 62.98 | 64,747（19.0） | 61.12 |
| | 地理Ｂ | 35,494（10.8） | 62.18 | 35,925（10.8） | 62.08 | 35,169（10.3） | 64.73 | 53,212（15.9） | 60.96 | 53,845（15.7） | 61.58 | 54,117（15.9） | 66.11 |
| | 受験番号誤り等 | 442（0.1） | 0 | 146（0.0） | 0 | 98（0.0） | 0 | 110（0.0） | 0 | 105（0.0） | 0 | 92（0.0） | 0 |
| 数学 | （数学） | 327,140 | 75.81 | 333,026 | 73.19 | 340,614 | 61.67 | 334,118 | 60.45 | 343,049 | 69.63 | 341,288 | 54.15 |
| | 数学Ⅰ | 326,477（99.8） | 75.96 | 332,766（99.9） | 73.25 | 340,317（99.9） | 61.72 | 333,852（99.9） | 60.50 | 342,762（99.9） | 69.69 | 341,270（99.9） | 54.16 |
| | 数学一般 | 54（0.0） | 29.82 | 28（0.0） | 25.63 | 18（0.0） | 18.83 | 22（0.0） | 32.27 | 17（0.0） | 35.44 | 18（0.0） | 30.83 |
| | 受験番号誤り等 | 609（0.2） | 0 | 232（0.1） | 0 | 279（0.1） | 0 | 244（0.1） | 0 | 270（0.1） | 0 | 0（—） | — |
| 理科 | （理科） | 327,140 | 56.02 | 333,026 | 58.93 | 340,614 | 57.88 | 334,118 | 66.90 | 343,049 | 64.42 | 341,288 | 68.46 |
| | Ⅰ | 184,568（56.4） | 59.87 | 178,844（53.7） | 55.17 | 164,844（48.4） | 51.20 | 142,728（42.7） | 66.09 | 152,358（44.4） | 66.67 | 164,913（48.3） | 69.39 |
| | 物理 | 255,323（81.1） | 50.58 | 259,056（77.8） | 56.82 | 256,613（75.3） | 56.64 | 239,397（71.6） | 69.49 | 255,557（74.5） | 68.99 | 270,457（79.2） | 70.73 |
| | 化学 | 153,742（47.0） | 60.96 | 163,090（49.0） | 65.33 | 180,421（53.0） | 63.36 | 187,294（56.1） | 65.45 | 185,698（54.1） | 60.57 | 174,151（51.0） | 63.93 |
| | 生物 | 49,822（15.2） | 56.12 | 64,582（19.4） | 61.93 | 78,943（23.2） | 63.55 | 98,527（29.5） | 64.68 | 92,193（26.9） | 55.96 | 72,821（21.3） | 68.91 |
| | 基礎理科 | 159（0.0） | 32.47 | 107（0.0） | 31.11 | 115（0.0） | 36.81 | 92（0.0） | 36.18 | 85（0.0） | 38.33 | 87（0.0） | 47.28 |
| | 受験番号誤り等 | 507（0.2） | 0 | 266（0.1） | 0 | 177（0.1） | 0 | 106（0.0） | 0 | 122（0.0） | 0 | 60（0.0） | 0 |
| 外国語 | （外国語） | 327,140 | 62.35 | 333,026 | 46.90 | 340,614 | 53.59 | 334,118 | 57.54 | 343,049 | 59.28 | 341,288 | 56.73 |
| | 英語Ｂ | 321,893（98.4） | 62.75 | 328,538（98.7） | 47.09 | 336,362（98.8） | 53.82 | 330,422（98.9） | 57.76 | 339,652（99.0） | 59.48 | 338,278（99.1） | 56.88 |
| | ドイツ語 | 303（0.1） | 60.97 | 331（0.1） | 56.28 | 424（0.1） | 51.03 | 346（0.1） | 52.44 | 305（0.1） | 54.33 | 281（0.1） | 56.90 |
| | フランス語 | 192（0.1） | 58.33 | 222（0.1） | 51.30 | 234（0.1） | 56.23 | 235（0.1） | 56.45 | 177（0.0） | 64.20 | 208（0.1） | 53.96 |
| | 英語Ａ | 4,031（1.2） | 42.27 | 3,467（1.0） | 33.34 | 3,222（0.9） | 35.83 | 2,734（0.8） | 40.00 | 2,582（0.8） | 40.50 | 2,153（0.6） | 42.35 |
| | 受験番号誤り等 | 721（0.2） | 0 | 468（0.1） | 0 | 372（0.1） | 0 | 381（0.1） | 0 | 333（0.1） | 0 | 368（0.1） | 0 |

（注）　1　受験者数は，全教科の所定の科目を受験した受験者数
　　2　各教科の平均点は，100 点満点に換算した点数

共通第１次学力試験　受験者数・平均点の推移（本試験）

| 教科・科目名 | | 昭和60年度 受験者数 | （%） | 昭和60年度 平均点 | 昭和61年度 受験者数 | （%） | 昭和61年度 平均点 | 昭和62年度 受験者数 | 昭和62年度 平均点 | 昭和63年度 受験者数 | 昭和63年度 平均点 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全教科（1,000点満点） | | 320,987人 | （%） | 627.03 | 343,518人 | （%） | 622.52 | —人 | — | —人 | — |
| 国語 | （国語） | 320,987 | | 69.06 | 343,518 | | 60.23 | — | — | — | — |
| | 国語 | 320,987 | （100） | 69.06 | 343,518 | （100） | 60.23 | 369,601 | 58.74 | 377,465 | 59.56 |
| | 受験番号誤り等 | 0 | — | — | 0 | — | — | 0 | — | 0 | — |
| 社会 | （社会） | 320,987 | | 63.20 | 343,518 | | 64.24 | — | — | — | — |
| | 現代社会 | 198,980 | （62.0） | 62.22 | 301,908 | （87.9） | 69.69 | 917 | 66.02 | 1,100 | 56.18 |
| | 倫理，政治・経済 | 110,587 | （34.5） | 64.35 | 38,179 | （11.1） | 70.24 | 36,050 | 61.34 | 36,815 | 61.84 |
| | 日本史 | 138,129 | （43.0） | 60.61 | 144,146 | （42.0） | 54.34 | 128,098 | 55.52 | 119,621 | 63.72 |
| | 世界史 | 87,758 | （27.3） | 62.55 | 89,952 | （26.2） | 62.45 | 87,930 | 65.47 | 94,300 | 70.09 |
| | 地理 | 106,436 | （33.2） | 67.78 | 112,704 | （32.8） | 61.82 | 109,161 | 67.04 | 119,897 | 69.08 |
| | 受験番号誤り等 | 84 | （0.0） | 0 | 147 | （0.0） | 0 | 391 | 0 | 35 | 0 |
| 数学 | （数学） | 320,987 | | 58.11 | 343,518 | | 61.72 | — | — | — | — |
| | 数学Ⅰ，数学Ⅱ | 320,657 | （99.9） | 58.13 | 343,037 | （99.9） | 61.74 | 357,506 | 68.73 | 363,897 | 63.17 |
| | 数学Ⅰ，工業数理 | 84 | （0.0） | 28.80 | 84 | （0.0） | 38.09 | 88 | 40.80 | 79 | 29.62 |
| | 数学Ⅰ，簿記会計Ⅰ・Ⅱ | 238 | （0.1） | 42.05 | 387 | （0.1） | 46.99 | 374 | 47.86 | 388 | 46.24 |
| | 数学一般 | 8 | （0.0） | 27.25 | 10 | （0.0） | 25.30 | — | — | — | — |
| | 受験番号誤り等 | 0 | （—） | — | 0 | （—） | — | 0 | — | 0 | — |
| 理科 | （理科） | 320,987 | | 64.03 | 343,518 | | 62.47 | — | — | — | — |
| | 理科Ⅰ | 203,381 | （63.4） | 66.08 | 312,149 | （90.9） | 59.48 | 588 | 34.31 | 655 | 35.32 |
| | 物理 | 114,824 | （35.8） | 65.56 | 108,057 | （31.5） | 71.69 | 108,115 | 69.59 | 114,455 | 60.66 |
| | 化学 | 165,587 | （51.6） | 61.84 | 127,397 | （37.1） | 62.46 | 115,325 | 55.93 | 108,805 | 66.22 |
| | 生物 | 118,709 | （37.0） | 65.55 | 112,598 | （32.8） | 62.73 | 111,530 | 61.99 | 117,374 | 67.81 |
| | 地学 | 39,272 | （12.2） | 53.77 | 26,543 | （7.7） | 59.94 | 20,526 | 58.98 | 22,957 | 56.12 |
| | 基礎理科 | 43 | （0.0） | 42.08 | 17 | （0.0） | 45.03 | — | — | — | — |
| | 受験番号誤り等 | 115 | （0.0） | 0 | 258 | （0.1） | 0 | 140 | 0 | 19 | 0 |
| 外国語 | （外国語） | 320,987 | | 59.10 | 343,518 | | 62.58 | — | — | — | — |
| | 英語 | 320,600 | （99.9） | 59.10 | 343,124 | （99.9） | 62.58 | 368,493 | 64.30 | 375,897 | 65.12 |
| | ドイツ語 | 245 | （0.1） | 61.94 | 254 | （0.1） | 61.84 | 224 | 57.17 | 209 | 57.01 |
| | フランス語 | 142 | （0.0） | 64.92 | 140 | （0.0） | 52.59 | 181 | 56.45 | 161 | 60.89 |
| | 受験番号誤り等 | 0 | （—） | — | 0 | （—） | — | 0 | — | 0 | — |

（注）　1　受験者数は，全教科の所定の科目を受験した受験者数
　　　　2　各教科の平均点は，100点満点に換算した点数





たように、ワープロを使いますと辞書の機能がございますので、要するに辞書を引きながら解答をするのと同じ結果になってしまうということで、他の受験生と著しくその点は不公平であるという問題があるわけでございます。ただ、こういった向学の精神に燃えている青年に対してやっぱりチャンスを開くべきであるという考え方から、大学当局としては、ワープロは認めないけれども介助者をつけて解答をしてくれるということは認めるということで、この形での受験を認めたそうでございますが、結果はまだ合格したかどうかはちょっと把握をいたしておりません。

○下村泰君　こういう状況は、この人は一つの例としてまだたくさんあると思うんですよ。ですから、何か規定を見ますと、受験時間を一・五倍とか何か随分ささやかなちょっと延長時間帯で受験をさせるというふうになっております。これもう少し文部省側としても、その症状に応じてある程度の時間のやりくりとか、あんばいというものをもう少し何か指導してあげられる方法というのはあるんでしょうか、ちょっと聞かしてください。

○政府委員（阿部充夫君）　例えば視覚障害者なんかの場合に点字などを使う場合のケースにつきましては、いろいろな研究の結果、大体一・五倍で正常人と同じ程度の能力が発揮できるという判断のようでございますが、ただいまのように、肢体不自由というようなケースの場合については違う事情もあるだろうと思います。文部省としては、全体的に一・五倍でなければいけないとか、それでやれとか指導しておるわけではございません。症状の種類に応じて、各大学の判断でどの程度の時間を与えた方がいいかということは弾力的に扱ってほしいと思っておりますし、また今後機会あるごとにそういう指導をしたいと思います。

○下村泰君　いずれにしても、最初からおまえは色覚異常、色盲というふうに決めつけて、それで入試から何から全部分けてしまうというのは僕は余りにも人間的な行為ではなさ過ぎると思うんですね。これは本当に改めてほしいと思いますけれども、今色覚異常者の受験を制限している大学は国立が五〇％、公立が一二・八％、私立が六・三％、これはいまだにとのパーセンテージでしょうか、現在。

○政府委員（阿部充夫君）　大学の入学者選抜における色覚異常の取り扱いにつきましては、六十一年度の入試の際から文部省としてできる限りこの制限を廃止する、あるいは緩和するということを考えてはしいという指導をいたしました。六十一年度の入試には、実際上各大学の方針があるいは既に決まっていたのかと思いますが、必ずしも効果があらわれてなかったと思いますけれども、六十二年度には相当の効果があらわれてまいりました。

六十一年度と六十二年度の比較で数字を申し上げますと、学部数で申し上げますと、国公立全体で百二十二の学部が六十一年度は色覚障害者の入学制限を行っておったわけでございますけれども、六十二年度に至りましてこの制限を行っている学部が四十八学部ということで、三分の一近くにまで減少してきております。大学でございますから、高等学校以上にかなり専門的な研究等も行われるかと思いますので、全く各大学全部同じ扱いというわけにいかない面もあろうかと思いますけれども、私どもとしては、出しました通達の線に沿って、それぞれの教育上どうしてもだめだというケース以外は認めるようにということで引き続き指導してまいりたいと思います。

○下村泰君　私も決して全部が全部門戸を広げろと言っているわけではなくて、確かにそれは色彩というものを基調にしたものをやる場合、これはもう無理でしょう、どっちにしても。けれども、それを外したらば結構私はまだ広げられる学部はたくさんあると思うんですよ。ですから、そういうようにひとつ御指導願いたいと思います。

そうしてあげませんと、あるいは文部省の方も御存じだろうとは思いますが、私これ前に取り上げたことありまするけれども、あるところで色盲は治るんだ、色覚異常は治るんだという宣伝のもとに大勢の人がそこに行っておるわけですよ。そして詐欺とまでは言いませんけれども、それにやや近い。ところが、そのときの健康状態によって色の判別できるのは、これは弱色ですね。私の弟子におるんですから、一人。青空千夜一夜というう方が。けれども、それは人に知られたくないというふうに本人も努力している。こういう人の努力は並み大抵のものじゃないと思います。それだけに大学の門戸もどんどん広げて、そうした人たちに勉強のできるような場を広げていただきたいと思います。これは文部省の方のお考えでどうにでもなることだと思いますので、大臣、ひとつ一言。

○国務大臣（中島源太郎君）　下村委員が御質問で、前回たしか、障害あるがゆえに障害者ではないという言葉が私は非常に心に深く印象に残っておりまして、今おっしゃるように、私は治るか治らないかわかりませんけれども、いろいろな苦労の結果、医学的にそれが色覚異常者は色覚異常者であられても、それならばその範囲で、将来やっぱり八十年の人生でありますから、どういう方面で活躍いただけるのか、どうしてもやはり非常に微妙な識別の要る範囲、これは御無理であろうとか、やはり小さいうちから自分の進むべき門戸をこの範囲は大丈夫だ、その範囲はどうしてもだめだろう、それはあると思いますが、しかしあるならばあるで、なるべく異常者であっても識別可能な環境を整えるということもございましょうし、そういう面で異常なるがゆえに自分が進む道が狭まらないように、なるべく広げるということをいろいろな意味で考えながら、おもんぱかりながら考えていくことはぜひ必要だろうと思います。前回のお言葉非常に感銘深く伺いましたので、そういう意味でみんなが力を合わせて努力せにゃいかぬ、こう思います。

○下村泰君　ありがとうございました。色覚異常については、これで終わりにさせていただきます。

次に、今度は受験のことでちょっと伺います。

もう既にこの報は御存じだろうと思いますけれども、和歌山大学経済短期大学部に、「けいついで損傷で手が不自由な同市内の男子受験生が「入試でワープロを使わせてほしい」と文書で申し入れた。文部省大学課大学入試室によると、受験生がワープロを使った例はなく、短大側は「できるだけハンディをカバーする措置を取りたいが、入試は競争であり、辞書機能を持ったワープロの使用で、かえって他の受験生の不利になってはいけないし……」と頭を痛めている。」、こういう記事が出ておったのです。この人は、何か水泳をやっておりまして、たまたま消波ブロックですか、波を消すブロックから海に飛び込んで、首の骨を折って両腕から下が麻痺状態になった。リハビリの結果、特製の補助具で鉛筆を腕に固定し、大きな字をゆっくり書いたり、ワープロのキーをたたいたりできるようになった。何か手に器具をつけて、その先に鉛筆をつけて書くらしいんですね。これはもちろんそれくらいですからワープロを打った方が早いわけです。何とかしてワープロで受験をさせてくれとお願いをしたのですが、ついにこれがだめだということになりました。と申しますのは、入試運営委員会、ことで「日本語をどれだけ正確に書いているかは採点の大きな要素。他の受験生との公平を欠く」として、ワープロの使用は許可しないことに決めたんだそうです。もちろんこの受験生は受けると。ある程度のお時間を延長させてくれるんでしょうけれども、さあどれだけできますか。とにかく三倍以上かかるらしいんです、この補助器具に鉛筆つけて書くと。ですから、どのくらいまでいけるかやってみると御本人は言っておるんですが、さあどうなんでしょうか、こういうのは。

○政府委員（阿部充夫君）　ただいまの件でございますけれども、大学側から状況を聞いておりますことでございますが、その記事にも出てまいりましら完全にもうだめなんだという状態をきちんとしないと、ある程度までは範囲を広げてあげないと実に気の毒だなという気もします。ですから、中には、私の事実知っている方の中でたしか朝日の記者さんだと思いますよ。やっぱり色覚異常なんです。個々にそれを人に知られたくない努力をしている、こういう人もいます。だから、各社にもいらっしゃるんじゃないですかな、きっとそういう方が。けれども、それは人に知られたくないというふうに本人も努力している。こういう人の努力は並み大抵のものじゃないと思います。それだけに大学の門戸もどんどん広げて、そうした人たちに勉強のできるような場を広げていただきたいと思います。これは文部省の方のお考えでどうにでもなることだと思いますので、大臣、ひとつ一





側で公表するとかしないとかというのは相手になっていないんです、そんなもの。みんながやっぱりちゃんとやるんですから。また、マルバツ式というのは解答は一つしかありません。間違っていたらだめなんですね、これ。一つしかないわけです。だからその点で非常に客観的ではあって、間違っていた場合もあるんでしょうが、客観的なんですね。ですから私は、ハードル論でいく限りは今までやってきた共通一次試験、あれで十分だろう、そのほかのところでこの能力審査が起こり得る、こう思っております。

在共通一次において出されている問題というのは高等学校側からもかなりの評価を得るという水準に達しておりますので、私どもは今度考えております新テスト絡みの試行テストというのは、そういった問題の出題内容についての試行テストということよりは、むしろこれまで実際のその共通的な入試の運営についてタッチしておられなかった私学の方々が参加してこられる際に、具体の入試という業務をやっていく場合にどういうふうにやるのかということについての御理解をいただくための試行テストと、こういうようなつもりでおるわけでございますので、例えば全体の受験生のうち、どれぐらいが自分の大学へ割り当てられてくるのか、それについてほかの大学とのバランスを見ながら、入学試験会場をどういうふうにセットをしたらいいのか、あるいは試験をやっている最中に学生から質問が出てきて、問題についての質問が出たときどう対応するのか、それは入試センターとどういう連絡をとってどういうふうに対応していくのかといったようなぐいの実際の試験の運用についての試行テストをいたしまして、御経験を積んでいただくということをねらいにしているというものでございますので、従来の試行テストとは何と申しますか、ニュアンスの違うものということで、これは一回やっていただければ十分であろう、こう思っている次第でございます。

○高桑栄松君　新テストについてはもう何人かの先生が御質問なさいましたので、私からは、重複すると思いますので、私のハードル論というのをもう一度、中島文部大臣にはちゃんとお話をしていただきは初めてかと思いますので、お話させていただきたいと思います。

私、最初申し上げましたが、入試というものには選抜ということは厳然たる事実である、これは前提でございます。全部入れるわけにはいかない。高校卒業というのは試験を受ける受験資格でありまして、入学資格ではない。これもはっきりしておきたいと思うんです。それで、入学資格の中に二つあって、一つは高等学校教育の到達度、全般的にどこまでいっているか、これは文部省がそのうちで第二、第三、第四のハードルはどう置くかということなんだ。これはハードルではないまして、第一ハードルだけがハードルではない。したがいまして、全国一斉レベルのハードルを置くという考えはないわけです。私のはそういうことなんです。そして、第二ハードル、第三ハードルの中に幾つぐらいあるかというと、考えますと、例えば工学部に行くのに、何々学科に行こうとしたら数学のIIが要るとか、そうしたらそのIIに関してペーパーテストを第二ハードルでやる。ですから私は一科目か二科目でたくさんだと思うんですよ、それでいい。

ですから、科目を減らせば負担が減るというのはおかしいんです。競争相手がいるんだから、負担は同じなんです。十倍あったら、科目が少なくなろうと十倍なんですね。負担に変わりはないです。勉強する科目が減ったら遊ぶ時間が多いか、冗談じゃありませんよ。その科目に従って塾にやっぱり行かなきゃいけない。生き生き伸び伸びではないんです。生き伸び政策なんですね。ですから、科目を減らした理由なんて一つもありません。私は科目が多い方がいいと思う。その方がまんべんなく勉強できる。そして、数学得意の子だけがうまくいくんじゃなくて、音楽得意の子も、もし音楽が入っていればやっぱり評価されていく、一般論の第一ハードルでは。そういうふうな方が大学に入って高度な専門知識を受けるのにはふさわしい基礎的な教養ではないか、私はこう思っているわけです。

それで、第二ハードルは、例えばペーパーテストをやって、これは私は一点を争う必要があると思う。例えば数学のIIですね。これを一応のハードルは百点満点で六十五点に置く。しかし最終的に幾つかのハードルをやっても定員の倍くらいあったときにどうするか、ある程度ペーパーで切るしかないわけだ、一点で。それは私は第二ハードルの例えばペーパーテストで切ったらいい。これが一つの考え方。その第三、第四、第五ハードルの中にどういうものを置くか。例えばクラブ活動でどういう役割を演じたか、一週間何時間やったか、そうすると何分の何で出るわけだ。これは三段階評価ぐらいしかできないかもしれません。しかし、そういう何分の何は出たというのは一つの評価です。それからボランタリー活動ですね。老人ホームを訪問するとか何かあると思うんです。そういうのを何時間参加した、あるこの子はそういうこともやったな。社会性だとか思いやりだとか、みんな第三ハードルに入ってくるわけだ。

第四ハードルは例えば推薦があると思うんです。推薦を木宮先生おっしゃっていただわけですが、それが信頼のおける推薦であってほしいですね。日本人はだめですね。信頼なんかおけないです。後でまた別な話をお話しいたしますが、非常に日本人はおつき合いがよ過ぎるというか、グループ中で生きていく精神というか、単独の精神がないです。国際社会に出ていけない理由です。ですから推薦は信用できません。できないけれども、何ハードルかに置いていいと思いますね。小論文は結構ですね。しかし小論文は客観性がありませんからね、採点する人の思想と違ったらだめなんだから。だから非常に革命的な論文を書いた人と、全く保守的な論文を書いた人と採点者によってゼロか百になる。これじゃいけないで、論理の進め方というものをどう評価するかなんですね。ですからそのときにやっぱり客観評価できないと思うんです。だから推薦入学というのを私はこれだけでやるというのは極めて危険だと思います。

ですから私が言うのは、そういう幾つかのハードルを重ねていく。私、今五つぐらい挙げましたが、もっとお考えいただけばいいんです。この大学は建学の精神に沿ってこの論文書けと。で、建学の精神をいろいろと書いて、ああよくおれの大学を覚えてきたな、よしAをやる。これはいいと思うんですよ。早稲田はどうだ、早稲田は忘れたなんというのはこれはだめだとか、いろいろあると思うんですよ。ですから、そういう客観性のなら越えられる、幾つか出てくると思うんです。そのうちで第二、第三、第四のハードルはどう置くかということなんだ。これはハードルではないまして、第一ハードルだけがハードルではない。したがいまして、全国一斉レベルのハードルを置くという考えはないわけです。私のはそういうことなんです。そして、第二ハードル、第三ハードルの中に幾つぐらいあるかというと、考えますと、例えば工学部に行くのに、何々学科に行こうとしたら数学のIIが要るとか、そうしたらそのIIに関してペーパーテストを第二ハードルでやる。ですから私は一科目か二科目でたくさんだと思うんですよ、それでいい。

ですから、科目を減らせば負担が減るというのはおかしいんです。競争相手がいるんだから、負担は同じなんです。十倍あったら、科目がどんなになろうと十倍なんですね。負担に変わりはないです。勉強する科目が減ったら遊ぶ時間が多いか、冗談じゃありませんよ。その科目に従って塾にやっぱり行かなきゃいけない。生き生き伸び伸びではないんです。生き伸び政策なんですね。ですから、科目を減らした理由なんて一つもありません。私は科目が多い方がいいと思う。その方がまんべんなく勉強できる。そして、数学得意の子だけがうまくいくんじゃなくて、音楽得意の子も、もし音楽が入っていればやっぱり評価されていく、一般論の第一ハードルでは。そういうふうな方が大学に入って高度な専門知識を受けるのにはふさわしい基礎的な教養ではないか、私はこう思っているわけです。

それで、第二ハードルは、例えばペーパーテストをやって、これは私は一点を争う必要があると思う。例えば数学のIIですね。これを一応のハードルは百点満点で六十五点に置く。しかし最終的に幾つかのハードルをやっても定員の倍くらいあったときにどうするか、ある程度ペーパーで切るしかないわけだ、一点で。それは私は第二ハードルの例えばペーパーテストで切ったらいい。これが一つの考え方。その第三、第四、第五ハードルの中にどういうものを置くか。例えばクラブ活動でどういう役割を演じたか、一週間何時間やったか、そうすると何分の何で出るわけだ。これは三段階評価ぐらいしかできないかもしれません。しかし、そういう何分の何は出たというのは一つの評価です。それからボランタリー活動ですね。老人ホームを訪問するとか何かあると思うんです。そういうのを何時間参加した、あるこの子はそういうこともやったな。社会性だとか思いやりだとか、みんな第三ハードルに入ってくるわけだ。

第四ハードルは例えば推薦があると思うんです。推薦を木宮先生おっしゃっていただわけですが、それが信頼のおける推薦であってほしいですね。日本人はだめですね。信頼なんかおけないです。後でまた別な話をお話しいたしますが、非常に日本人はおつき合いがよ過ぎるというか、グループ中で生きていく精神というか、単独の精神がないです。国際社会に出ていけない理由です。ですから推薦は信用できません。できないけれども、何ハードルかに置いていいと思いますね。小論文は結構ですね。しかし小論文は客観性がありませんからね、採点する人の思想と違ったらだめなんだから。だから非常に革命的な論文を書いた人と、全く保守的な論文を書いた人と採点者によってゼロか百になる。これじゃいけないで、論理の進め方というものをどう評価するかなんですね。ですからそのときにやっぱり客観評価できないと思うんです。だから推薦入学というのを私はこれだけでやるというのは極めて危険だと思います。

ですから私が言うのは、そういう幾つかのハードルを重ねていく。私、今五つぐらい挙げましたが、もっとお考えいただけばいいんです。この大学は建学の精神に沿ってこの論文書けと。で、建学の精神をいろいろと書いて、ああよくおれの大学を覚えてきたな、よしAをやる。これはいいと思うんですよ。早稲田はどうだ、早稲田は忘れたなんというのはこれはだめだとか、いろいろあると思うんですよ。ですから、そういう客観性のな



いものが、第二ハードルは客観性、今言ったペーパーだとかありますが、第三以下は大体が客観性がないんだ。主観的ですよ。その主観的な中に公平を盛り込まないと納得しませんね。

なぜペーパーの一点を争うかというと、私は北海道大学の出題の委員長をしたことがある。それで教養の先生方の論客を相手にいろいろやりました。一点を争うことが最も公平だというんです。あなたの受験はこうだったからだめだったんだと言えばもう文句がないというんです。推薦書なんかやっていたら大変だと言うんです。ですから一点を争うということはだめだけれども、その学力を評価するレベルが要る、これが私のハードル論なんです。ですから第一ハードルを越え、第二ハードルを越え、第三を越え、第四を越え、第五を越えた、そしてさっきのペーパーテストで一点を争うところもあるレベルを越えたと。それで、定員だけとれと私は言いたくないんです。それでもテストによって選ばれたのはその人の能力を正確にあらわさないですよ、大ざっぱにイエスか中間かノーかですから。そこで私が言っているのは入り口を広くなんです。百の定員があったら例えば二割は余分にとる。今のハードルの中で。どうしてもだめでも二割までに切る。十二割入る。そのかわり十二割は同格で、入学してから半年の間、真剣にそこの大学の授業を受けながら試験で落としていくということです。これは経験があって申し上げているんです。

私、アメリカ留学しましたときスペシャルスチューデントというのにレジストレーションされたんです。日本の大学を出て、医学博士であって、私は助教授でございましたが、アメリカの大学は私の評価をしないわけです。スペシャルスチューデントなんです。授業料を払うんです。四分の一学期、三日に一遍ぐらいずつ試験がありまして、英語の試験ですからうらいんですね。日本語に直して、そして解答を考えて英語に直すんですから、字引を引き引きですが、時間内でやることはつらかったです。四分の一過ぎますと、パスするとき、あなたの分は全部単位に入れるからと。そして初めてレジスタードスチューデントになる、登録されるんです。そして修士号を、私はマスターをもらって帰ってきました。

そのスペシャルスチューデント制度を採用したらどうかということなんです。教養の一年目は実験講座が少なければ、いすだけ多ければいいんですから、東大の法学部がそうではないかと聞いておりますけれども、聞かなくても試験受けられるとかと言っているんですから。大体教養というのは実験講座がなければ、いすが多ければいい。早い者勝ちなんだから、遅いのは勉学に熱心でないんですからね。外れてもいいと私は思っているぐらいなんです。そうして半年間で勉強させて本当にやらせて定員で切ってしまう。これは最初から情報で承知させて入れるわけです。それでもやりたい人は入ってくるということです。嫌だったら入学辞退です。そして百に戻せばいいわけです。そういうことをします。

なぜ半年と言ったかというと、早いほど彼は再び来年の受験に準備ができるということです。その準備を半年置くべきだと私は思うから半年と言ったんです。アメリカでは四分の一でしたよ、四分の一学期です。ですからそういう体制をとって、私は入り口は広く出口は真っ先に狭くする。四年も五年も、今の日本の大学ですと二倍おれるんでしたね。四年だと八年です。八年目になって落とされたら、これどうしようもないです。どうせ落とすなら一年目で落として早く転向させた方がいい。アメリカの教育はそうでした。最初はできないと、あなたは私の教え方が悪いのではないかといって先生呼ぶんですね。いんぎんなんです。そしていつでも習いに来い、私教えてあげます、今度の試験頑張ってくれと。いや、私が言われたんじゃございませんから、話によるとそうであります。そして次の試験に落ちますと呼んで、あれほど言ってもだめだった、あなたはメンタルワークに適さないのではないか、転向するなら早い方がいい、退学を勧告する。その精神は日本にはありませんね。それで私は規則として入り口を広く、出口は半年後に出口を決めてしまう。そうしますと五月病というのはなくなりますよ。勉強しなきゃいけないんだから五月病だなんておおたしていられません。大学祭も半年以後に、秋以後に今のあれではなると思います。

私のハードル論はそういうことで、何だか演説だけ打ったのでは時間がなくなりそうな気がしたものですから、大臣一遍御感想を承りたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（中島源太郎君）　率直にお話を承りまして、大変御見識ある一つの御提案だと思いました。また、一般の方々からも大学のあり方というのは入り口は広く出口が狭く、それでいいんじゃないかという一般の方々の御感想もよく耳にいたします。

また、今のハードル論でございますが、ハードル論という言葉は伺っておったんですが、その中身、先生のお考えをつぶさに私初めて伺いまして、すべて大学がやる試験でございますね。まさに先生がおっしゃるのは、一つは、大学入試であれば高校のときにできるだけ幅広い修得をするように、その中からその一人の人間の資質を確かめ、そして引き出すためには多様なやっぱりテストの方法があるだろう。それを縦に並べればハードルが三つも四つも五つもあるべきはずである。しかもそれで一つの人間の評価が決定的に定まるものではない。したがって、ある意味で幅広く採用した上で、そしてその期間は別として、半年なり四分の一期なり、そこでまた能力を確かめて、しかるべき方向に早く進ませるのが、それが一つの温かさではないか。当人にとっても進むべき道を誤らない方法ではないか。おっしゃる意味はよくわかりました。おっしゃっている意味は、大変私は見識あるお言葉だと思いまして拝聴いたしておりました。

まさに高等教育の活性化その他を今御審議いただいておるところでございますけれども、一般論として申しますと、やはり私は先生ほど経験がないんでございますけれども、どちらかというと、日本の教育というのはアメリカ型志向でいっていると思いますが、片やイギリス型の、例えば高校時代から相当専門化して、そしてエリートが大学へ突き進んでいくというのと、アメリカの場合には、大体全体を高めていって、大学に入りましてからなおかつ生徒として扱い能力を伸ばす。その点のつまり高等教育の、まあ日本は高校生まで一生懸命やるけれども、大学へ入ったらもうあとはそれで、入学試験が受かったら途端に、もうそれでいいやということになるような気がして、親御さんもこれでいいのかという感じをお持ちである方が多かろうと思います。

その辺の改革と申しますか、それはまさにここのやらなければならない方向の一つにございますので、先生のおっしゃることをすぐには、実務的にはいろいろあるだろうと思いますが、方向としては拝聴いたしまして、高等教育の活性化に十分生かしてまいりたいものだな、このように率直に感じました。

○高桑栄松君　ありがとうございました。大臣の率直な御意見で私も大変ありがたく承らせていただきました。

入試協議会のメンバーはやっぱり私はそれぞれが利益代表だと思うんです。したがいまして、自分のことを主張していくと思うんです。ですから、私もひょっとすると大学の教授を長くしたせいで、大学側の利益を、自分では意識していませんが、少しあるのかなとは思いますけれども、だけども現役の方々は自分のところを主張しますよ。ですからあれは妥協の産物だろうと思うんです。ですから改革というのはラジカルチェンジでありますから、一点を争うということが全部続いていますから。

これは偏差値、輪切りは、採点を公表しようがしまいが、試験が終わったら受験産業は彼らの情報網を駆使しまして、一日ぐらいの間に三十数万人の受験生からのデータを集めて、二、三日したら統計をとってぱっと出しますから、もう文部省

○高桑栄松君　これには厚生省も御意見があろうかと思いますけれども、時間の部合もありますので、両方の御意見というのはこれだけにさしていただきますが、文部省もオブザバー的立場とさっきおっしゃったんですが、もう少し積極的にこれはやっぱり参加していただいて、教育の目的を十分に達成できるように努力をしてもらいたいということでございます。

それじゃ、厚生省ありがとうございました。

去る三月十八日の予算委員会で下村委員の御質問だったと思いますが、それに対して文部大臣は、教育のあるべき姿に生き生き、伸び伸び、はつらつ、個性を伸ばす教育とかおっしゃったと思ったんです。大変いいことだと思うんですが、しかし入試に関しましては生き生き、伸び伸びじゃなくて、受験生は生き延びの方でございまして、生き生き、伸び伸びと文字は大変似ておりますが、生き延びる方が大変きつい話でございますが、それは入試というものが一体どういう形をとってきたか。この教育改革の中の本当にメイン、メインというか、最も今アップ・ツー・デートの問題で課題になっているのは、大学入試を頂点とする入試です。高等学校も同じでしょう、偏差値輪切りということが。前総理の中曽根さんは、これに対しては陣頭に立たれて偏差値輪切りを解消する、これは何遍も言っておられます。

そういう意味で、偏差値輪切りというのは一点を争うということから、統計的に出てくるわけでありますが、受験生の方は、さっき申し上げましたように、生き生き、伸び伸びとは反対に生き延びるために、入りたい学校ではなくて入れそうな学校へ、その入れそうな学校というのは偏差値輪切りで当然あるべきところに行くんです。これはもう私も統計学やっていましてびたりですね。極めて正確に行きます。それで偏差値輪切り、つまり一点を争うこの制度はどこから来るか。これは共通一次の加算方式にあるわけです。加算をするからその一点が非常に大きいわけです。一点違ったばかりで何十人も違ってまいりますから。ですから、その一点、北大の医学部で言いますと、共通一次と二次で二千点で、一点違って七、八人は違うんですから。ですから、この一点を争うということが生き延びる重要なポイントになってまいります。ですから、そういう意味では、大学側は入試制度というのは選抜をする側の意識であって、受ける受験生の身になっているか。もう一つは、このごろは受験生だけじゃなくて受験生の親の身にもなってもらわぬと困るわけです。受験生親子の身になって受験、入試というものを考える必要がある。

しかし、定員の枠があって、そしてそれから、だれでも大学で学習をしていくだけの基礎的な知識を持っているかということになるとこれは問題でありますが、枠があって、そういう条件があるからには、どうしても選抜は避けられない。だから入試がなくなるということは私はないと思うんです。今の考え方では。ですから私はその中で選抜をどうするかということ、しかもその能力評価が一回こっきりのペーパーテストで決まるのではなくて、それも一つの要素であるが、もう一つさらに、その本人が持っているほかの能力とか、将来伸びるかもしれない能力とか、そういったものをどのように評価していくか。しかも、それは公平でなければならぬというのが入試でございます。ですから非常に難しいわけでありますけれども、私は今猫の目のように入試制度が変わってきているということは、もう現実にそうです。年々歳々変わるわけです。もう来年どうなるだろうか、再来年はどうだ、今度東大はどう動くか、そういうことを言っているわけです。ですから、そういう猫の目のように変わっていいものか。最小限度、入試というものは制度を決めたら何年は理論的に必要なのかということを、まず文部大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣（中島源太郎君）　私に対するお尋ねでございますので、具体には政府委員からお答えさせますが、受験生あるいは受験生の親から見れば、なるべく一定した方式が貫かれまして、それに対して目標を持って勉強できるという方が精神的には安定しておるであろうと率直に思います。ただ教育そのものが、あるときには明治、あるときには終戦時を境にして、そしてまた今、それぞれの時期に教育というものは改革されていく。これもまた必要なことであろうと思うわけであります。

では、何をもって改革とするか。それを論ずるほど私は知識が深いかどうかは別といたしまして、やはり大まかに言えば、我が国の教育そのものは水準は高い面にあるであろう。ただ、やはり追いつき追い越せということからすれば、明治以来全体の水準を高めることに心を使ってきた。振り返ってみて、現在画一化し過ぎてはいないかという指摘をされれば、確かにその点はあるように思う。これから社会そのものが国際化し、変化し、多様化してまいりますから、その社会の変化にみずから対応できるようなたくましく、心豊かな青少年を育成するという意味においては、やはり教育そのものが個性を重視し、多様化、個性化に向かっていかなければいかぬであろう、こういう今要請の時代にあるのであろうと思うんです。それを前提として臨教審で三年間御審議をいただき、そして教育のあるべき姿、そしてその中に入試のあるべき姿というものが示されたわけでございますので、おっしゃるように、一定したものがある方がそれは目標としてはやりやすいと思いますけれども、教育あるいは入試というものがやはり改革の意味において変革をしていく時期があるということはやはり認めなければいけない。

そのためには、端的に申しますと、猫の目のように変わると言われるその根本をお互いに理解し合い、論じ合うことが必要だと思いまして、私の頭では、やはり個性化重視の中で多様化、個性化をやはり第一の主眼といたしまして、先生が後段におっしゃいましたように、受験生の能力を単にマークテスト、マル・バツではなくて、いろいろな形で建学の精神に基づいて、またその受験者の人間性、個性、創造性、そういうものを引き出せるような多様な入試方法をとりまして、例えば面接ですとか小論文ですとか、そういうものを入れて、そして受験者の能力を引き出し試すということが必要であろうという大前提があると思うんです。そのためにどういう方法をとったらいいかということで、協議会のメンバーの方々に高校側の方々も入っていただきまして、いろいろ御審議をいただきまして大学入試の協議会のまとめをいただいたところでございますので、それを参考にして新テストというものを六十五年からやらしていただこう。方向は一つのところへ合わせていっておるというふうに私どもは考え、御理解をいただきたいと思っておるところでございます。

○高桑栄松君　私は、年限というのはやはり最小限度は、高等学校三年ですから、入学をして三年卒業するとき受験なんですから、どうしても三年はミニマムじゃないのかなと思うんです。それより短いというのは大変困ることではないかと思っております。したがって、ことしが六十三年度で来年は何か分割分離とかというのがあって、再来年に新テストというのですから、何となく年々歳々変わっていくのではないかという印象を受けているわけですが、しかし、こう変わっていったというのはうまくなかったということの一つの証左だろうと思うんです。よければ変えないわけですからね。ですから、その変えた理由というのは何だろうか。例えば五教科七科目が五教科五科目になった。教科科目は自由にとっていい、こういうお考えでしたね、たしか。そうすると、教科だけでもこんなに変わっているんです。強化されているのか弱化されているのかわかりませんが、変わっているわけですね。

（理事林寛子君退席、委員長着席）

私が受験をした旧制高校時代は三教科なのかな、英、数、国漢で済んでいましたから。それはそれなりの選抜方法であったんですけれども、しかし今はもっと幅広い高等学校の基礎学力というようなことになるので、私は共通一次という物の考え方からいうと教科は多いほどいいだろう。だから私は五教科七科目賛成でございますけれども、せっかく五教科五科目が定着したんだとすればそれでいいのではないか。だから新テストで今度教科科目を変えるということの理由は何なのか、伺いたいと思うんです。

○政府委員（阿部充夫君）　できるだけ多種多様な大学が利用しやすいようにという見地から、五教科五科目以下という従来の国公立大学の実施をしておりますものとは違った考え方でできるだけたくさんの科目を用意し、その中から各大学がその大学の目的、性格に即して必要な科目を選ぶという方式を考えたわけでございますが、もちろんこれによって、例えば国公立大学についてこれが従来と全然違った科目を選択実施をするようになるとか、そういうようなことは今までの議論の過程等からも必ずしも予測できないところでございまして、大体従来の五教科五科目以下という範囲の中でさらに科目を減らすことがあるかどうかというような形での運用に実態としてなってくるだろうと思っております。非常に多様な科目を選択できるようにしておりますのは、特に私学などで非常に独特なことをおやりになるという場合に、高等学校にある科目でそれにふさわしいものがあれば、できるだけ私学等の利用に供することができるようにそれだけの対応をしようということで、メニューをたくさんそろえておこうということでございますけれども、実際の選択に当たりましては、恐らくこれは私の想像でございますけれども、国公立大学等については従来の五教科五科目以下という程度の中での具体の選択になってこようかと思いますし、私学それぞれの場合は一科目ないし二科目といったような科目をお選びになるというようなことになろうかと思いますので、現在の状況と著く急に変わるというような形での変化ということは必ずしも予想できないと思っております。

○高桑栄松君　今の科目の変化を含めまして、それは私立大学に参加をしていただくためのそういう対策なのかどうか。もう一つは、十二月下旬でしたか、新テストは試験をする。これも私立大学にたくさん参加してもらうための方策であるかのように新聞には出ておるんですが、これはいかがでございますか。

○政府委員（阿部充夫君）　もちろん新しいいわゆる新テストの仕組みというのは、国公立全体に自由にお使いくださいという仕組みで考えておりますので、私学のためにだけ科目数をいろいろ用意するということではないわけでございますけれども、具体の御利用に当たりましては、これまで参加しておられなかった私学において、その多様な科目が使われるという可能性はあるだろうという前提のもとに今いろいろ考えておる、使いやすくしたいということで考えておるということでございます。

それから試験の実施期日を十二月といたしましたのは、ただいま御指摘にございましたように、一つには私学の入試というものを考えますと、各私学がそれぞれ独自の入試をおやりになる時期が大体二月の初めからというのが普通のことでございますので、そういった私学におきまして御利用いただく場合には、やはり少なくとも十二月中には新しいテストが実施されておりませんと成績の利用に間に合わないという事情がございます。そういう意味からいえば、早ければ早いほど大学の側の部合からいえばいいわけでございますが、逆にまた高等学校側の立場立場からすれば、高等学校教育をできるだけ万全に終わった後で大学入試ということになってほしいという、これも強い御希望がございますので、そういった両方の御希望の間での協議の結果として十二月の末にやろうというような方向が国公私立大学と高等学校側の代表者の間のお話し合いで決まってきた、こういうことでございます。

○高桑栄松君　いつだったかテレビで見たんですけれども、高等学校側の先生が言っておられたし、私もそのとおりそう思うんですが、期日そのものが十二月であるということは、もはやその前、十月か九月にはもうとても高等学校の教育はできないということで、まあ八月で高等学校は終わりというようなことになるだろうと、それが一つあります。

もう一つ私が思っているのは、科目が自由であるということは、多ければまんべんなく高等学校教育を受けますけれども、科目が少なければそれに集中してほかのは捨ててしまうというのはこれは人情の常でございまして、しかも一点を争うからにはそうなるわけです。ですから共通一次のないときに、科目が少ないときにそれだけやっておって高等学校で成績はもう落ちそうだ、落第しそうなぐらいなのに、これは私の知っている例でありますが、北大の医進に悠々通ったのがいるわけです。これはもう高等学校教育の整合性を無視しているわけですね。ですから、私は科目が自由であるということは、そして期日が十二月に試験をするということは高校教育との整合性を無視したことになるのではないかと、これはもう私はそう思うんです。それは確かに話し合いをされた、だから仕方がないのかということですが、私、文部省としてはやっぱり高等学校教育との整合性を満足させる方向に進まなきゃいけないんじゃないか、こう思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員（阿部充夫君）　大学入試というものがあるためにそれに引きずられる傾向ということから先生の御指摘だと思いますが、高等学校の教育というのは高等学校の学習指導要領に基づきまして全般についての教育が行われるわけでございますので、それをやはり前提として考えなければならないと思うわけでございます。ただ、そういったことで大学入試の影響というので、そこにひずみが来てはいけないというようなことから、従来おったわけでございますし、大学側ではその点をぜひ重視して五教科七科目という方式をかなり長い間実施をしてきたわけでございますが、逆に今高等学校側から言わせますと、高等学校の教育ということはそれなりにあるにしても、しかし五教科七科目というのは余りにも負担が多いというような強い御意見等もございまして、むしろ高等学校側の御意見等も踏まえながら五教科五科目以下というふうに大学の共通一次についての科目を改めたというような経緯等もあるわけでございます。

一つの理想なり考え方なりということが中心にもちろんなければならないわけでございますけれども、片一方ではやはり受験生の負担の問題その他というような現実的な要素というものもある程度考えなければいけない。そこの一つの何といいますか、調和する線を五教科五科目以下というところに求めたというのが六十二年度から実施をしております現在の共通一次のやり方でございます。

○高桑栄松君　ところで、新テストは一回だけを予定しているというふうに、これも新聞情報でございますが、私聞いておるので、共通一次のときは何年間でしたか忘れましたが、四、五年やって、そしてやりましたね。ですから今度の新テストは、一回というのは自信を持って一回なのか、どうせやめるということで一回なのか、その辺ちょっと承りたいと思うんです。

○政府委員（阿部充夫君）　先生の御質問は試行の問題でございますか。

○高桑栄松君　そう、試行です。

○政府委員（阿部充夫君）　試行につきましては、共通一次を始めますときの試行は、その試行の主たるねらいは、いわゆるマークシート方式で適切な出題ができるかどうかということが試行の一番中心であったわけでございまして、そういう意味で何回か具体の問題をつくり、それを子供たちに解いてもらい、その結果を分析をし、もっといい出題はないかということを考えるというようなことで、大学関係者と高校関係者一緒に相談をしながら、そういう出題についてのテストを重ねてきたということにウエートがあったと思うわけでございますが、まあマークシート方式でございますから限界はございますけれども、それにしても現

○木宮和彦君　いずれにいたしましても、教育問題は皆さんが非常に関心を持っておりますので、答申だけではなくて、それが具体的に動き出すようにひとつ大臣初め文部省の方々の御尽力を心からこいねがう者の一人でございます。また私ども一生懸命やらしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その一つではございましょうが、特に六十五年実施予定の大学の新テストのことでございます。先ほども質問がありました。猫の目のようにというお話もございましたけれども、なかなかこれは難しい問題でございます。ここ二、三日の新聞を見ましても、ことしの大学入試、国立大学の入試でございますが、大変これいろいろと、昨年に続いて二回目でございますけれども、なかなか難しいですね。特に発表が、これ水増しという言葉が新聞用語ですから余り感心しませんけれども、入学者を確保するためにある程度の安全度を図って合格者の数をふやしているわけですが、これは事実はわかりませんが、新聞によりますと、水増しの率は全国で大体三九・二%、こういうふうに見出しが大きく出ております。中には、名古屋大学などは五二%水増しした、東大は昨年一六%がことし八%だと、その結果はついこの間、四、五日前に出たわけでございます。その結果を見ますと、かなり水増しのときには自信があるように、東京大学の文学部長の入試対策委員長さんも、ことしは後から追加でもって合格させるようなことはないだろうという大変見通しの明るいことをおっしゃっていましたが、現実にはなかなかそうはいかない。東京大学ですら理Ⅰと理Ⅱでもって百二名の定員割れをしたということですが、これはこれから埋めなくちゃならないと思うんですけれども、全体ではどうやら七千人程度の定員割れで済んだので大変結構だと思いますけれども、なかなか予測が難しいと思います。

これにはいろいろな意味でいい点、悪い点がたくさんありますが、一つの社会情勢として、東京大学百二名も欠員が出たということは、まさに大学の多様性が現実的に出たので、ある意味においては非常によかった、よかったという言い方おかしいですけれども、東大といえば絶対で、もうしゃにむにみんな入るんじゃないか、東大の関係者もそう思っているし、世間もそう思っていたんですが、なに今の若い人は、あに図らんや、百二名もがともかくキャンセルしているんですよ。言ってみれば東大を滑りどめにしたのが百二名いたということなので大変私は快挙だと思っておるんですけれども、そういう意味でなかなか入学試験は難しいと思いますが、ことしの現況を踏まえて六十五年度もやらにゃならないと思いますが、ことしの入試につきまして、文部省の方で何か御意見あるいは御感想ありましたら、ひとつ簡単で結構でございますがお漏らしいただければ大変ありがたいと思います。

○政府委員（阿部充夫君）　昭和六十二年度、昨年の入試から国公立大学の入試につきまして一つの改善を行ったわけでございます。

この改善の中身は二つ内容がございまして、一つは、従来五教科七科目一律に課するという共通一次の仕組みを五教科五科目以下ということで、各大学によっては五科目あるいは四科目、三科目というようなところも出てまいりました。いわば共通一次の科目の削減を行ったわけでございますが、この点につきましては一般に非常に好評で迎えられたと思います。新聞等でも批判というようなことは余り見受けなかったというふうに思っております。

同時にもう一つ行いました受験機会の複数化という事柄につきましては、これは事柄としては、これまで国公立大学は一校しか受けられないのかという御不満が国民の間に強くあった、それに対する対応策として複数化ということを行ったわけでございますので、そういった意味では、その基本理念と申しますか、基本的な考え方については大方の御賛同が得られたと思うわけでございますけれども、実際に実施をしてみますと、ここ十年程度の間一校しか受けられないという仕組みでずっと来ていた、そこに新しく二校受けられるという仕組みが出たということによっていろいろな形の混乱が出てきたということは批判の種として指摘をされたわけでございます。もちろんその中には、一つは、初めてのことでもあるので、大学の側にも受験生の側にもいろいろ戸惑い、混乱があったためということで、逐次おさまっていくであろうというたぐいのものもあったと思いますし、あるいは制度的にもやはり問題があって検討し直してもいいんではないかというようなたぐいのものもあったと思うわけでございます。

その一つがいわゆるマスコミ用語で言います足切りと言われるものでございますけれども、延べ十万人の足切りというのが昨年あったということで大変御批判をいただいたわけでございます。これは臨教審の答申でも言われたことでございますけれども、自己採点方式という共通一次をやった後で出願をするという方式を改めて、共通一次をやる前に出願をするという方式をとったために、受験生の方でいろいろとまどい等がそういう形で出てきたというようなこと等もあろうかという反省もございまして、国会でも随分指摘もいただきましたので、それを踏まえまして、従来にも戻して共通一次後に各大学への出願をするという仕組みに直しましたが、結局そういった点、あるいは受験生の側のなれというようなことがあったと思いますけれども、それによりまして、ことしは延べで一万五千ぐらいだったかと思いますが、いわゆる足切り組は去年に比べますと激減をして、いわゆる足切り問題というものがそれほど大きな指摘をされずに済むような状況になったというような点では、一つ事柄がおさまってきたなという感じを持つわけでございます。

ただ、A日程、B日程の間の分割の問題につきましては、これはいろいろ議論があるところでございまして、国立大学協会の方でも六十三年度入試、さらには六十四年度入試に向けてより一層の改善はないかということで鋭意議論を重ねられているという真っ最中でございまして、六十三年度入試の経験も踏まえながら近く六十四年度の入試についての方向も出そうという努力がなされておるところでございまして、私どももできるだけ余り複雑なことでなくてわかりやすい方法で、しかも受験生に二回チャンスがあるという方式を何とか考えてほしいということで、国大協に対してもお願いをし、指導、助言等も行っておるわけでございます。

それから、受験の合格の段階でのいわゆる水増しの問題でございまして、通常各大学ともこれは国立に限らず私学等におきましても学生は幾つかを複数受験をするわけでございますから、そこで定員どおりとればいいというわけにはいかないというのが当然のことでございますので、ある程度定員を上回って合格手続をする者の数を見通しながら合格発表をするというのは私は当然のことだと思うわけでございます。しかしながら、実際にこれはやはりなれの問題というのもあろうかと思いますけれども、見通しが必ずしも十分読みが成功しなかったと申しますか、そういうような事柄から、昨年の段階でもいろいろ読み違いが出てまいりましたし、ことしの入試の段階におきましても、先ほど東大の例をお引きいただきましたけれども、やはり読み違いがあったということであろうかと思っております。いずれにいたしましても、こういった問題はある程度経験を積みませんと、どうにもできない性格のものでもございますので、もちろんより一層正確な見通しをするように各大学には御努力をお願いするつもりでおりますけれども、ある程度の経験を積みながら逐次改善されていくことであろうかと思っておるわけでございます。

いずれにいたしましても、今度の複数受験の状況によりましていろいろ序列化というようなこともいろいろ御議論従来からなっておりましたけれども、先生のお言葉に余り賛同をしてしまってはいけないのかもしれませんが、東大だけ



が大学ではないと申しますか、多様化、個性化と申しますか、自分の好きな大学に行こうというような思想が幾らかでもあらわれたものとすれば、こういう傾向というものもあっていい事柄ではなかろうかというようなふうに私個人的には感じておる次第でございます。

長くなりまして恐縮でございます。

○木宮和彦君　私と全く同じような御意見でありがたいと思います。ただ、入学試験というのはやっぱり受験生にとっては本当に命みたいなものでございまして、真剣に取り組んでいると思いますので、何とかそういう意味で受験生に非常にいいシステムをつくれば、今度は大学自体が非常に悩んで今言ったように読み違いというようなことがあるんで、これはもう私は読み違いはやむを得ないと思うんで、ただし、それが過大になるということはまた後で不安を残しますし、また後から東大が百人を埋め合わせようとすれば、それがまた次の大学に影響してくることはもう目に見えているわけです。そういう意味で、やっぱり受験生がせっかく心を改めて、しようがない、あそこを落っこちたけれども、今度はこっちの学校で頑張ろうという決意を決めた途端にまた電話かかってきたりすると大変迷うわけですね、子供にとっちゃ。これはある意味においては子供を翻弄しているというか、なぶっているような、そうじゃなくても結果的にはそうなりがちなんでして、そういう意味からも、ひとつぜひ六十五年からの入試につきましては、ただいま局長がお話しになりましたように、簡便にしてなおかつ受験生がある程度満足できるようなぜひ入試改革をしていただきたいと、こう思います。

ところで、この新テストでございますが、ただいま成案をつくっていらっしゃるまだ最中で、決定したわけじゃございませんが、一つの問題は、やっぱり私学が加わるかどうかという問題、いま一つは、そのやり方でございまして、科目がどのくらいになるのか。そしてそれによってまた大学の方が新テストを選択して、うちの学校はこれとこれとこれだけで結構だということが言えるのかどうか。それからまた二次テストが二科目以内で、文部省さんも各大学にそれを要請しているようでございますが、それが可能になるかどうか。その辺の見通し、また結構でございますが、ひとつまたお知らせいただきたいと思います。

○政府委員（阿部充夫君）　いわゆる新テストでございますけれども、これにつきましては午前中もお答え申し上げましたように、受験生の個性、能力、適性というものを、学力だけでなくて多面的に見ていくという入試を実現したい、そういうための一つの手段と申しますか、有力な方法として各大学でこの新テストを適宜活用していただく。各大学独自の方針というのは、また各大学が別途の試験を行って実施をするというようなことを組み合わせることによりまして、そういう個性的にして自由なテストというものができ上がっていくということをねらいにしておるわけでございます。そういうたぐいのものでございますから、この大学入試センターが出題等の業務を実施するわけでございますけれども、出題の科目等につきましては相当数のものを用意いたしまして、これを利用する各大学の方におかれましては、その中である大学は、例えば私学の場合、英語だけを使おうとか、あるいは国語だけを使おうとか、あるいは国語の中でも漢文の部分だけを使おうとか、いろいろなやり方が可能であるというような、全く自由な利活用を可能にするという方式を考えておるわけでございます。もちろん各大学が、二次試験という名前になるのかどうかはわかりませんけれども、それぞれ独自の試験をやるということは当然あり得るわけでございますけれども、その試験のやり方につきましては、それぞれの大学で工夫を凝らしてやっていただくということを目標にしておるわけでございます。

先生、二次試験についての二教科以下というお話がございました。これは私どもは国公立大学で現在行われているような仕組みを念頭にして言っておるものでございまして、要するに国公立大学の場合には現在五教科五科目以下となっておりますけれども、大体五教科五科目をやるというのが普通の形でございますので、それがいわば一次試験をという形をとるわけでございます。したがいまして、二次試験ではせっかく五教科もやるんであるとすれば、二次試験の方はそれぞれの大学が自分の、例えば数学の学科であれば数学を中心に試験をするとか、それ以外に面接や論文等も書かしてみるとか、いろいろなことをやっていただくく。それが望ましいことであって、共通一次でテストをした五教科とほとんど重なるような学科目に全体に広がって試験をするというのは、やはりこの仕組み全体の精神からいって適切でないのではないか、こういうような考え方で、従来から、これは共通一次が始まりますときの国会の御論議でもそういう御指摘をいただきまして、国公立大学の二次試験の科目の減少を図れという附帯決議もちょうだいをいたしておるわけでございまして、そういう線にのっとって国公立大学の指導をしてまいりました。

現在、平均的にいえば国公立大学全体で二教科三科目ぐらいが平均でございます。一教科以下のところというのも相当数、三分の一以上に及ぶかと思いますけれども、あるわけでございますが、中にはやはり相当数の科目、四教科を課している、三教科を課しているところもございますので、こういったところにつきましてはできるだけ、共通一次が五教科だとすればせめてその半分以下、二教科以下ぐらいのところには抑えられないだろうかという方向を持ち出しまして、現在個別にも御助言を申し上げ、検討を促しているところでございますし、また当然国大協等の団体においても議論をしてほしいというお願いをしておるところでございます。

全体としては、先ほど申し上げましたように、二教科というのは平均でございますので、数は三教科、四教科というのはそう多くはないわけでございますけれども、それぞれの大学のまさに自主性に絡むことでございますから、これは必ず直してもらえるとか、それは難しいとかということを今の段階でちょっと私ども申し上げかねるわけでございますけれども、事柄としては、私どもは理解をいただけることであろうというふうに信じて、各大学に御指導、助言を申し上げているという状況でございます。

○木宮和彦君　大変明快な御答弁で私も満足しておりますが、ぜひひとつ新テストが行われる暁には各大学の御理解を得て、できましたらそこそこ専門の教科一つだけ、それに作文なり論文なり面接なりという程度で、ぜひ実行できればこれはすばらしい改革になると思います。

実は、私も夜遅く方々、特に選挙中なんかそうでしたけれども、こうこうと電気がついているのはどこかなと思って見ると、大体それは受験塾なんですね。学習塾で、自転車がいっぱいありまして、ほかはシーンとしているのに十一時ごろになってもまだ電気がこうこうと照らしているのは学習塾だけなんです。そういうものを見ましても、いかに今の学校の入試制度というものがかなり若い学生、特に中学生、高校生あたりには大きなウエートがかかっていることは明らかなんで、何とかやっぱり学力だけではなくて、もっとやるべきことが世の中にたくさんあるんで、スポーツもその一つでありますし、また国際的に、あるいはいろいろな障害児をかわいがる心というものも、これまた教育の中で一番大きなウエートを占める人間教育だと思うんですが、なかなかそういうものに手がいかないで、親御さんも子供さんもみんな、勉強することは悪いことじゃないんですけれども、行き過ぎは是正していただかないと、これはやっぱりこれからの日本の将来に大きな禍根を残すと思いますので、ぜひひとつ今の件につきましては実現できますようにお願い申し上げたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君) その点につきましては、大学入試改革協議会の結論も同趣旨でございますし、私どもは関係の国公私立の大学に御説明する際にもそういうことで御説明をしておるわけでございます。ただこれは、ただいまちょっと手元に資料が見当たりませんけれども、臨教審の答申の中でも例えば各大学個別にということも前提としながら、大学のグループでもって利用するというような方法もあり得るというような指摘等もございますので、利用の仕方についてはいろいろあると思いますけれども、強制的に一律にというような方向での方針をとっているわけでは決してございません。

○粕谷照美君 国公立も強制をされない、参加は自由である、こう理解をしてよろしいんですか。

○政府委員(阿部充夫君) 基本的にはおっしゃるとおりでございますが、ただ先ほども申し上げましたように、グループでの利用というようなこと等もございますので、国公立の団体等で具体にどういうような方向を出されるかという問題は今後の問題であろうと思います。

○粕谷照美君 第一次答申は、また「受験生への得点の通知」というのがありますね。これしなさいということだと思いますけれども、これはしないということになっていますね。それから「マーク・シート方式の改善」、これは一体どういうふうに改善をされたのかという問題があります。また「資格試験的な取扱い」「などを積極的に図る」と、こういうふうに言っておりますけれども、入試改革協はこれを受け入れておりますでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 臨教審の答申でいろいろ個別具体の検討課題の御指摘があるわけでございます。

ただいまの御指摘のほかにも例えばいわゆる自己採点方式というのを取りやめて云々というような指摘等もあるわけでございまして、こういったいろいろのことについて現在入試改革協議会で検討し、あるいは事柄によってはそれぞれの大学の具体化の段階で検討するということになるわけでございますけれども、御指摘の得点告知の問題につきましては、これは改革協議会でも関係者、改革協議会は先生御承知のように国公私立の大学と高等学校側との協議機関でございまして、皆さんで議論をして結論を出していただくという会でございますけれども、その中でも随分議論があった事柄でございますが、ただやはり輪切り、序列化を助長しないということを基本的な方針として考えていく場合に、個々の受験生の得点を途中の段階で知らせるということはやはり受験産業等に寄与することになるのではないかという御意見が大変強く、ただもちろんやはり知らせてもいいんではないかという御意見もございましたけれども、そのようなことから当面は知らせないということで、なお今後の推移によってあるいは社会的な御意見等の状況によって、もう一度考えることはあるべしという余裕を残しながら、今回は当面は知らせることはやっぱりよそうという結論に一応なっておるわけでございます。

また、マークシートにつきましては、これはかなり専門的、技術的な問題になるわけでございますけれども、マークシート方式を改善すべきだという中で、必要な改善を行っていくべきだということはまさにそのとおりでございまして、改革協議会でもそういうことでさらに一層努力をしようということになっておりますが、具体には個々の出題の段階でより一層思考力を問うあるいは思考過程をわかるようにするというような出題を具体にどうしていくかという個別の出題の方式の問題になってくるわけでございまして、入試センターの研究開発部門におきましても、これまでいろいろな出題の傾向等について分析、検討し、改善の提言等をしてきたというような経緯もございますので、そういった努力を全体で積み重ねながら、さらに一層現在のマークシート方式による欠陥というものの可能な限りの是正を図っていこうというのが、これからの具体の入試センターにおける出題上の責任ということになってくるわけでございます。

また「資格試験的な取扱い」という点につきましては、これは個々の大学の扱いの問題になるわけでございますけれども、個々の大学で、自分のところは例えば何点以上の者について、まず一次をパスさして、二次以降は別の試験で検討をするというような扱いになろうかと思いますが、それにつきましては個々の大学の取り扱いとしてやることは可能でございますし、それぞれの大学の御検討に待つわけでございます。ただ、全体として資格試験にして何点以上でなければ、そもそも国公私立どこの大学へも入学志願の資格がないというふうなことにするというたぐいのことにつきましては、これはかなり問題があることでもございますので、さらに一層の検討が必要であろうということで、現在結論を出しておらないわけでございます。

○粕谷照美君 受験生への得点の通知をすることは受験産業を伸ばすと、こういうふうに言われますけれども、今はしてなくても受験産業伸びているじゃないですか。どっちやったって受験産業は伸びるわけでありまして、物の本質をきちんとわきまえて私は討議をすべき問題だというふうに考えております。

そうしますと、そのこともさらにはまた資格試験的、これは全体にわたるわけですけれども、こういうようなことについてはまだ話し合って改善をしていく、改革をしていくというゆとりと申しますか、そういうものだと、こう理解をしてよろしいですか。

○政府委員(阿部充夫君) 全体を通じての「資格試験的な取扱い」ということに相なりますと、これは現在各大学が個別に入試をやっているということをそもそも基本から直すということにもなってまいりますので、現在の改革協議会が出しました結論は、そういう方向はとっておらないわけでございます。ただ、個別の大学で、それぞれの大学の中で資格試験的に取り扱うということはそれは可能だということでございますので、全体を資格試験として取り扱っていく問題というのは、別途の課題としてこれは文部省としても今後検討していかなければならない一つの大きな検討課題だと、こういうふうに考えております。

○粕谷照美君 この正式名称というのはいつ決まるんですか。

○政府委員(阿部充夫君) 試験のどういうネーミングをするかということにつきましては、これはありていに申しますればいろいろな御意見があるわけでございまして、そういった中で何を選ぶかということを、先般の改革協議会の御結論では、これは行政当局にネーミングの問題は任せるという御報告をいただきましたので、私どもの方で現在鋭意検討中でございますが、もちろん、現在御審議をいただく予定にしております国立学校設置法の改正が成立をいたしました暁には、その後省令等でさらに細目等を決めていく必要があると思いますので、その時点にはぜひ正式なネーミングをしたい、こういうふうに思っておる次第でございます。

○粕谷照美君 入試センターの問題につきましては、これから法律も出てくることでありますから、その法律の中で十分な質疑を行っていきたいと思っております。

私たち社会党は、結局共通一次というのを中曽根総理がおっしゃったように廃止をすべきだろう。そしてまた、新テストはしたがって導入を見送るべきであろう。今改革協が国公私立、そして高等学校も含めて協議の場になっているといいますけれども、私は、これがもう少し中学校などの関係者も入って、大学入試検討委員会などを設けて、国民合意の改革案というものを時間をかけて十分に討議をしていく必要があるのではないかということを言っておりますので、文部省もその点をよく理解をしておいて、これからの討議に答えていただきたいというふうに思います。





## 八 第112回国会 参議院文教委員会会議録（抄） 63. 3. 23 粕谷 照美（社）

○粕谷照美君 大学の入学試験が猫の目のように変わるじゃないか、大変な国民からの不評がある中で、ことしの入学者も決定しているようです。さて、来年の十二月には共通テストが第一回実施をされるわけでありますが、これを利用するか否かの予告が七月になるわけですね。

（理事仲川幸男君退席、理事林寛子君着席）

そうすると、それに向けて三月十四日から説明会が催されたと聞いておりますが、その状況も含めまして現状を御報告いただきたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君) 昭和六十五年度入試からを目指しまして、新しい入試改革を進めていきたいということで鋭意努力をしておるわけでございまして、既にその基本的な方向につきましては、二年ほど前に大学入試改革協議会の結論ということで一般に公表もいたし、さらに具体に詰めた結果を先般二月十五日に最終報告としてまとめたところでございます。

二年前に方向を決めましたとき以来、関係の大学等に対しましてはその内容をお配り申しまして、御検討等を願っておったわけでございますけれども、さらに最終的に若干の細目まで含めて方向がはっきりとしたという段階でもございますので、先般、国公私立の各大学の入試等の関係者の方々にお集まりをいただきまして、これは三日間にわたってでございますけれども、大変数が多うございますので三日間に分けまして説明会を行いました。具体の中身について十分御理解をいただくということがまず先決でございますので、そういう形で説明会をいたしますと同時に、午前中ほぼいっぱいかかって説明を申し上げたわけでございますが、さらに午後には具体に現在の共通一次の入試というのはどんな作業で、どう行われているかということを見ていただくという意味もございまして、入試センターも皆さんに視察をしていただいたというようなことで、いろいろお勉強をいただいたわけでございます。

先生の御質問にもございましたように、七月の時点を目途にいたしまして各大学で、特に私学の関係につきましては、この新しいテストについてどういう対応をするかという基本方針をお決めいただくということを予定いたしておりますので、現段階では各私学が具体にどの程度どういう形で利用するかということは明らかではないわけでございますけれども、これまでも非公式に聞いておりますところによりますと、いつの時点から利用するかということは別にいたしまして、この件については真剣に前向きに検討しているという趣旨でお答えをいただいている大学も数十校に上っております。逐次このテストについて各大学における具体的な御検討が進められ、このテストの利活用についての理解が深まるということを期待いたしますと同時に、今回の入試改革は、このテストを利用していただくというのがねらいではなくて、要すれば受験生の能力、適性等について従来の学力検査一辺倒で一発勝負で決めるというんではなく、多角的にこれを入試の段階で判断をしていただくというような個性的な入試の実現ということをねらいとしておるものでございますので、そういった方向へ向けて各大学での御検討が一層進むということを心から期待をしているというものでございます。

○粕谷照美君 そういたしますと、この私大参加というのが非常に大きなかぎを握っているという見方は間違いになりますか。私大の参加が少なくてもこの共通テストは実施をする、その理解はどうですか。

○政府委員(阿部充夫君) 私どもは、今までの入試のシステムの中でも私学につきましても臨教審の答申の中でも学力検査一辺倒であるというようなことを改善すべきだという批判も行われておるわけでございます。今までの仕組みの中でそれがなかなかできてないということを考えますと、やはりこういった新しいテストを利用することによってそれが実現をしていくというねらいが適切であると考えておりますので、そういった意味では、この新しいテストについて理解が進み、各私学等からも十分、これは自由な利活用ということになっておりますけれども、自由にして創意工夫に富んだ利活用をしていただくというのが願いでございますので、できるだけ多数の私学にそういった方向での御理解を得たいと思っておりますけれども、ただ、入試につきましては、一斉に何かがスタートをするというようなたぐいのことでもございませんし、本来各大学が自主的に方針を決定していくという性格のものでもございますので、当初に何校入ったからやるとかやらないとかいうことではなくて、ある程度の時間をかけながら御理解をいただき逐次進めていくということが適切であろうと思っておるわけでございまして、そういった方向でまずは理解を求めるという努力をしておるわけでございます。

○粕谷照美君 理解を求めるということに努力をしているといいながらも、前向きに検討しますというのは、参加をしたいということを含みにして、そういうお話をしていらっしゃるんだろうと思いますが、そんな大学が数十校あるという分析をしているわけですね。文部省の方は。書かれたものなどを読みますと、私大の中には、ここに参加をしないと私学助成の関係もあるから文部省からお金がおりなくなるのではないかというようなことを漏らしているところがあるやに聞いておりますけれども、そのようなことはないと思いますが、どうでしょう。

○政府委員(阿部充夫君) 私どもの耳にそういう話が入ったということは一度もないわけでございますけれども、新聞とか週刊誌とかいろいろな報道の中にそういう私学助成でペナルティーを課するとか、あるいは認可の際にきつく当たるとか、そういったような憶測と申しますか、そういうようなのを書かれておるのは見かけたことがあるわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、私どもは大学の入試は各私立大学の場合にも各大学が自主的に考えて改善を進めていくべきことというのは基本であるということに変わりはないわけでございまして、そういった見地から、これを利用しなければペナルティーを課するぞというようなことは口にしたこともございませんし、心で思ったこともないわけでございます。各大学で、ただ本気で考えてほしいということは心から要望しておるわけでございます。

○粕谷照美君 文部大臣は慶応へ行きましてお話をした。内容については定かでありませんけれども、多分共通テストへの参加を要請したのではないかというようなことがマスコミに書かれておりますけれども、確かに臨教審の会長代理をやられた石川さんとお話をされるということは、これは非常に重いことでございまして、何かこれに関するようなお話はなさったのでしょうか。

○国務大臣(中島源太郎君) 確かに私も母校を訪ねさしていただきました。その際の内容の中で、実は幸か不幸か、この問題についてはお話する機会がありませんで、全く話題に出なかったわけでございます。しかし話題に出たか出ないかということにかかわらず、この問題は一般的に非常に重要な問題でございますから、今の御質問に対しましてははっきり話題になっておりませんで、ただ、一般論から申しますと、政府委員お答えいたしましたように、やはり多様化、個性化を進めていく上で、御理解を得ながらこのテストを自由に利用していただくことによりまして、受験者の人間性、創造性あるいは個性を十分参酌して、いいところを酌み取っていただくようなテスト方法に進むことを心から期待をいたしておる一人でございます。

○粕谷照美君 この共通一次の利用方法なんですけれども、臨教審と入試改革協の間にはいささかのそごがあるのではないかというふうに考えますけれども、まず参加の自由について第一次答申は「国公私立を通じて各大学が自由に利用できる「共通テスト」を創設する。」とともに、また「利用するか否か、利用するとしてもどのような利用方法をとるかは、国公私立を通じた各大学の自主的な判断に委ねる」、こう書いてあるわけであります。これ今そういうふうに説明されておりますでしょうか。

○高桑栄松君　時間の部合上、私、予定質問を少し飛ばさせていただきますので御了承ください。

教育改革に入らせていただきますが、改革というのはラジカルチェンジということでございまして、改善とは違うんですね。全くシステムが変わるとか、本当に原理的に変わるというのが改革ということだと思います。教育改革の中で本当に改革と考えていいものは、私の解釈では大学入試、それに九月入学だと思いますが、きょうは入試だけに絞らしていただきます。

中曽根前総理は、教育改革において偏差値、輪切りを解消するということを大きく主張されましたが、私は、偏差値、輪切り解消は採点方法が一点を争う限りこれはあり得ない、間違いなく偏差値、輪切りの序列をつくるのは一点を争うからであると思います。

それで、私が主張しておりましたのはハードル論ということで、共通一次と同じような形式の試験をいたしまして、そしてあるハードル、例えば六割なら六百点、千点で六百点をオーバーすればこの大学への第一次ハードルは越したと、第二ハードルは例えばクラブ活動とか、第三ハードルは論文を書かせるとか、もう一つは例えばどうしても将来その志望学科に必要な最小限度の科目はペーパーテストするとか、幾つかのコンビネーションでやることを私は主張してまいりました。これは元の松永文部大臣は賛成してくださいました。渋部さんも今度の一月一日のある新聞の対談でハードル論とはっきり書いておられますが、文部大臣どうお考えでしょうか。

○国務大臣（中島源太郎君）　改革の重点についてお尋ねでございました。

改革というのは、そのときのその社会の変化に対応できるような人間をつくっていく、それが大前提でございまして、その中の一つにおっしゃったような入学の改革、改善というものがあるわけでございます。それである意味では活性化するかもしれません。ただ、一方におきまして高校卒業者をもって大学入学の資格を持つということの整合性からいたしますと、そこでどの時点で切るのか、例えば大学でやるのかあるいは高校卒業時にやるのか、いろいろあろうと思いますけれども、そういう意味で一つの御提言としては拝聴いたしますけれども、他に考え得べき整合性もやはり考えなければいけませんので、そういう点を検討さしていただきたい、こう思っております。

○高桑栄松君　それで、新テストには何を期待されるんでしょうか。文部大臣、もう一つお願いします。

○国務大臣（中島源太郎君）　ちょっと前段に申しましたように、多様化、個性化を進めていきますためには、教育そのものが個性化重視ということになります。したがって進学、あるいは大学からすれば採用でございますが、高校生からすれば大学入試に対しまして、やはり自分の個性の得意な部分を評価してもらえるような、つまり逆に言えば高校生としてはある一定の水準を修得すればあとは自分の得意な分野で勝負できると申しますか、そういう点を高めていきたい、こういう点でございまして、そういう意味では大学の方でも受験者の個性、人間性あるいは創造性を引き出すためにいろんな意味での、マークシート方式以外の例えば小論文を出させますとか、あるいは時には面接をいたしますとか、そういうことで受験者のいい面を引き出していく。したがって、教科としては一教科あるいは二教科に絞っていただいて、その他の点を新テストを自由に参考に引き出してもらえばよろしいと、そういう考えでおるわけでございます。





ように考えます。

○鍛治委員　私大参加ということは一つの重点になっているのですが、これはどの程度まで参加を考えていらっしゃるのか。全私学参加というのか、それとも何％ぐらいいけばいいというのか、そこあたりどういうふうなお考えなのか。現時点では大体どれくらいの参加が見込まれておるのか、その点ちょっとお聞かせをいただきたい。

○阿部政府委員　このテストは、先ほど来申し上げておるような趣旨で考え出され、提言されているものでございますので、私どもとしてはできるだけ多くの私学がこの趣旨を理解をしていただいて参加していただくということをねらいとして、御説明等を申し上げてきておるわけでございます。

現在、この夏までに各大学でこれを利用するかしないかということの方針を発表してほしい、こういうことで連絡をいたしておりますので、各大学とも現在の段階で参加をする、しないということを公式に表明されたところはないわけでございますが、昨年の暮れに、全国の四年制の私学につきまして、大体どんな検討が行われていますかということを口頭で問い合わせをいたしましたところ、数十校の大学は、こういったものについて、いつの時点から、初年度から入れるかどうかということは別にしても、前向きの姿勢で検討している、あるいは検討するつもりであるというようなお答えをいただいておりますので、私どもとしては、あるいは時間がかかることになるかもしれませんけれども、逐次御理解をいただいて多数の私学が入っていただけるように努力をしたい、こう考えておる次第でございます。

○鍛治委員　六十八年ごろから大学に入る学生の数が減ってくるようになると思います。そこらあたりで、序列化ということをさっきから言われておりますが、参加すればこれはもう全く序列化されるだろうと思うのです。間違いなくされるであろう。それが全私学、私大あたりが全部参加しなければいかぬというような雰囲気にもしなったといたしますと、私学の経営という面から見ても、六十八年以降私学ではもう閉鎖しなければならぬということもひょっとしたら出てくるのかな、そういう中にこのテストによる序列化が重なってきますと、これが即そこらあたりの評価とつながってきて大変な問題にもなりかねないというふうな気もいたしておるわけでございます。

したがって、私どもとしては、私大の参加というものはある程度自主性を尊重して参加ということをお決めになる方がいいのではないか。それを何か、まさかそういうことはないと思いますが、やらなければ何かペナルティーをどこかでやっちゃうぞというようなことをもしやったりすると、これはまたなおさら大変なことにはなるのだろう。だからあくまでも、これからの日本をしょって立つ学生を私学で相当大半やっていただいておるわけですから、特に特色のある、日本の将来にとって、世界にとってもプラスになるような人材を育成できるような大学、ユニークな大学をつくって、またそういういろいろな競争にも勝ち残っていけるような形ができてくればいいのではないかな、私はこういうふうに思っております。そういう方向でぜひお進みをいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○中島国務大臣　御指摘はごもっともでございまして、局長が申しましたように、この新テストは、新テスト先にありきではなくて、先にあるのはあくまでも個性重視の教育でございますので、少なくとも個性が十分に生かせるように、そして、先ほど先生御指摘のように、大学の二次試験には、それぞれまた私学には建学の精神もございますし、その中で各学部学科で特に受験生の創造性、個性、人間性を引き出せるような方法をとっても らいたい、そのためには二教科あるいは二教科に絞って十分に個性を引き出してもらいたい、こう思っておりますし、過去の例で見ますと小論文あるいは面接の採用が非常にふえております。例えば十年前の五十三年と六十二年とを比べますと、小論文の採用学部は四十七学部から百六十九学部にふえております し、面接も五十六学部から百八十八学部にふえておる。こういうものはまた私学の方でもそういうものをどんどん取り入れていただきまして、個性ある学生、そして個性ある学校、建学の精神を十分に伸ばしてもらうような、そこを理解していただくように努めてまいるつもりでございます。

○鍛冶委員　これについてはひとつ御検討をぜひいただきたいと思いますし、私どもも、研究をしていろいろとまたいい形で進め得るものがあればぜひこれは進めていきたい、こう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは次に移りまして、大学入試の問題でお尋ねをいたしたいと思います。昭和六十五年度からいよいよ新テストを導入して実施する、こういう方向が決まって今走っているわけでございます。これは私が申し上げるまでもなく、特にその中で、共通一次試験というものが昭和五十四年から実施をされて今日まで来ているわけですけれども、この大学入試共通一次をめぐって、特にこの二、三年は入試の方式というものが、新聞報道でも言われておりますが、くるくると猫の目のように変わる、こういう表現で報道をされております。私はこういった形がいいのかどうかということを大変心配しているわけですが、こういった大学入試のあり方について文部省は一体いいと思ってやっているのだろうか、またはよくないと思っているのだろうか。これは直接的には共通一次等については文部省が関与するところではないというようなことにもなるのかもわかりませんが、そこらあたりが監督官庁として私は非常に疑問に思うわけです。

そこでこの際、昭和五十四年に共通一次試験を導入して以来の最近猫の目のように変わったと言われておる大学入試のあり方について、総括を含めてひとつ、いいのか悪いのか率直な御意見を含めてお答えをいただきたいと思っております。

○阿部政府委員　御質問にもございましたように、昭和五十四年度の入試から国公立大学で共通一次試験を実施いたしたわけでございます。このねらいとするところは、当時学力検査一辺倒というようなことで、しかも一発勝負の試験が行われている、これがやはり入試制度上問題がある、しかも出てくる問題は難問奇問だけではないかというようなことが高等学校教育を混乱させている原因にもなっているというような御指摘等にこたえまして、国公立大学で共通一次試験という制度を考えたわけでございます。

この共通一次の制度は、これによりましてまず良質な問題を確保して、平均的な高等学校における教育のある程度の力というものをそれで試す、さらに各大学はそれぞれの大学の個性ある学部学科の特質等に基づいた独自の試験を行う、それを総合的に判断するということによって、従来言われておったような問題点を解決していこうということをねらいにしたものでございました。

これにつきましては、一つは、共通一次試験の出題そのものにつきましては、難問奇問がなくなって、高等学校の教育に即したよい問題が出るようになったという評価が一般的にあると思いますす。これは非常によかった点だと思っております。それから、各大学におきます二次試験につきましても、これは私ども十分とは言えないと思っておりますけれども、いろいろな形での多様化が進んでまいりまして、面接を課する、小論文を課する、あるいは二次試験の学科目も平均して二教科程度というところまで減ってくるというような、いろいろない点が出てまいったわけでございますが、反面、コンピューター関係の技術が進展したこと等もあろうかと思いますけれども、共通一次の成績によりまするいわゆる大学の序列化が顕在化したというような御批判もございます。また、国公立大学だけの改革で、私学についてまで改革になっていないではないかという御批判等もあるわけでございます。

こういった問題等を踏まえながら、昭和六十二年度以降幾つかの改革が行われてきたわけでございますが、昭和六十二年度国公立大学について行われました改革は、一つは、共通一次の科目を従来五教科七科目と画一的に課しておりましたものを五教科五科目以下ということで科目数を減らすと同時に、各大学がある程度自由に科目を選べるという仕組みをつくったということでございます。

それで、デメリットというのは大変申しにくいわけでございますけれども、これによっていろいろな方面で不安をお持ちなのは、国公立大学で序列化というような問題が起こった、これが私学についても出てくるのではないかというあたりのところに一番不安な点があるのではないかと思うわけでございます。私どもとしましては、従来の国公立の共通一次についていろいろ言われていることの一つが、五教科七科目を全部一律に課していた、それによって序列化がなされやすいような状況にあったということ、それからもう一つは、各大学における二次試験の多様化という点が十分には進行していなかった、それによって共通一次の成績だけで物を判断する、世間から見られるというような体制ができてしまったということもあるであろうと思うわけでございまして、今回の改革につきましては、例えば私学が入ってまいりました場合にも、自由な利用ということをまず前提に掲げておりますので、ある私学においては完璧だけを使う、あるところは国語だけを使うというようなやり方が可能になってくるわけでございまして、また各大学がその余力で、二次試験で今まで聞きしますとか、心あるような論文試験等をやっていただくというようなこと等で工夫を凝らしていただければ、これが直ちに序列化につながるということにはならないであろう、こういうようなことを予想し期待をしているわけでございます。

○鍛冶委員　デメリットの中に言われておるのは確かに序列化ということが一番大きな問題であろうと思いますが、それがあると同時に、私ども心配しているのは私学としての特色をなくすのではないかということを痛切に感ずるわけです。どうしても国公立の方に右へ倣えの形になってしまうのではないか。さらには二次の試験といいますか、大学側における試験というものの方を極めて信頼し高い期待感を持って、うまくいくであろうというふうに言われておるわけですが、私もそのように期待したいとは思いますけれども、どうも従来の大学側の対応を見ておると、共通一次を施行しました場合も、むしろあれは二次とのセットで考えられておった、大学側の対応の方がむしろ非常に重視されなければならぬことだったと思うのです。あれが実施されるときには私もいまだに覚えておりますけれども、文部省は変なところに口を差し挟んだりはせずに、変なところへ恐縮ですが、巻間そういうことをよく言われるわけですが、ところが、私はそういうところにこそ、大学の自治とかなんとかいうけれども、むしろ大学自体のためにも、また受けるお子さんたちのためにも、日本の将来のためにも、二次の方に少し口を差し挟んで、少し強硬に自由にやらせて、特色ある学校がつくれるように大学入試を考えるようにしたらどうだということを申し上げたことがあるのです。しかし、随分とこれは遠慮をされて、確かに大学には大学の自治、学問の自由ということがありまして、これは大切なことですからやむを得なかったかもわかりませんが、私どもとしてはそういう点で大変な心配をいたしておったわけです。ところが、今度共通一次ができると、もう何かそれにおんぶにだっこしちゃって、時々大学に行っていろいろ話しているのをお聞きしますと、心あるような点、ああいうことによって試験問題もつくらなくていいし、今さらまたもとに戻って試験問題なんかをつくるというのは大変なことだというようなことで、むしろ大学の先生方が、立派な先生もたくさんいらっしゃるのだけれども、そういうことで少し楽をしちゃう。今局長も言われたように、残った余力というか時間を苦労して大学として本当に特色ある入試を行っていくという、大学自体を特色あるものにするという努力が極めて少なかったような気が私はするわけです。そういった点については、文部省としても今後十分に取り組みをしていただきたいし、我々も立法府の立場からこれはどんどんいろいろな指摘もしていかなければならないな、こういうふうには思っております。

ただ、私大が参加すると特色がなくなるということも一つありますし、さらに言われているのは、今の受験科目がこれによって大幅に減るということから、要するに私立大学の経営の難しさ、危惧ということにもつながりかねないというような現実的な議論もあって、果たしてこれがうまくいくのかどうなのかということが言われておるわけですけれども、そういう点についてはいかがでしょう。

○阿部政府委員　御指摘の点は私も全く同感でございます。

これはかねてから私どもそういうふうに申しておったわけでございますけれども、先般国公私立の大学の関係者に対しまして改めてこの新しい入試改革についての説明会等も行ったわけでございますが、その際にも、特に私が強調いたしましたのは、まず新テストありきではない、まずねらいとするところは大学の入試を個性化をし、多角化をしていくということがねらいなのであって、そのための手段として一つの新テストというものを提言されているのだということを十分理解してほしい、各大学の入試の特色を尊おうというのではなくて、各大学の入試の特色を出してほしい、それが最終的なねらいなので、そこをぜひお願いをしたいという趣旨のことを大いに強調をしたつもりでございます。

そういった方向で逐次このテストの趣旨を御理解いただきまして、特に私学等でも利用いただける、そういった有益な利用の仕方をしていただけることを期待をいたしますと同時に、各大学が独自で行う試験のあり方につきましても、先生からただいま御指摘をいただきましたが、私どもも機会あるごとに指導し、助言等をしてまいりたい、かえまして、国公立大学で共通一次試験という制度を考えたわけでございます。

この共通一次の制度は、これによりましてまず良質な問題を確保して、平均的な高等学校における教育のある程度の力というものをそれで試す、さらに各大学はそれぞれの大学の個性ある学部学科の特質等に基づいた独自の試験を行う、それを総合的に判断するということによって、従来言われておったような問題点を解決していこうということをねらいにしたものでございました。

これにつきましては、一つは、共通一次試験の出題そのものにつきましては、難問奇問がなくなって、高等学校の教育に即したよい問題が出るようになったという評価が一般的にあると思いますす。これは非常によかった点だと思っております。それから、各大学におきます二次試験につきましても、これは私ども十分とは言えないと思っておりますけれども、いろいろな形での多様化が進んでまいりまして、面接を課する、小論文を課する、あるいは二次試験の学科目も平均して二教科程度というところまで減ってくるというような、いろいろない点が出てまいったわけでございますが、反面、コンピューター関係の技術が進展したこと等もあろうかと思いますけれども、共通一次の成績によりまするいわゆる大学の序列化が顕在化したというような御批判もございます。また、国公立大学だけの改革で、私学についてまで改革になっていないではないかという御批判等もあるわけでございます。

こういった問題等を踏まえながら、昭和六十二年度以降幾つかの改革が行われてきたわけでございますが、昭和六十二年度国公立大学について行われました改革は、一つは、共通一次の科目を従来五教科七科目と画一的に課しておりましたものを五教科五科目以下ということで科目数を減らすと同時に、各大学がある程度自由に科目を選べるという仕組みをつくったということでございます。

それで、デメリットというのは大変申しにくいわけでございますけれども、これによっていろいろな方面で不安をお持ちなのは、国公立大学で序列化というような問題が起こった、これが私学についても出てくるのではないかというあたりのところに一番不安な点があるのではないかと思うわけでございます。私どもとしましては、従来の国公立の共通一次についていろいろ言われていることの一つが、五教科七科目を全部一律に課していた、それによって序列化がなされやすいような状況にあったということ、それからもう一つは、各大学における二次試験の多様化という点が十分には進行していなかった、それによって共通一次の成績だけで物を判断する、世間から見られるというような体制ができてしまったということもあるであろうと思うわけでございまして、今回の改革につきましては、例えば私学が入ってまいりました場合にも、自由な利用ということをまず前提に掲げておりますので、ある私学においては完璧だけを使う、あるところは国語だけを使うというようなやり方が可能になってくるわけでございまして、また各大学がその余力で、二次試験で今まで聞きしますとか、心あるような論文試験等をやっていただくというようなこと等で工夫を凝らしていただければ、これが直ちに序列化につながるということにはならないであろう、こういうようなことを予想し期待をしているわけでございます。

○鍛冶委員　デメリットの中に言われておるのは確かに序列化ということが一番大きな問題であろうと思いますが、それがあると同時に、私ども心配しているのは私学としての特色をなくすのではないかということを痛切に感ずるわけです。どうしても国公立の方に右へ倣えの形になってしまうのではないか。さらには二次の試験といいますか、大学側における試験というものの方を極めて信頼し高い期待感を持って、うまくいくであろうというふうに言われておるわけですが、私もそのように期待したいとは思いますけれども、どうも従来の大学側の対応を見ておると、共通一次を施行しました場合も、むしろあれは二次とのセットで考えられておった、大学側の対応の方がむしろ非常に重視されなければならぬことだったと思うのです。あれが実施されるときには私もいまだに覚えておりますけれども、文部省は変なところに口を差し挟んだりはせずに、変なところへ恐縮ですが、巻間そういうことをよく言われるわけですが、ところが、私はそういうところにこそ、大学の自治とかなんとかいうけれども、むしろ大学自体のためにも、また受けるお子さんたちのためにも、日本の将来のためにも、二次の方に少し口を差し挟んで、少し強硬に自由にやらせて、特色ある学校がつくれるように大学入試を考えるようにしたらどうだということを申し上げたことがあるのです。しかし、随分とこれは遠慮をされて、確かに大学には大学の自治、学問の自由ということがありまして、これは大切なことですからやむを得なかったかもわかりませんが、私どもとしてはそういう点で大変な心配をいたしておったわけです。ところが、今度共通一次ができると、もう何かそれにおんぶにだっこしちゃって、時々大学に行っていろいろ話しているのをお聞きしますと、心あるような点、ああいうことによって試験問題もつくらなくていいし、今さらまたもとに戻って試験問題なんかをつくるというのは大変なことだというようなことで、むしろ大学の先生方が、立派な先生もたくさんいらっしゃるのだけれども、そういうことで少し楽をしちゃう。今局長も言われたように、残った余力というか時間を苦労して大学として本当に特色ある入試を行っていくという、大学自体を特色あるものにするという努力が極めて少なかったような気が私はするわけです。そういった点については、文部省としても今後十分に取り組みをしていただきたいし、我々も立法府の立場からこれはどんどんいろいろな指摘もしていかなければならないな、こういうふうには思っております。

ただ、私大が参加すると特色がなくなるということも一つありますし、さらに言われているのは、今の受験科目がこれによって大幅に減るということから、要するに私立大学の経営の難しさ、危惧ということにもつながりかねないというような現実的な議論もあって、果たしてこれがうまくいくのかどうなのかということが言われておるわけですけれども、そういう点についてはいかがでしょう。

○阿部政府委員　御指摘の点は私も全く同感でございます。

これはかねてから私どもそういうふうに申しておったわけでございますけれども、先般国公私立の大学の関係者に対しまして改めてこの新しい入試改革についての説明会等も行ったわけでございますが、その際にも、特に私が強調いたしましたのは、まず新テストありきではない、まずねらいとするところは大学の入試を個性化をし、多角化をしていくということがねらいなのであって、そのための手段として一つの新テストというものを提言されているのだということを十分理解してほしい、各大学の入試の特色を尊おうというのではなくて、各大学の入試の特色を出してほしい、それが最終的なねらいなので、そこをぜひお願いをしたいという趣旨のことを大いに強調をしたつもりでございます。

そういった方向で逐次このテストの趣旨を御理解いただきまして、特に私学等でも利用いただける、そういった有益な利用の仕方をしていただけることを期待をいたしますと同時に、各大学が独自で行う試験のあり方につきましても、先生からただいま御指摘をいただきましたが、私どもも機会あるごとに指導し、助言等をしてまいりたい、かいうふうに理解をしております。あわせて、そのときに複数受験制度というものを行ったわけでございます。これは、国公立大学の入試の一元化に伴いまして受験のチャンスが一回に減ってしまったということに対しての非常に大きな不満に対する回答として複数受験制度というものを始めたわけでございますけれども、これにつきましては初めて久しぶりにこういう仕組みをしかも新しい形で行ったということでもございます。いろいろ二段階選抜での足切りが非常に多かったとかあるいは大学の入学者決定の段階のいろいろな乱れが出てきたということ等についての御批判が強く出されてきたわけでございます。この複数受験問題につきましては、昭和六十三年度、六十四年度とさらに改善をしていくべく、国立大学協会では鋭意努力を重ね、議論を重ねておるわけでございますが、この点がいわゆる猫の目ではないかという御不安を与えている原因であろうかと思うわけでございますけれども、複数受験制度というものを本当に本来の趣旨に則したものに持っていくためには、それぞれ各大学の合意を得ながら一定の方向を目指してある程度の時間をかけて進めていくということがやむを得ないことでもあろうかという感じがいたしておるわけでございます。私ども現在の六十三年度のやり方、あるいは六十四年度にきまして国大協が考えている方針でいいというふうには思っておりません。よりわかりやすい、例えば各全部の大学が入学定員を二回に分けて二度試験をするというような方式にまで持っていくべきではなかろうかということでの指導等も行っておりますけれども、そういった方向へ向けての一つの胎動が国大協等の中で行われている、その一つの経過的な状況であるということで御理解をいただければと思うわけでございます。

なお、昭和六十五年度入試からは、これは受験の方式とは申しましても学校の試験期日の問題ではなくて内容の問題として、いわゆる新テストの導入問題というのがあるわけでございますけれども、これにつきましても、これは国公私立大学と高等学校の関係者とで集まって御相談をいただきながら最後に意見が一致した線ということで、六十五年度に向けてやっていこうという方向も固まってまいったわけでございますので、そういった関係者の御努力を踏まえながら、しかもできるだけ早く受験生にこの制度を事前にアナウンスをするというようなことの努力を重ねながら、着実にこの点も進めさせていただきたいというふうに考えている次第でございます。

長くなって恐縮ですが、全体を御説明させていただきました。

○鍛冶委員　いろいろな視点を持って大学入試というものの改善、改革というのは考えられると思うのですけれども、一つの大切な考えられる視点というものは、受験生という立場があるだろうと思います。まあやる方の側にすればいろいろ理由はつけられるのでしょうけれども、結果的に見れば、受験生にとって猫の目のように変わったということについては極めて不安感、不信感というものを持ってきておるというように私は思いますし、そこらあたりの立場ということを考えるならば、どういう改革をするにしろ、時間をかけながら、やりながら、少なくとも三年以上は間を見て、そして見きわめをつけてきちっとやるというのが正しいあり方ではないかな、私はこういうようにも思うのですが、こういった点についてはいかがでしょう。

○阿部政府委員　ただいまの点は全く御指摘のとおりでございまして、私どももそのように思っております。そういったような意味で、昭和六十一年に既に今度の新しい六十五年の仕組みについては公表し、それに向けて進めてきておるという状況にあるわけでございますし、特に高等学校側からは、新しいテストにつきましては高等学校在学の二年生の夏ごろまでにはわかるようにしてほしいという御要望もいただいておりますので、十分御相談をいたしまして、それに間に合うような方向で現在努力をしておるという状況でございます。

○勝木健司君　今回の臨教審の関連法案といたしまして、初任者研修の本格実施のための教育公務員特例法並びに地教行改正案、新テスト導入等のための国立学校設置法一部改正案、三種類の免許を新設する教育職員免許法一部改正案、ポスト臨教審法案など幾つかの重要な法案が提出されております。これらの法案につきまして質問をいたしたいと思います。

まず、大学入試問題でございますが、ことしの大学入試も一部二次募集を除きましてすべて終わったところであると思います。そこでお聞きしたいのでありますが、昨年と比較して改善策、足切り状況などの実施状況も含めて実施方について御報告いただきたいというふうに思います。

○政府委員（阿部充夫君）　ことしの大学入試の状況でございますけれども、特に国公立についてのお尋ねかと思いますが、共通一次試験の受験者数が三十九万六千人ということで前年度とほぼ同数でございますが、各国公立大学への出願は昨年の経験等を踏まえてのことかと思いますが、五十八万二千人ということでございまして、前年複数化のときに延べで六十九万四千人に達したのに比べますとかなり少なくなっておるわけでございます。また、ことしは前年度の経験等にかんがみ、あるいは各方面の御要望等も受けまして二段階選抜、いわゆるマスコミ用語で申しますと足切りでございますけれども、こういったことができるだけ少なくなるようにというような配慮から共通一次試験を受けた後で各公立大学への出願を行うというシステムに直したわけでございますけれども、そういったことも影響してかと思いますが、昨年度は延べにいたしまして約九万九千、約十万人でございますが、第一段階で不合格になったという数字がございますけれども、本年度の場合には第一段階で不合格になりました者の数が延べで一万五千人、実数で四千人というようなことで、この関係につきましてはかなりおさまってきたのではなかろうかというふうに見ておるわけでございます。

なお現在、当初合格発表が行われておる段階でございますので、具体に各大学への入学がどういうことになってくるかということはまだこれからの状況を見なければならないと、こう思っておる次第でございます。

○勝木健司君　次に、受験機会が複数化された、また足切りの続出などということで、この間の若者の目のように変わる入試制度の中で受験生また受験生の父母の不安というものが増大しておるように思います。今回の国立学校設置法の改正案におきまして、六十五年新テスト導入を目的とした大学入試センターの改組等が盛り込まれておりますが、しかし聞くところによりますと、私立大学の参加というものが危ぶまれるなど、現在のところ新テストが混乱なく行われるかどうかということは予断を許さない状況にあるというふうに思います。六十五年新テスト導入は予定通り行われるのか、また私大の参加などがない場合には延期も考えておられるのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○政府委員（阿部充夫君）　入試にかかります問題というのはいろいろな要因がございますので、一概に入試方法だけを手をつければどうにか改善されるというふうにはならない性格のものでございますけれども、臨時教育審議会等でいろいろ御議論がありました場合にも、国公立ばかりでなく私学まで含めた一般的な傾向といたしまして、学力の一辺倒と申しますか、学力による一発勝負というような傾向が大変に強い。こういったものに対しまして受験生の個性、能力、適性というものを、いろいろ多角的な角度から見て判定をするということが今後の入試にとっての望ましい方向であるという判断がなされてきたわけでございます。この点は基本的には従来から私ども考え、共通一次をスタートしましたときの考え方と基本的には同じであろうと思っておりますが、こういったことを具体に実現をしていくための一つの手段と申しますか、三がかりといたしまして新しいテストという構想も出てまいり、これについて各大学が自由に、しかも多様な形で御利用いただくことによって、入試の全体の多角化、多様化という方向が実で、いわゆる新しいテストの構想というものも出てまいっておるわけでございます。

もちろん、入試につきましては一発何かをやればそれで解決するということでもございませんし、特に私学に関しましてはこういった新しいテストについての理解をいただきながら可能なところにおいてこれに参加をしていただくということをねらいとしておるものでございますので、やはりこれは粘り強く、ある程度時間がかかってもそういう方向で進めていくということが大切なことではなかろうかと思っておるわけでございます。

そういったような見地から、この新しい入試改革につきましては国公私立の大学はもとより高等学校関係者の御議論も入れながら全体で相談をしていただいて一つの方向を出してきたものでもございますので、こういった方向の実現に向けて文部省としては着実に努力を重ねていきたいと考えている次第でございます。

○勝木健司君　新テストを導入する場合には、受験生の負担を減らして、また各大学の特色を生かすというためにも、二次試験というものは科目数にこだわることなく大幅に減らしていく。また、学力試験よりも面接とか論文とか、あるいは実技などを中心にしたものにするなどという工夫が必要だというふうに思われますけれども、この点につきまして大学側の理解は十分に得られておるのかどうか、また各大学の個性的な選抜への取り組み状況も含めてお伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員（阿部充夫君）　先ほども申し上げましたように、大学の入試改革の究極の目的は多様な、多角的な尺度によって入試が行われるようにという、先生おっしゃっているのと全く同じことであろうかと思いますけれども、そういう方向を目指しておるわけでございまして、こういった趣旨からこのテストを考えておるわけでございます。そういう観点から、このテストを利用される大学の場合に、その大学が独自に行われる、まあ二次試験と申しますか、そういうタイプのものにつきましてもできる限り学力検査の重複になるようなことは避けて、面接、小論文あるいはスポーツ、文化等の各種の分野における諸活動についても適切な評価が行われるというような、それぞれの各大学が独自性を出しながらこういう問題に対応していってほしい、まさにそこに多様な入試の実現、個性的な入試の実現という臨教審の基本に掲げました目標にも合致することになるのじゃないかと思っておるわけでございまして、そういった趣旨で関係の方々に、特に私学の方々等に対しましてはそういう点についての御説明を申し上げ御理解をいただくように努力をしている最中でございます。

なお、特に国立大学につきましては、従来から国公立大学の共通一次試験というのを行ってまいりまして、その時点から二次試験については、学科目をできるだけ減らして二重負担にならないように、学力以外の分野についてのいろいろな工夫努力をしてほしいというようなことで指導助言等も行ってまいりました。かなりの大学におきまして、例えば現在国立大学全体で申しますれば、二次試験で課せられる科目は平均二教科ということろまで来ておるわけでございますが、なお、一部の大学では相当学力に偏った試験が行われているというような実態もございますので、私どもといたしましては、そういった大学につきましては大学団体に対し、あるいは個別にそれぞれ今後のこととしてぜひこういう本来の目的に合致するような方向での各大学の二次試験の改革も進めてほしいということをお願いをし、指導を重ねている段階でございます。

○勝木健司君　いずれにいたしましても、六十五年の新テストは実施されるという方向で今進められておるということで、私大の参加も一部あり得るということでよろしいですか。

○政府委員（阿部充夫君）　六十五年度実施という



ことにつきましては、高校関係者まで含めて、関係者の間の協議の結果として出てきた方向でもございますし、一つの方向を目指して着々と進んでいくということが入試改革にとっては大事なことだと思っておりますので、六十五年度という予定に従って実施をいたしたいと思っているわけでございます。

なお、私学につきましては、かつて昨年の暮れでございましたか、全体の意向についてそれぞれまだ固まっておりませんけれども、大体どんな感じかというようなことを問い合わせましたところ、数十校がこの問題については前向きに検討するというような回答が出てきておるわけでございます。ただ、具体に何年度からどの大学が入るかということになりますと、それはなお今後の各大学での検討の状況を見なければならないと思っておりますが、いずれにいたしましても、高等学校に対する側あるいは受験生に対するアナウンスをする必要等もございますので、今年の夏までには六十五年度に入るか入らないかということについての各大学の方針を明確にしてほしいということで要望いたしておりますので、そういった線に沿って六十五年度実施に向けて努力をいたしたいと、こう思っておる次第でございます。

わけです。
　では、果たしてそれが試行もせずにどうなのだということにつきましては、今まで十年近くやりました共通一次の結果をやはり参考にはできると思うのです。参考にした場合に幾つかの利点がありまして、一つは難問奇問がなくなった、あるいはそれによって小論文その他を採用することによってあるいは社会人がもう一度学ぶ機会に門が開かれた、あるいは帰国子女の方々も再び大学に入りやすくなった、そういういい面がございますから、そういういい面をさらに伸ばしていくという面が新テストのまさにとろうとしている方向であります。
〇池田(克)委員　ですから、文部大臣もちょっと混乱したことをおっしゃるのですね。要するに、福音とおっしゃるのですが、ある意味ではそれはそういう見方もあると思うのですが、高校教育の成果を問うということであるならば、高校教育というのは単発的なものじゃないのです。英語、数学、理科、社会、まあ五教科、本当は七科目ぐらいです。それらをまんべんなく学び、それらについてそれぞれ必要な力を備えて高校を卒業されている。ですから、その高校教育のレベルを問うというのであれば、単発、切り売りはまずいのですね。水準は少し下げてもいいからある程度のセットされたものが高校教育のクリアされた試験だと思うのです。
　ところが、別に、今おっしゃるような多様な人間というものは世の中にいるだろう。そうすると、この科目、この科目というふうにして試験を受けていく。というのは、今度の入試も確かに一科目でも受けていいということになっていますが、そういう一つのことはありますが、そうなってくるとかなり専門的な個性が問えるような試験でなければまずい。ここに矛盾したものがある。高校水準をクリアするというふうに法律に書かれ、余り無理がない試験、まじめに勉強してきた者は塾へ行かなくてもこの新テストはクリアできるということを言っているわけですよ。塾へ行かないとだめだ、今の共通一次でも塾へ行かないとある程度の試験が通らないです。
　ですから、私はそういう点では、高校水準ということになればセットだ。大学側がかなり個性的なものを求めているとなると、もう一つ、いわゆる新テストA、新テストBみたいなものをつくって、どっちをとるかみたいなことをしないとうまくない。
　どうも私の頭の中にもちょっとそのことがよくおさまらない。試験の問題をずっと今まで考えてきましたけれども、どうもまだ議論が生煮えだという思いがある。どうでしょうか。
〇中島国務大臣　大変いい御指摘でございます。ただ、それを整理して申しますと、高校の平均的な水準を見ようというならば、これはできるだけ多くの各教科にわたるではないかとおっしゃるわけであります。せめて五教科。それで五教科五科目とは決めませんで、大体五教科、それ以外の科目はふやしても結構です、それによって高校で学んだ水準、これは大変な天才、秀才でなくても大体高校の水準を学んできたな、また自分も学び終えたなということを確かめるために新テストがあるわけでございます。だから、それは五教科であり、さらに科目は幾つでも結構であります、またその五教科以外にもできるだけ多くテストはつくろう、こう思っておるわけです。それが一つの判断材料になるわけですね。それがありますと、今度各大学は自分のところで特にこの部分を見たいという一教科とかあるいは二教科を抽出して、そして受験者の能力を確かめることができる。だから両方あっていいわけでありまして、またもう一つ言えば、受験者あるいは受験者の御両親にとりまして、自分の息子さんなり娘さんの能力をマークシートだけでいいんだろうかという御疑問もあるでしょうし、また一方で論文、面接だけでいいんだろうか、こういうこともおありだろうと思いますね。その点、新テストは主にマークシート方式であります。それから、各大学がマークシート以外に、先ほど言ったように論文を書かせ、あるいは筆記で書かせ、あるいは面接をする、そういう独特なものがとりやすいという方法だ、こういうことで御理解をいただきたいわけでございます。





して、私立もいらっしゃい、これは随分安直だと思うのです。やはりやるならばそういうものは全部外しまして、国立も公立も私立も全部入って、お金も出し合って、そして理事者も決め、出題者も決めて、そして新しい機関を入試センターとしてつくって、みんながそれぞれ自分のものだと思えるような機関にして、そこで入試問題をつくってやるべきだ。国立の機関が便宜的にあるから、そこに、法律を直して、私立もどうぞ、出題者も民間から、私立学校からいらっしゃい、高等学校の先生もいらっしゃい、お金は費用分担で持っていただきます、私はこれは私立は入りがたいと思うのです。やはり国優先ということにならざるを得ないと思うのです。少なくとも日大とか早慶とか大きな大学はそっぽを向くと思いますね。やはり自分たちの一つのプライド、試験問題は自分たちでつくれますよ、そういうところにお願いしなくたってたくさんの先生がいるのですと。私は、将来にわたって、今何十校かお話があったけれども、小さな大学で、出題についていろいろと専門の先生がいらっしゃらないところはこの試験を使うかもしれません。しかしながら、全体が、臨教審が目指していた国公私立を通じて、難問奇問じゃなしに、みんながきちっと大学の水準がチェックできるような試験というものにはならないのじゃないか、こういう懸念を持つのですが、文部省、この指摘についてどうお答えになりますか。
〇阿部政府委員　入試センターでございますけれども、現在は、国立学校設置法の規定の中で国立大学についての入試をやる機関という形で規定をされておるわけでございます。これにつきまして臨教審の答申でも、国公私立の各大学が対等に利用できるような、そして高等学校の関係者の参画もできるような機関にしてはどうかというような御提言がございまして、先ほど来申し上げております入試改革協議会という国公私立あるいは高校の関係者の協議会に諮って御検討いただいてまいりました結果、この現在の入試センターの規定を改正して国公私立共同だという趣旨を明らかにするようにするべきだ、こういうような御提言を受けまして現在御提案を申し上げておるわけでございます。
　国立学校設置法の中にこういう大学入試センターが従来から置かれているわけでございますが、今回はそういう趣旨、目的の規定を変えましたことによりまして名実ともに国公私共通の機関になると私どもも考えておるわけでございますが、それが国立のという形でつくります、経費の問題その他もございますのでそういう形でつくります関係上、国立学校設置法という学校教育に関する国立の機関が書かれている法律の中に一緒に規定していくということでよろしいのではなかろうかという判断をいたしておる次第でございます。
〇池田(克)委員　ですから、臨教審を受けてのいろいろな研究の中にも、設置形態は検討しなさいとなっていたのですね。それがいつの間にか国立学校設置法をいじってやろう。日本のこれからの一番根幹です。科学技術、人材で生きていかなければならない日本が子供たちをどういう試験で育てるか、この一番根幹になるところにまだはっきりしないものがある。六十五年に実施だと言ってかなり駆け足でやっていらっしゃる。新聞の論調も一年延期した方がいいんじゃないかというふうに言っている。これは私は前にも、六十四年と言う中曽根総理に六十五年じゃなくてはだめですよと申し上げた。そうなりましたが、まだまだ十分に煮詰まっていないのじゃないか。毎回毎回変えますと、もう子供たちは信用しなくなります。ことしもAB群とかいろいろありまして、非常に混乱しました。猫の目のような試験だと言われました。
　これから、新テストの時期も、十二月に実施すると言われているのですね。共通一次試験のときには高校の三学期がめちゃくちゃになるとして共通一次の実施を十二月から一月に持ってきた。この教訓が今度生かされていないのです。国が決めて、私大の日程が関係があるから機械的に早める、こういうわけですね。私大は一月から試験します。ところが、さっき申し上げたように、私大もその気になれば、私大の入試も変えられると思うのです。やはり私大はそっとしておいて、国が決めて私大の前にやるというと十二月になっちゃう。そうすると高校の三学期はめちゃくちゃになる。やはり国と私大と公立大が本当に意見が一致してどうしようかということになっていないところにこの問題があると私は思うのです。
　ですから、新テストの機会が単一であるということも問題で、例えば、私大の中には三月の下旬に二次試験をやるところもあります。子供の中には、試験にみんな失敗して、しようがない、浪人できないから最後にあそこを受けようかと思ったときに、たまたまそこが新テストを課していたとしたら、その科目を受けていなかったらもう受けられません。やはり十二月に、確かに一応ここと思って何科目かとって受けておきますが、それじゃどうにもならなくなって、もう一つ、あの学校へ行きたいけれども、十二月にとってなかったからここ受けられない。
　私は非常に難しいと思う。もう一回機会を与えなければならないだろう。そういう点では、いろいろなことを考えるならば、この入試問題はもっと幅広く議論をし、ことしのこの国会に法律を出して通すということよりも、もう一年ぐらい時間をかけた方がいいのじゃないか、まじめにそういうふうに思い、いろいろな人もそう思っているのですが、どんなものでしょうか。
〇阿部政府委員　今回の入試改革につきましては、昭和六十一年にその内容を公表いたしまして以来各団体等にも御検討をお願いをし、各大学あるいは高等学校関係にも御検討をお願いし、その後も引き続き審議を続けながら最終的に六十五年度入試から実施しようということで関係者の合意を得たということでもございます。
　これだけの長い時間も経ておりますし、そしてまた、この夏に公表いたしまして高校長協会等の御要望に応じて二年生の夏までには方角を大体お示しできるというような日程でも進めておるところでございますので、私どもといたしましては、教育改革の一つの個性化、自由化といった方向へ向けての一歩を進めるという意味で、これはぜひ予定どおりやらせていただきたいと思っている次第でございます。
〇池田(克)委員　それはお立場上、どうしてもやりたいとおっしゃるでしょう。だけれども、私は心配するのです。要するに、試験はこれ以上失敗できないのですね、この共通試験は。随分議論して、今の共通一次だって八年ぐらい準備しています。始めて今九年目ですか。こういうふうな状態で、まだ今の共通一次の方がましだという声があるのですが、文部大臣、この声に対して、いや、こっちの方が絶対いいのだ。そういう質問に対して、どうお答えになりますか。
〇中島国務大臣　大学側と同時に、今度受験者の方から考えてみる必要があると思うのですね。受験者というのはやはり人間でありますから、得手不得手がありまして、数学は得意だけれども国文は不得手だとか、多少そういうことがございます、先ほどの先生の右脳と左脳の関係かもしれませんけれども。
　その場合に、今までの試験でありますと、得手の部分、また不得手の部分も一律に勉強してある程度のものをとりませんと大学入試をクリアできない。そのために、えてしてねじり鉢巻きで暗記に暗記を重ねるということこそ受験地獄の最たるものではないだろうか。これからの受験生はある程度高校の水準的な頭脳を持っておればいい。それ以上は今度自分の得意な分野で勝負できるということでありますから、そこに受験生としては過酷な受験から解放されて自分の得意な分野で勝負できるという意欲が生まれる。
　そういう意味を含めまして、先ほど申し上げたように、あくまでも大学の自主的な試験を重点にし、そしてそれ以外の分野のテストは新テストで結果を参考に利用できる、こういうことでありますから、受験者にとっても福音であろう、こう思うわけであります。それを新テストと称しておる

○池田(克)委員　それでは問題を新テストに移したいと思います。

お示しした資料は後ほどちょっともう一カ所、大学の費用の問題で小さな紙を使わせていただきますのでよろしくお願いしたいのですが、最初に文部大臣に、現在新テストに参加をある程度意向表明している私立大学はどのくらいあるのか、お伺いをしたいと思います。

○中島国務大臣　御質問でございますが、現在私立大学で……（池田(克)委員「新テストに参加しますと手を挙げているところは幾つありますか」と呼ぶ）これは新テストそのものがこれからでございますし、それから新テストそのものを今前面に押し出して申し上げているのではなくて、申しわけありませんが細かくは政府委員から御答弁させますけれども、その新テストの以前の問題がありまして、これは先ほどの続きで、やはり教育の多様化、個性化のためには大学入試も個性化、多様化を進めるべきであろう、個性化、多様化するにはどうしたらいいのかという御審議をいただいた結果、この新テストというものは大学入試の個性化、多様化には必要なものであるというおまとめをいただいたものでございますから、そのまとめの趣旨をこれから全国的に御理解をいただくようにお願いをいたしつつ進もうと思っておりますので、これからその新テストを利用していただく私学の数もふえてくると思いますが、きょう現在幾つかということ、あるいはこれからの見通しにつきまして御質問があれば政府委員からお答えさせます。

○阿部政府委員　新テストにつきましての私学の参加の見込みの問題でございますけれども、御案内のように昭和六十一年に基本的な考え方の公表をいたしまして、以来御検討いただいてきたわけでございますが、私ども先般、去る二月十五日に入試改革協議会の最終報告が出されました時点では、各大学の御方針を大綱的なものについてこの夏ごろまでに発表していただこうという方針を決めて、今御連絡を申し上げているところでございますので、したがいまして、その時点にならないと何校参加するのかあるいは利用するのかということについては明確にはならないわけでございます。

ただ、昨年の十一月ごろでございましたか、各私学における検討状況等を口頭でお問い合わせをしたことがございますが、そういったことから見ますと、現在の段階で、いつから、六十五年度から参加するかどうかということは別にしても、このテストについて前向きの意向で検討しているあるいはしようとしているというような姿勢を示される大学も既に数十校出てまいっております。これから私どもさらに説明会等を催しまして御理解を深めるようにいたしたいと思っておりますが、いずれ夏の段階には当面の参加校が明らかになってくるだろう、こういう予定でございます。

○池田(克)委員　この法案を拝見しますと「大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定する」、法律の中にこういう文言があるのですね。これは従来の入試センター法には入ってなかった。「大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験」つまり今度言われている新テストというのは高校段階の基礎的な学習の達成度、試験についてはそういう達成度を見るというのと大学側が自分の大学にふさわしい学生を選抜するというのと二つの見方があるわけです。このことは現在の共通一次試験を議論するときにも随分と議論になった部分なんです。やはり大学は自分の存立をかけて、いい学生をとりたい、そういう点からいけば、大学側が自分で選ぶ、そして自分の手で確かめる、これが一番重要なところだと思うのです。だれかに入学試験を委ねてもらうというのは本来あるべき姿ではないと思う。それが過密化しちゃってえらい難問奇問になったから共通一次ができたわけです。私はこの二つの考え方は非常に重要なポイントだと思う。

私はこの法律を初めて拝見したのでお伺いしているわけですが、この入試改善のレポートを見ますと、部・学科の専門分野等に応じて、その個性・能力・適性を多面的に判断するように努め、となっております。ですから、言うならば、こういう段階におきましては専門分野等に応じて能力、個性を多面的に判断する。片っ方では高等学校の段階における基礎的な学習の達成度、法律にこううたわれてきますと、これはやはり縛られてくると思う。今度の新テストは高校レベルの卒業資格試験的なものになるんじゃないか。反面、大学が求めているものは、そういうことを求める大学もありますが、片っ方では、いや、そうじゃない、うちの学校についてこれを学生が何人来るか、ここのところがはっきりしないと、この試験があってももう一つ大学はやりたくなってくる。

この法律の意味するところは、高校段階をチェックする試験なんでしょうか。法律にはそう書いてありますが、この意味するところをお聞かせいただきたいと思うのです。

○中島国務大臣　基本的なことを申し上げて、詳しくは政府委員から細かい点は申し上げます。

今二つの点をおっしゃいましたけれども、これはまさにいろいろな方が御疑問で質問されたいという点ではないかと思います。これは個性化、多様化するのになぜ統一のものがなきゃいかぬかということ、それから高いある部分の水準、また建学の精神に従ってとりたいのであろうのに高等学校の水準的なテストをする、この二つどうかみ合うのかという御疑問だと思います。

これは明らかに、大学は自分の建学の精神に従い、そして自分の学部学科でとりたい分野で、できるだけ受験者の能力を部分的にも全体的にも知りたいと思うのは当然でございまして、例えば理科系の大学でございましたら理科系の専門的な試験、質問をして能力を試す、あるいは文科系でございましたら、例えば国文系の問題を専門的に出す、あるいは小論文を書かせる、あるいはそれでも足りなければ面接をしてその受験者の人間性あるいは創造性、それから分野の専門的な知識を確かめる、これを十二分にやっていただこう、ということでございまして

いか、私はそう思いますよ。そこが、画一化を防止するという意味が逆に画一化に追い込むような話になりかねない。

今回の共通テストというものが果たしていい方向にいくのか。特に受験生なんかはどこでどうしたらいいかわからないのですよ。しかも、AとかBとかいろいろ何かわけのわからない順番、今度のテストじゃないですけれども、本当に毎年毎年くるくる変わる。まさに受験生いじめであり、親いじめなのですよ。これは、ある者はこのテストがいい、ある者はあのテストがいい、それぞれ思いますよ。それはそう思ったところで全部がそのとおりいくわけじゃないので、私はこれとの関連で、制度の改正というのはもっと時間をかけて、しかも余裕期間は少なくとも三年以上にすべきだ。というのは、三年あれば高校の一年生に入ってから三年まである程度準備ができる。もっと長ければ一番いいのですけれども、そのくらいにしませんと、一生懸命そっちの方向に走ってきた連中が、制度が変わることによって自分の進路をくるくる変えなければいかぬ。

これは日本の、私も役人でしたけれども、物事を変えることが改善と思うのですよ。簡単に言えば改悪もいろいろあるわけです。もっと慎重に考え、しかも猶予期間をもっと置かなければいかぬ、少なくとも三年以上置かなければいかぬと思うのです。この点、大臣いかがでございますか。

○中島国務大臣　今、前段のお話で、自由にさせるというのに統一というのは相反するのではないか。

これは、言葉の上で受験生あるいは受験生の御両親もその点誤解があるといけませんので、専門用語でなくわかりやすく申し上げますと、例えば今までの受験生、高校になりますとやや専門化していってしかるべきだと思いますが、それぞれ得手不得手がございますが、得手不得手ともどもに暗記をしていかなければならない。ただ、大体の高校の水準を修得すればその後は自分の得意の分野で勝負できるというシステムでありますから、むしろこれは自由に任せると言いながらなぜ統一かというのではなくて、自由にできるためのシステムである、このように御理解をいただければ御納得がいくのではないかと思います。

ですから、そういう意味で、まだテストの命名をいたしておりませんが、これはそういう意味での新しいテスト、決して今の受験生にとりまして受験方法の中でより難易度が増すというものではなくて、より自分の得意な分野で勝負できるという方向のテスト形態であると御理解をいただければと思っております。

○安倍（基）分科員　ある者はそちらの方向でずっと勉強しているわけですよ。それが、ある大学がじゃこのテストを使いましょうと言い出した途端にがらっと変わってしまうわけですよ。そうでしょう。難易度とかなんとかいう話は外から考えるだけであって、受験生は違うのですよ。ある受験生はずっとこちらの方向で勉強していた。総合点を取るためには逆に難しい方がいいのだ、そういう方向で勉強しているわけですよ。それが、ひょっとあるテストを持ってきて平均点を取るとなると、これは落ちるかもしれない。そういった方向で勉強しているのがいいか悪いかはありますよ。あるけれども、我々が一般的にこっちがいいだろう、あっちが悪いだろうと言うのは、片方の立場であって受ける方の立場でないのですよ、簡単に言えば。そういうことだったら、何年間か余裕期間を置いて、それで準備させてやらせるというのが親切な方法なのですよ。

大臣、テストの中身については私もちゃんと勉強しておりますけれども、期間をもっと置くべきだという意見についてどうお考えですか。

○阿部政府委員　この入試の仕組みを変えるということに関しましては、従来から高等学校、特に高校長協会等とも話し合いをしながらやってまいりました。大体、高校長、関係者等の御要望というのは、変わるのであれば高等学校二年生の夏までにはそのことが告知されるようにしてほしいという御要望があるわけでございます。

今回の改革につきましても、高校関係者等も含めまして六十五年度入試からの実施という方向を決めたわけでございますけれども、各大学のアナウンスをする時期も、その高校長協会の要望に基づくこの二年ほど前に当たりますことしの夏ぐらい、二年生の夏ぐらいには間に合うように予告をする、利用するところは各大学から予告をしていただくという方式をとろうということで現在進めている次第でございます。

○安倍（基）分科員　校長会とか言うけれども、校長は受験生じゃないのですよ。しかも、選ばれた少数の校長に何がわかりますか。受験生の気持ちが。受験生を選んだら、余裕期間を置いてくれと全部言いますよ。校長は、そのくらいでもどうにかやっていけるかもしらぬと自分で考えているだけですよ。

私は自分の経験からして、科目が変わるというのは本当に大ごとなんですよ。これは必ず三年以上の猶予期間が要ると思います。いかがですか、大臣。

○中島国務大臣　これはあくまでも新しいテストであります。ただし、共通一次という前提からすれば十年間の国公立の経過がございますから、これは参考にすることができると思います。その参考にいたしました結果はいい方向に出ておりますので、それを参考にいたしつつさらに新たなテストを施行する、こういうことでございますので、これは一年猶予を延ばしました。そして十分考えまして、この方法でよかろうということで、これは進めつつ御理解をさらに深めたい、こう思っておるところでございます。

○安倍（基）分科員　これは受験生や父兄はいいとは思っていませんよ。この方法がいいと思っても、少なくとも三年くらいの余裕は置いてほしい、私はそれが常識だと思いますね。大臣、その点はもう一遍よく検討してください。これは何もそんなに急いで、慌てて施行する必要はないのですよ。本当にいいのかどうかという異論もまだあろうし、これは校長がどう言った、あれがどう言ったじゃなくて、少なくとも三年間くらいの余裕は置くべきですよ。本当にくるくる物を変え過ぎるのです。いかがでございますか。

○中島国務大臣　せっかくの御指摘でございますが、くるくる変えるのではなくて、個性化、多様化のために方向を合わせていっている、こういうふうに御理解をいただきたいわけでありまして、既に国公立の方では、私も見ていましたけれども、少なくとも小論文の採用、これは各学部で相当採用部分がふえております。あるいは面接もふえております。そういう点で、一般の水準は一応の参考にしてもらう分野でありまして、あとはその一人の人間の能力というものを、マークシート方式だけでなく、論文あるいは面接を含めまして十分その人間性、創造性を見ていけるという結果ははっきり出ておりますので、その十年間の共通一次を参考に、そして新しいテストを実施するということにつきましては、決してこれ以上その時間を持つ必要はなかろう、このように考えておりますので、進めさせていただきたいと思っております。

○安倍（基）分科員　どうしても進めるというのを私はとめるわけにはいきませんけれども、私は本当に私学はそれぞれ自由な方法で、今の例えば国公立の試験あたりも参考にしたっていいはずですよ。そうやって本当に私学に独自の試験をさせるべきだ。もちろん国家試験とかいろいろな試験は一定のレベルが要りますから、それはいたし方がない。私学がそういう方向で人間を選別して、その結果、卒業生が伸びていけば、長い間にはいい評価が出るでしょうし、あるいはくずばかり拾えば評価は落ちていくでしょう。それは長い間の私学の競争でいいのですよ。だから、どういう人間をどう採るかというのは全く私学の自由に任せるべきです。私はそう思います。その方が本当に多様化の人材が生まれる。だから、共通一次一つやらせて、それを使ってくださいということは逆行だと思います。

今は私学は自分の好きなように採れないのです





ナ　第112回国会　衆議院予算委員会会議録（抄）　63. 3. 9　安部　基雄（民）

○安倍（基）分科員　私は、今非常に新聞あたりをにぎわしております共通テストということについてちょっと取り上げてみたいと思うのですけれども、共通テストの中身というのはいろいろ説明されております。私もそれなりにレクチャーも受けましたけれども、現在、文部省が私学に対してこれに参加するようにといろいろ勧誘しているということを聞いておりますけれども、それは事実でございますか。

○阿部政府委員　今回、臨時教育審議会の言葉で申しますと共通テストでございますが、新しいテストというようなことを言っておりますけれども、これにつきましては、臨時教育審議会の答申で、偏差値偏重の受験競争の是正等の見地から、各大学が自由にして個性的な入試を実現する必要がある、そのためのいわば一つの手段として新しいテストという形のものを考え、それについて各私学が、各私学の自主的判断において自由に、いろいろな形で利活用できるという仕組みをとってはどうかという提言があったわけでございます。

そういったことに基づきまして、今、新しいテストの具体的な内容を考え、その内容につきましては各私学にも十分御理解をいただく必要があるという観点から、いろいろな機会に御説明をしておるということは事実でございます。

○安倍（基）分科員　ということは、私学に、できたらこれを使ってごらんと言って回っているわけでございますね。事実でございますか。そうですね。

○阿部政府委員　これは臨教審の考え方としても、それから私どもの考え方としても、これを利用することによってかなりいい入試に改善が図られる可能性があると考えておるわけでございますので、そういった意味では、各私学が十分御理解をいただいて、自主的御判断ではございますけれども、これにできるだけ多く参加をしていただくことが望ましい、そういう気持ちで御説明をしているということでございます。

○安倍（基）分科員　では、一体どういう点がよくなるのですか。

○阿部政府委員　臨時教育審議会の審議の過程におきましても、私学の入試の現状についていろいろ御議論がございました。各私学ともいろいろな工夫、改善を凝らしておられるということについての一定の評価はしつつも、なお多くの私学の場合には、非常にたくさんの受験生を短期間に対応し処理をするということをせざるを得ないことから、どうしてもその試験の中身が一発勝負的な、しかも学力検査に専ら偏った形での入試になるという傾向がございますし、また、高等学校教育の範囲を超えたようないわゆる難問奇問等も現在もなお散見されるというような状況等もあるわけでございます。

こういった問題に対処いたしまして、各私学の入試のあり方を考えていく場合には、新しいテストというような形のものを使うことによって、まず、基礎的な学力につきましては高校以下の教育課程に適したいわば難問奇問でない適切な出題ができるということと、それから、この共通テストを基礎資料として利用しつつ各私学が独自の試験をすることによりまして、各私学の独自性を出していくということがやりやすくなるであろう、こういう判断をいたしておるわけでございます。

○安倍（基）分科員　難問奇問がけしからぬとかなんとかいうのは一つの考え方であって、大体、受験生というものはそれぞれの私学なりなんなりを目指して相当以前から一生懸命準備しているわけですね。子供のころから何々塾とかなんかに行って、ようやくどこかの中学に入り、高校に入り、もっとも小学校のころからどの大学というのを決めていないかもしれませんけれども、それなりに相当の期間準備をしているわけですね。それが急に試験の中身をきゅっと変えて、私学が、あるものを要するに採用する。難問奇問が悪いというけれども、逆に、だあっと大勢の中の偏差値で全国試験的なもので順位をつけて足切りをする、まあ足切りをするかしないかは今度の共通テストのあれでございますけれども、従来の一次というのがいろいろな問題点があったことはわかりますけれども、いずれにせよ、くるくる制度が変わられちゃかなわないわけです。

私は昭和二十八年に大学を卒業したのですけれども、二十八年というのは御承知のように新制と旧制とが一緒に卒業した。というのは、高校のときに、私は旧制でしたけれども、二十五年入学のときには論文と語学だけやっておけばよかったわけですよ。ところが、もしその最後の試験に落ちますと、今度は新制高校の難しい数学なんかやらなければいけないことになる。しかもそのころの数学は、昔旧制中学で習ったのとはもう少し違った数学までやっていたわけですよ。だから、私の同期生あたりで旧制に落ちた連中は、新制には到底受からぬということで泣く泣く進路を変えた者もいる。ということは、受験生というのは本当にそうくるくる変えられちゃ困るわけです。難問奇問が悪いというのは一つの見方であって、それなりに準備してきた者にとっては、やはりそれなりの一つの意味があるわけです。

私は今度のいわばいろいろな制度の改変に非常に義憤を感ずるのですね。一体、それぞれ受験生の子供を持っている連中が本当にやっているのかどうか。私はこの点、せっかくつくったのだから私学にも入ってくれというのはわかりますけれども、これは強制すべきではない。私学はそれなりの自分の選考の仕方に任すべきだと私は思います。もし私学が今の国立のやっているテストを何か参考にしたいと思えば、勝手にそれを聞いてきて参考にすればいいのであって、この制度がいいからおまえ使いなさい、使ってくれなんということはもってのほかだと思うのですが、文部大臣いかがでございますか。

○中島国務大臣　安倍先生のお気持ちもわかります。ただ、新テストがまず先にありきでその新テストについてどう考えるかということも一つのお考えでしょうけれども、その新テストを必要とする前段がございまして、日本の教育は、水準は高うございますけれども、やはり画一性から個性重視へ向かおう、そういう前提がありまして、そのために学校教育も個性化、多様化していこう、そして個性化、多様化を伸ばすために入試のあり方も考えていこうということで、いろいろ今まで、国公立は多少の、十年間の経験がございますけれども、新たに私学あるいは高校の方々、その他入っていただきまして、個性化、多様化のためにはどうしたらいいかという御議論をいただいたわけであります。

その結果、個性化、多様化を進めるためにはこのような新テストは非常に有効だという結論をまとめていただいたものでありますから、それであれば個性化、多様化を国公私立にお願いをしていく、これは全国にこの精神を御理解いただくという意味で広く御理解を賜るようにお願いをしていく。たまたまその多様化、個性化のために有効だと言われる新テストも、自主的な判断ではございますが、当然御理解いただくことに進めてまいれれば幸いだという考えでございますので、前提がございますから、新テストはそこから生まれたものというふうに御理解いただきたいと思います。

○安倍（基）分科員　個性化、多様化というのであれば、私学に本当に自由にさせたらいいのですよ。ある私学は内申で全部やるとか、ある私学は要するにいろいろな混合体でやる、期間も、何も試験日を限らなくていいわけです。半年前からやってもいいのですよ。先ほど留学生の話が出ましたけれども、私はフルブライトでアメリカのペンシルバニアの大学に行ってきました。ああいうところはいろいろなデータから、フルブライトの場合は別でございますけれども、ハーバードあたりにしてもいろいろな高校の内申、面接、長時間かけて選ぶのですよ。そういうことをしたい者はそうされていいじゃないですか。そうされているのだと思いますがね。

こういう共通テストを使うことは、逆に言えば画一化に近づけるのですよ。本当に、日本のこの考え方というのはおかしいな。私学はそれで自分の好きなように採りなさい、何も期間を一遍にすることもございません、ある私学は半年ぐらい前から人を呼んできて選考する、それでいいじゃな

○山原委員　この間、カリフォルニアの国府田農場の館岡さんの問題も出ております。また、総理府の世論調査の結果も、消費者を含めまして圧倒的多数が米の問題について極めて賢明な判断を下されておることは御承知のとおりでございまして、この点について、明確な立場で日本の農業を守り抜くという考えを明らかにする必要があると思います。

次に、教育問題について申し上げます。

最初に新テストの問題ですが、二月十五日に文部大臣に対して提出されました「大学入試改革について」、これによりますと、六十四年の春れには新テストを実施する、こういうふうになっておりまして、まるで猫の目のような入試変更で受験生は振り回されているという記事を各紙とも出しております。中には、延期すべきであるということも出ておるわけですが、これは中身を見ますと、本年の七月までに各大学がこの新テストをどう利用するかということを決めなければなりません。これはもう大変なことなんですね。今度のテストの何科目をうちの大学は採用するかとか、そういうことを七月までに決めなければならぬ。しかも、試行テストはもう十二月でございますから、試行テストもないままに、何の基礎的資料もないままに、あるいはこのテストが失敗するかどうかもわからないままにこれを決めなければならぬというようなことになりますと、これはもう大変なことでございます。

また、入試問題は各大学の学部、教授会が決めるものであることは学校教育法五十九条によって明白なところですが、この学部教授会の合意は得られておりません。ほとんど論議はなされていません。また、私学の場合、今度これを参加さすとは思われません。

また、高等学校教育に重大な影響が出てくることは御承知のとおりでございまして、今まで高等学校は五教科五科目でやってきたわけでございますが、これが今度は一科目になるかもしれないというような事態になりますと、高等学校の教育が重大な影響を受けることになるわけでございます。

これらの問題を考えますと、今度文部大臣に提起されました大学入試改革協議会というのは、これは文部大臣の私的諮問機関にすぎないわけですね、こんなことを考えますと、これは受験生にとりましては一生一度の重大な問題でございまして、毎年毎年制度が変わるということになりますと、全く政治の都合で子供たちを振り回すという結果になります。これはどうしても慎重にならざるを得ないのでございますが、この点についても少し慎重な、あるいは延期をして論議をするという必要が絶対にあると思いますが、この点について文部大臣はどうお考えでしょうか。

○中島国務大臣　ただいまは新テストを中心に御指摘でございました。そのテストがどうなのかということで不安があるということでございますが、先に新テストありきというのではなくて、御存じでしょうが、新テストの前に教育のあり方が先にあるわけでございます。それは、日本の教育水準は高い水準にございますけれども、社会が成熟度を増しますと、社会そのものが多様化、個性化をしてまいります。その社会の変化にみずから対応できるたくましく心豊かな青少年を育成しようというのがテーマでございます。そのためには教育も個性化、多様化しなければいけない、それには大学入試も個性化、多様化をしていこうというのが前提にございまして、個性化、多様化をするにはどうしたらいいかという御審議、御討論あるいは御意見をいただいて、そのためには新テストをする方が個性化、多様化によろしいということで今進んでおるわけでございます。

その前段としては、これは形は違いますが、十年間やってまいりました共通一次がございます。その共通一次によりまして今までの難問奇問がなくなった。さらに、今現在どうしても受験地獄と申しますか、その中で記憶力重点で受験地獄があるということが学生諸君に過酷な対応を迫られておると思いますので、今度の新テストは、国公立並びに私大、それから高校の方々に入っていただきまして、一般の高校の一応の水準をクリアしておれば受けられる範囲の水準のテストを底に置き、そして大学はそれを参考にいたしながら、それぞれの大学がさらに個性的、そしてその人間性を引き出せるような、自分の建学の精神に合ったテストをやりやすいということでやっておるわけでございまして、ちなみに十年間の推移を見ましても、例えば小論文は十年前四十七学部が採用しておりましたけれども、六十二年度では百六十九学部が小論文を採用しておる。一つの点では、そのようにただマル・バツでは引き出せない学生諸君の能力を引き出すという面でも効果を上げております。

その十年間の共通一次のいい評価されておる面をさらに改善をいたしまして、共通一次は発展的に解消して新テストに移行する。これは、受験地獄から解放し、そして伸び伸びとした青少年を育成する、そういうことに資しているものでございますから、猫の目のように変わるのではなくて、大前提に対してチャンネルを合わしていっておるということでございますから、非常にやりやすくなるということで御理解をいただけると思います。

○山原委員　わかりませんね。これはもう本当に形式的なことなんですよ。私は、この問題では十九年やってきております。共通一次をつくりましたときにも、これは衆議院の中に小委員会をつくって二年間系統的に調べた。小委員長は藤波孝生さんがやりましたね。そして、この中で、この共通一次をやった結果、実施の結果、その功罪を明らかにして新たな検討を加えていくというのが国会決議です。これもやられておりません。文部省は一度も国会に報告をしておりません。

しかも、小委員長報告はこうなっています。入試問題に関する小委員会を設置して検討した結果、試験の実施時期についても、「大学の入試は、その到達度を判定するという趣旨で実施されることが原則である。」こうして、この高等学校の三年間の教育というものを、これを保障するということが一番大事だ、これはもう何カ月もこの点で論議しているんですよ。

ところが、今度発表されましたものは、十二月の下旬に試験をやるでしょう。そうすると、高等学校の三年の三学期というのは飛んでしまうわけです。これは絶対にいかないというのが国会側の決定であったわけでございますが、これを完全に無視して、共通一次を廃止して新テストだ、これは中曽根さんがおっしゃって、そしてこれが今度の新テストの押しつけのもとになっているわけであります。これは共産党の主張ではありません、全会一致の決定なんですから。しかも、共通一次そのものも、もともと中曽根さんが幹事長等しておりましたときに持ち出してきたものなんです。だから、それは国大協の決定も経まして行われたわけですけれども、今度はこういうやり方をしますと高等学校教育にとっても非常に重大な問題です。

私は、この問題は、率直に申し上げますが、拙速はだめです。また失敗します。去年も複数制度をとりまして、そのために十万人の足切りが行われた。今度はその経験によって一万三千人の足切りでとどまっておりますけれども、そういうふうに実施をしてみて、あるいは試行テストをやってみて、その成果に基づいて実施するならばいいけれども、それもなしにやるなどということは受験生に対する冒涜であります。これははっきり申し上げておきます。こんなことをやればまた失敗することはもう目に見えていますよ。

私はそういう意味で、これは総理に御見解を伺いたいのですが、たくさんの受験生の立場に立って、この点について御検討する意思がないか、一言伺いたいのです。

○中島国務大臣　今までの流れの中で評価されるべき点が多いということもございます。例えば、先ほど申しました、前の共通一次からいたしまして、二科目になるかもしれないというような事態になりますと、高等学校の教育が重大な影響を受けることになるわけでございます。

これらの問題を考えますと、今度文部大臣に提起されました大学入試改革協議会というのは、これは文部大臣の私的諮問機関にすぎないわけですね、こんなことを考えますと、これは受験生にとりましては一生一度の重大な問題でございまして、毎年毎年制度が変わるということになりますと、全く政治の都合で子供たちを振り回すという結果になります。これはどうしても慎重にならざるを得ないのでございますが、この点についても少し慎重な、あるいは延期をして論議をするという必要が絶対にあると思いますが、この点について文部大臣はどうお考えでしょうか。

○中島国務大臣　ただいまは新テストを中心に御指摘でございました。そのテストがどうなのかということで不安があるということでございますが、先に新テストありきというのではなくて、御存じでしょうが、新テストの前に教育のあり方が先にあるわけでございます。それは、日本の教育水準は高い水準にございますけれども、社会が成熟度を増しますと、社会そのものが多様化、個性化をしてまいります。その社会の変化にみずから対応できるたくましく心豊かな青少年を育成しようというのがテーマでございます。そのためには教育も個性化、多様化しなければいけない、それには大学入試も個性化、多様化をしていこうというのが前提にございまして、個性化、多様化をするにはどうしたらいいかという御審議、御討論あるいは御意見をいただいて、そのためには新テストをする方が個性化、多様化によろしいということで今進んでおるわけでございます。

その前段としては、これは形は違いますが、十年間やってまいりました共通一次がございます。その共通一次によりまして今までの難問奇問がなくなった。さらに、今現在どうしても受験地獄と申しますか、その中で記憶力重点で受験地獄があるということが学生諸君に過酷な対応を迫られておると思いますので、今度の新テストは、国公立並びに私大、それから高校の方々に入っていただきまして、一般の高校の一応の水準をクリアしておれば受けられる範囲の水準のテストを底に置き、そして大学はそれを参考にいたしながら、それぞれの大学がさらに個性的、そしてその人間性を引き出せるような、自分の建学の精神に合ったテストをやりやすいということでやっておるわけでございまして、ちなみに十年間の推移を見ましても、例えば小論文は十年前四十七学部が採用しておりましたけれども、六十二年度では百六十九学部が小論文を採用しておる。一つの点では、そのようにただマル・バツでは引き出せない学生諸君の能力を引き出すという面でも効果を上げております。

その十年間の共通一次のいい評価されておる面をさらに改善をいたしまして、共通一次は発展的に解消して新テストに移行する。これは、受験地獄から解放し、そして伸び伸びとした青少年を育成する、そういうことに資しているものでございますから、猫の目のように変わるのではなくて、大前提に対してチャンネルを合わしていっておるということでございますから、非常にやりやすくなるということで御理解をいただけると思います。

○山原委員　わかりませんね。これはもう本当に形式的なことなんですよ。私は、この問題では十九年やってきております。共通一次をつくりましたときにも、これは衆議院の中に小委員会をつくって二年間系統的に調べた。小委員長は藤波孝生さんがやりましたね。そして、この中で、この共通一次をやった結果、実施の結果、その功罪を明らかにして新たな検討を加えていくというのが国会決議です。これもやられておりません。文部省は一度も国会に報告をしておりません。

しかも、小委員長報告はこうなっています。入試問題に関する小委員会を設置して検討した結果、試験の実施時期についても、「大学の入試は、その到達度を判定するという趣旨で実施されることが原則である。」こうして、この高等学校の三年間の教育というものを、これを保障するということが一番大事だ、これはもう何カ月もこの点で論議しているんですよ。

ところが、今度発表されましたものは、十二月の下旬に試験をやるでしょう。そうすると、高等学校の三年の三学期というのは飛んでしまうわけです。これは絶対にいかないというのが国会側の決定であったわけでございますが、これを完全に無視して、共通一次を廃止して新テストだ、これは中曽根さんがおっしゃって、そしてこれが今度の新テストの押しつけのもとになっているわけであります。これは共産党の主張ではありません、全会一致の決定なんですから。しかも、共通一次そのものも、もともと中曽根さんが幹事長等しておりましたときに持ち出してきたものなんです。だから、それは国大協の決定も経まして行われたわけですけれども、今度はこういうやり方をしますと高等学校教育にとっても非常に重大な問題です。

私は、この問題は、率直に申し上げますが、拙速はだめです。また失敗します。去年も複数制度をとりまして、そのために十万人の足切りが行われた。今度はその経験によって一万三千人の足切りでとどまっておりますけれども、そういうふうに実施をしてみて、あるいは試行テストをやってみて、その成果に基づいて実施するならばいいけれども、それもなしにやるなどということは受験生に対する冒涜であります。これははっきり申し上げておきます。こんなことをやればまた失敗することはもう目に見えていますよ。

私はそういう意味で、これは総理に御見解を伺いたいのですが、たくさんの受験生の立場に立って、この点について御検討する意思がないか、一言伺いたいのです。

○中島国務大臣　今までの流れの中で評価されるべき点が多いということもございます。例えば、先ほど申しました、前の共通一次からいたしまし

○井上裕君　今答弁をお聞きいたしまして、そのような指導をぜひひとつお願いいたしたい、このように考えます。

次に、大学の入試改革につきまして三点ほどひとつ御質問いたしたいと思います。

大学の入試のあり方は、高等学校以下の教育に与える影響は非常に大きいわけであります。したがってこれは、国民のそれに対します関心というのはまことに深い。その改革に当たってパーフェクトの方法は、なかなかこれはあり得ないと思いますが、しかしながら、意図することを改革して、そしてまた着実に一歩一歩の前進が好ましい、こういう入試改革の道であります。

私は、従来から幾たびか入試改革が積み重ねられてきておりますが、大学入試の現況について、ぜひひとつどういう認識でおるのか、また、マスコミあるいはまた一般の方々、さらに経験豊かな専門家が、大学入試につきましては余りにもいろいろ変わっていくというようなことでございますので、この点について、まず大学入試の現況についてどういう認識を持っているのか、これをお聞かせ願いたい。

○国務大臣（中島源太郎君）　おっしゃいますように、大学入試につきましては、これは国民的な関心のあるところと承知をいたしております。一時共通一次の試験を施行いたしてみました。それの結果二つの点でいい面もあったかなと思っております。それは学校によりまして、難問、奇問と言っては失礼かもしれませんが、非常に難しい出題、これが均一化されたと申しますか、共通一次の出題傾向につきましては大方評価をいただいておるところでございます。それから、一次を利用していただくということによりまして、二次試験で多様化を図ることができる、こういうことはいい面であったと思いますが、その一方でまたいろいろ改善すべき点もあるわけでございます。そういう点につきまして、臨教審の答申にもいただいておりますように、これを私学にも開かれた道として進めてまいりたいと思いますし、当面六十五年を目途といたしましてこの新テストを進めてまいりたい、こう思っております。これは進めつつ私学、国公立の一層の御理解と御協力を得たい、こう思っております。

また、受験機会の、チャンスの複数化と申しますか、これに対しましても今国大協におきましてお諮りをいただいておるところでございますので、さらに受験者の身になりまして一層研究、検討をいたしながら進めてまいりたいと思っております。

○井上裕君　私、これからいろいろお聞きしたいこと、大臣にお答えいただきまして、ぜひそのように。

ただ、私ども素人が考えまして、大学入試というのはやはり高校生、特に子供を持つ親がなかなかどういう試験に受かったらいいか、いよいよなれてくるとまた変わる、こういうことのないように、また専門家が大学入試というものをこうしてやろうということで決定したからには、やはりそれ相当の気構えで私はやっていただきたい、このように考える次第であります。





どうだということも再々申し上げたことがございます。例えばそういう方向で、今申し上げたことを一つの方針としてやろうということであると、もう大学入試のあり方もごろっと変わってくるわけですね。だから、これは一つの極論かもわかりませんが、そういうふうに大学自体のあり方、高等学校以下の教育のあり方、そこを両にらみしながら、日本の教育、二十一世紀をにらんで、最高学府の高等教育はどうあるべきかということを本当に真剣ににらんで、そして大学入試を考える、そういう視点で大学審議会あたりでひとつ取り組みをやっていただいたらどうかということを私は申し上げている。

これは、私が申し上げるというのは口幅ったい言い方で恐縮ですけれども、ひとつ我々教育に携わる者として肝に銘じてやっていかなければならないのじゃないか。そうしないと、テクニックだけ、悪いところだけの手直しをと思っておったのが、中心から外れてとんでもないところへろうろうろしておって、結局は受験生が泣く、日本の国もだめになるということにもなりかねないのじゃないか。どうもそういう入り口に今差しかかって入試というものは議論されているのじゃないか。こういうおそれを十分に抱いているわけでございまして、そういうことがないように、大学入試のあり方についてこれは御検討いただきたい。

最後にひとつ大臣の御所見を伺いまして、質問を終わりたいと思います。

○塩川国務大臣　今鍛冶さんの熱烈なるお説を聞いておりまして、私がそれを言っているのと本当によく似ておるので、私も意を強うしておるところでございます。

確かに入学試験の制度だけで片づくものじゃございませんし、また、入学試験制度をこちらの文部省の方からああしろ、こうしろということをやりますと、学校自体も変になってしまいます。その点をよく見きわめて、ただ一点、大学当局としては受験生の人材の発掘というものを多様化してほしい。ただ一枚のペーパー、紙だけで当落を決めちゃう、それで判定するということはできるだけ避けていただいて、いろいろな角度から人間を考察してやってほしい、これを願っておるわけでありまして、折を見て大学ともよく話をしてまいります。

○鍛冶委員　これで質問を終わります。

○鍛治委員　これは今一つの点でいみじくももろ刃の剣になるということをおっしゃったと思うのですけれども、これは確かに大学サイドの善意に期待していい方をおっしゃっておられると思うのですね。私もそれはぜひ期待したいのですが、今回自民党文教筋が、これで言うことを聞かなければ議員提案で法律をつくってしまってやらせるぞというようなことがあったとかないとか新聞報道がされておりますけれども、そうされなければ動かないというのもまたよろしくないと思うのです。

実際に、前も私は申し上げたことがございますが、共通一次を導入したときに随分長い年月をかけてやった。これで本当にいい形が、あるいはより前進した形ができるぞということでやった。ところが、本当は共通一次だけではなくて二次との抱き合わせと言ったら悪いのですが、一次と二次が相まって大学入試というものがいい形で行われることが期待されておったと私は思うのです。あのときも善意を期待しておったと思うのですね。あのとき小委員会が持たれて、この衆議院の中でも議論されまして、私もそのメンバーで申し上げたことがあるのですが、二次試験が恐らく問題になるだろう、だから、こういうときこそ文部省が少し厚かましく二次試験のあり方を多様化して、本当に特色ある学生を、また学校自体が特色ある学校であり、我々の学校はこういう学生を望んでおりますよというのをあらわすためにも非常にいいんだから、むしろここらあたりは半ば強制的にでもやらせるくらいの思いでやったらどうでしょうかというようなことを申し上げたことがある。記憶しております。ところがやはり学問の自由、大学の自治というのがございまして、それは大学の皆さんは良識あるからというようなことでのお答えだったと思うのです。期待しておったところが悪い方に出ちゃって、結局共通一次が悪者になって、やり玉に上がっちゃったところがあるような気がしているわけです。

現実にあのときに、二次の方が本当に対応が、今ぼちぼち起こってきております各大学での特色ある入試のあり方、学生に対して、こういう方はぜひいらしてください、共通一次がどうあろうとも、そこの点数はともかく、こういうことがあればちゃんと引き取りますよというような特色のある入試のあり方ができておれば――私は、ABグループ分けを今春やってみたり、またさらにこれが悪いからこうやるというようなことでは、これは子供たちが本当にかわいそうだと思うのです。親にとってもたまらない。我々としても、文教を担当しておって、一体これは何だ、本当に目まぐるしいという思いがするわけでありまして、大変残念で仕方がない。こういう思いはもう二度としてはならないということを痛感しているわけでございます。これはむしろ大学の先生方が、あえてここで厳しく言わしていただけば、もう真剣に取り組まないんじゃないか。今週刊誌あたりも、さっき切り抜きを持ってきて、一番新しいのがありましてぱっぱっと拾い読みをしましたら、みなそういうことを心配していると見えて書いてあるわけです。手抜きをやるぞ、二回やったんじゃ大変だ、一回は集中するが、二回はもうそれこそ気を抜いて適当にやってしまうということがあるんじゃないかという心配をしているわけです。また、私もいろいろな大学の先生と交流がございますが、そういうまじめな先生方のお話を聞いてみても、それを嘆いていらっしゃる方が多いですね。だから、大学自治の大きな部分を占めるこの入試問題、だとするならば、やはり大学の先生が一生懸命取り組んでいただかなければならぬ、それがどうも期待できるのかなという気がいたしております。

この分割案、まあこの春に行われたものよりは私どもは前進した形だろうというふうには受けとめるわけだし、そう受けとめたいわけですけれども、この実施の仕方ではマイナスの部分がずっと大きいのではないか。さらには、これはABが、学部で言いましたら例えば百名の定員のところはAで五十名、Bで五十名でやるのかというと、必ずしもそれはわからないような気もするのですね。Aの方に、最初の方に力を入れて、後はまあ適当にといえば、それこそ八十名と二十名もあり得るかもわからぬ。そういう場合には、ずっと前の一期校、二期校というような感じで、二期校の人たちはレベルが下でどうにもならぬのが入ってきたというような形と同じようなことが繰り返されるということも考えられないことはない。極めてそういうこともあり得る。今お話がありましたように、細かいことはまだ詰めてないし、この案もまだ最終的に決まったわけじゃないですから何とも言えませんけれども、この形で実施された場合に、じゃ同じ学部をAもBも受けてしまうということもあるかもわからない。そうすると、そっくりそのまま前段も後半もそれこそ同じだけの受験生がわっと押し寄せてしまって、結局また足切りなんかもがたがたとやらざるを得ないとか、やりますよというようなことにもなりかねないんじゃないか、ますます混乱が起こる可能性もあるというふうな気がしているわけですけれども、そういう点についていかがでしょうか。

まだ挙げればデメリットとして考え得ることは大分あるような気がするのですが、こういったことは今局長からお答えになった、大学の先生方がちょっと手を抜くのじゃないかということだけはおっしゃったけれども、そのほかに、私が今ちょっと申し上げたようなことも起こる可能性があるだろう。そのほかにもまだいろいろ各分野で指摘されておることもあるし、また考えられることもある。そういうふうなものがわかればここでお示しをいただきたいし、そういうことがこういう場でわかること自体が、またさらにそれをなくしていい方向に進んでいく方途ともなるのじゃないかというような気もいたしますので、先ほど検討も十分されているというお答えもございましたから、もう一つ立ち入ってお答えをいただければと思います。

○阿部(充)政府委員　共通一次が始まりましたときのお話がございまして、私どもも鍛治先生と気持ちを同じくするものでございますが、せっかくの共通一次試験をやった、それに伴いまして各大学の二次試験は必ずしも学力一辺倒でなくてもう少し多様な方面から学生の能力、適性を見る、共通一次の方はそれまでに勉強した学力がどれだけ身についているかを見る、そういうことを総合して丁寧な入試選抜をやろうではないかという趣旨でございます。

そういう趣旨は十分理解をされておったと思いますけれども、従来の仕組みを逐次各大学で考えて変えていきますには、大学も非常に大きな人間の連合体でもございますので、いろいろ議論等にも時間がかかったケースもございましょうし、あるいは経験を積み重ねながらさらに反省して直してきたという例もあろうかと思いますが、徐々にではございますけれどもかなり進んできていると思っております。ただ、もちろん満足できるような状態ではない、まだまだこれから二次試験については改善をしていただかなければならない、そういう点では各大学に対しましても私どもも実は口が酸っぱくなるほど御検討を御依頼しておりますし、かなりの大学でさらに具体に検討を重ねているという実態もあるわけでございます。

共通一次関係はそういうことでございますけれども、今回のいわゆるAB分割問題に関係いたしましては、先ほど来お答えしておりますように現在いろいろな点についての検討が行われております。

具体的にもう少し立ち入って申しますと、例えば問題点について申しますれば、例えば試験期日をどういうふうに設定するのかというような問題がございます。つまり、A日程とB日程を連続してやってしまって、各人がずっと両方受けて、最後になって一緒に試験の結果がわかるというような方式もございますし、分割式と申しますか、A日程をやってその合否の判定が行われて、しばらくたってB日程が行われるというようなやり方もあろうかと思います。あるいはまた、志望校を決定するのに、今でも言われておりますが、事前選択でいくのか事後選択でいくのかというような問題もある。いろいろな問題が実はあろうと思っておるわけでございますけれども、これらについて今メリット、デメリット等の文部省としての判断を申し上げるだけの固まった気持ちを私どもも持っておりませんので、その点はお許しいただきたいと思いますが、国大協ともどもこういった問題も含めての検討をしていきたい、こう思っておるわけでございます。

今回の国大協の改革に当たりまして、六十三年度入試をこれからやろうという時期に既に六十四年度入試の問題についてこういうことで検討しているということは、やはりこの問題について十分な議論を時間をかけてやった上でなるべく早く受験生に方針をお示しするということが望ましいのではないかというような見地で、ことしの春の入試が終わった直後からこの問題に国大協としても取り組んでいただいておるわけでございますので、そういった方向で十分議論がなされて適切な結論が出てくることを期待もし、また私どもとしても努力をいたしたい、こう思っております。

○鍛治委員　私もそういうことで期待をいたしたいと思うのですが、なるべく早く受験生に示すという意味からいえば、今までの恒例からすると、大体は二年前の夏休みの前にはそういうものがちゃんと受験生にわかっているというのが通例だったようです。六十四年といいますとそれももう外れてきておるということで、一応また十一月か十二月か知りませんが国大協の総会か何かで方向が決められるということはお聞きしておりますけれども、それから大枠が決まってみても、またさらに今局長からいろいろお話があったような内容について相当詰めていく必要があるのだろうと思います。そうすると、その細かいことを詰めていって果たして少なくとも来年の夏休み前くらいまでも間に合えばいいけれども、間に合わないというようなことがあるとこれまた大変なことになるだろうというふうな気もするわけです。

実際にこういうふうになったからもうとやかく後戻りして言っても仕方がありませんけれども、私どもは極めて遺憾であるし、もう本当に腹立たしいような思いが実はするのですね。こんな大切なことをくるくる変えてしまっている。私は先ほど社説を読み上げましたけれども、私も同感の向きもありまして、ことしの春の決め方自体もちょっと早急ではなかったかというような気がいたしておるわけであります。

今度の分割案、今申し上げたところがもし決まったとしても、私は果たしてそれがいい方法かなというのは極めて疑問な点がある。したがってそういう意味で、参議院通過をいたしますと大学審議会というものが動き出すわけでございますけれども、こういう場所でしっかり腰を据えて入試の問題というものは考えていくべきではないかなというふうな気も私はいたしておるわけでございます。この点についてひとつお尋ねをいたしたいと思います。

○阿部(充)政府委員　入試に関しましてはいろいろな局面がございまして、抜本的と申しますか非常に根本的な解決を図るようなことと、それから今の話題に出ておりますような各大学がどっちの日程でやるかというような細かい点、いろいろな点があるわけでございまして、私どもとしても、基本的な問題というものを常に念頭に置きながらも、しかしやはり当面直さなければならないような点について直していくというようなことも並行してやっていかなければならない面もあるのではなかろうか、こんなふうにも思っておるわけでございます。

入試の改革につきましては、臨時教育審議会の第一次答申でも新しいテストの実施というたぐいの指摘も出ておりまして、その中で国公私立の大学、高等学校、その他の関係者によって協議会をつくってその問題に取り組めというような御指摘もございまして、第一次答申が出ました直後から、大学入試改革協議会というものを関係者によって結成をいたしまして、そこで種々議論をいただきながら進めてきておるわけでございます。

現在のところそういう体制で進んでおりますけれども、大学の入試というのは、大学の入試だけを切り離して存在するものじゃなくて、やはり大学のあり方等と関連をしてくる問題でもございます。そういう意味では非常な大きな問題が背後にあるわけでございますので、先生の御指摘なども踏まえまして、当面入試改革協議会でやっておりますけれども、さらに大学審議会ができました暁には、より長期的な観点での検討も考えなければならない時期が来るのではないかというようなことも念頭に置いておるわけでございます。

○鍛治委員　今、局長もいみじくもお答えいただいたので、私が最後に一番そこを申し上げたかったわけでございますけれども、どうも今は大学入試というものが切り離された形で盛んに議論されているという気がしてならないわけですね。そして、共通一次に始まっていろいろ悪い点だけあげつらわれて、そこの部分部分が変わる、そうしたらまたそこがいかぬということで変わる、そういうことで、一番根本のところが忘れられて、こうこう言っているという気がしてならないわけであります。

共通一次が出発した背景には、高等学校以下の教育にひずみが出てきた、難問・奇問が多くなってきたというのが一番わかりやすい形で言われておるところでございまして、そして共通一次になったのですけれども、やはりそういう点も、高校以下のこともしっかりそのあり方も踏まえながら、同時に大学改革、大学はどうあるべきかというそこの視点の中で入試はどうあるべきかということを考えなければ道を誤ってしまう。ただ単なる、手直しから手直しで、期待しておってこう行くはずだったのがやってみたら思わぬ方向に行った、またそこではまり込んで、そしてまたやった。森の中に入って、木を見て森が見えずという言葉もございますけれども、それと同じ形に落ち込んでしまうというおそれが多分にある。もう現にそういうところにはまり込んでいるのではないかというふうな気がしているわけでございまして、やはり原点といいますか大所高所の立場に立って、その視点からもう一遍しっかり大学入試というものを考えるときに来ているのではないか。

大学改革のあり方については、今のままではいかぬということは、私も含めていろんな方々が御質問申し上げた中で、大臣も取り組まなければならぬということは再々言っておられます。私どももそう思います。具体的には、ある程度の考え方を私たちも詰めてきてはおりますけれども、さらにもう一つ詰めて、これは一遍また大臣ともやりとりをやってみたいというふうに思っておりますけれども、そこの中にあって、大学はこういうふうにあって、しかも入試はこうあるべきだという視点、繰り返すようで抽象論のようですが、そこに視点を変えていくという、この点についてひとつ文部当局も腹を据えてこれは取り組むべきであるし、取り組んでいただきたい。

例えば、今の大学、高等教育そのもの自体がこれから二十一世紀をにらんでどうあるべきかというのは、どうも余り明確になっていないような気がします。一時、永井文部大臣の時代に八ケ岳構想というのがございました。次の海部文部大臣のときも、それを踏襲してやりたいというようなお話もあったのですが、そういう話も最近余り聞かれなくなってきた。何となくぼやけてきていますね。その中でやはり、日米教育比較の中でも、大学、高等教育に問題があるということは強く指摘をされている。私たちもそうだと思います。したがって私どもは、例えば八ケ岳構想を少し広げて、中核となる大学がやはり要るような気がする。しかし、これだけ高等教育の大衆化が進んでいますから、大衆化という意味での私学を含めた一つの大きなビジョンというものは、これはやはり要るだろう。だから、そういうものの大枠をもう一遍しっかり踏まえながら、その上で大学入試というのはかくあるべしですよということも必要じゃないか。極端に言えば、よく私ども申し上げているのですが、諸外国と同じように、入るはやすく出るはかたいという大学のあり方をやったら

○杉浦委員　時間が余りございませんので、最後に一つ、大学入試の問題についてお伺いいたします。

大学入試の改革は、国民にとっても大きな関心事でございまして、避けて通れない緊急の課題でございます。今春の大学入試は、グループ分けによります複数受験のメリットを提唱しておったわけでございますが、いわゆる足切りが三万人あったこと、いわゆる水増し合格、入学者の定員割れなどの混乱があったわけでございます。国立大学協会におきましては、既に六十四年度以降の入試の抜本的改善策につきまして定員分割方式を含めまして種々検討されているというふうに伺っておるわけでございます。大学入試の改革につきましては、完璧なものはないと思いますが、受験生の身になって、より合理的なものとなるように文部省当局初め関係者が全力を尽くすべきだと考えておりますが、大臣の御所見はいかがでございましょうか。

○塩川国務大臣　御承知のように入学試験というのはやはり選抜でございますから、そこに選抜に合格する者と不合格の者ができることはやむを得ない。これを全部平等にしろということは到底不可能なことでございます。そこで、おっしゃるように気遣いということが大事なのでございまして、ただこれを一片の答案用紙だけで当落を決めるというのではなくして、やはり受験生全体をテストしてやるような、そういう配慮の行き届いた試験をしてほしいと我々は願っておることと、それから一回限りの受験のチャンスをそんたくさん与えてやってほしい、そして自分の選択についてもっと幅広い選択ができるようにそういう指導もしていかなければならぬのではないか、こういうことを考えておるのでございまして、入試の改善につきましては学生の気持ちをそんたくした改革を進めていかなければならぬというこの基本は変わりないと思うておりますので、御了解いただきたいと思います。

○杉浦委員　お伺いしたいことがたくさんございますが、時間も参りましたので終わらせていただきます。

ただ、教育は私どもの子孫を育てていくいわば国家百年の大計でございますので、非常に長期的な見地に立った息の長い努力が必要なわけであります。文部省関係者には大変御尽力いただいておるわけでございますが、今後とも予算面等におきましてもひとつ大いに塩川大臣に頑張っていただきまして、我が国の教育が将来にわたって万全でありますように御努力いただくようお願いし、私ども一生懸命努力してまいりたいと思っておる次第でございます。どうもありがとうございました。





○鍛冶委員　最後の問題に入らせていただきます。大学入試の問題でございます。

これは、六十四年度から国立大学学部の入学定員をＡＢ分割するグループ分けの導入というものが、現在国大協あたりで検討がなされているようでございます。これはこの春導入されたＡＢ分けをやった結果大変いろいろ問題が噴出したということで、その手直しにそういうふうにやるべきであるという方向にだんだんとまってきているとお聞いております。この方法でも実施した場合、たしてうまくいくのだろうかというふうな気がもうひとつしているわけですが、この点についてひとつお答えをいただきたいと思います。

○阿部（充）政府委員　国立大学の入試の問題でございますけれども、国立大学協会におきましては、ただいまの先生のお話にもございましたように、ことしの春に実施をいたしました受験機会の複数化、その状況についての各種の反省等から、ＡＢグループ分けの問題についても少し抜本的な改革を図りたいということで鋭意検討が行われておるわけでございます。

新聞報道等でもございましたように、その改善の方向といたしまして、各大学が入学定員を二つに分けてそれぞれいわば全大学が二度試験をするということで、ＡＢ分割などと称されておりますけれども、そういうような形というのも有力な一つの提案として検討されているということでございますが、まだそういった方向でということころまで明確に決め切られたわけではございませんで、他の改革方法等もあるかどうかということも含めて現在議論が行われているというさなかでございます。

私どもは、受験機会の複数化という点を真に有意義なものにすると同時に、各大学間のいろいろな思惑の問題等も、すべての大学が同じようにやるということであればかなり解決するのではないかという基本的なあれは持っておるわけでございます。しかしそれにいたしましても、実際にその方式をとる場合に、具体にどうやるかというやり方次第によってはまたいろいろな問題点があるいは検討すべき課題等も出てくる可能性もあると思うわけでございまして、現在、国大協の検討もそういうことも含めながらさらに詳細に検討していこうという姿勢でおりますので、私どもとしてはその状況を見守りながら、また必要に応じて助言等も行いたいということで、現段階はその状況を見守っているという状況にあるわけでございます。

○鍛冶委員　これは当然文部省も責任がございますから、見守るということであると思いますが、新聞報道等によりますと、どうもこれは自民党の文教部会案と言われておるわけですけれども、この学部のＡＢ分割入試というものがどうも決まりそうな気配で報道されているわけですね。

そこで、私どもが非常に心配しますのは、これは八月十六日の毎日新聞だと思いますが、社説の中にこういうふうに書かれているのです。「今春、国公立大は受験日程を複数化するなど、入試制度を大きく変えた。それが不評で、また手直しをした。もともと、長期的な展望があっての改革ではなかった。事前の検討も不十分だった。そのために、わずか一回の試みで手直しに追い込まれたのである。」これは非常に厳しい言い方かもわかりませんが、当たらずといえども遠からずではないかと私どもも思うわけです。

そこで、こういうことがあっては受験生に対しても大変なことになりますし、あってはならないと思うのですけれども、またその手直し案としての浮上してきているのが今言ったＡＢ分割入試ということだと思います。これは見守るということでございますけれども、実施される可能性が強い中で、もしこれについて実施された場合には、アドバイスするにいたしましても、そのメリット、デメリットというようなものをやはり真剣に御検討はなさっておられるのだと思いますが、文部省としまして、現在この方式が採用された場合にどういうメリット、どういうデメリットが出てくるとお考えになっていらっしゃるか、その点お尋ねをいたしたいと思います。

○阿部（充）政府委員　今春の受験機会の複数化につきましていろいろ御批判もあることも十分承知をいたしております。ただ、一般的に申しまして、受験機会を複数化したという方向そのものにつきましては、私は基本的にはマスコミその他の御支持もいただいておったと思うわけでございます。ただ、具体の実施の方法についていろいろな問題点等も生じてきたということであろうかと思いますので、せっかくのこの複数化の趣旨を生かしながら、しかも問題の少ない方式を考えていこうという中で、各大学全部がこのＡＢ分割という方式を出されてきたわけでございますし、これは先ほども申し上げましたが、検討に値する有力な提案であると私どもも思っており、またその点は国大協にサゼスチョンをいたしておるわけでございます。

今、具体に考えました場合には、受験生の選択の機会の複数化という趣旨が貫けるということが一つございますし、それからまた、従来のＡＢ分割あるいは来年度、六十三年度入試についてのＡＢ分割について、地域的なアンバランスあるいは専門分野別のアンバランス等々の問題も指摘されておりますけれども、全大学が二回やるという方式であればその問題も基本的に解決をすることもございます。また、ＡＢどちらのグループに属するかということで、この春各大学それぞれがいろいろエゴでやっているんではないかという御批判を浴びたというようなこともございますけれども、全大学が平等にＡＢ両方でやろうということであるとすれば、その問題も解決をしてくるというような意味で有益な点がございます。さらにはもう一つ、これは非常に大事なことだと思うわけでございますけれども、ＡＢ分割をやりました場合に、各大学が、自分の大学の一回目の試験と二回目の試験とについて同じような、例えば三教科とか四教科とかという学力試験を課すかどうかという問題になりますと、これは二回に分けてやるならばそれぞれの試験のやり方をやはり変えるべきではないか、変えた方がいいということはいろいろな意見としても現実に出てきておりますし、またそういうことがやりやすくなってくるだろうと思うわけでございます。六十三年度入試についてこのＡＢ分割を考えております大学のかなりの部分のところは、一回目の試験の場合には論文だけでやろう、二回目は従来と同じような学力の試験でやってみようというような形で、従来から大学の二次試験についていろいろ多様化すべきだというような批判等もあったわけでございますけれども、そういうことが二回に分けるということによってかなりやりやすいといいますか促進されてくる可能性が非常に大きいというような点で、私どもも大いに期待している面があるわけでございます。

ただ、実際に実施をいたすということになりますと、やはり業務量という面で、各大学とも、今まで一回で済んだものを二回試験をやらなければならないのか、それは大変だというような問題は当然ついてくるわけでございます。そういう意味でのいわばデメリットと申しますか、そういう点はございますけれども、こういう方向に決まるかどうかは別にいたしまして、やはり大学が自分のところの学生を選ぶということについて労を惜しんではならないと私どもは思うわけでございまして、業務量がふえるということは、大学の一番大事な仕事でございますから、大学の教官、職員の方々もそこの点は十分理解をして努力していただくという方向で解決すべき事柄ではなかろうかというようなことも感じておるわけでございます。

いずれにいたしましても、先ほどもちょっと申しましたけれども、実際にどういうやり方でやっていくのかというあたりになってきますと、これはまたいろいろなバラエティーが考えられるわけでございまして、その辺をどうしていくかによってまたいろいろ問題も出てくるかと思っておりますが、そういう点も含めまして現在文部省としても検討しておりますし、国大協の方でも検討されているというふうに承知をしておるところでございます。

スポーツは一点勝ったなら勝ち負けの勝負ですけれども、我々のこの学生の問題はそういうことではなくして、ある程度それを入学に入れる。そして、昔私ら学生でありましたときに、東京物理学校というのがございまして、これは非常にユニークな学校でございました。しかも優秀な者だけ勝ち残っていくというんです。だからそういう選別の方法があるんだろうか、ないんだろうかと言いましたら、しかしその問題に関しては、これはやっぱり学校の自治ですから、文部省からそれはできないということであります。

そういたしますと、私は結論として持っておりますのは、今この入学試験の問題は大学の自治だとおっしゃっているんです。この大学の自治というものが本当に自治で押し通していけるのかどうかということ、社会の批判を受け、そして社会から非難を受けた場合に、そのときに本当に先生がそれで対応していけるかどうか。あるいは大学が設置された国家的要請、社会的ニーズというもの、これをほおかぶりしただけで学園の自治だけで言えるのかということ、これは議論したところであります。私はあえてこれを大学当局に強く要求したんです。そうしたら、まあ一応受験の複数化に対しては我々も積極的に取り組みます。しかし、その試験のやり方とかあるいは対象とかというものについては、これはまさに学園の自治という厚い壁の中に閉じ込もってしまいますから、我我としても関与しがたいというようなところなんであります。

しかし、私はこれはいろんな改革を進める中において、この学園の自治と行政の指導との接点をどこかで探さなければならぬと思っております。今回、大学審議会ができる、こういう問題も私は真剣に検討していただく、そしてお互いが協力し合う。文部省の方もいろんな情報を受験生に提供するこれはやっぱり責任があると思うんです。そういうことと、大学との間に、文部省と大学との協力を一層強化するためにも、ひとつ制度的に考えていかなきゃならぬ。そういうことを、ことしの春でございますが、大学当局と二度三度話し合いました中で感じたものでございまして、文部省としても、要するに先ほど申しましたような人間中心に見た受験生の選考もやってほしいということを強く要求しておるということ、これだけはひとつぜひ、何も偏差値一本でそれで大学側と話をまとめてきたというものじゃないということをちょっと私からも申し上げさせていただきたいと、こう思っております。

お聞きいたしました意見、私も一々そうだなと思っておる点が多々ございました。それも参考にさせていただきます。

○高桑栄松君　大臣のお考えいろいろ承りまして、私自身も大変、まあ余りいい知恵であったかどうかは別といたしまして、参考にしていただけるということでよかったと思っております。





○下村泰君　実は私、五十九年四月十日に色盲と言われるいわゆる色覚異常、この問題を取り上げたことがあります。なぜ取り上げたかと申しますと、はり治療で治るとか、電気治療で治るとかというようなことで、やりました。けれども、実際にその専門家にお伺いすると、そんなことでは色盲は治らないんだというのがどうも医学的には実説だそうですけれども。そのときの調査で、そのときに申し上げたことなんですけれども、名古屋市内の小学校で四年生ですね、これは名古屋大学の眼科の先生がお調べになったんですけれども、市内の小学校四年生を対象にして、男が一万六千九百十三人、女の子が一万六千三十五人、この調査の結果四・五%から大体五%の人たちが色覚異常であるということが判明した。そのころに、大体推定すると三百万から三百五十万ぐらいというふうに言われているんですが、今文部省ではこういった調査の結果をどのくらいの数つかんでおりますか。

○政府委員（西崎清久君）　御案内のとおり、学校保健法に基づきまして学校保健に関する身体検査というのを一年、四年、中学、高校は一年でやっておるわけでございますが、色覚異常者の全体数の悉皆調査はないのでございます。そこで私どもは、これは体育局の所管でございますけれども、サンプリングの調査をいたしまして、それによる全国児童生徒の推計で全体の数字を把握しようとしておるわけでございますが、それによりますと大体四十五万人ぐらいになるのではないか。サンプリング調査に基づく全国推計でございますね。そのくらいの数字で色覚異常者が児童生徒にあるのではないか、こんな数字をつかんでおります。

○下村泰君　これは、局長のおっしゃっているのは完璧ないわゆる色覚異常、弱色は入れていませんね。

○政府委員（西崎清久君）　はい。

○下村泰君　そうですね。それなら納得いくんですけれどもね。弱色やなんか入れたらそんな数じゃないはずなんです。

そこで問題が起きるんですけれどもね。昨年国大協からも、入学資格制限の大幅緩和が打ち出されている、この色覚異常について。今年度の大学入試における色覚異常に対する制限の実態ですね、これは数おおかりになりますか。国公立と私立と、大ざっぱで結構ですから。

○政府委員（西崎清久君）　ちょっと大学の方の数字を的確に把握しておりませんが、昨年の措置で、これは国立大学に関してでございますが、四年前と昨年との比較では十四大学二十四学部が制限を撤廃したと、こういう数字がございます。ですから、四年前、したがってことしからいえば五年前ですね。五年前と昨年とでは、四年間で十四大学二十四学部が制限を撤廃したと、こういうふうに受けとめております。

○下村泰君　これはそのとき私が手本にした一冊の本、小冊子なんですけれども、これ、もう国公立全部ですね、ここに出ています。これを一々読み上げたらえらいことになる、時間がかかりますから言いませんけれどもね。ほとんどの学校が拒否しています。もちろん中身は学科によって違いますよ。殊に工学関係ですね、こういうものは全然だめ。それから美術、もちろんだめですね。それ以外で、許すよという学校も多々あるわけです。ただ、ほとんどが最初は不可なんですよね。だが状況によって、一応検査をした結果、この程度ならよろしいというので許可されるというのが今までの現状のようです。恐らくそこから歩み進歩はしていないと思いますけれどもね。ただ、国によっては色覚障害は障害に入れていないというところもあるんですね。特に国立大学で今もうした制限があるというのはまことに残念だと思うんです。しかし、こういう状態で卒業しましても、こういう感覚に障害を持っている子供さんというのは、入社しようと思っても、日本全国企業四千社が拒否していますからね。それも出ています、名前も全部。そういうふうに就職すらも難しくなるんです、そういうのがはっきりしますとね。

こういうのを本当に僕は是正すべきだと思うんです。さきの筑波短大の創設の際にも、一般大学への受け入れ促進を附帯決議でうたっております。先ほどの研究会では、高校入試、いわゆる職業高校ですか、について検討しているようですけれども、大学入試についてもこれから検討していただかなければならないという時期に来ているのではないかと思うんですが、これをお答え願います。

○政府委員（西崎清久君）　大学入試でお答えする前に、高校入試の方が初中局担当でございましてね、具体に申しますと、今十八県が制限をしておるわけでございますね。したがいまして、この十八県については、いろいろな対応がありまして、工業とかあるいは水産とか農業、それから学科によって各県まちまちなんでございますね。そうであるとすれば、各県によってまちまちで、許しているところ、つまり制限を設けていない県が二十九県あるわけなんですから、それとの関係でもう少し私どもは詰めてやってまいりたいというふうに思っております。

それから先生端的にお尋ねの、大学についてはどうかという点は、高等局の方で国立大学協会の方への指導をしておりまして、できるだけ国立大学でのこういう色覚異常者の入試の制限の撤廃をしようと、こういうふうな申し合わせが国大協でもあるようでございます。国立大学協会の中でもそういうふうな制限撤廃の方向で努力をしようという線に沿って、先ほど申し上げましたような各大学の努力で二十四学部の撤廃が行われてきたと、こういうふうに理解しておりますので、先生の御指摘の、大学においても撤廃の方向で努力するようにという御趣旨は、十分また高等局と相談して、伝えるようにいたしたいというふうに考えております。

○下村泰君　私はいつも何だか宝くじの一けたみたいなもので、一番しまいものですから、聞こうと思ってもほとんどほかの先生がみんな聞いてしまっていて、余り聞くことはございません。まだ時間があるようですけれども、これで終わりにいたしますけれども、大臣に一つ。

色覚異常の問題なんですけれどもね。私の知り合いに横着なやつがおりましてね。免許証取れたんですね。どういうわけだか、取れたんです。これに免許証を出した警察の方もおかしいんですけれども。ところが、これが疲れてくると見えなくなるんです——自分がハンドルを握っておるんですよ。そうすると横にいる助手に、「おい、今青か赤か」と聞くんです。「青です」、それから行くんです。健康状態がいいと見える。こういう人もおるわけですね。それからアメリカの方では、飛行機を操縦する場合でも昼間は許可する、夜はいけない、こんなのもあるそうですね。ですから、日本という国はこういうことでは意外と企業でも何でも狭いんですよね。実は朝日新聞の記者の中にもいるんですよね、色覚異常の方が。これは弱色の方なんですけれどもね。夜になるとちょっと色がわからない、選別できない。太陽の光線では見えるという方がいらしたそうです。夜はモノクロになりますからね。テクニカラーじゃないんですから、モノクロなんですから。それで用が足りるところは用が足りて結構だと思うんですけれどもね。

そういう人たちにやっぱりもう少し大学も門戸を開いて、そして就職でも何でも社会人として巣立っていけるような努力を願いたいと思いますが、大臣から一言力強いお言葉をひとつお願いします。

○国務大臣（塩川正十郎君）　お申し出、これは一文部省だけではいきませんが、私もそういうことを聞いたことがございます。お申し出もあったしするので、政府の問題として相互に連絡しながら検討いたします。

せんが、文部省としても強い関心を持っておられると思うんですよ。一体今までの大学A、B方式を同一学部A、B方式にしたということで何を期待しているんでしょうか。どう思っておられますか。

○政府委員（阿部充夫君）　御承知のように、大学別にAグループまたはBグループに所属をするという形で今年度の入学試験が行われたわけでございますけれども、その結果を踏まえまして、来年度、六十三年度入試についてのA、Bグループ分けについて国立大学各大学が検討いたしました結果、新聞記事等でも十分御承知のことと思いますけれども、関西の主として法律あるいは経済といった文化系の学部におきまして、ぜひB日程の方にかわりたいというケースが非常にたくさん出てまいりました。

A日程とB日程のバランスという観点から見ますとこの問題は、非常にB日程に著しく偏ってしまって、いわば受験機会の複数化という面からはかなり問題のある方向が出てきたということもございまして、先ほど午前中に大臣からもお答えいたしましたように、大臣から直接国立大学協会の幹部に対しまして、全体のバランスがとれるような方向を検討してほしいと、当時五月ぐらいの段階でございましたか、各大学で検討してBグループに入りたいと言っているようなケースについていわば再考を促したというようなことがあるわけでございます。その場合に、一つはこういう問題はことし六十三年度の入試については我慢してBグループに行かずにAに残るとしたにしても、また六十四年度以降同じような問題が起こってくるという可能性がこういう分け方を進めていく限りではいわばずっと残ってくる問題であろう。国立大学関係者の中でもそういう意味ではひとつ抜本的なことを考えなきゃいけないんではないかというムードもございました。

それで、これも文部省側からの一つの提案といたしまして、全部の大学が定員を二つに分けてAでもやりBでもやるという方式を考えれば、どの大学がどっちに属するという問題がなくなるではないか。それがなくなれば、分野ごとに偏りが生じているとかそういうたぐいの問題もなくなってくるし、要すれば当初のねらいであった受験機会の複数化ということは確保されているというような、仕組みとして検討すべき有力な方式ではないかというようなサゼスチョンもいたしたわけでございます。

国立大学協会の方では、そういうようなことも受けまして検討いたしました結果、部分的な手直しを昭和六十三年度については行なわれども、六十四年度入試以降については抜本的な問題として早急に検討にかかろうということで現在検討が行われているところでございまして、その検討が行われている抜本的な方策の一つとして、今申し上げましたようなA、Bそれぞれ二回やるという方式も検討の対象になっているということのようでございまして、私どもの方としては、先ほど申しましたような分野別あるいは地域別のバランスの問題ということも解消するような点からも、この方式は一つ有力な方式であると思っておりますので、国大協の検討の状況を現在大きな関心を持って見守っているという段階でございます。

○高桑栄松君　受験機会の多数化というのは入学機会の多数化ではないと僕は申し上げましたが、今の同時に、同時にじゃないな、二つの学校を一遍に受けられる――今まではどちらかだったわけですね。共通一次が済んだらあとはどちらかだったわけだ。その人の勝負にかけたわけだ。今度は両方受けられるとすると、大学の序列化は明快に出てくるわけですね、今度は。だから私は、大学の序列化ということは偏差値なんですよ。偏差値もうその能力において変わりないですよ。それを一点で切るから偏差値輪切りなんですよ。その一点を多く取るための技術、これが塾なわけだ。だからそこに受験産業というものが栄えてくるわけです。だから、学校の先生は多分平均値で、しかもできないデだけを入れるんじゃない。模範解答は六割でいい、例えばですね。ですから、私は共通一次賛成論者なんです。というのは、あれは客観的に点数が出ます。ただ、それの多い方を、一点多いからとるからだめなんで、例えば千点満点で六百点とか、某々大学は八百点とかね。某々大学は五百五十点でいい。それ以上は全部第一ハードルはパス。基礎学力これでよろしい。その上にもう一つ今度大事なのは、その人が将来自発的学習する能力があるのかないのかなんですね。日本で言うと、昔、能研テストというのがあったんですよね。例えば能研テストのようなものを使う。あれも、それは一つの能力テストなんですね。それは将来性を検討するような問題点が出てくると思うんです。それがもう一つのハードルになる。つまり、ハードルである程度ふるいにかける。二番目のハードルを何かかけて上げる。三番目が今度人物がありますからね。人物はやっぱり、例えばクラブ活動、勉強ばかりじゃなく、クラブ活動をちゃんとやっている、それにもかかわらず第一のハードルは通った。ああこれはいいなと。これがA、B、Cあったら、BならB以上をとる。それから社会奉仕ね。やっぱり地域社会活動をちゃんと子供のときからやっているというような、社会奉仕活動なんか、例えば時間で採点することもできると思うんです。大ざっぱにA、B、Cとか分けて、そういうふうにかけていく。

それからもう一つは、例えば二次試験というのは、私は、今のようにやっぱり一点を争ってじゃなくて、例えば工学系なら数学の第二なら第二が要るよと。ごく少数の、一、二の最小限度の必要と思われる学科目だけを二次試験していく。これも私は第一はペーパー点数でなくてハードルがいいと思うんです。ですから、ハードルでやって、そして仮に定員の二割を超したとしますか。それ、さっきの文部省が面倒見ると言った水増しです。それくらいならいいなら、それでやったらいい。そして学校の中で、最初の一年の半年ぐらいでしっかり試験をして、本当に将来伸びそうもないのを落す。これになりますと、五月病というのはないんです。

私の経験ばかり語って申しわけありませんが、これは議論ではないのかも知らないと思ってお話しているんです。私がアメリカへ留学しましたときに、私はやっぱりちゃんとした、相当シビアな競争試験を通って行ったんです。そしてオリエンテーションが六週間あったと申し上げました。行って三日目に試験がありました。いやもうびっくり仰天しましてね。五月病なんてものじゃありませんよ。三日たったらもうすぐ、試験は英語の試験でございますからね。本当に字引見ながらです。大変でした。試験に次ぐ試験がありましてね。四分の一学期の間、私はスペシャルステューデントというやつです。つまり登録されていないんです。授業料は取っているんです。その四分の一学期で見込みがなければ落第なんですね。この人はもう単位を取れる学生になれないんです。私は幸い通りましたから、初めてレジストレーションを四分の一学期過ぎたときにしてもらって、今までの成果は全部単位に繰り込んで、そして三十何単位取って、私はマスターをもらってきました。それは大変な試験をしますよ。

〔委員長退席、理事林寛子君着席〕

ですから私は、二割ぐらいをハードルで上げていって、そして基礎学力は六十点なら六十点、能力点数は五十五点なら五十五点、人物はこれとこれとハードルでやって、そしてあるパーセントでブラスパーセントを入れて、一年目で半年ぐらいの次の学校を受けるために排除する。来年別なところを受けなさいと。これは三年も四年もたってから落第させちゃかわいそうだ。私はそういう基本的な考えなんです。それで、これが入試の抜本的な改革ではないのかなといつも思っているんです。今までのものは全部一点加算ですから、一点を争っている。これは偏差値です。これを改定しないで何をいじくってもだめですね。それはもうだめです。それから大臣言われたように、全員を入学させることはできません。それはキャパシティーだけの問題じゃない、能力の問題がありますでですから能力もテストし、一点も争わないで、しかも一点はちゃんと勉強させてやる。これが入試改革の私の知恵なんです。

大臣に感想を求めても困るかな。大分長いレクチャーになっちゃいましたけれども。

○国務大臣（塩川正十郎君）　非常に有益なお話、ありがとうございました。しかし私はやっぱり委員会の記録に残しておいていただきたいということが一つございます。それは、阿部局長が言いましたように、機会の複数化ということと同時に、私たちが三度四度大学当局と交渉しました中に、もう一つ重要な要素が含まれておった。それが先ほど高桑先生がおっしゃったものと符号するわけであります。

それは何か。なぜA、B二つに分けて、二回受験やらせないか、やってくれたらいいじゃないかといったその説の中に、私は特に強調いたしましたのは、一回A、Bで試験のやり方を変えろということなんであります。何も学生に複数機会を与えるというだけじゃなくて、Aはそういう人物中心、だから小論文であるとか面接一回で人間がわかるか、わかりはしないじゃないか。そうならば何遍も会って、しかし論文も書かす。そして人間を見るということ。例えばの話、例えばAグループの試験、これは一斉にやったらよろしいじゃないか。その次はBは本当に勉強できるかどうかという学問の、勉強のテストをやる。それに重点を置く。つまり重点の置き方をA、Bそれぞれ変えたらどうだ。こういうことによって大学では非常に幅の広い学生を対象に選考して、入学できるんではないか、こういうことを一つ提案いたしました。

〔理事林寛子君退席、委員長着席〕

それと、もちろんおっしゃるように一点の差で、何もスポーツじゃないんだから、スポーツのような冷酷なことで人間を扱うわけにはいきません。

○高桑栄松君　まあ授業カットというのはよくないですよね。カットされた親も子もかっとなるんじゃないかと思いますから。これは避けていただきたい。それはわかりました。

　それでは次に、大学入試の問題に入りたいんですが、臨教審発足当時の特に中曽根総理大臣の言明は、偏差値をなくするとかいじめをなくするとかいろんなことをおっしゃっていましたが、大学に関しては偏差値入試をなくするということがうたい文句で、私はどんな方策が出てくるのか大変興味津々でございました。そして答申を見ましてもこれについては――まあ私は一番大事なうたい文句だったと思っているんですよ。中曽根さんが言われたときはたしか秋季入学など出てきていませんよね。だから入試といじめというふうなあたりが非常に大きな問題であった。だがこの入試が具体的な提案もない。これはどういうことなんだろうかなと思うんですよね。先ほど粕谷委員の質問がございましたときに、入試については大臣は、受験は競争なんだから全部入れるわけにいかぬ、しかし永遠の課題だ、いい知恵はないかとおっしゃっていましたね。私は、いい知恵というほどかどうかわかりませんが、私の年来の主張がございますので後で申し上げますが、臨教審は、どうして具体的な入試改革案を提案できなかったんでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君)　御質問の趣旨があるいは正確に私も把握できていないのかもしれませんけれども、臨教審では、第一次答申で入試問題を取り上げまして種々議論をした結果、いろいろな点の御提言をいただいておるわけでございます。

　基本的には、一つは現在行われております国公立大学の共通一次試験、これにつきまして、それがその内容等について、あるいは目的等については是とするにしても、結果的に大学間の格差の問題でございますとか、あるいは偏差値輪切りの問題でありますとか、そういうことを引き起こしてきているというような状況を踏まえまして、従来の共通一次試験というのをやめて、そのかわりに各大学が自由に利活用できるような新しいテストをやってはどうかということを一つ提言がなされておるわけでございまして、この新テストにつきましては、そういう方式をとることによりまして各大学が非常に多様な利用をするということによりまして、現在の共通一次について指摘されておりますように、その偏差値輪切りの問題というのが解消していくということを一つの大きなねらいにしたものであるというふうに理解をしておるわけでございます。

　また、そのほか、同じ第一次答申におきましては、先ほど午前中も粕谷先生の御質問でも出てまいりましたような国立大学の受験機会の複数化の問題等についても指摘がされ、これについては既に現在その実施に移し、そしてまた問題点等を逐次改めながら定着をするようにしていきたい、こうしておるところでございまして、そういう意味では臨教審からは具体の提案が幾つか入試改革については出されており、その実現について文部省として現在努力中である、こういうことでございます。

○高桑栄松君　受験機会の複数提供ということは、これは入学機会の複数ではないんですね。受験機会だけなんですね。だから問題は、受験機会を複数化したから今までと何が変わったかということで、変わっていないというのが現状なわけです。だから、ラジカルという意味は、因果関係をはっきりさせてその原因を絶たなければならぬわけです。ですからラジカルでないんだな、これは。やっぱり方法、内容のところでごちゃごちゃやって、改善だと思っておったら改悪ということもあり得るわけですね。

　大学A、B分割方式というのは、これは大学も受験生も混乱を引き起こされたと言っているようですね。多分そうだと思います。だって、今までの経験が生きないんだから。そして何が何だかわからぬのでやっちゃったわけですよね。その結果、昭和六十二年度の受験でどうなったか。水増しの最初の発表。そして現実にどれくらい水増しになったか。このデータをちょっと伺いたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君)　ただいま手元に持っておりますのは、最終的にどれだけ入学定員をオーバーしたかという数字でございますけれども、国公立大学を合わせまして、入学定員をオーバーした数字が四千二百九十七人、国立大学だけで申しますと三千百七十九人が入学定員をオーバーして入学をしている、こういう数字になっております。

○高桑栄松君　今のは入学の決定でしょう。そうでなくて、水増し発表の場合はどうでしょう。

○政府委員(阿部充夫君)　入学定員十万四千人に対しまして、延べで十四万四千人当初の合格発表をしておるわけでございます。

○高桑栄松君　つまり、水増し合格発表三万何がしで、パーセントで三五％水増し合格発表した。この整理をしたら四千何百人かが定員オーバーをした、こういうことですね。そのときに、水増し発表というのは、やはり何というか、定員割れの危機感というふうなものがあったと思うんです。

　これに対して文部省は、国立大学の場合にどういう指示をされたんでしょうね。

○政府委員(阿部充夫君)　今回の受験機会の複数化に当たりまして、入学定員と対比して、各大学とも初めての経験でございますから、実際の合格者がどうなるかというのは大変難しい問題であったわけでございます。

　ただ文部省といたしましては、やはり国立大学が公の経費で設立運営されている大学であるということから申しましても、結果的に合格をし入学を許可される者の数が入学定員を下回って、いわばあきがあるという状態になるということは、これは国民の間で入学したいという希望があるわけでございますから、それとの関係で望ましくないので、合格者が定員だけ確保できるように、そういう配慮をぜひしてほしいということは強く指導いたしました。この点につきましては、従来からも国会におきましても国立大学で欠員があるという状況についての御批判をしばしば承っておったというようなこともございまして、そういう点を踏まえて、各大学でもひとつ十分な見通しを持って適切に配慮をしてほしいという御要望を申し上げてきたわけでございます。

○高桑栄松君　新聞発表を見ますと、国公立大学でいいますと入学者の定員オーバーが四％ですね。それで東京大学だけを見ると七・四%、北海道大学で四・七%となっているんですね。この予算措置については何か指示をなさったんですか。

○政府委員(阿部充夫君)　ことし定員オーバーをして受け入れている場合に対する対応でございますが、従来から国立大学の予算面で、学生定員の問題につきましては、予算は学生定員を基礎として配分をするという仕組みでまいったわけでございます。しかしながら、今回は定員をかなり大幅に超過をしているケースも出てきましたものですから、これを大幅に超過して教育指導上予算面で問題があるというようなところについては御相談に応ずるということで対応しておるわけでございまして、今後の、具体的には今年度予算の執行の問題としてこれからの対応になってくると思っております。

○高桑栄松君　これは、今の予算というのは、臨教審関係の六十三年度予算に組み込まれるんですか。いかがですか。

○政府委員(阿部充夫君)　国立大学全体、国立学校特別会計として相当まとまった予算として組まれておりますので、その中の運用で対応していくという構えでおりまして、非常に困っておるところに対しては積極的に対応するつもりでおります。

○高桑栄松君　それから、ことしの試験の結果そういった定員割れ、定員オーバー、水増し等々があったわけで、今度は国大協で同一学部A、B方式というんですか、これを今度採用したいというのかな、後で秋かなんかに会議があって決めるということですが、それは昭和六十四年度からと。これは文部省かかわりがないのかどうかわかりま





尋ねでございますけれども、新テストは、当初できるだけ早く実施をしたいということから昭和六十四年度の入試からの実施ということを目標に準備を進めてまいったわけでございまして、これに対応いたしまして、例えば国立大学協会等においても随分と御議論があった上、この新テストについて積極的に協力をするというような方向も出していただいてきておったわけでございます。

　しかしながら、いかんせん各方面でのいろいろな御意見を集約をしてまいりますと、やはり新しいテストをよりよいものにするためには、もう少し実施の時期について考えてほしいというようなことが高等学校側からも、あるいは国公私の大学の側からも同じような御要望等も出てまいりました。また、現実に新テストを標榜いたしました時点と、それからその実施の時期との間が余り短過ぎるのもどうかというような御意見等もございまして、入試改革協議会に昨年の十一月にこの問題を諮りましたところ、やはり円滑な実施のためには一年間延長したらいいだろうというような御結論をいただきまして、政府として、実施の目途を六十四年度入試というのを六十五年度入試というものに改めたわけでございます。現在、その方向に基づきまして諸般の準備を進めているところでございます。

　この新テストにつきましては、臨教審の答申自体もこれを国公私立の大学が自主的判断によって利用するあるいは利用しないということを判断できるものとしたいということにしておりますし、また、具体に利用する場合の利用の仕方につきましても、例えば一科目だけ利用するとか、あるいは従来の共通入試のように五科目利用するとか、そういったような利用の方法自体も各大学の御判断に任せるということにいたしておりますので、そういう性格のものとしてこれは考えていきたいと思っております。

　ただ、私どもといたしましては、せっかくのこれまでの共通一次というものが、特に試験問題、出題の内容等につきましては大変高い評価を得ておるわけでございますので、そういった意味からは、当時の海部文部大臣の言葉をおかりすれば、「よいから使おう、このテスト」ということで、利用するしないは自由だけれども、いいテストだからみんなが利用してくれることを期待をするというようなたぐいのものとして考えておるわけでございます。

　なお、共通一次の改良か別のものかという御指摘につきましては、大変難しい御質問だと思っておりますが、私どもといたしましては、臨教審の答申にもございましたように、従来の共通一次テストにかえて新しくこういうテストをやろうということでございますから、従来の共通一次テストはなくなって新しいテストを始めるんだと、こう思っております。ただ、実際には、特に出題その他の関係からいえば、共通一次が十年近くの間やってきた、そして社会に評価されている実績というものがあるわけでございますので、そういったものの成果はできるだけ受け継ぎながら、しかも、何といいますか、全く立て直しをした新しいテストとして動かしていきたい、そのような考え方でおる次第でございます。

○粕谷照美君　そうしますと、共通一次というのは六十四年度で一切終わり、六十五年からは名称新たなるテストが行われると、こういう理解でよろしいかと思いますが、大体、この六十四年度実施そのものが初めから問題だったんじゃないんですか。臨教審第一次答申があった、総理から強い御指示があって、そして藤波官房長官はもう六十二年度に実施をします、それは無理だということで文部省も随分頑張って六十四年度実施、こうなったわけですけれども、もうその時点からとてもできるわけないと、こういうふうに言われていたわけでありますから、この六十五年度実施については本当に万全の体制というものをつくっていただきたいと、こう思っております。

　ところで、年内に予算上二万人を対象として新テストの試行が行われるというようになっているのではないかと思いますが、その現状はどうなっておりますでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君)　新しいテストを実施するに当たりましては、今までの共通一次とは別の形のものではございますけれども、国立大学関係者は共通一次という経験を経ておるわけでございますけれども私学の関係の方々はそういうたぐいの経験が全くないわけでございますので、新しくお入りいただく私学関係者、私学につきましては、やはり試行テストのようなものをやって一度経験を積んでいただいた上で今後の対応を決めていただくということが適切なのではないかというようなこともございまして、昭和六十二年度、本年度の予算に試行テストを実施をするというための経費も組んであるわけでございます。現在その本体の新テストの方につきまして、具体の実施の方法について細かい点までを、詰めを行っている途上でございますので、その詰めができ上がりました段階でこの新しいテストの試行の問題について取り組みたいと、こう思っております。

　またもう一方で、特に私学関係者に、私学に参加していただかなければ意味がないわけでございますので、各私学での御検討を現在お願いをしておりまして、それぞれの私学でも真剣に御検討をいただいていると思いますので、その状況を見詰めながら、そういうことで試行テストの問題、具体にいつどんな形でやるかという問題については考えたいと思っておる次第でございます。

○粕谷照美君　もう時間が終わりですから、一言だけ。

　そうすると、今の試行テストは年内に行うんですか。年度内に行うんですか。できないこともあり得るのですか。その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君)　実施の時期はまだ、本年度の予算でございますし、それから全体の各大学の仕事の流れ等を考えますと、来年に入れば本番の入試という問題もございますので、そんなことを考えますと年内ということが一つの目標になろうかと思っておりますが、いずれにいたしましても、本物のテストの方の中身が細かい点まである程度決まりませんと試行テストに入れないということ等もございますので、それからまた、現実に各私学に参加をしていただかなければ試行テストができないわけでございますので、そういう点を現在鋭意詰めている最中ということでございます。

○粕谷照美君　わかりました。

　終わります。

○粕谷照美君　円滑に達成するということであればわかります。そういう意味でいえば、例えば大学審議会を早急に発足させるとかいって、こちらの方なんかは実に明快にばんと出しているわけでしょう。片一方の方はまことに、確実にやりますなどということにはなっていない。この実施方針の要旨についてもいずれ質問をしなければならないと思いますが、きょうはそこが重点でありませんのでそちらの方はやめますけれども、とにかく十五項目、生涯学習体制などについても特別にそういう機関を設けてやりますというんですから、この辺なんかも大いに期待をしているところでありますけれども、文部省の都合のいいこと、国民が本当に心から願っていることよりは文部省のつまみ食いにならないように、私は特に要望をしておきます。

さて次に、大学入試の問題に入ります。

先日、文部省から「学校基本調査速報」というのをいただきました。「大臣官房調査統計課」でございますが、この中で特に注目をしましたのは、大学に入りたいという希望者が随分ふえているんですね。ことしの高等学校を卒業した生徒が百六十五万四千人。そのうち大学、短大を希望した人たちが七十七万九千人、去年に比べて四万人もふえている。そして浪人組で大学を受験をするという希望者が二十四万五千人、合わせて百二万四千人がいるという数字になっています。これ、すごいですね、百万人からの大学へ行きたいという生徒がいる。これを考えてみますと、大学入学試験がA、Bグループがどうのこうのということも大事でありますけれども、これほど大勢の子供たちが大学へ行きたいというような状況になったことについて、文部省は何か対策を立てなければならないと思いますが、この大学志望者の激増に対する物の見方、それにどういうふうに対応しようとしているのか、お伺いいたします。

○政府委員（阿部充夫君）　先生の御質問にもございましたように、第二のベビーブームという状況で、昭和六十七年度をピークにいたしまして十八歳人口が現在急増の途上にあるわけでございます。昭和六十年度あるいはその前の五十九年度というあたりに比べますと、四十万前後というような十八歳人口そのものの層がふえるわけでございます。

文部省といたしましては、従来からこれに対する対策ということで検討いたしました結果、昭和五十九年の六月に大学設置審議会におきまして新しい高等教育の計画というものを立てていただきました。それをめどに、現在、必要な高等教育の拡充整備を進めているところでございます。

この大学設置審議会から出ましたいわゆる新高等教育計画でございますけれども、これは十八歳人口がピークになります昭和六十七年度におきましても、昭和五十八年度時点を一つの起点といたしまして、その時点における高等教育への進学率、約三五・六％でございますけれども、この進学率は子供の数がふえた時点においても確保したいということで計画を練ったわけでございまして、したがいまして、それを確保するためには、数字で申しますと、六十一年度から六十七年度までの間に約八万六千人の定員の増が必要であるということに相なるわけでございます。ただ、六十八年度以降はまた急減期ということで減ってまいりますので、その点を考えますと、そのうちの約半分は臨時増募という形の方が適当であろうということで、恒久的な定員増と臨時増募と約半々ずつで八万六千人の拡充を図るという計画を立てたわけでございます。これが昭和六十一年度、六十二年度まで済んだわけでございますけれども、この時点におきまして、国公私合わせまして約七万四千人の入学定員の整備が既に図られておりますので、したがいまして、当初の計画の八六％が既に六十一、六十二の二年間で達成できているという状況になっておるわけでございます。なお、来年度、六十三年度以降についての各私学その他からの申請等を勘案いたしますと、ごく近々のうちにこの当初の目標は達成し得るというふうに考えておるわけでございます。

ただ、先生おっしゃいました、ことしの統計で若干注目すべき点は、従来と違いまして現役の志願率が、これはわずかでございますけれども上がってきている状況がございます。これは昭和五十年代の初めのころに四八％ぐらいの志願率でございましたので、それに比べればそこまではまだいっていないわけでございますけれども、それにしても、ここ二、三年若干上向きになってきているという状況がございますので、こういった問題を踏まえて、今の計画のままでいいのかさらに検討を要するのかという点につきましては、後ほど御審議をいただくことを予定しております大学審議会が発足いたしました際には、その審議会の重要なマターの一つとして御審議をいただきたい、こういうふうに思っておるわけでございます。

なお、大学に入学できなかった三十四万人という人たちの実態というものも、これはよく調べてみませんと、全国の大学を見ますと、欠員があってまだ入れたいという大学がかなりあるわけでございますが、にもかかわらずそれだけの浪人というタイプの方が出ているといたしますと、それはやはりいわゆる有名校へ入りたいというためで、大学全体の規模の問題ではないということもあり得るのではないかというようなことも考えられます。そういった実態等もよく聞きながら今後の検討課題にさしていただきたい、こういうふうに思っている次第でございます。

○粕谷照美君　三十四万人の子供たちが入学できなかった、これは大変なことだと思うんですね。三十四万人というと一つの大きな市の人口でございます。確かに文部省が、八万六千人ほど六十七年のピーク時までにふやせばいい、その八六％を今達成したと、その努力は認めます。努力は認めますけれども、その五十八年に計画を立てた進学率が三五・六％という、これを見直す必要があるのではないかということを私は言っているのであります。

そうすると局長は、大学審議会にお諮りいたします――まだ法律もできていない大学審議会にお諮りいたしますという答弁もおかしいと思うんですけれども、これ見直す必要があるということは、何も大学審議会にかけなくてもやれるんではないんですか。それはどうですか。

○政府委員（阿部充夫君）　もちろん、現在実施しております新高等教育計画そのものは、現在置かれております大学設置審議会の方で議論をしていただいてつくったものでございますから、今回大学審議会が発足すれば設置審議会がなくなるということでございますけれども、しかしながら、仮に大学審議会の発足がおくれました場合には、もちろん設置審議会の中で従来どおり御議論をいただくということもあり得ることだと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、そもそもそういった三十四万人という人たちの実態がどうなのかということとあたりもよく調べながらでございませんと、最近地方に幾つかの大学をつくってきておりますけれども、まだ欠員で悩んでいるというような状況もあるわけでございますので、必ずしも、ただふやせばいいということも簡単に言切れない面もございます。そういったことも踏まえまして、私ども事務当局としても現在既に検討をいたしておりますけれども、もちろんある段階では正規の審議機関に諮ってさらに検討をしていただくということは考えたいと思っております。

○粕谷照美君　ここのところをきちんとしていかない限り、この大学入試、AグループだBグループだということだけでは私は解決がつかない問題だというふうに思います。私どもが小学校を卒業するころ、進学をするといったのは六十三人のクラスメートのうちの一割の六人でしかありませんでした。今もう義務教育を終わった子供たちの九四％が高校へ入っていくわけであります。それに対して、それでは各県はどのような対策をとってきたか。やっぱり全員入学をさせたい、子供たちのために教育の条件をつくりたい、こうやって頑張ってきているわけでありますから、大学に入り



たいという子供たちのこの数を、やっぱり希望をかなえさせるという立場で私は努力をする必要があるんじゃないかというふうに思います。でも、猫もしゃくしも大学へ入るのはおかしいなんという意見もありますよね。またこんな遊んでばっかりいるような子供たちのために大学を建てなければならないのかなどという声も聞こえます。でもそれは、私は教育で何とかなる問題だというふうに考えますので、条件整備について格段の努力を要望しておきます。

それで大学入試の問題に入るわけでありますけれども、今、六十三年度の入試、随分マスコミをにぎわしてきました。また、国民の関心を呼んでまいりました。文部大臣、六十二年度の複数受験、それから自己採点方式をなくしたということについて、結果的にやっぱり失敗であったというふうにお考えですか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　ことしの入試のこのあり方は、失敗というよりも、やはり学生にとっては機会をたくさん与えたという点において私はそれほど悪いことではない、むしろ前進しておると思うております。

○粕谷照美君　しかし、自民党文教合同会議の大学入試に関するプロジェクトチームの資料を見ますと、「六十二年度の国公立大学の入試は、受験機会の複数化という名分の下に、一期校、二期校の区分を廃止した際の論議を無視し、再び大学の序列化をもたらすものである。加えて、国公私立を通じた大学入試全体に混乱を招き、明らかに失敗であった。」、こう断じているわけですね。だから、大臣はちょっとお考えが違うんだなということを今思いました。

それで、大臣が、この六十三年度入試に当たって国大協がA、Bグループ分けで随分国民の批判を受けていたときに、国大協とお話し合いをなさいましたね。そのときの態度というのは、どういう考え方でいかれたんでしょうか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　私は、機会を多数化する、複数機会を与えるというならば、確かに大学の努力として、理工科系はA、Bグループ分けにしてほぼ目的のように分けられておるわけです。そんなにそごは来してないと思うんです。問題は社会科学部門なんであります。法律、経済、文学、こういう部門でございます。こういう部門につきましては、どうしても大学がやっぱりいい学生を優先的にとりたいというエゴが働いておる。理工科系も同様でございますけれども、しかし学問の内容が、教育の内容が相当違うと思うんです、理工科系と人文科学、社会科学とは。そういう点で学校が、複数化の機会の配分を偏ってしまった。私はその点について大学側に、複数の機会を与えるというその趣旨をわきまえるならば、学校が、やはり自分の学校はいい子を先にとりたいという考え、その学校のエゴをある程度修正して、お互い話し合って、A、Bグループ分けを理工科系と同じように均等に割ってくれぬか。もしそれができないとするならば、各大学、理工科系以外の各学部についてはA、B二回やればいいじゃないか、こういうことを言ったわけです。

○粕谷照美君　それにしても、あの時点で六十三年度の方針を変えさせようというのは、非常に難しい時期ではなかったかというふうに私は考えておりますが、結局国大協にしますと、自己採点方式をまた復活をしていくというように一つは直してきた。そして今回の、今春の試験で問題だったのは、やっぱりA・Aグループ、B・Bグループの願書を受け付けたわけですね。そうすると、見せかけの倍率になってしまって、非常に混乱が起きてきた。今度ここのところを何とかしなければいけない、こういうふうに直しているわけですね。これがこの部分的手直しということになりましょうが、自由民主党の文書を見ますと、小手先で手直しをしても、「全く改善の名に値しない。」と、非常に手厳しく言っているわけですが、こういう国大協の努力というものを文部大臣はどのようにお考えになりますでしょうか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　私は、国大協は非常に努力しておると思います。特に、この六十三年度のあり方をめぐりまして各大学とも相当に深刻な問題を抱えて懸命に努力した。しかしああいう六十三年度方針、私は非常に不満ではありますけれども、一応あれで決着して、大学がさらに一層の改善を六十四年に向かって約束してくれたということは、私は一つの国大協の努力だと思うております。しかし、一般的に見まして、やはり受験というのは選抜でございまして、競争なのでございますから、できる子もできぬ子も同じようにやれというのは私はなかなか難しい。これはもう入学試験問題というのは永遠の課題だろうと思うておるんです。

だからといって、その時々刻々に移っていく学生の層、あるいは大学における教育の内容、こういうのは変わってきますから、例えば最近、粕谷さんも御存じのように、理工科系、技術系の学生の養成にうんと力を入れていますわね。そういうぐあいに変わってきておりますから、そういうものを踏まえて私は適時改正もしていかなきゃならぬと思うんです。しかし、根本にある、競争なんだという、それには勝者と敗者があるんだということ、この現実をなくしてしまうということはちょっと我々の手では及ばないことだと思うておるのでございまして、いい知恵があったらお聞かせいただきたいと思います。

○粕谷照美君　それで、六十四年度の入試については、今国大協は必死の努力をしているようでありますね。大臣のお話なんかも受け入れて、いわゆる真っ二つにA、Bに割るという考え方もあるし、また、国公私立五十五大学の有志の先生方からは新たなる分割についての提案もあるようであります。そしてまた、それについて、逆に言えば、Aを受験してBを受験する――国公私立の先生方の問題は、Aを受験して合格をしたならばBは受験をさせない、こういう案であります。ところが、それはおかしいんじゃないか、Aに合格をしてもBの受験をする権利をやっぱり保障すべきである、Aは権利保障だ、こういう考え方の案もあって、三つが今大きな主題になって討議が行われているようでありまして、私は本当に大学の先生方の英知を集めたいい入学試験の体制をつくる非常にいいチャンスになったというふうに思うわけでございますが、ここのところで非常に問題になっているのは、国大協の入試改善特別委員会が六十四年度以降の国立大学の入試のあり方を話し合った、こういうふうになっております。そうすると、六十四年度はそれで決着がつきますね。六十五年度は新テストだということになっているわけです。この新テストのときに、六十四年度のその考え方が入るのかどうなのか、これが問題であります。

あわせて、その新テスト、まだ名前も決まらぬで六十五年にやりましょう、本当は試行もやらなきゃならないんですけれども、試行もやるのに名前も決まらない新テストというのはどういうものかと思うんですけれども、この六十五年からの新テスト、本当は六十四年からだったわけですね。これが一年延期をされた。その延期の理由というのは一体何なのか、ここのところをひとつお伺いをしたい。

時間がちょっとなくなったものですからまとめてお伺いをしておきますけれども、この新テストというのは、国立大学もそれを使わない自由があるわけですね。私学はもちろんのことですけれども、国立大学でもそれを利用しない自由があるわけであります。その利用するかしないかについては、これは早々と報告をしなければならない。そういうこともまだはっきりしていないのではないか。だから一年延期になって六十五年になったのではないかと思いますが、国立大学でもこの新テストを利用しなくても構わないということは明確になっておりますか。

あわせまして、この新テストは共通一次の改良であるのか。全く別の、中曽根総理のおっしゃる自由テストである、任意テストである、その辺を明確にしていただきたいと思います。

○政府委員（阿部充夫君）　新テストについてのお

○橋本孝一郎君　経企庁の見通しによりましても、西暦二〇〇〇年、もうあと十数年しかないわけでありますけれども、これからの将来の職業構造を見ると、第三次産業、特にサービス業のウエートは上昇して第二次産業のウエートは低下していく。しかも、技能生産職で三百万人の供給過剰が出るし、一方、専門技術職では二百八十三万人の供給不足ということが予測されております。また、高齢労働力のウエートが高まるなど、現在の雇用調整下で難職等を余儀なくされている人々には、雇用問題はますます悪化していくわけであります。そういう意味で、いろいろときめ細かい教育訓練プログラムとか、いわゆる新しい技術習得へのカリキュラム等もつくられて、きめ細かくやっておられるようでありますけれども、これはやはり職業能力開発体制を政府全体で考えていくべきではないか。労働、文部、通産、経企を含めて協力して進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、大学入試についてちょっと申し上げたいと思います。

来年度の国立大学入試日程、これはA、Bグループ分けをめぐりまして紛糾しておりましたが、これは受験生の間に大変な混乱をもたらしました。各大学ができるだけ優秀な学生を採りたいということの心理は理解できないわけでもございませんけれども、しかし受験生を大事にせず、大学のエゴイズムだけで入試の日程を決めるのは、これはもう大学の社会的責任を放棄したことになりはしないか。特に、臨教審の第二次答申を受けて六十五年度から新しい共通テストの導入も考えているようですが、大学入試の改革に当たっては、あくまで受験生の立場に立った対応が必要であると思います。

文部省として今回の混乱についてどのように考えておるのか、また国公立大学のあり方、今後の入試改革の進め方についてどのような方針で臨むのか、お尋ねをいたします。

○国務大臣（塩川正十郎君）　確かに御指摘のように、非常に大学がエゴを丸出しのところがあったと思うております。ただし理工科系は割とA、B分割をうまくやったんです。ただ、社会科学、法律と経済ですね、ここに非常なエゴが出てまいりました。私たちは、これを大学の良心によって何とか話し合いをしてくれということを再三にわたって言ったのでございますが、それは六十四年度からは確実に改正するようにするから、六十三年度分については去年の分の、つまりことしやりました分の手直しの程度ということに終わったのは非常に残念なんです。

私たちが言っておりますのは、社会科学の方でどこの大学もA、B二回に分けてやったらいいじゃないかと。例えばAグループの方は、テスト、点数よりも人格を、あるいは特技を中心にと、こういうことをやってくれと言っておるんですが、なかなか言うことを聞いてくれないんですが、六十四年度からは相当な改正が行われると期待しておるところであります。







○池田（克）委員　大学の入試について、私はここへ立つたびに総理あるいは文部大臣にお伺いをしてまいりました。ことしの春の暫定予算のときに、いわゆるA、Bに分けた国立大学の入試の問題について評価を伺いましたときに、文部大臣は、高校レベルでもっと情報を渡さなければならない、どうしても、どこの学校どこの大学がいいか、あるいはその能力との比較、そうした進路指導の面で大手の予備校、そうしたところのデータというものが不可欠になり、そうしたところの情報というものを得ない学校は進路指導で大変不利な状況に置かれる。そうした意味から、文部省としては教育委員会等にそうした情報を渡してこれからの入試に備えたい、こういうような答弁をいただいたように記憶をしておりますが、その後何らかの対応をなさったでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○阿部政府委員　昭和六十三年度の入試におきまして国立大学協会と、それから私ども文部省といろいろ協力をしながら改善点を進めておるわけでございますが、先生御指摘の情報関係、できるだけ提供したいということにつきましては、各大学への出願の状況をできるだけ何回も知らせるように、今何倍になった、今何倍になったというようなことが知らせられるようなことを各大学でやっていただくとか、あるいは過去の入試のデータにつきまして各大学で発表していただくとか、それからまた先般も新聞に載っておりましたけれども、各大学の積極的なPRと申しますか、受験希望者に対しまして説明会等を、これも相当数がふえてまいりましたが、たくさん実施するようにするとか、いろいろな形での情報の提供ということで、現在鋭意努力をしているところでございます。

○池田（克）委員　もう一問だけ文部省にお伺いしたいのですが、問題としておりました新しいテスト、ここで総理にも何度かお伺いをしましたが、昭和六十五年からいわゆる新テスト、いろいろその名称については議論のあったところでございますが、私学も加わり、一科目でもいいというような新しいテストというものを六十五年から実施すると今日まで答弁をいただいておりました。こうなりますと、当然そのテストラニングと申しましょうか試行をやらなければなりません。そうすると、具体的には六十三年度に試行するということになるだろうと思います。そのためには新しい機関を法律でつくるというふうに前に答弁をいただいておりますが、恐らくそうなりますと、もうことしの今ごろには法制化の準備をし、そして明年度の予算にその要求を入れておかなければ、新テストの問題は六十五年には実施できないのではないか。ただでさえ今大学入試は国立大学の間でもいろいろもめている状況の中で、六十五年の新テストというのを入れるとさらに受験界は混乱をし、子供たちは本当にどうすればいいのか、親はどうすればいいのか、結局たくさん受けてどこか受かればいいということにならざるを得ない。そうすれば受験科も英大にかかるし、何かの指導やデータを受けるとすれば大手の予備校ということになり、それもそれぞれの地域にあればいいけれども、大変多くの受験生を混乱に陥れることであって、今この時期に、新テストが六十五年にできるかできないかというのはかなりめどをつけて発表すべきではないか、こう私は考えるのですが、いかがでしょうか。

○塩川国務大臣　池田さんの御心配、私も全く同じ心配を実は持っておりまして、それでこれは何とか早くやりたいと思うております。

ところで、入学試験のやり方等につきましては、これは法律の改正は要らないですけれども、入試センターがやはり国公私立全部合わせてやるということになり、そしてテストの内容も変わってくるということになってまいりますと、これは法改正が必要なんではないか、こういうことで準備をいたしております。概算要求をこの八月に行うわけでございますが、その概算要求時期、八月末までにはこういうことでという基本的なものがお示しできるようにきちっといたしたいと思うております。

○池田（克）委員　初めて伺いましたが、明年度予算要求して法案を出すということになりますとかなり忙しいことですし、私学の恐らく対応というものもなかなか難しかろう。これについては総理、何か御意見ございますでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣　大変技術的な問題なので文部大臣にお任せしております。

○中曽根内閣総理大臣　臨教審は今最終答申に向けて懸命な努力をしておられる最中でございまして、途中でとかくいろいろ批判することは避けたいと私は思っておりますし、今まで各委員が休みも返上して、合宿までしていろいろ御研さんを願ったことにつきましては心から感謝と敬意を表する次第でございます。

いよいよ最終答申が出ましたら、教育の問題はやはり社会あるいは会社の人員採用、そういうもの全般を含めた整合性のある統一的体系のもとにやらなければ、それは成果も上がりませんし、ちぐはぐになるものであります。我々が念願しておる非常に大きな大事なポイントは、生涯学習という問題でもございます。生涯学習ともなりますと、これは半分以上は社会との関係も出てくるわけです。そういう意味におきまして、答申が全部出そろったところで全体を俯瞰しながら整合的な全体系というものを考えて、そしてそれを一歩一歩、今度は今まで答申いただいたものを分析し当てはめながら体系的に実践していく、これがやはり正しい態度であると思っておるのです。

ただ、今まで、当面の急務でありましたいじめであるとかあるいは共通一次テストであるとか、あるいはそのほかの諸問題、大学入試の問題にしても同様であります。これらは必ずしも法律を改正しなくてもできる部分がございまして、それらは応急にいろいろな処置もまたやってきたし、あるいは大学の当事者ともいろいろ協議して、大学自治においてやっている部分については、いろいろ大学当局としても御検討願いまして改革を進めてきたところです。大学の改革については、受験改革についてはそのチャンスをふやすとか、いろいろそういう改革も行われて賛否両論沸を起こっておるところでございます。

ともかくしかし、今度は大学自体の改革をやらなければならぬという問題があるわけでありますす。そういう問題全般も含めまして、全体的な整合性のあるもので着実に実践していきたい、そう考えておる次第であります。

○米沢委員　私も、何も臨教審の仕事ぶりを批判しておるのではありません。いろいろ御苦労なさって最終答申にこぎつけた課題について、やはりまじめにそれを推進していく体制というものを、少なくとも次の政権を担う方々はまじめに体制を整えてほしい、こういう要望をしておるところでございます。

さて、今いみじくも言葉の中で大学改革とか大学入試とかそういう話が出ました。御案内のとおり、先般のいわゆる国立大学入試のABグループ分けであの混乱ぶりを見ておりますと、これが大学の人のやることか、こういう感じを持ったのは私だけではないと思うのでございます。少なくとも優秀な学生を取り入れたい、それはよくわかりますけれども、大学というところは、取り入れた学生を立派に勉強させてすばらしい人材として出すという、それが大学の機能ではないか、そのよういに思うわけでございます。そういう意味で、現在の国立大学等を見ておりますと、ややもしますと、大学にしばしば反省を求めておるところでございまして、引き続き求めよう、この改正に努力しようをしております。

それから大学の閉鎖性、これは私も確かにそう感じておりまして、それを改めるために大学の評価制、教授の評価制、これを導入いたしたい、そして人事の交流も流動的にいたしたいということを思いまして、大学審議会を設置し、まずそこで御意見聞きたいと思うて法案を提出しておるところでございますが、しかし、それとは別にいたしまして、並行的に今大学の中の活性化を図るために、例えば共同研究システムというものをつくりまして、これによりまして民間との要するに接触が非常にふえてまいりましたし、また受託研究という制度もつくりまして、これによって社会と、あるいは実用的な技術の開発に貢してきた。それから寄附講座制をいよいよ発足さす。そういうことで活性化には努力いたしておりますけれども、根本はやはりおっしゃるように人事の交流にあると思うておりまして、そのことを一刻も早く実現していきたいために大学審議会の設置のお願いをしておるわけでございまして、どうぞ御協力のほどお願い申し上げたいと存じます。

○米沢委員　大学の改革はまさに急を要する課題であると思いますので、ぜひ御努力を賜りたいと思います。

考えておる次第であります。

○米沢委員　私も、何も臨教審の仕事ぶりを批判しておるのではありません。いろいろ御苦労なさって最終答申にこぎつけた課題について、やはりまじめにそれを推進していく体制というものを、少なくとも次の政権を担う方々はまじめに体制を整えてほしい、こういう要望をしておるところでございます。

さて、今いみじくも言葉の中で大学改革とか大学入試とかそういう話が出ました。御案内のとおり、先般のいわゆる国立大学入試のABグループ分けであの混乱ぶりを見ておりますと、これが大学の人のやることか、こういう感じを持ったのは私だけではないと思うのでございます。少なくとも優秀な学生を取り入れたい、それはよくわかりますけれども、大学というところは、取り入れた学生を立派に勉強させてすばらしい人材として出すという、それが大学の機能ではないか、そのように思うわけでございます。そういう意味で、現在の国立大学等を見ておりますと、ややもしますと、大学にしばしば反省を求めておるところでございまして、引き続き求めよう、この改正に努力しようをしております。

それから大学の閉鎖性、これは私も確かにそう感じておりまして、それを改めるために大学の評価制、教授の評価制、これを導入いたしたい、そして人事の交流も流動的にいたしたいということを思いまして、大学審議会を設置し、まずそこで御意見聞きたいと思うて法案を提出しておるところでございますが、しかし、それとは別にいたしまして、並行的に今大学の中の活性化を図るために、例えば共同研究システムというものをつくりまして、これによりまして民間との要するに接触が非常にふえてまいりましたし、また受託研究という制度もつくりまして、これによって社会と、あるいは実用的な技術の開発に貢してきた。それから寄附講座制をいよいよ発足さす。そういうことで活性化には努力いたしておりますけれども、根本はやはりおっしゃるように人事の交流にあると思うておりまして、そのことを一刻も早く実現していきたいために大学審議会の設置のお願いをしておるわけでございまして、どうぞ御協力のほどお願い申し上げたいと存じます。

○米沢委員　大学の改革はまさに急を要する課題であると思いますので、ぜひ御努力を賜りたいと思います。

旨は生かされた。ABグループ分けも順当にいった。ただ問題は、法学部につきましては非常に曲がった、一方的でABの振り分けがうまくいかなかった、こういうところがございまして、これは大学にしばしば反省を求めておるところでございまして、引き続き求めよう、この改正に努力しようをしております。

それから大学の閉鎖性、これは私も確かにそう感じておりまして、それを改めるために大学の評価制、教授の評価制、これを導入いたしたい、そして人事の交流も流動的にいたしたいということを思いまして、大学審議会を設置し、まずそこで御意見聞きたいと思うて法案を提出しておるところでございますが、しかし、それとは別にいたしまして、並行的に今大学の中の活性化を図るために、例えば共同研究システムというものをつくりまして、これによりまして民間との要するに接触が非常にふえてまいりましたし、また受託研究という制度もつくりまして、これによって社会と、あるいは実用的な技術の開発に貢してきた。それから寄附講座制をいよいよ発足さす。そういうことで活性化には努力いたしておりますけれども、根本はやはりおっしゃるように人事の交流にあると思うておりまして、そのことを一刻も早く実現していきたいために大学審議会の設置のお願いをしておるわけでございまして、どうぞ御協力のほどお願い申し上げたいと存じます。

○米沢委員　大学の改革はまさに急を要する課題であると思いますので、ぜひ御努力を賜りたいと思います。





私ども把握しておる内容で、先生の御指摘の点と若干違う点もありますが、御指摘、心配の点等、重なる部分もあるわけでありまして、私どもは、やはり高等学校教育が受験オンリーに流れてはいけない、進路指導の中で進学指導と就職指導という二つあるわけでございますが、偏差値だけに頼る進学というふうな指導をしてはいかぬということは口を酸っぱくして言っておるわけでございますけれども、基本のところは入試、子供がかわいいわけでありますから、先生方もそちらの方に力を入れられている実情はそれはそれでとうといわけでございますので、全体の大学、高校との関連において、高等学校教育が正常になるようにという形で私どもも努力してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○沢藤委員　今触れられましたように、調査しても出てくる面と出てこない隠れた面があると思います。必修クラブにしましても、調査がおりてきますと、実はやってませんとか、別なものをやっておりますというのはやはりなかなか出せないものですから、そういった点の調査というのは、むしろ実態というのは、いわゆる現場に出ていかれていろいろな面で体感、体験なさるということがある面では必要じゃないかと思います。

いずれにしましても、私が申し上げたかったのは、共通一次というものを悪者に仕立てるという意味じゃありませんが、共通一次体制になってから、今指摘したような動向というものがやはり少しずつ進んできているということは事実であります。

さて、これをどのようにして直していくかということの大命題にぶつかるわけでありますが、かなり準備期間をかけてやった共通一次も、複数校受験ということを含めまして、ことしの春には先ほど来指摘されておりますたくさんの問題が提起されたわけです。これを一つの反省事項としながら、日程的には六十五年新テスト体制ということになるわけですね。しかも、それの内容については二年前に明らかにするというスケジュールのようでありますから、来年度にはそれが出てくる。そして六十五年の実施。この六十五年実施の新テストを、内容はまだ固まってないと言われればそれまでですが、おおよそ新聞記事等で輪郭を探ろうとしておるのですが、もう一つはっきりしません。共通一次体制と六十五年からの実施を目指している新テスト体制というものとの基本的な支える理念といいますか考え方、そういったものについてお聞かせ願いたいと思います。

○阿部政府委員　現在の共通一次試験の制度と申しますのは、これは先生十分御承知だと思いますけれども、一つには、難問奇問と言われた各種の適切でない出題に高校生が苦しめられるという状況を直したい。そしてまた、余り特定の科目に絞って実施しますと、高等学校の教育が特定の科目だけの準備教育になってしまうということも考えたいというようなことから、五教科七科目という線での共通のテスト、しかも高等学校段階を普通に勉強していれば相当の点が取れるというようなレベルのテストとしてこれを実施する。それをまず第一の試験とし、第二の試験は、各大学がそれぞれ工夫を凝らして自分のところの大学にふさわしいと思うような多様な方式で実施をして、それを総合して、受験生の負担の軽減とその能力の多角的な判定というようなことを実現しようということで実施をしてきたものでございまして、そういう意味で、特に共通一次テストが難問奇問をなくしたというような点については、高等学校の先生からもかなり評価はしていただいていると思うわけでございます。

私は、必ずしも共通一次のせいでとは思わないわけでございますけれども、やはり大学進学競争がいろいろな面で激化をしてきているという状況の中で、先ほど先生が御指摘になり、初中局長がお答えしたようないろいろな問題もあるだろうと思っておるわけでございまして、そういう意味からいえば、共通一次のような、基礎的な問題をやるということと同時に、各大学の二次試験というのがもっともっと、いわゆる純粋な学力中心の多科目にわたるようなものでなくて、受験生の能力を多角的に見てあげられるような工夫を凝らしたものになっていくというような努力がさらに重ねられなければならないと思っておるわけでございます。

ただ、今回の新テストの考え方というのは、共通テストという考え方を基本的には念頭に置きながらも、現在行われております共通一次が国公立だけであって私学に及んでいないということで、私学においては依然として難問奇問等も出ているというような状況等も改善をしていかなければならないであろう、入試というのは国公立だけではなくて、大多数を占める私学も一緒に考えなければいけない問題であるという発想に立ちまして、私学も含めた内容のものとして構想をするということが一つの点でございます。

第二点は、この利用、活用の方法につきまして、これも、今まで五教科七科目という形でかなり画一的に使用していたということが、また偏差値や輪切り等の問題と直接結びつくような要素が強いというようなことに対する反省も踏まえまして、国公立につきましては今年度から五教科五科目以内ということに改めまして、これは高校の関係の先生方から大変好評を持って迎えられていると判断をいたしております。

さらにそれを進めまして、国公私立の大学がこれをどういうふうに利用、活用するかということについては、各大学の自由であり、それについて弾力的な活用を認める。例えば、一科目だけ使うという方式もあってもいいというようなところまで弾力化をしようということでございます。

大きく申しますれば、そういう二点において新しい仕組みとしてこういうものをやってみようということで、現在、大体の考え方につきましては、国公私立大学の関係者、それから高等学校の関係者にも相当数入っていただき、それから学識経験者等の方々というようなことで集まっていただいた会合を設けて、何回か議論をいたしました結果、昨年の夏にまず第一段階での中間的なまとめのようなものは発表いたしておるわけでございます。さらに、引き続き細目にわたるような点まで現在議論を重ねているところでございまして、できるだけ早い時期にこれを天下にお示しをして、またこれについての御意見等も伺いたいと思っておるわけでございます。

なお、共通一次につきましてはかなり長い期間をかけて準備をしたということは確かでございまして、そのために国立大学関係者、公立大学関係者、非常に関心を持ってこの問題に取り組んでいるという状況にあることも事実であります。今度の新しいテストもできるだけ十分な時間を置くという必要もあるということを考えまして、昨年の暮れに、当初は実施予定年度を六十四年度と考えておりましたけれども、一年延ばして六十五年度ということにして、その間に関係者の間の議論を一層深めていただこうということをねらいとしているわけでございます。

○沢藤委員　時間が来ましたのでそろそろ終わりたいと思いますが、今お答えありましたように、新テストのポイントの一つは、私立大学をどう組み入れるかということではなかろうか。一つの制度が出てきますと、国公立で都合が悪いと私立の方に行くというふうな傾向もありましたし、現にクラス分けをしまして、私立を受けるクラス、国公立に向くクラス、それなりの性格の違いが出てきますね。恐ろしいものだなと思います。そういった意味で、新テストがそういう私大を含めての体制で、しかも過ちのないようにというのはなかなか難しいと思うのですが、今度の複数受験だって一つしか受けられなかった、機会を縮小したという皮肉な結果も出ているわけでしょう。どういうことが出てくるかわからないということも考えますと、拙速でいくべきじゃない。

この点については個人的な考えになりますけれども、大学間の意見交換、それから高校側の意見もじっくり聞く、特に高校の意見を聞いてほしいのです。

○沢藤委員　この項目は終わりますが、今最後に申し上げたのは、県の事業ではなくて、岩手県の北上市、私の出身地なわけでありますが、市の事業として非常に特異な形でスタートしたもので、数万点の現代詩歌文学資料を収集する、あるいは現存の方たちのテープの保存とか、非常に多彩な内容を持った施設になるはずであります。このことについてはまた機会があったらひとつ御理解を深めていただきたいと思います。

きょうの質問の最後に、入試制度について触れたいと思います。既に何人かの方が大学入試について触れられました。ですから私は、大学入試制度を含めまして、その影響が高校教育にどうあらわれているかという点に重点を若干移動させまして、幾つかの点で御質問申し上げたいと存じます。

私が高校に勤務しておりましたのは十三年前で、共通一次体制には入ってないわけですね。共通一次体制には、評価はいろいろに分かれていますけれども、準備期間、検討期間が非常に長かったということ、これは私は大切なことだったと思うのです。このことは最後の新テスト体制についての質問のときに触れたいと思うのです。ただ残念なことには、大学入試というものが、先ほどの大臣のお話の中にもありましたように大きな関門になっている。それが結局は高校の序列化の原因になり、そしてまた、その序列化された高校に向かっての中学卒業生の入試制度に、「十五の春を泣かせるな」というあの問題にぶつかる。そして教育内容に大きな影響を及ぼしているということですから、原因の大きな源はやはり大学入試制度にあるのじゃないか。そしてそれを突破しますと、もう本当に人生の目的を達したみたいにほっとして無気力になる大学生が非常に多いとか、大学生活の過ごし方にちょっと物足りないのじゃないかという御指摘も出ているわけで、これは一年、二年でどういくものでもない、なかなか大変だと思うのです。しかし、困難ではあってもそれに向かって一歩一歩努力しなければならない、これが私たちの使命だろうと思いながら御質問するわけです。

特に、ここ十年ほどの共通一次体制に入った後、高校の現場にどういう変化が起こってきたかということを、私は元の同僚、仲間といろいろ話し合い、また資料も集めたわけであります。持ち時間が刻々と迫っておりますので、詳しく申し上げることは省略します。

一つは、高校の序列化がなお一層進んできている。つまり高校に対する評価は、その高校からどの大学に何名合格したかによってランクづけられる、そしてあそこは一流中の一流の高校である、岩手県で言えば盛岡一高ということになるのでしょうが、それを頂点とするピラミッドが完全に高校にでき上がっている。それが子供たちの価値観を支配し、教員人事にまでそれがあらわれている。あそこに行く校長は絶対このクラスから行く、その逆は起こり得ないという、人事でもって差をつけているという悲しむべき現象もあるわけであります。そういった高校の格差というもの、序列化が進んだという点が一つ。

それから、したがって学校教育法に言ういわゆる高校教育の目的、人間的な教育なり社会人としての発育・発達という面よりも、いかにして難関を突破するかということに重点が置かれることが二つ目。

そして、その中からどういう実態が生まれてくるかというと、教育課程が本来のあり方から逸脱している例がふえてきております。

例を二つほど申し上げますと、文部省が非常に鳴り物入りで始めました必修クラブ、これが進学校と言われておる学校でまじめに行われているという例はむしろ少ないのじゃないか。少なくとも一、二年生はやっているけれども三年生は全然やっていない、こういう学校が圧倒的に多いようであります。そして、その必修クラブの時間は主要科目の授業に振り向けているのが実態でして、これは岩手の実態という意味じゃなくて全国各地の特徴という意味ですから、岩手だけというふうにお考えなさらないでください。岩手ショックということじゃないのです。

それから、カリキュラムの改変と言ってよろしいと思うのですが、実質七時間授業体制というものが出ている。早朝授業あるいは正規の授業が終わった後の授業ということで、七時間授業体制ができておる。

それから、これは私の告白を込めて、若干私も体験があるのですが、後期対策といいまして、夏休みが過ぎますと、例えば三年生の物理の時間、これはカリキュラム上当然やらなければならないカリキュラムになっているわけですが、後期になりますと物理の時間を解体するのです。そして、クラスを解体して自分の受験する理科の科目、生物なら生物、地学なら地学に行ってそこの授業を受ける、そしてその授業でもって物理の単位を認定する。これが実際に後期対策という名前がつけられて行われてきている。

それから、学校行事に及ぼす影響も非常に大きくなっておりまして、運動会、体育祭あるいは文化祭、文化祭は三年に一遍だなんという学校も出てきています。あるいは十一月でなく、文化の季節でなくて、もう早々に九月中に終わらせてしまう、十月以前に終わらせてしまうという実態がほとんどであります。あるいは応援団のない学校、部活動の時間の保証のない学校、これが全国に例がございます。

それから、「現代社会」と「理科Ⅰ」の履修状況についてもしおわかりでしたらお願いしたいのですが、教科書は買うけれども授業をしていない、これは進学校です、実業高校はやっているようでありますけれども。

こういった、今言っただけでも、やはり本来の高校教育がカリキュラムの面あるいは教科内容の面から崩れているという実態、それがすべて受験体制に向かって号令がかけられているという実態、これを文部省はどう把握されていますか。そのことをお聞かせ願いたい。

○西﨑政府委員　高等学校教育の問題につきましては、受験との関係でさまざまな問題が起きておるという御指摘、いろいろな事例を挙げてお話をいただきましたが、やはり高等学校教育のあるべき姿、学業においては指導要領の趣旨、目的を、そしてまた、人間教育的な面では道徳教育をというふうなあるべき姿が、受験教育のために若干いろいろな姿にゆがめられているのではないかという点は、私どもも心配しておる点でございます。

ただ、先生おっしゃいました必修クラブの点など、私どもの調べによりますと、これは原則として週一時間でございますが、全国的な調査によりますれば年間三十五時間以上、一週一時間以上やっておるのが六五%、それから年間三十時間から三十四時間やっておるのが一九%で、約八五%ぐらいは週一時間的に必修クラブは行われておるというふうな実情があることは、数字の上で申し上げられるわけでございます。

しかし、確かに授業のウエートと申しますか、力点が受験に向いているということは実情としてあるわけでございまして、その例として先生お挙げになりました七時間授業でございますが、これは全体の正確な数字じゃございませんが、一週で六時間五日、そして四時間土曜日と考えますと三十四時間でございます。私ども三十五時間以上やっている高等学校の実情をちょっと調べてみたのですが、約八・五%ぐらいあるのでございます。そういう意味から申しますと、七時間授業をやっておるところが一割弱あるのではないか。これは少しエキストラでございまして、そのエキストラの部分が受験に向けて行われているというふうなことは想像できるわけでございます。

それから、先生は「現代社会」と「理科Ⅰ」の点をお挙げになりましたが、「現代社会」は御案内のとおり必修でございますから、これは調査しましても数字は出てこないと思います。これは皆やっております。したがって実情として、先生は何かの事例として把握された点をお挙げになったと思うわけでございます。

いずれにいたしましても、いろいろ数字として





いまして、そういたしますとできる子とできない子とに差がついてくる、これはやはり世の中の常としてしようがないのだろう。しかし、そこを何とか受験が青春をむしばんでしまうようなことにならぬようにしたいということと、それから神ならぬ受験生ですから一発で自分の実力を発揮するというわけにもいきませんので、そういう子供もできるだけ助けてやらなければいかぬということから、やはり現在とっております複数制というのは私は一つの成功であったと思っておるのです。

しかし、先ほどお話がございました不測のことも実は出てきておるわけであります。こういうのはやはりそれを率直に受けとめてそれを改善するということをすることによって、現在やっております制度はそのまま維持していけるのではないかということでございますので、改善の方にこれから努力を重ねていかなければならないと思っております。

〔委員長退席、町村委員長代理着席〕

○有島委員　大学受験というのは、大学のあり方そのものに今度はかかわってくるのであって、大学改革の一環としてこれも扱っていくというような位置づけが必要なわけでしょう。これは今後の問題とは思いますけれども。

私ども、大学改革ということが教育改革の一番かなめであろうと考えておるわけです。特に大学の卒業の方ですね。卒業が年限に拘束されない、単位の累積加算という方向に設置基準を直してもらえないか、こういうことを言ってきたわけです。

ざいまして、そういう考え方できのうも自民党の会議でも発言をしたわけでございます。

○馬場委員　国会軽視だとかいろいろ議論もあります。やりたいのですけれども、時間がありませんん。

大臣、これはやはり二次受けられなかったという人は、大臣もさっきおっしゃったように返すかどうにかしなければいかぬ、受けないのに取るのはいかぬ、そういう意味で我が同僚の佐藤委員もこの前質問したのですけれども、幸い今大臣も局長も、何かそういう方法があれば来年度はそういう方法をやるように指導したい、検討したいとおっしゃっているから、やはり受験生のそういう負担を軽減するというような方向でぜひこれは検討してもらいたい、善処してもらいたい、そういうことを大学側その他といろいろ話をしていただきたいという要望を申し上げておきます。

そうしますと、来年度の入、二次を受けなかった人は返しちゃうあるいは取らない、ことしの人のは十一億取ってそのままネコばばしておく、今の法律上でいえばそうだと言うけれども、常識からいえばバランスというのがあるのですね、公平さというのがあるのですね、そういうものに対しては残るのです。その辺もあわせて検討しておいていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○塩川国務大臣　要望でございますから要望にこたえますが、しかしこれは容易ならぬことでありますが、なかなか難しい。といいますのは、一次、二次を分けるといたしましたら、それでは一次テストの前に二次の申し込みをしなければならぬという制度も変わってまいります。ですからこれは文部省だけの話ではございませんで、大学と非常に緊密な話し合いをしなければ決定しないことでございまして、要望を聞いたから、よろしゅうございます、そのようにいたしますというわけにはなかなかいくものではない。しかし、私は当初から申しておりますように軽減する方向でぜひ考えていきたい、これをこちらだけの問題ではなしに大学と話し合って決めていきたい、こういうことを言っておる、こういうことでございますので御理解を願いたいと思います。

○馬場委員　しかし、きょうの新聞を見ますと、阿部局長は、自民党のプロジェクトに対して、来年からは二つの方法がある、一つは取って返すという方法、一つは別々に取るという方法もある、そういうことで、あたかも実施するようなことを言っておられるわけです。だから、それを読んだ人は皆そう感ずると思うのですよ。それは、先ほど大臣も言われましたように新聞の書き方に誤解があったということのようでございますが、私は、誤解じゃなしにそれが本当になるようにやりなさい、そういうことを大学なんかと検討しなさいということをぜひ申し上げておきたいと思います。

そこで、大学入試について、受験料等今言いましたように基本的な問題がたくさんあるわけでございまして、特に私が総括的に思いますことは、ことしの入学試験は、特にすぐれた生徒には複数受験はいいわけですね、この複数受験の有利さというのを非常に享受したわけでございますけれども、大多数の受験弱者というような人たちははじき出されてしまったのですから、全くエリート重視の入学試験の方法になってしまった。その結果、逆にまた大学の格差というのを公然と明らかにしてしまった、こういうようなこともございます。それから、さらに問題なのは、入学の出願から入学手続をするときまで受験産業への依頼度がことし非常に強かったでしょう。これは非常にそうだし、大学側でさえ、自主性自主性と言っておりながら、割り増し合格率をどうするかということは受験産業の資料に頼ったという事実もたくさんあるわけでございまして、そういう意味で、あの点ではこの大学入試というのはギャンブル的な性格を少し持ったのじゃないか、こう言っても言い過ぎじゃないような弊害も出てきたんじゃないかと私は思うのです。それで、この大学入試の改革の一つの目的というのは、受験産業の影響力というのをどうやって弱めるか、こういうことも入試改善の一つの目的であったはずなんです。こういうこともありますし、私はここで大学に申したいのですが、文部省の方でも、私がそういうことをこの場で言ったということをぜひ示していただきたいのですけれども、今言ったようにいろいろな問題が起きてきました。だから、国民が批判するたびに、大学は自分の大学の進学の情報というのを、こういう状況であったという自分の大学の進学情報を情報公開の意味も含めて出すべきだ、そして国民の公正な批判を受けるべきだ、特にこういう大きい問題があったのですから、私はそういうぐあいに思います。

そこで、現状を少し質問しておきたいのは、このような入試を今後続けるように大学と話し合いたいというようなことを大臣は言われたのですけれども、今各大学の動きを見てください。この二十日までに京都大学、名古屋大学、神戸大学、九州大学、こういうところが、文科系学部を東大と同じBグループにするということを決定しております。ことしの場合は、主要大学の文科系学部ではAグループが約四千人、Bグループが約四千人、これが大体バランスをとっておりましたね。ところが、今のような各大学の決定を見てみますと、来年の受験ではAグループが大体千人、Bグループが六千三百人というようなことになりまして、その比率は一対六、法学部に至っては阪大以外はみんなBになっている、こういうような動きがあるわけです。そういたしますと、せっかくの大臣も推進をしておられます受験機会の複数制の理念というのが、もう来年にこれが実施されますと崩れてしまう、こういうことになるわけですが、しかし、今度は逆に、そういうことを決めた大学側のことを考えますと、ことしの入学試験は東大の草刈り場になってしまったんだ、明確に大学格差がついてしまうじゃないか、こういうことで、大学の入学試験を決めるのは大学の自治であり学部の自治であるという観点から、決めるのは当然だという考え方があるわけですから、こういう問題について大臣、どうお考えですか。

（北川（正）委員長代理退席、委員長着席）

○塩川国務大臣　私は、そこを大学が反省してもらいたい、そういうことを申しておるのでございまして、大学がもっとしっかりと反省もし、自分たちでどうしてこれを改善するか、例えば自分の大学のプライドに傷がつくというならば、傷がつかないようにどうしてしっかりやるか、こういうことを考えるべきでございまして、これは我々があおせい、こうせいという性質のものではない。しかし、極端にこういうことになるとするならば、再考してくれということは我々も言おうと思いますが、まだそこが正式に決定しておりませんので、国大協として正式に決定してきた場合に、それが余りアンバランスであるならば、我々もやはり世間の常識に合うようなことを言わざるを得ないと思います。

○馬場委員　大臣、大学悪者論という、悪者とまではおっしゃいませんでしたけれども、反省しなければならぬ、そういう点は確かにあると思うのですけれども、私はそれよりもまず、例えば文部省なら文部省、これが現在の大学のあり方、例えば大学格差というようなものを含めましてそういう大学のあり方というものをきちんとして……（塩川国務大臣「大学の自治でしょう」と呼ぶ）そのことですよ、問題は。そういうことで自治自治と言うのなら、私は自治を絶対に侵害するな、物を言うなと言いたい。常識だとか国民世論だとか言って変なことを干渉しておりながら、変なところでは自治、変なところでは干渉をあなたたちはするから間違うのだ。自治なら自治でやってくださいと言えばいいのです。そういうことですから、大学のあり方と入学試験のあり方、入学試験だけを変えようと言ったってだめなんです。大学のあり方と入学試験のあり方を一緒になって大学に考えてくれ、どちらかというと大学のあり方が先、それに続いて次が入学試験、入試の方が後だ。





○有島委員　では、その件についてはお願いしておきます。

第二番目の「高等教育の改革と充実」、これは確かに教育改革のかなめになってくることでございます。いろいろ言いたいのですけれども、大学の入試のことが大分今世論に上っておるのですが、先ほども質問ございましたけれども、私も簡単にこの点だけ触れておきたい。

けさの新聞なんかを見ますと、「国立大学の二次試験を〝門前払い〟された受験生の検定料返還問題について、文部省は二十一日、来春の入試では改善する意向を明らかにした。」こういった文脈で書いてありますけれども、これは大体こういった問題の捕捉の仕方はこれでよろしいですね。何かもし補足したいことがあれば、これは検定料というか受験料のことなんだとか、あるいはさっきも御説明ありましたけれども、もう今年度の門前払い返還についてはひとつ棚上げにしてもらいたいとか、そういうようなコメントが特にありましたならばつけ加えてください。

○阿部政府委員　先ほどもお答え申し上げましたとおりでございますけれども、受験料、通称受験料でございまして、法令的には検定料と言う方が正しいわけでございますが、この検定料につきましてのいわゆる返還についていろいろ御議論がございましたが、今年度既に納付したものについて返還をするというたくいのことは考えておらない。ただし、六十三年度以降の事柄についてはこの問題を改善すべく検討し努力をするという方向にあるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○有島委員　大臣、今度は入試の問題、これは大きく考えることもできるし、それから小さく技術的に考えることもできるわけですけれども、今度の場合にはかなり技術的な問題のレベルでもって事件に近いことになってしまったというように私たちは思いますね。だけれども、これは不測の事態であったのか、あるいは予測されたような事態であったのか、その辺はどうですか。

○阿部政府委員　今回の受験機会の複数化でございますけれども、これは従来の一期校、二期校制度ともかなり違ったグループ分けになっておりますし、そういった意味では、国立大学関係者にとってもそれから受験生の側にとっても全く初めての経験であったということが言えようかと思います。そういう意味ではいろいろな不満とか戸惑いとかあるいは各種の憶測とか、受験する側でもいろいろなことを考えながら受験をし、試験をする方の大学側でもいろいろな要素を勘案しながらやったわけでございますけれども、なかなか見込みどおりの部分が例えば合格者の決定その他でも出てまいりましたし、受験生の集まり方の偏り方と申しますか、そういう点でもかなり出てきたというようなところにかなりの原因があったと思うわけでございます。

そういう意味では、初めてのことであるということで、ある程度の不安というようなものは大学関係者その他が持っておったと思いますが、具体的にこういう状況になるであろうということはできていなかったと思うわけでございます。

○有島委員　そうすると文部省、文部当局としてはこれは不測の事態であった、こういうことですか。

○阿部政府委員　不測の事態であったとまで言い切れるかどうか、なかなか初めてのことだからいろいろな難しい問題があるであろうということは考えておったわけでございますが、例えば延べでございますけれども十万人の足切りというようなことについては、あそこまで足切りが出るというふうには考えておらなかったということはございます。

○有島委員　ここで、「共通一次試験の受験科目数の削減・弾力化、受験機会の複数化を実施いたしました。」ともありますね。それから、「今後改善のための努力を重ねる」とあります。この実施の責任主体といいますか、これは文部省にあるわけですか。

○阿部政府委員　現在の行われております仕組みでは、各国立大学が入学試験は実施をするわけでございます。共通一次等につきましても各国立大学が協力をして実施をするという形をとっておりますので、文部省といたしましては、それについていろいろな面での援助をしあるいは必要に応じて助言をするという建前でございますので、実施の責任と権限は現在のところでは大学側にあると思っております。

○有島委員　「努力を重ねる」主体は、それじゃむしろ大学側が努力を重ねるわけですか。この文脈で見ると、大臣が実施をする、「私は、」ということろからずっと文脈がつながっているわけでございますけれども、そして「重ねさせる」、そういうことになるわけでしょうね。

それでその際に、これはたびたびこの文教委員会ないしは予算委員会なんかで議論されたことだと思うのですけれども、入試の問題は考えてみると大枠として二つの流れがあるんじゃないだろうか。一つは、たくさんの学生さんが来る、それを選り分けなければならない、そのための選抜という考え、字のとおり選んで抜く、こういうことですね。それだから、上の方から文句言わさぬように、余り不公平だと言わさないようにやろう、こういった考え方が一つ。それからもう一つは、これから大学教育ないしは高等教育というものを受けていくに必要な能力を確保しなきゃならない、その能力の検定というような意味合いですね。こういったものが二つあると思うのですね。

それで、私どももうかねが、高等教育を受けていくための能力、これを確保する、そこに一つのこれからの一番の重点を置いて、それで考えていってもらいたい、そういうことを主張し続けてきた。ハードルの高さというような表現でもって我が党の中でも議論もされている面でございますけれども、こうした大枠のことについて、こうした物の考え方、これは文教委員会ですから、ただ機械的に選ぶということではなくて、これからの大学教育を受けていくための必要条件を満たしていく、そういう能力を確保するそのための試験であり、その方向に高校の教育もリードされていく、そういったことが望ましいということは大体言われているわけなんだけれども、それが現実問題になるとなかなかそうは行ってない。しかもそれが、今の御説明のように、その責任主体というのはむしろ大学の方にあるのだから仕方がない、こういうことですけれども、ここでの今までのそういった議論、今二つに分けて申し上げましたけれども、こうしたことを反映させるためには一体どうしたらいいのか。

大臣、こういった今の、文部大臣よりもうひとつ上の立場ということからの御判断ないしはどういったアクションを起こしていらっしゃるのか、起こしていこうとしていらっしゃるのか、その点について大臣からのお答えを聞きたいと思うのです。

○塩川国務大臣　お話にございますこれはやはり選抜でございますので、極端なことを言いますと、よくできる子は希望する大学へ入れる、できない子はもう一層の努力をしてもらわなければならぬ、こういうことになるわけでございまして、どんな方法をとってもこの基本は変わらないだろうと思うのです。

しかし、共通一次というシステムができました、のは、大学がそれぞれ自主的に入学選抜をやりますと難問奇問が出て非常に受験生を苦しめるというところから、一応一次試験をやって、その結果によって第二次試験をやるという制度を導入いたしました。そしてまた、さらには国立大学の中でも、その前に一期校二期校と分けようというような時代も実はございましたし、いろいろな試行錯誤をやってまいりました。

（鳩山（邦）委員長代理退席、委員長着席）

今回は、複数制を導入してやろうということでやってまいりました。そういうふうにいろいろと改善を考えてきますけれども、一番根本にありますのは、よくできる子はどこの大学でも入れるという、この根本は変えるわけにいかないわけでござ

○斉藤(斗)委員　次に、今課題となっております大学入試の改革についてお伺いしたいと思います。

六十二年度の入学者選抜につきましては、その受験機会の複数化等々の大きな目標に向かいまして取り組まれたわけでありますが、三万人の足切りや水増し合格、入学者の定員割れ等々の混乱が生じたことも事実でございます。所信をお伺いいたしますと、その改善に向かって取り組むということで力強い御意思を承ったのでありますが、例えば検定料の問題、足切りの対策、出願期間の問題、対策、こういった問題につきまして前向きに取り組まれると思いますので、ひとつ大臣のお考えをお伺いさせていただきたい。

○塩川国務大臣　御承知のように、大学の入学試験でございますが、これはまさに大学自身が決める問題であるという、私たちはそういう基本的な認識の上に立っております。でございますから、大学みずからが受験の複数制をやろうということで昨年踏み切って、つまり本年度やったわけでございます。ところが、これにはいろいろな社会的な批判も出てまいりました。私は、こういう批判をとらえて大学がもっと真剣に苦しみ、そして努力してもらいたいと思うております。我々も、これがただ単に大学だけの問題ではなくなってきて、社会的にそしてまた大きい政治問題となる可能性もなきにしもあらず、こう思いますが、そういうことのないように、大学自身が本当に受験生の要望にこたえることに懸命の努力をしていただいて、みずから改善をしていただくということが私は一番の最高の道だと思うております。そのためにも我々は、いろいろなもたの声と申しましょうか当事者の声と申しましょうか、受験生あるいは大学側の意見でこういう考え方は皆言っているよということを大学当局に積極的に進言をしていって、大学自身が改革の案をきちっと決めていただく、そしてやはり、当初ねらいました複数化、そして受験生により多くの機会を与えるという、足切りの問題等も含めまして、大学みずからの努力でもっと大学が苦しんでいただかなければいかぬ、真剣に取り組んでもらわなければいかぬ、私は現在はそう思うておるところであります。

○斉藤(斗)委員　大学の入試、これは大変な社会問題だと私は思っておりますし、大学そのものが――もちろん学問の自由は尊重されなければならない、しかしながら、大学そのものが社会的存在であるという大前提もまた忘れてはならないことだというふうに思っております。この改革につきましては、混乱を少なくするよう、なくすよう御努力いただきたいというふうに思います。

続きまして、高等教育機関の適正配置についてお伺いいたします。

生涯学習時代を迎えまして、生涯学習への意欲向上に伴い、今後各個人の生涯に通ずる高等教育への需要はかなり高まると私は思っております。現在、地域間にかなりの格差が見られる高等教育機会の均等を図るということ、地域の活性化に大きな役割を有する高等教育機関の適正配置を行う観点から、地域のニーズがあって、さらに適切な構想であれば、大学等の設置について積極的に対応してもいいのではないかと私は考えておりますが、大臣のお考えをお伺いしたい。

○阿部政府委員　高等教育の整備についてのお尋ねでございますが、先生御案内のように、昭和六十七年をピークにいたしまして十八歳人口が急増し急減をするという特別な事象を今迎えておるわけでございます。文部省といたしましては、それに対応いたしまして、昭和五十九年に新しい高等教育整備のための計画を大学設置審議会で検討していただきまして、今それを踏まえて対応しているところでございます。

この計画の中身とするところは、十八歳人口の急増急減に対処するために、そのピーク時である昭和六十七年度におきましても、昭和五十年代の大体三五%程度の進学の枠は確保しようということを基本に据えると同時に、その際に各種の拡充措置等が行われる場合には、大都市集中を抑制し地域配置を適正化していくということを基本的なねらいとして、この計画をつくっておるわけでございまして、この計画に基づいて各国公私立の大学に対して指導、助言等を行いながら今日まで対応してきておるわけでございます。

御指摘にございましたように、地域配置の適正化という観点から見ますと、進学の機会の不十分な地域に、地元のニーズに合ったもので、しかも教育・研究面でも経営面でも非常にしっかりとした内容を持っているというような大学、短大ができるということは基本的には望ましいことだ、こう思っておりますので、そういう基本的な姿勢で対応してまいりたい、かように考えております。





○馬場委員　非常に抽象的な話で、この次の国会にと具体的に指示したのですけれども、今の話では、最終答申を見てみなければということで、最終決定をしていない、こういう答弁ですが、それだけ言えばいいのです。

そこで、次にもう一つ質問をしたいのは、今特に話題になっております入学試験の問題でございます。ことしの国公立大学の入学試験はうまく行われたと大臣は評価しておられますかどうですか。

○塩川国務大臣　複数の機会を与えたということは、私は一つの試行としてはよかったのではないかと思うております。

○馬場委員　複数の機会というのはいいですね。私もそう思います。あとはいいところがないので、それだけのような感じがするのです。しかし、それでも大分問題がございましたね。いろいろ高等学校側から見てみますと、大体これは失敗だった。あらゆる書いたものを読んでみますと、文部省とか大学側に非常に不信を持っているというような言い方が高等学校側にも多いですね。それから各報道機関、新聞社なんかの社説なんかを見てみましても、ほとんどの報道機関の社説で、失敗に終わった、こういうぐあいに書いてあるわけでございまして、こういう報道機関の社説というのは、ほとんどの報道機関がそうであればこれは国民の世論だ、こういうぐあいに私は考えるわけでございます。

大臣、今から四、五点申し上げますけれども、私は今から言うような非常な混乱があったと思っております。

まず第一は、十万人に及ぶ足切りが出ているわけです。そして、今度門前払いを受けて第二次を受験できなかった人が三万人おるのです。どこの学校も受けられなかったというような人がおる、こういう問題。それから、各大学が非常に大きな水増し合格をやらざるを得なかったという問題。逆に今度は、各大学はそうしても定員割れが続々出てきたという問題もございます。そういうことだから、追加合格というような形をとって補充しなければならないというような事実も出てきた。また一方では第二次募集をしなければならない、こういう大混乱が実は起きたわけでございます。そういうことを見て、国民は失敗だったと思うわけでございます。ことしのような方法を来年も奨励なさろうと、基本的に変えなくて、部分修正はあるかもしれぬが、来年もこういうふうな方法をやりたい、こう思っておられますかどうですか、大臣。

○塩川国務大臣　御承知のように、入学試験は文部省がやるのではございませんで、大学がやるのでございまして、皆さん、大学の自治というものを尊重しろとおっしゃいます。でございますから、大学がお決めになったことはできるだけ我々も尊重したいと思うております。しかし、いかにそうではあるといっても、大学の自主と自治を認めるといたしましても、そういうことが世間的に非常に大きい被害となった場合には文部省、監督官庁としては黙っておれない、こういうことになります。

しかし、今回やりました複数制というのは、要するに受験生に複数の機会を与えるということにおいては一つの原則的な目的は一応これで達成されたと私は思うております。ですから、先ほど御指摘のあったものの具体的な改善を今後やっていくならば、私はこの制度は続けていくべきだと思うております。

○馬場委員　ちょっときょうの新聞を見たのですけれども、いわゆる受験料の問題がございまして、これはこの前の委員会でも我が党の佐藤徳雄委員から質問が実は行われておりまして、二次試験を足切りで受けられなかった人が十万くらいおるわけですから、この人たちの受験料というのは返すべきじゃないか。一万二千円という二次試験の受験料を取っているのですから十一億円くらいになるわけですよね。これは返すべきじゃないかという指摘がありましたら、議事録でございますが、大臣はこういう答弁をなさっておる。「せっかくの先生の議論でございますが、これはちょっと理屈に合わない。」どっちが理屈に合わないかわかりませんけれども、「要するに受験というのは一次、二次がセットになっておる、これが受験の利益を受けることでございます。私は一次試験だけで結構でございますから、あともし一次を通っておったら二次のお金を払います、こういう約束じゃないのでございまして、要するに、受験をいたします、その受験の中身は一次、二次ありますよという一つの、簡単な言葉で言いましたら契約のもとに手数料を払っておるものでございます」ということで、返さないという指導でいくんだ、こういうことをおっしゃっておるわけでございますが、きょうの新聞を見てみますと、自民党の大学入試に関するプロジェクトチームが二十一日に開かれて、来年度二次を受けられなかった受験者に対しては受験料の一部を返すということを阿部高等教育局長が約束をなさった、こういうことがきょうの報道に出ているわけでございます。

ここで大臣にお伺いしたいのは、大臣の答弁と今の阿部さんが自民党に言ったのは違う。国会は国会だ、だましていいんだ、自民党には本当のことを言うんだ、こういう意向ならそれも通るかもしれないけれども、いやしくも国権の最高機関であるこの場所で文部大臣がおっしゃった答弁と阿部さんが言っているのとは食い違っておる、そういうことについて文部大臣にお尋ねします。文部大臣、一次、二次一緒だから二次受けられなくても返さないのだという、この前答弁されましたこの方針を文部省は変更なさったのですかということをまずお聞きします。

○塩川国務大臣　実は、そのことでゆうべ随分マスコミの人が来ました。私も困ったことだなと思っておるのです。正直に言いましてそう思っておるのです。しかし、これは報道に誤解があるのではないかと思うのです。

実は、私もけさ阿部局長に聞いてみましたら、そうは言っていないのです。もし返せる方法があるならばそのような方法をとりたい、こういうことを言っておるのです。――いや、おかしくも何でもない。現在の制度ではだめです。これはだめですよ。しかし、一次試験を受けて二次試験を受けるという形式を変えればできる話ですから、これは当然できる話だ。つまり一次は一次だけ払う、二次は二次だけだ、そういうことでやるならこれは通る話だと私は思うておるのです。そういうことではなかろうかと私は思うておるのです。しかし現在の、ついこの前やりました入学試験は一括してやっておるものを半分だけ返す、こういう不正なことを学生に教えてはいけません。ですからこれはちゃんとやらなければいかぬ。しかし、来年からやるのについては一次と二次とを切り離すのだ、それならできる話ですから、しかし果たして大学がそれを受けるかどうか、これはわかりません。しかし私は、そういう方法を講じてでも、受験する学生に経済的負担を軽減するという方法がとられるならば当然そうやったほうがいいだろうと思うておりますが、これは関係者の間で十分煮詰めなければならぬ問題でございまして、今私からとやかく言うべき問題ではございません。繰り返して申しますが、今回やりましたものでは返す筋合いは立ちません。

○馬場委員　阿部高等教育局長が手を挙げられましたから、どういう意図でおっしゃったかということを簡単に説明してください。

○阿部政府委員　ただいま大臣からお答えしたとおりでございまして、これまでの国会答弁でも、今年度に払い込んだお金を返せというお話については、正当なルールでちゃんと示した方法でそれを受験生側も納得して納入したものだから、これを返すということは考えてない、しばしばお答えをいたしておりますし、それからさらに、他の委員会でございましたか他の先生でございましたか、突っ込んで、六十三年度以降をどうするんだということにつきましては、適当な方策がないかどうか、これは検討したいというふうに文部省としてはずっとお答えをしてまいってきたわけでご

代表と御想談していろいろな意見をお聞きになられたということは私は高く評価します。今後、やはり第一次試験実施前に各大学への出願というのは、一体自分がどれだけ取れるのかなという不安を持ちながら受験生は受験をするというような、それで足切りされちゃったということになると、来年もしこのようなことを続けるとすれば、私は大きな問題が残ると思うんです。先ほど局長が言われたように、共通一次試験後云々するというような改善案、これも一つの方法だろうと思うんですね。ですから、余り過去のものを引きずって歩かぬで、きちっと受験生の立場に立ってどうしたらいいだろうかというようなことを考えていくことが大切じゃないだろうか。

ある受験生が私のところへ来てこう言っていました。自分はマークシート試験は苦手だけれども、小論文とかあるいは面接等で、第二次試験で頑張って合格したいんだ、足切りという制度を廃止してもらいたいという訴えがあるわけですね。例えばA君は、第一次試験の点数で十点足りなかった、しかし二次試験で平均点よりも二十点多く取れば合格できる、面接等で頑張りなさいと教育指導をするのが――個性と能力を伸ばす教育をやりたいと大臣は所信の中でこう申されておるんだから、やはりそういう工夫をする。君は第一次試験では少し足らなかったよ、しかし第二次試験で平均よりも頑張れば入れるよ、だから頑張りなさいと言うことが若者を育てる教育の場にとって大事なことじゃないだろうか。君は一点足らぬからだめだよというような教育姿勢から、君はここを頑張れば何とかなるぞと、こういう教育姿勢というもの、こういうような物の考え方に立った教育全般の教師の姿勢というものが、やはりこれからの大学入試というものにはそういう温かい思いやりの心があっていいんじゃないだろうかと、こう思うんです。

もし足切り制が廃止できないとするならば、足切り線上にいる受験生に何らかの救済措置を講ずるという努力をすることについて、文部大臣、いかがでございますか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　それはちょうど裏表の議論で、まさに矛盾するような意見が先生の方からも父兄からも、そして第一受験生がそれを言っておりました。

まず第一の問題として、共通一次試験が済んだ後で二次校の試験の出願をさせてほしいと、こういう意見が出ましたら、違う高校生は、いやそうじゃない、我々はやっぱり、今度大学が行きたい学校を選べと、こういう趣旨でやってくれたんだから、行きたい学校というのに僕は目をつぶって願書を出したんだ。だから、一次試験の結果はいかであれ、私は一応それで行きたい学校に出したんだ。共通一次の後で二次の希望を出せということになればその決心が鈍ってしまう。やっぱり行かれる学校しか選ばなくなってしまう。だからこれを置いておいてほしいと、こういう意見があった。そうしたら片っ方の学生は、いやそれはやっぱり一次の前に二次を決めるということは酷だという意見もございました。これは私は、まさにそこが世の中のおもしろいところでございまして、これがやっぱり私は大学がまさにどこに重点を置くか。二次に置くか一次に置くかという大学の問題とも関係してくると、私はそう思っておるんです。これは大学がやっぱり判断すべき重要な要件だろうと思っております。

それからもう一つ、面接とか作文とか、個性を尊重してくれという話があったんです。これは随分と多くの意見が出ました。しかし一方から言いまして、学生はこう言うんです。それは困るんだと。なぜかというと、私はある程度までいったけれども、結局おまえの人柄が悪いから、作文も悪いし、面接になればどうもおまえの人相が悪いから落とされたと言われたらあきらめがつかぬ。やっぱりおれが実力で書いたやつ、それで判断してほしい、こう言う学生もおりました。一方では、いや、せっかく勉強をしてきたんだから、私らも好きなところを選んでいるんだから、行きたい学校を選んでいるんだから、だから私らの気持ちも聞いてほしい、そうあってしかるべきだという意見もございました。結局のところ、総括いたしますと、要するに、共通一次を受けておれば、足切りをしないで一応二次はテストしてくれぬか、こういうのがやっぱり学生の一番切なる願いだった。

そういたしますと、これから大事なのは、それぞれの学校が二次試験をする、その能力をどうして高めるか。足切りをせぬで希望する者は全部試験受けさせてやろう、これをどういうぐあいにするか。これに対して大学側は、そんなことをするのだったら一次試験の意味がないじゃないか。我々が公平に厳格に採点するのには、おのずから受験生の数に対する能力があると、こう大学側は主張しておりまして、そこらがこれから大学とやり文部省なんかが、一応どうして採点の能力を高めるかということが今後大きい課題として一緒に研究しなけりゃならぬだろう。私は大学が、そのために例えば予算的な措置が必要であるとかおっしゃるならば言っていただきたい。そうすることが学生に少しでも受験の機会を広めてやることになるんだから、そのことについて大学の意見もないということになれば私は残念だと、そういうことを今私は大学に申し上げようと思っておるんです。要するに受験生は、足切りをしないでも一回やらしてほしい、二次試験やらしてほしいと、こういう希望が非常に強い。

それからもう一つ、先ほどおっしゃっておりました二次試験の受けられない足切りの者十万人。これは十万人じゃないんです。これは何といいましょうか、報道がセンセーショナルに出されたんですね。本当なんです、これは。延べでいったらそうなりましたけれども、実人員でいきましたら三万一千人なんです。そうなんです。そこはやっぱり学生も知っていますし、また自分が足切りをされて、それがために受験料を半分返せと、この意見も不思議になかったんです。親は、金がかかるから返せるものなら返してもらいたい。しかしそんなことよりも、子供が三つ学校を受けられるんですから、その受けられる機会を少し間隔を置いてやってほしい。まあ家にも帰ってこぬ。Aを受けた、今度はBだと走り回っておる。むしろ健康を気にするから、そこらの間をちょっと置いてやるとか、何か考えてくれぬか、こういう意見がありました。しかし報道の方では何かそれがわあっとえらい要求のように出ておりました。私が聞きました意見の中では、そういうことではなくして、もっと受験は金をかけてもいいけれども、そのかわりに受けられるようにしてやってほしい、こういう親の意見の方が強かったということであります。

○田沢智治君　内容はよく理解することができます。

そこで私は、やはり多様化時代ですから多様な考えがあっていいと思うんですね。ですから、足切り制度やめるならやめちゃう。受ける者はみんな受けろというような一貫した物の考え方で文部省が指導するならば私は結構だと思うんですよ。そのかわり、今言うように、その後もう一遍受験機会のチャンスを与えましょうと、結果が出た後ですから、やはり自分は足切りは嫌だからと合格する大学を受験したいというのは、そういうのも生かしたらいいじゃないですか。そうじゃなくて、私は足切りがあったって結構ですよ、たとえ不合格を覚悟してもというような受験生ならば、それも生かしてあげるというのが個性化の時代じゃないんですか。画一化していくという考えになると点数至上主義になっちゃって、これは採点するのは楽ですわね、点数見てやっちゃうんだから。しかし、教育というのはそういうものじゃないわけですよ。やはり、すべての子供にそれなりの個性と能力、足りないものを付与していくというのが、私は人間の教育の原点だと思うんです。

ですから、やはりそういうような意見を率直に受けとめて、足切りは嫌だという人にはそのような生かし方をし、足切り結構だよという人にはそのような生き方をさせていく制度の運用を一生懸命考えていくということがこれからの入試制度の改革をする大きな課題だろうと、こう思うんですが、いかがでございますか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　私は、足切りはやっぱり必要だと思いますよ。それはやっぱり受験といったって競争なんですから、受験した者は全部二次試験やると、それはなかなか難しいと思います。だけど、自分で個性があるという者は、そういう学校は私立大学にでもいろいろあるのでございますから、そういう道を選んで、自分で自分の個性を伸ばしたらいいとそう思うので、国公立の大学というのはやっぱり公平を期すということになってまいりますと、あながち全部の者を救済するというわけにはいかない。やっぱりそこでは競争を実施して、競争に勝ってきた者がその学校に入る、これはやむを得ないことだと思う。けれども、その競争をいかに緩和してやるかということ、ここがまた一番難しいところだと思います。

○田沢智治君　最後に、今文部大臣がちょっと言われたのは、それじゃもう点数至上主義で国立大学はやるぞと、個性豊かな者を育てたければ私学に行けというのならば、それで私いいと思うんですよ。そういう方針をびしゃっと出すならば。しかし、それはちょっと冷たいんじゃないかなと、こう思うんですが、そういう意味で言われたんじゃないと私は理解いたします。

時間が来ましたので、やはりこの問題については今後いろいろ党の中でも、我々もプロジェクトチームに入っていますから、いろいろな意見を申し上げたいと思いますが、若者がより勇気と希望を持って未来に羽ばたいていけるような活力のある制度を改革しながら生かしていただきたいということを御要望申し上げまして質問を終わりたいと思います。

○田沢智治君　今、文部大臣が、エイズサミット等を提言してみたいという御決意のようでございますので、ぜひそういうことをきちっとやれば、私はやはり日本というものに対する見方、考え方がかなり変わってくるんじゃないだろうか、こう思いますので、ぜひともそれを強力に推進していただきたいと思っております。

エイズの問題はこれで終わります。

次に、大学入試等に関する質問をさせていただきたいと存じます。

大学入試の沿革を見てみますと、戦後間もなく実施された進学適性検査、能研テスト、共通一次試験等を経て今日に至っているのでございますが、いずれも満足した成果が得られず批判されている現状を文部省はどう受けとめて、何が原因でいろいろな施策をやったけれどもうまくいかなかったのかと御認識されておりますか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員（阿部充夫君）　ただいま御指摘にございましたように、今までいろいろな意味での共通試験、共通テスト的なものを何回か重ねてきたわけでございます。進学適性検査は昭和二十三年度から実施いたしまして相当の期間これは行ったわけでございますが、一つには、その適性検査というものに対する信頼度というような点でいろいろ議論もあり、各大学が具体にこれを利用するということろまでなかなかいかなかったということでこれが中止になっておりますし、また、昭和三十八年度から能研テストというのを行いました。この能研テストは、実施までの準備期間も短く、そしてまた大学側を中心に計画されたという形でなかったというような点等がいろいろございまして、そういう意味で、その利用が非常に少数の大学であったということで、これも数年で残念ながら廃止ということになったわけでございます。

現在実施しております共通一次試験は、昭和五十四年度から実施したものでございますけれども、その前相当期間の時間をかけまして、国立大学関係者が寄り寄り集まって相当の期間練り上げながら持ってきたというような性格のものでございまして、具体の成果といたしましては、高等学校教育に沿った適切な出題がなされるようになったとか、あるいは二次試験で大分多様化がある程度進んできたというような積極的な評価がございまして、そういう意味で今日まで続いてきておるわけでございますが、反面これによって、各大学の二次試験の改善はある程度進んでいるけれどもまだまだ十分でないというようなことから、共通一次と二重負担になるのではないかとか、あるいは大学の序列化あるいは偏差値輪切りというような現象がなおかなりあるではないかという問題点等の御指摘もあるわけでございまして、そういったようなことを踏まえながら、私どもとしてはよりよい入試に向けて、国立大学協会ともさらに改善のための検討を今やっているというような状況でございます。

○田沢智治君　適性検査の場合は、適性検査に対する信頼性が得られず実用とならなかったという欠点。能研テストの場合も、準備期間が短かったため少数大学の利用にとどまっちゃったということ。共通一次についてはさまざま批判があります。私は、六十二年度の共通一次試験につきましてはいい面もあったと思います。難問奇問がなくなった。受験生の過重負担を軽減するために一律五教科七科目を五科目に軽減した。受験機会を複数化するという意味では大変いろいろな意味での改善が見られたのではないだろうか。

しかし、今批判されておりますように、実施後の問題点として、十万人近い受験生が二次試験で門前払いになる。俗に言う足切りの対象になった。大学の序列化が激化する一方、欠員補充の二次募集や繰り上げ補欠合格をさせなければならなかったというような問題が出てきております。私はやはり補欠とか繰り上げ入学よりも、自分はこの大学に行きたいのだといって青春をかけて一生懸命やった者は、繰り上げあるいは補欠合格をさせるとすれば堂々と正規で合格させてあげて、やはりチャレンジ精神を永遠に一生涯持ち続けていかせるというのが教育的配慮じゃないかなと、こう思うんですが、来年もそんなようなことを繰り返さないようにするために、文部省どうお考えですか。

○政府委員（阿部充夫君）　今回の入試の改革、特に複数化に変わりましていろいろな問題が出てきて、御批判を仰いでいることはそのとおりであると思っております。これの理由といたしましてはいろいろあろうかと思いますけれども、特に初めてのケースであったというようなことから、受験生の側あるいは大学の側ともに不安があったり、戸惑いがあったり、あるいはどうも先行き見込みが十分読み切れない点があったりするといったような問題があったためにたくさんの足切りが出るとか、いろんな問題が出てきたというふうに思っておるわけでございます。

私どもといたしましては、一つには、二年目以降になればある程度の経験も積んでくるということもございますが、そればかりではなくて、やはり今回の経験の中からいろいろな改善すべき点ということが現在議論されておりますので、そういった点について種々の改善を図っていく。例えば共通一次の後になってから各大学への出願をすべきだというような御提言等も出ておりますし、そういたぐいのこともございますし、また、受験生あるいは大学側ともどもいろんな面での情報が不足であったというようなことについても、何らかの形でその情報がつかめるようなたぐいのもの、情報資料を持って対応できるようにしていくというようなこともいろいろ考えていかなければならないと思っておりまして、国立大学協会で現在検討いたしておりますけれども、私どもも各方面の御意見、あるいは大臣を先頭に今各地で懇談会等を行っておりますが、そこで出された御意見等を逐次国大協等にも実情を伝えながら協力をしていただき、検討していただくという方向で現在進めているところでございます。

○田沢智治君　父兄や高校教師から、二次試験の検定料を一万一千円払い込んでいる、足切りによって目的校を受験できなかった、返還しろというような声を聞いているというのですが、文部省聞いておりますか。

○政府委員（阿部充夫君）　国立大学の受験料につきましては、これは各大学で試験の仕方は大変まちまちでございまして、実技試験をやるところとかあるいはこれはやらないところとか、二次試験の科目が一科目のところとか四科目、五科目やるところとか、いろいろございます。そういったたぐいのものでございますので、これをそれぞれの態様に合わせて別々にその受験料を決めるというのは、大変技術的その他の面で困難な面があるというようなことから、現在のところはすべて一律に、同一の単価で受験料を決めてそれを受け取るということにいたしておるわけでございまして、そういう意味でこれまでも、いわゆる二段階選抜、足切りをやるかどうかということにかかわらず、一定の額を受け取るということにしたわけでございまして、これは省令で決めまして各大学の募集要項で定める、そういうことで受験者に周知徹底をした上で、その手続に従って徴収をしたというものでございますので、そういう意味から、これについてお返しをするということはあり得ないことだと思っておるわけでございます。

ただ、従来と違ってきた点は、今回かなり多数の方が出てまいりまして、これ、影響が大きくなってきているというような実態もございます。こういった実態を踏まえまして、今後、六十三年度入試以降についてどうするかということにつきましては十分検討いたしたいと、かように考えておるところでございます。

○田沢智治君　これ、ざっと計算すると十一億。それにやはり受験生は旅費とか食費とか宿泊費等を入れると一人十万近く使っているんじゃないかなという意見もあるわけでございます。もし十万使っているというと百億前後になるという、これまた大変な経費負担というものを父兄にかけることになると思うんです。

文部大臣も過日、受験生代表、高校生代表、父兄





ことがあるわけでございます。なお、評価はするけれども実施上一層検討すべきであるというように、単に評価をするだけではなくてやはり問題もある、改善もすべきであるという意見も相当あった。

その他、細かい点いろいろございますけれども、概略主な点ということで御報告をさしていただきました。

○粕谷照美君　文部省は、高等学校の方のアンケート調査、御存じでございますか。

○政府委員（阿部充夫君）　高等学校関係からは、この四月に高校長協会ということで要望書が国立大学協会に出されておって、いろいろな点の要望が述べられておることは承知しておりますが、アンケート調査を行ったのかどうかということは把握をいたしておりません。

○粕谷照美君　私は教育新聞でそのアンケート調査の結果を知ったわけでありますけれども、受験機会の複数化が進学指導に及ぼした影響は非常に大きかったというパーセンテージが高いわけですね。ほとんど影響はなかったというのは三・一％全く影響がなかったというのはゼロだったというんですから、この改革は大変大きな影響があったというふうに考えているようです。そして、進学指導に混乱を来したというものが六割前後を占めたというんですから、やっぱり制度を変えるということは慎重に、そして本当に情報をよく受験生やその関係者に伝えるということが大事なんではないだろうか。国大協がうまくいったなんて言っているけれども、受ける方はこういうことを言っているわけですね。

しかし、直ちにやめた方がいい、受験機会の数化に対してそう答えている人は少なく、むしろ改善して積極的に推進をしなさい、今後しばらく続けた方がいいという、こういう答えが合わせて六七・八％あるわけで、このところが受験生、関係者にとっては一番大事なことではないだろうかというふうに思っているわけであります。

○　このことをめぐりまして最近のニュースでは、自民党さんがプロジェクトチームをつくっていろいろな意見を考えているというようなこともありますし、私ども社会党も、こういうふうにしたらいいだろうというような意見もちゃんと出しているわけでありまして、いろいろ意見があちらこちらから出てくることは結構でありますけれども、文部大臣にお伺いしますけれども、この入試の問題については、大学側がこれを決めるというのが原則ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　おっしゃるとおり、これは大学側が決めるべきでございます。そのためには私はやっぱり大学がもっと努力してもらわにゃいかぬ。今のように、大学が自分の立場を中心にして、例えば採点する能力ですね、これをどう高めたらいいかということ等も余り研究もしてくれていないように思うんです。そういう状態でこの入試を実施するということは、やはり私たちは学生の立場に立って物を考えなきゃなりません。その意味においては学生にかわって大学側にいろいろとサゼスチョンをしなきゃいかぬと思うんです。でございますから、今の段階は、大学がもっと苦しみ、もっと勉強し努力してほしいということを言っておるのでございまして、決して、大学の入学試験をやるそのこと自体に対して不当にああしろこうしろということは今の段階では言っておりません。

しかし、これが改善をされることなく、悪い方へ悪い方へといった場合に、これはゆゆしい社会問題になってまいりますし、また、文部省としてもそういう事態をほっておくわけにはいきません。まして今や、将来有為な青年をどうして学問、技術それから文化、こういう面に活躍させていくかという将来性を見た場合に、これはやっぱり大学のあり方に対してもっと今より以上に積極的に勧告もし、監督もする必要があるだろうと思いますけれども、今の段階では、やっぱり大学がみずから苦しんで改善の方法を考えてほしい、こういうことを私たちは強く要望しておるところです。

○粕谷照美君　そうしますと、一部報道に流れました、第三者機関をつくってそのA、Bグループ分けを考えたらどうかなどということは、これは杞憂に等しいというふうに思ってよろしゅうございますか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　これはある会場で、高校の先生で、名前を申し上げるのは差し控えますが、いろいろと長年にわたって入学試験の指導をしてこられた先生の体験でございます。その体験で言うならば、A、Bの振り分けというのは、どうしたってやっぱり大学は大学の立場というものを考えるだろう。もしそういうことで今後何回か進んでいきまして、入学試験は毎年やるんですから、毎年やっていって、その結果として受験生には複数制の機会を与えようというこういう趣旨、さらには受験生がもっとおおらかに受験勉強のできるようなことを——このシステムを考えたものに反していくようなことになった場合には、もしそういう事態になった場合にはもう第三者機関を設けて、大学も入れて第三者機関のようなものをつくってA、Bの振り分けを大学側に示すということなんかいかがですかと、こういうぐあいに提案があって、私は結構ですねと。しかし今はその段階じゃございませんし、今はやっぱり大学で考えてもらわにゃいかぬが、もし大学で判断がつかない、それでごちゃごちゃになってしまう、だんごになってしまって収拾がつかぬ、これじゃ複数制の意味がないというようなことになった場合に私はそれをやりましょう、こういうふうなことを言った、それが曲がって報道されておる、こういうことなんですね。

○粕谷照美君　前段があったということで了解をいたしますけれども、大学側もそんなに人様に決めていただくような条件であっては何のための大学の先生だかわけがわからないわけでありますから、本当にしっかりと頑張ってもらいたい、そしていい制度をつくってもらいたい、こういうことを私も希望しておきます。

## エ　第108回国会　参議院予算委員会会議録（抄）　62. 5.20　三治　重信（民）

○三治重信君　一番初めに、今問題になっております国立大学の入学試験期日のA、Bのグループの問題についてちょっと。

今、新聞情報によると調整が困難になっていると。去年は五月七日にA、Bが決まった。ところが、京大が変更するかしないかというようなことで今非常に新聞をにぎわしておりますが、A、Bグループを地域的にも、また足切りを少なくするためにも、各大学の自主性だけでなくて、ある程度の地域的に均衡を持ったものに決めた方がいいんじゃないかと思うんですが、総理と文部大臣のこれに対する対処の仕方、五月二十七日には国大協の最終的な決定があるようなことを聞いておるんですが、いかがでございますか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　御指摘のように、ことしは去年よりは少し日程がおくれておるように思いまして私たちも心配して憂慮しておるところでございますが、この二十七日に国大協の役員会を開きまして、来月総会を開き、そこで最終的な決定をするということになっておるわけでございますが、これはできるだけ確実に実施いたすようにいたしたい、こう思うておる次第でございます。

なお、A、Bグループ分けといいましょうか、入学試験全体についてでございますけれども、これは申すまでもなく大学が自主的にやっておるものでございまして、それだけに大学の自主的な決定を尊重しなければなりませんけれども、しかし文部省としては、できるだけ機会均等とそれから複数化をやったその趣旨を生かすように、学校に対しまして強力に勧告なり指導をしておるところでございます。

○国務大臣（中曽根康弘君）　入学試験改革問題というものそのものの発端は、やはり受験生にチャンスをうんと与えるようにしたらどうか、今のような試験地獄というものの様相をできるだけ解消したい、それからいわゆる機械的な試験方法でなくして、もう少し深く入った、思考力等も見る試験に変えたらどうか、そういうような趣旨で改革が行われていると思うんです。そういう趣旨に沿ってできるだけ受験生にチャンスを与える、そういうやり方が望ましい。

国大協もそういう線に沿ってA、Bというような線を決めたわけですが、しかし、やってみるというと定員不足とかあるいは学生の質の問題というような問題も出てきたんでしょう。しかし、大学自体の立場もさることながら、試験という制度自体を考えると受験生の立場も半分は考えてやらなきゃいけない。そういう意味において、できるだけ機会均等で、広く、何と申しますか、多様化するようなチャンスを与えるというやり方が好ましいと考えます。

○三治重信君　この問題はこれまでにしておきますが、とにかく三十万人からの若い大学受験生が目をみはって見ているところですから、大学の自主性ということを尊重しながらうまいところ導いていただきたいと思います。よろしくお願いします。





○柏谷照美君　次に、大学入試の問題に入ります。

複数受験の問題が大きくなりましてから、大臣は京都と大阪で関係者を集めていろいろと率直なお話し合いをされたということが報道をされているわけであります。非常に政治家としてはタイムリーな行動だというふうに思っているわけですけれども、具体的に、そういう中でどのようなことをおつかみになられましたでしょうか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　御承知のように、大学の入学試験というのは、いわば大学が持っております自治権の一つの形態になっております。そういうふうに見られておりますというか非難されてまいりますのは、大学と同時に文部省に対してもいろんな意見を寄せられます。そういう意見が、要するに専門家の意見が多いのでございまして、あるいはマスコミの意見が多い。ところが、実際にこれに関係しておられる方々の意見というものは余り役所にも入ってきませんので、そういう、自分が受験生であった人、あるいはこれから受験生になろうという人、あるいは高校で進学指導しておる先生、あるいは校長、大学の入試の担当者という人の意見を聞いたのであります。それを概略して私たちは意見をまとめまして、国大協等に対して、こんな意見がありますよ、だから入試の改善についてただ単に皆さん方が国大協の机の上でだけいろいろ議論されるのではなくて、こういう生の声を聞いてひとつ改革に積極的に取り組んでほしい、こういう要求をしようと思いまして意見を聞いておるというところでございます。

その意見の集約をいたしますと、複数化はやはり受験生の側にいたしますと賛成であります。しかし日程が非常に忙しいという議論もございました。

それから足切りにつきましては、案外厳しかった、足切りそのものをしてはいかぬという議論はなかったと思います。これはやむを得ないけれども、やはり我々も大学を希望して受験の申し込みをしたんだから、だからできるだけ緩和して、今度文部省が非常に各大学に働きかけて六倍ぐらいまで二次試験で採用しろということを言いましたけれども、そのことはよく知っておりました。学生もよく知っておりまして、これをもう少し拡大してくれぬか。こういう意見等が実は強かったということでございます。

それともう一つは、去年とことしと、何かA、Bグループのグループ分けを変えていくというのが、余りにも恣意的に走らぬようにしてほしい。学生は昨年の例を一つの基準にして勉強を進め努力しておるんだから、そのようにしてほしいということがございました。

それからもう一つは、学生の方からでございますが、例えば東京周辺、関東では何かAグループですか、法文科系がもう二回戦ができないようになってしまっておるというような、そういうような細かいことをよく知っておりました。学生は非常によく知っております。こういうようなものは少し改善してほしいというような実際的な意見が非常に多かったこと、私はこれは収穫があったと思うております。

○柏谷照美君　このA、Bグループ分けがいまだにはっきりしないで関係者が非常にいら立ちを感じているというふうに思うわけでありますけれども、国大協がアンケートをとった。二十七日の日にそれを何か出すということでありますが、文部省、この辺のところは少しつかんでおりますでしょうか。

○政府委員（阿部充夫君）　国大協の中に入試改善特別委員会というのがございますが、そこで昭和六十二年度の入試に係る受験機会の複数化等新しいことを行ったことについて、各大学がどういうふうに考え、どういうふうに評価をしているかというような諸点につきまして、これをアンケート調査を行って最近その結果をおおむねまとめたというふうに聞いておるわけでございます。

具体的な中身としましては、今年度行いました国立大学の入試について各大学においてどんな問題があったか、具体的に問題点とか、あるいは効果をどう考えているか、あるいは全体として概括的網羅的にどういうふうに考えているかというような諸点にわたっているものでございまして、大変複雑多岐にわたっております。

いずれにいたしましても、国立大学協会としては、この内容を今後の入試改善の議論の種として、これを踏まえながら議論を重ねていきたい、こういう資料としてとったものである、こう聞いておるところでございます。

○柏谷照美君　そうすると、まだまとまったものが報告をされたということではない、文部省はまだつかんでいるということではないのですか。

○政府委員（阿部充夫君）　アンケート調査の結果を特別委員会としてまとめたというものはございます。これは私どももちょうだいをいたしております。こういうアンケートを踏まえてこれからどうするかという議論はこれからのことだ、こういうことでございます。

○柏谷照美君　そのまとめたものを御報告いただけますか。

○政府委員（阿部充夫君）　大変多岐にわたっておりますので、主要な部分だけと言っては恐縮でございますが、ある部分だけ御報告をさしていただきたいと思います。

共通一次関係で教科目の弾力化をいたしたわけでございますけれども、これにつきましてはおおむね所期の効果が上がったという意見が多数であったけれども、これ以上自由化するといろいろ問題が出てくるのではないかというような意見もあったというまとめになっております。

それから、自己採点制の廃止ということを行っておるわけでございますが、これにつきましては、実施のねらいとしてはもちろん理念的には評価をするけれども、自己採点制を廃止したことによって実態としては十分な所期の目的の達成はできていないのではないかというような批判が出ております。

それから、ただいまの自己採点制と関連いたしまして、第二次試験の出願期日につきまして、今回は共通一次実施前に出願をさしたわけでございますけれども、この点につきましては、共通一次の実施後に各大学への出願を行わせた方がよいとするものが多数意見であったということが報告されておりますが、なおほかの意見もあるようでございます。

それから、試験の期日につきましては、土曜、日曜、祝日等をぜひ使いたいというような希望が多かったと言われております。

それから、A、B日程の間隔の問題につきましては、さらにこの間隔を広げた方がいいというような意見が多数であったと言われております。

それから、グループ分けについてはいろいろな議論があるようでございまして、直ちに大幅な変更はすべきでなく最小限度の変更で実施すべきだという意見と、グループ分けについては再考すべきだという意見、あるいは一定期間内に各大学が自由にやれるようにしろという意見であるとか、いろんな意見がまざっておるようでございます。

それから、二段階選抜の問題につきましては、丁寧な二次試験を行うため等のことから二段階選抜もやむを得ないけれども、これは行わない方がいいんだという意見が大半であったということでございます。

それから、その他いろいろございますけれども、総体として得点の高い者が入学をした傾向があるとか、あるいは合格者の出身地の分布が全国に広がってこれはよかったというような意見であるとか、あるいは大学の序列化、格差が顕在化したのではないかというような意見であるとか、あるいは入りたい大学で学ぶことへの道が開けたという意見とか、積極的にこの方法、複数化そのものについては評価をする意見が多かったというような

○高桑栄松君　それでは文部大臣にお伺いをいたしたいんですが、今春施行された大学入試、教育改革関係で少し伺いたいんです。

大学入試の問題なんですけれども、受験機会の複数化ということが一つのうたい文句であったわけです。これに対して結果を見てどのように評価をされているか、伺いたいと思います。

○国務大臣（塩川正十郎君）　端的な言い方で恐縮でございますが、自信のある学生には非常にいい制度であったということでございまして、それで、すれすれのところは非常に苦労をした。もともと国公立に自信のない者は初めから私立へ行く。その私立へ行く機会が若干は狭められてきた、そういう成果になってきておるような感じがいたします。

○高桑栄松君　国大協の入試改善特別委員会というのが、今春の受験機会の複数化はおおむねうまくいったんじゃないかということを言っておったわけです。しかし、最近同委員会が九十五大学にアンケートした結果を分析したのが新聞に載っておったわけですが、それを見ますと、やはり否定的な見解の方が多かったということになっておりますね。それが一つですね。

その次に、前から言われて、恐らく入試改革で一番大きな目標は偏差値輪切りの解消であると、私もそう思いますが、これは果たして解消されたというふうにお考えになりますかどうか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　まず評価でございますが、私ども高桑先生のお説をいつも拝聴しておるのでございますが、このことに関しましては私はちょっと意見が違うように思います。

実は、各大学の言っておりますのは、問題点が多過ぎるということは言えると思うのでございますけれども、例えば関東甲信越から東北、北海道の大学については、おおむねこの制度でいいから微調整をしてこれを継続すべしという意見が出てきております。一方、西日本、関西系の学校につきましては、この制度でやむを得ないではないか、そう変えるべきではないということを言っておる反面に、また学校としての独自の意見で反対を言っておる学校も多少はございますけれども、しかし、国公立大学総じて見ましたならば、せっかく発足したこの制度であって、制度には一つの大きい刺激となったのであるから、微調整の改善をして続けていくべきであるという意見の方が多いのではないかということを、実は私はそう聞いております。

それからもう一つ何でしたかな。

○高桑栄松君　偏差値輪切り。

○国務大臣（塩川正十郎君）　偏差値。実は先生、この話について私はいろんな人の意見を聞いてまいりました。

現在、教育懇談会というのを各地でやっておりますが、高校の先生あるいは大学の先生が言いますのが、我々は偏差値に余りこだわらないようにしようと努力はしておるけれども、頭から、初めから受験生がもう偏差値を自分で輪切りをしてきて、私だったらこの辺の学校はどうでしょうかという相談に来る。その相談に来るというのはみずからがやはり偏差値を評価している。このことは私は受験産業の影響が非常に悪く出てきておるという感じもいたしまして、この偏差値問題につきましては私たちも非常に苦労をいたしておりますが、だからといって、大学が一途に偏差値のみで、それで輪切りをしてしまうというのでは、御承知のように六倍まで認めようということでやったのでございますから、ある程度の偏差値の幅を拡大したということは今度の入試の特徴であった、こう思うております。

○高桑栄松君　偏差値輪切りが受験産業のせいだというのも、これは仮にそうであっても、結果があって偏差値輪切りがあるということだろうと思うんです。

京都大学の村松という教授が相当なスペースを割いて新聞紙上に評論的な評価を載せているんですね。それを見ますと、今回の入試の問題点として二つあると。まず、足切りで二次受験の資格を失った者が非常にたくさん出た、十万でしたかね、出たと言っているわけです。先ほど大臣はできる方にはよかった、できない方にはまずかったと。これは足切りというよりは、足を切るんじゃなくて、胴を切っているか、ひょっとしたら首まで切って、上の方だけの首が生きていてあともうだめだったと、そういうことでありまして、問題は、二次試験を受ける資格も失ったというぐらい偏差値輪切りがあった。偏差値輪切りなんですね、これは。明らかに上のどれくらいかをとるということですから、偏差値輪切りなわけです。それでもう一つは、この方が言っているのは、村松教授ですが、輪切り現象が徹底した、そして東京に集中をするという傾向を促進したと、こういうことを言っているんです。

もう一つ、このアンケートの中で私がやっぱり注目をしましたのは、宮城教育大学の意見というのがちょっと載っていたんですが、入試を通して国立大学の序列化が進められた。私はもう明らかにそうだと思うんです。今度のことはもう本当にそれははっきりしてきたんじゃないかということで、これはもう偏差値輪切りの結果なんですね。

そういうものが起きてきたということでありまして、これを解説させていただきますと、学力テストが主でありますと、一点を争う学力テストそのものが輪切りのための包丁役、包丁なわけです。切ってしまうわけですね。一点違ってもそこで切るというのが輪切りで、それによって偏差値というものが出てくるわけです。したがいまして、一点を争う学力テストを中心にする限りはどんなに方法を変えても偏差値輪切り現象は解消するはずがないわけです、その包丁でそういうふうに切っているんですから。それが一つですね。これから後で私の意見をまた申し上げますけれども。

その次に、昭和六十五年度に施行を予定している新テストというのがあるわけです。私もよく内容がわからないので、その大綱というのは決まったんでしょうか、どうなんでしょうか。

○政府委員（阿部充夫君）　六十五年度から実施を予定しております新テストでございますけれども、これは、臨時教育審議会の第一次答申で提言されたものを受けまして、文部省に国公私立大学の関係者あるいは高等学校の関係者等集まっていただきまして、大学入試改革協議会というのを設けまして、今関係者の間で協議を進めているところでございます。具体の内容につきましては、昨年の七月に第一次のまとめという形でおおむねの形のものを発表いたしましたが、細目について現在詰めているというところでございます。

○高桑栄松君　ここで私のリコメンデーションなんですけれども、昭和六十五年度施行というとあと満三年ないんですよね。だから、高等学校に入った生徒たちがもう満三年ない段階で細かい通知がないとやっぱり受験に対して不安を持つ。毎年のように変わるのでは困るということもあるわけで、これはできるだけ早く詰めまして、それはできるだけ早く受験対象者、つまり今の高等学校一年生も入りますから、そういう人たちに早く知らせてやって、それだけの態勢を整えさせるということが私は必要なことだと思うんです。

それから学生をとって教育をすると。その学生教育の目指すところ、これは一体どういうことなのか、一応承りたいと思うんです。

○国務大臣（塩川正十郎君）　今、新テストのお話がございましたが、六十五年をめどにこれ実施いたしたいと思うておりまして、今これがために我我も非常に慎重にいたしておりまして、それで六十四年実施のやつをわざと一年おくらしたということもその点でございまして、早く態勢をとって学生に不安を起こさぬようにいたしたいと思うております。

大学の問題でございますけれども、これはいろんな見方があると思うのでございますけれども、私たちは一応、大学は教育の場であり、かつまた学問あるいは原理探求の場でもあると、こう思うております。したがって、これからの大学政策の



中で教育に重点を置いた大学というものにするのか、あるいは研究を重点に置いたものにするのか、あるいはこれをどのように、教育と研究とはやっぱり不即不離のものでございますから、これをどう兼ね合わせていくのかというこの運用が非常に難しいと思うておりまして、ひとつ先生なんかから積極的な知恵もおかりいたしたいと実は思うております。それがために、今回大学審議会を設けて、そこでいろんなそういう制度的なものの御意見をお出しいただいたしたいと思うて法案を提出しておるのでございまして、この法案の成立につきましてはひとつ御尽力をお願いいたします。

○高桑栄松君　今の点ですね、いろいろなお考えがあろうかと思いますが、一つ申し上げると、大学は今研究というのはやっぱり大学院にゆだねていくという形ですので、大学院でないその下の卒前教育側は、専門教育というか職業教育というか、そういうものが一つのポイントになりますね、技術、知識を教える。

もう一つは、その中で将来地域社会に役立つ人間としての人間形成というのがあると思うんです。したがいまして、アメリカなんかはこの人間形成に一応相当なウエートをかけてはいるようですね。そういうことでありますが、人間形成に必要な環境というのを考えますと、これはいろいろな個性を持った学生集団の中でいろいろな人とつき合うということは相当大切なことだと思うんです。そのときに、もし入学試験というものの物差しが学力テスト一辺倒でやりますと、学力テストによって選ばれた均質集団になるわけですね。つまり多様でないわけだ、均質集団になるんです。そうすると、均質集団の中で育った学生はそういうベースの中で社会はそういうものだと思い込むだろうと思うんです。それがやっぱり日本の社会をゆがめ、あるいはこれからの国際化の中では日本人は大学を出ても国際化の中では孤立するのではないかと、私はそんなふうに思うんです。

そこで、これは提案なんですけれども、学力テストというのはさっき申し上げた偏差値輪切りの包丁でございますから、これで切ってしまうと均質になるので、それ以外のやっぱりテストが必要なのではないかということでございます。

そこで、共通一次ハードル論というのを実は前に申し上げたんですけれども、もう一度お話ししたいと思うんですが、前に松永文部大臣のときに私申し上げまして、松永さんはもう大賛成してくれたんです。NHKのテレビ討論会でも、私の名前は出されなかったですけれども、私の提案というのをばっちり紹介してくださいまして、私も大変感激をしたんですが、これは共通一次というものを私は——アメリカのSATというのがあります。スコラスティック・アプティチュード・テストというんですけれども、SATと同じように学力をテストするハードルにする。

その学力テストのハードルという意味は、一定のレベルを超えさえすれば一応資格をもち持たせるということであります。一点の点数は加算しないということであります。つまり輪切りは一遍だ、それ以上はいいと。これは、高等学校の教育の到達度を見る上でどれくらい以上であればいい、一点争って多い方がいいというんじゃないということであります。もう一つは、大学に入ってから教育を受けていく基礎学力が足りないといけませんから、そういう意味でのハードルなんです。ですからそのハードルを越えると一つ、学力テストはこれで一つですね。あとは二次試験でいろいろなハードルをつけていったらいいということです。第二のハードルはこれ、第三のハードルはこれ、そして幾つかのハードルでそれをパスしたのが入学する。それでも多過ぎたらどうするかは別な問題でありますけれども、そういうことで共通一次というものを私は認めているんです。いいと思うんです。きのうも実は放送大学の香月先生が見えて共通一次を二度くらい賛成演説を一生懸命打っておられました。私も賛成なんです。

そういうことなんですが、そこで大学の二次試験のときに、それぞれの今の最初のハードルも我が大学の理科系は何点、文科系は何点というハードルを決めたらいい。それを通った人間は今度別なハードル、それを多項目にして与えた方がいいと思うんです。

一例を申し上げますと、自治医科大学というのがありますね。ことしの国家試験、最高なんです。九九%国家試験に合格しました。これの入試のやり方、これは地域別の枠があるんです。そして推薦なんです。これだけなんです。これで入ったのが九九%というのは、教え方もうまいということはありますわな。だからこれは別にしまして、ともかく入試のときは地域別の枠、そして推薦なんです。それで九九%通っています。東大でも九二%だったかな、九九%いっていませんよ。ですから入試というもののやり方をもう完全に変えなきゃだめなんですね。だから、学力テストで一点を争ってそれを加算するから絶対あるわけです。ですからそれがなくなってしまえば、もう受験技術を覚えなくて普通の高等学校をきっちりやっていれば何%かとれるということであります。

それで、今のような例えば地方大学、地方というのは例えば北海道大学、九州は九州大学あります。それが東京へ集中するんじゃなくて、地方文化の中心であるためには、場合によったら地域に枠を置く、たくさんとってやるとか、そういうところがありますからね。ちゃんと公立大学でその県の税金を使っているんだから、入学試験は平等でなくてやっぱり枠を与えていますね。ローカルから試験を受ける、つまりタックスペイヤーの子供は何%とりますよとか、こういうやり方があると思うんです。そうすることによって地域文化を育てていく。日本はやっぱり中央集権過ぎる。何でも中央集権ですものね。これは文化もそうです。それではいけないんでないでしょうかね。ですから、そういう意味で一次ハードル論というのがありまして、そのほかに幾つかの地域制とか推薦制とか、それからボランティア活動だとか、それから何かアルバイトしたときの経験だとか、クラブ活動だとか、そういうものを幾つかのハードルをつけたらいいんじゃないかというのが私の考えでございます。

それでは、その次ひとつ進ましていただきます。

次は、臨教審の大学教員の任期制ということについて伺いたいんです。これは大学紛争のあのときに旧帝大は全部大学院大学にするというのが一つ。もう一つは教員の任期制をというのが大きなテーマでしたね。両方ともつぶれました。その責任の一つは大学臨時措置法にあったと僕は思います。あのときそういう時限立法をしなければ、あの学生のヤングパワーの、スチューデントパワーの前で大学は間違いなく変貌したと思います。あれをしなかったおかげで、旧態依然として大学の教授はオーソリティーだと思い込んでいるわけです。私も当時教授でございましたけれども、やっぱり改革のためにはあのスチューデントパワーが必要だったと私は今でもそう思います。

そこで、任期制が今臨教審から出ています。一つは、あの大学紛争でさえもできなかったものを本当にやれるんだろうかというのが一つです。そして、今回は講師、助手に限定をしてきております。評価はだれがどこでするのか、そして教授の評価はないのかということですが、いかがでしょうか。

ア　第108回国会　参議院予算委員会会議録（抄）　62. 5. 7　粕谷　照美（社）

○粕谷照美君　その点は私と、というよりは社会党の方針と全然違うわけでありますけれども、私どもも、将来的には廃止をするとしても、今すぐ廃止をしてよろしいというわけではありません。当面は行政機関から独立をした機関を設定して、教科書の内容や表現について専門的な示唆助言を行うものに変えていくべきであろう、こういう考え方を持っているということを申し上げておきたいと思います。あとは文教委員会の討論に移しまして、次に大学入試に入ります。

今回の複数受験の大学入試、総理、どんなふうにごらんになっていらっしゃいますか。

○国務大臣（中曽根康弘君）　私は、受験生になるたけチャンスを与えてやった方がよろしい、一回しか受験できないというのではかわいそうだから、二回、三回受験できるように、できるだけ大学の皆さんにも御協力を求めてやった方がいいと、そういうことを言っておったこと。それから、いわゆる共通一次テストというものにあまりとらわれないで、大学自体ができるだけ自由に本人の能力を調べる。しかもマークシート方式のようなやり方はなるたけやめて、本人の多様的な能力をよく把握してあげる。先生は少し汗を流すかもしれませんが、それは生徒にとっては一生一回の大変な大事な時期なんだから、先生の方も汗を流して協力してくださいと、そういう趣旨のことを私言ってまいったものですから、今回、二回ないし三回受験が国立大学について可能になったという点は大きな前進で、これは変えない方がいいだろうと私は思っております。

それから、ただ試験につきまして、そういう関係から応募人員の問題が出てきました。しかし、これは補欠試験を何回かやればそれはカバーできるので、やはり生徒たちが何回も受けられるという、このようなチャンスを与えるということにはかえられないものではないだろうか。ただ、一面言われるのは、勉強のできる、試験勉強をうんともそうでない子は受からなくなる、足切りが出てくる、そういう点はこれは一つの問題点ではございますね。こういう問題をどういうふうに改革、改良していくかという問題は出てきていると思います。

○粕谷照美君　総理は続けていくとおっしゃったけれども、あと二回だけですよね。その次は、六十五年からは共通テストに入ると思います。総理のお考えも入れまして、それを受けなくても入れるような条件がつくられるような原案が今討議をされておるわけでありますけれども。

文部大臣は今回のテストをどんなふうにごらんになりますか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　私は、総論的に申しまして、いい方向に向かっておると思うております。そして何よりも学生が、今まで一発勝負でございました場合には受験テクニックに走り過ぎておった。しかし今回は自分で学校を選び得るということになりまして、勉強のあり方も多少は変わってきたように私は聞いておるのでございます。

それと同時に、複数制に踏み切りましたことから、その結果として出てまいりましたのは、国立大学の各大学がお互いの評価というものを、受験生を通じて間接的に評価が出てきておるのではないか。こういう点につきましても、つまり学生はどの大学のどの学部を重点に選んでおるかということを一つは判断をする材料を提供してくれたように思うておりまして、これからの大学政策の、高等教育政策の中にありまして二つの大きい私は示唆を得たと思うております。

○粕谷照美君　文部省としては、国大協はうまくいったと言っていますけれども、一切うまくいったというふうに考えておりますでしょうか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　まだ一般の方々は、この制度が従前と違うものでございますので、正確な評価は出てきておらないように思うております。

ただ私は、今回のこの入試の改革を通じて感じますことは、やはり受験生にもう少し丁寧で広い情報を提供してやる必要があるのではないか。もしこの制度に欠陥があるとするならば、いろいろ欠陥はございましょうが、そのうち改めなければならぬ最大の欠陥は、情報提供の方を怠っておった、この点を十分に補足するならば、この制度を改善しながら続けるべきだと私は思うております。

○粕谷照美君　今の情報提供については私はもう全く同感でありますけれども、今回十万人も足切りが出てきた。一人一万一千円として十億近いお金が国庫に入ってきているわけですね。この辺のところを、返してくれというのも、いろいろな意見があるわけでありますけれども、来年はこんなことがないような条件がひとつできるかどうか。

それとあわせまして、大変な定員オーバーをしたところがあるわけでありますけれども、この辺のところと、追加合格の問題ですね。私立大学に勉強もしないのに授業料まで納められて、お金を捨ててしまうというような生徒が大勢出てきている。親たちも大変なわけですけれども、この辺についての改善も来年度は行われるというふうに理解をしてよろしゅうございますか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　その点、三点につきまして何らかの改善を図っていきたいと思うております。

○粕谷照美君　大学の入試もさることながら、親たちが一番今困っているのは高校入試だというふうに思うわけであります。高校入試の複数受験というものが主張されているわけです。大学入試の複数受験でもこれだけ大変な問題が出てきているわけであります。高校入試は、もう中学生の九四%が進学をするわけですね。同じようなことの提起というものを文部大臣としてはどのようにお考えになっておりますか。

○国務大臣（塩川正十郎君）　この問題につきましては、大学入試の複数化というのをことしから実施したところでございまして、このテクニックをもっと完全なものにしていく必要がある、テクニックというのは行政的テクニックということですが、していく必要があると私は思うております。でございますから、直ちに高校の複数制に踏み切るということはちょっと至難な段階だと思うております。がしかし、その声が非常に高い。つまり、今の若い人、学生たちは自分でチャレンジする精神は非常に強いものでございますから、チャレンジの機会をふやせということから高校にもこの問題が浸透してきたと思うのでございますが、目下、都道府県の教育委員会の中で検討をされておる県もあるということを聞いておりますが、文部省としてはこの問題につきましては何らまだ指導はいたしておりません。

○粕谷照美君　私は、高校入試というのは試験をどうのこうのするということよりも、もっと基本的には全員が希望する高校に入学できるような条件をつくることだ、こういうふうに考えておりますので、複数受験などということについて文部大臣が今考えていないということについては賛成をいたします。

次に、教育予算の問題に入ります。

中曽根内閣になって、財政的に条件が悪いということもありますが、教育予算の国の予算に対する比率というのがどんどんどんどん減っているわけでありますけれども、現状はどのように分析をしておりますでしょうか。



イ　第108回国会　参議院予算委員会会議録（抄）　62. 5. 8　林田悠紀夫（自）

○林田悠紀夫君　次に、大学の入学試験の問題、入試問題についてお伺いをしたいんですが、スケジュール的に見まして五月末にこれを固める必要に迫られておると思います。六十一年度に実施しましたグループ分け複数志願制は、受験生が複数の国公立大学を受験できるメリットをもたらしましたけれども、一方、足切りとかあるいは受験資格を失うとか、初めての経験から来る幾多の混乱がありました。

そこで、今回の六十二年度の方法につきまして、総理は昨日、複数受験を続ける旨答弁されましたが、私も、入試制度は毎年変更するということでは困るので、また受験機会の複数化というものは続けるべきであると考えております。しかし、技術的な問題は改善をしなければならないと思っておるわけでありまして、また一つ、このABグループ分けに関しまして関東地区と関西地区ではアンバランスが生じまして、高校側からも改善要望が出されております。東大と京都大学、この試験日程は同日にいたしまして、ともに優秀な学生が入学できるような調整ということが考えられないだろうか。総理大臣並びに文部大臣の御意見をお伺い申し上げたいと思います。

○国務大臣（塩川正十郎君）　お尋ねのABグループの来年度における編成替えでございますけれども、このことにつきましては、全国の各ブロックごとの国大協会議におきましてほぼ意見がまとまってまいりましたが、関西地区だけがまだ、あす会議をいたして最終的な意見の交換をする、こういうことでございまして、今何とも申し上げられない段階でございますけれども、しかし他のブロックと申しましょうか、地域におきましては、ほぼ本年度実施いたしましたのと同じ組み合わせに準じてやっていこう、こういうことでございます。

〔理事原文兵衛君退席、委員長着席〕

ただ、先生非常に御心配しておられますそういういろんな、初めての問題でございましたので問題がございまして、つきましては、この九日の関西ブロックの国大協学長会議が終わりましたら、すぐに国大協の懇談会をやっていただきまして、そこで国大協全体としての意見を統一していただいて、その上で来年度の取り組み並びに編成というものを正式に決定していただきたいと思うております。

しかし一方、高校生の方からの意見といたしましては、この複数制に対してやっぱり一つの希望を持ってきておる者も芽生えてきておりますので、これをうまく育てていかなきゃならぬ。したがって、改善すべき問題点は大体出尽くしてまいりましたので、それを改善して本年よりはいいものに持っていきたいと思うております。

○国務大臣（中曽根康弘君）　複数受験のチャンスを与えることは大事だと思います。したがいまして、できるだけ何回も受けさしてあげたい、それは私の願望であります。しかし、これらはいずれも国大協の先生方に任してあることでありますから、ABどういうふうにするかということも含めて国大協でお決めいただくことが適当であると思いますが、我々といたしましては、もうできるだけチャンスをうんとふやしてあげる、そういうことが望ましいし、それからいわゆる足切りの問題が今度は出てきますが、これらについても少し大学の先生方ができるだけ汗をかいてもらって、そしてできるだけ生徒、受験者の希望をかなえる方向でもう一息汗をかいてもらうようなやり方はできないものだろうか。それから受験者数のアンバランスの問題で定員との問題が出てきますが、これらについても補充試験を何回もやってもいいと思うんです、足りなければ補充試験を。そうすればまたチャンスの出てくる子供も出てまいりますね。

そういう意味において、学校側がもう一息汗をかいていただいて、受験生に幸あれと、そういう努力していただいて、受験生に幸あれと、そういう方向へ持っていっていただければありがたいと思っております。

フ　第112回国会　参議院文教委員会会議録（抄）　63. 3.28　高　桑　栄　松（公）

ヘ　第112回国会　参議院文教委員会会議録（抄）　63. 3.31　下　村　　泰（二）





## 7　国会における大学入試に関する質疑

ア　第108回国会　参議院予算委員会会議録（抄）　62. 5. 7　粕　谷　照　美（社）

イ　第108回国会　参議院予算委員会会議録（抄）　62. 5. 8　林　田　悠紀夫（自）

ウ　第108回国会　参議院予算委員会会議録（抄）　62. 5.15　高　桑　栄　松（公）

エ　第108回国会　参議院予算委員会会議録（抄）　62. 5.20　三　治　重　信（民）

オ　第108回国会　参議院文教委員会会議録（抄）　62. 5.21　粕　谷　照　美（社）

カ　第108回国会　参議院文教委員会会議録（抄）　62. 5.21　田　沢　智　治（自）

キ　第108回国会　衆議院文教委員会会議録（抄）　62. 5.22　斉　藤　斗志二（自）

ク　第108回国会　衆議院文教委員会会議録（抄）　62. 5.22　馬　場　　昇（社）

ケ　第108回国会　衆議院文教委員会会議録（抄）　62. 5.22　有　島　重　武（公）

コ　第108回国会　衆議院文教委員会会議録（抄）　62. 5.22　沢　藤　礼次郎（社）

サ　第109回国会　参議院予算委員会会議録（抄）　62. 7.14　米　沢　　隆（民）

シ　第109回国会　参議院予算委員会会議録（抄）　62. 7.14　池　田　克　也（公）

ス　第109回国会　参議院予算委員会会議録（抄）　62. 7.22　橋　本　孝一郎（民）

セ　第109回国会　参議院文教委員会会議録（抄）　62. 8.25　粕　谷　照　美（社）

ソ　第109回国会　参議院文教委員会会議録（抄）　62. 8.25　高　桑　栄　松（公）

タ　第109回国会　参議院文教委員会会議録（抄）　62. 8.25　下　村　　泰（二）

チ　第109回国会　参議院文教委員会会議録（抄）　62. 9. 2　杉　浦　正　健（自）

ツ　第109回国会　参議院文教委員会会議録（抄）　62. 9. 2　鍛　冶　　清（公）

テ　第111回国会　参議院決算委員会会議録（抄）　62.12. 8　井　上　　裕（自）

ト　第112回国会　衆議院予算委員会会議録（抄）　63. 2.26　山　原　健二郎（共）

ナ　第112回国会　衆議院予算委員会会議録（抄）　63. 3. 9　安　部　基　雄（民）

ニ　第112回国会　衆議院予算委員会会議録（抄）　63. 3.10　池　田　克　也（公）

ヌ　第112回国会　参議院文教委員会会議録（抄）　63. 3.22　勝　木　健　司（民）

ネ　第112回国会　衆議院文教委員会会議録（抄）　63. 3.23　鍛　冶　　清（公）

ノ　第112回国会　参議院予算委員会会議録（抄）　63. 3.23　高　桑　栄　松（公）

ハ　第112回国会　参議院文教委員会会議録（抄）　63. 3.23　粕　谷　照　美（社）

ヒ　第112回国会　参議院文教委員会会議録（抄）　63. 3.28　木　宮　和　彦（自）

# 8　大学入試に関する新聞論調等一覧

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 62. | 4. 4 | 日　経（教育） | 国立大の新入試 |
| | 4. 6 | 読　売（教育） | 急ぎすぎたグループ分け |
| | 4.10 | 朝　日（論壇） | 若者の心を傷つけた大学入試 |
| | 4.15 | サンケイ（正論） | 国立大学入試の混乱に思う |
| | 4.18 | 日　経（教育） | 様変わり国公立大入試 |
| | 4.20 | 読　売（教育） | まかり通った国立のエゴ |
| | 4.21 | 毎　日（社説） | 入試改革の失敗に学ぶこと |
| | 5.10 | 東　京（時評） | 国公立大入試について |
| | 5.11 | 毎　日（文化） | 入試問題もう一つの側面 |
| | 5.13 | サンケイ（主張） | 入試改革と個性ある大学 |
| | 5.18 | 東　京（社説） | 受験生を忘れていませんか |
| | 5.20 | サンケイ（正論） | 「共通１次」やはり廃止すべし |
| | 5.24 | 読　売（社説） | ひど過ぎないか，国立大のエゴ |
| | 5.26 | 日　経（社説） | 大学は「入試後」の努力で勝負せよ |
| | 5.28 | 毎　日（社説） | 偏ったグループ分け，再考を |
| | 5.29 | 東　京（社説） | ようやく気がついた国大協 |
| | 5.29 | 朝　日（社説） | 繰り返し国立大学に要望する |
| | 6. 7 | サンケイ（主張） | 複数校受験の原点に返れ |
| | 6.10 | サンケイ（正論） | 誰のための入試改革なのか |
| | 6.11 | 毎日（記者の目） | 「完全自由化」ノススメ　－国公立大の入試日程－ |
| | 6.16 | サンケイ（主張） | 国立大入試は抜本改革で |
| | 6.19 | 東　京（社説） | 大学人は古い論理を捨てよ |
| | 6.19 | 毎　日（社説） | 大学自治の乱用ではないか |
| | 6.19 | 読　売（社説） | だれのための入試「改善」か |
| | 6.22 | 朝　日（座標） | 大学の体質変えよう |
| | 7. 3 | 読　売（論点） | 完全な入試制度永遠に不可能？ |
| | 7. 6 | サンケイ（正論） | 現実から遊離した入試制度 |





| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 8.15 | サンケイ（主張） | 大学入試の改善と問題点 |
| | 8.16 | 毎　日（社説） | 求めたい受験生への配慮 |
| | 8.17 | 東　京（社説） | 何とかならぬか，二段階選抜 |
| | 8.19 | 朝　日（社説） | 入試改革に残された時間 |
| | 8.20 | サンケイ（主張） | ＡＢ分割入試に注文する |
| | 8.20 | 読　売（社説） | 入試改善が生かされる条件 |
| | 11.10 | 読　売（社説） | 受験に欠かせない大学情報 |
| | 11.14 | 東　京（社説） | 受験生の姿が見えぬ入試改革 |
| | 11.14 | 朝　日（社説） | 理解しがたい国立大入試案 |
| | 11.14 | 読　売（社説） | 受験生不在の入試いじり |
| | 11.15 | サンケイ（主張） | 分かりにくい国立大入試 |
| | 11.17 | 毎　日（社説） | あいまいな入試改革の方向 |
| | 11.23 | 日　経（社説） | 入試改革で国立大に望む |
| 63. | 1.23 | 東　京（社説） | 『新テスト』はどうなっている |
| | 1.23 | 毎日（記者の目） | 弊害むしろ強まったが |
| | 1.25 | 日　経（社説） | 入試改革寝返り論は困る |
| | 1.28 | 読　売（社説） | 「点数より個性」の大学入試 |
| | 2.13 | 毎　日（社説） | 「複数受験」とはいうものの |
| | 2.17 | 東　京（社説） | 新テストを無理強いするな |
| | 2.17 | サンケイ（主張） | 新テストの構想は出たが |
| | 2.17 | 読　売（社説） | 新テストをどう生かすか |
| | 2.17 | 朝　日（社説） | 新テストは延期するべきだ |
| | 2.20 | 毎日（記者の目） | まず“大学の没個性„解消を |
| | 2.20 | 読　売（社説） | その場かぎりの入試いじり |
| | 2.20 | サンケイ（主張） | 安定した大学入試制度を |
| | 2.22 | 毎　日（社説） | 見直し必要な大学入試改革 |
| | 2.27 | 日　経（教育） | 私大へ流れる今年の受験生 |
| | 3. 9 | 朝　日（論壇） | 基礎学力問う新テストを |
| | 3.10 | 朝　日（論壇） | 新テスト来年実施は拙速 |

3.13　東　京（時評）　暗記よりも理解を

3.17　サンケイ（正論）　入試改革は大学論の確立から

3.20　サンケイ（オピニオンアップ）　大学入試の総合研究体制を　－入試センターの機能強化－

3.27　読　売（社説）　多様な入試に一層の努力を

3.30　東　京（社説）　変わる西，動かぬ東の国立大

3.31　毎日（記者の目）　入試改革の混乱ぶり象徴



**大学入試センター年報**（昭和62年度）

発行日　平成3年3月

発　行　大学入試センター（管理部庶務課）

（〒153）　東京都目黒区駒場2丁目19－23

電　話　03（3468）3311